

博士論文

論文題目                    20 世紀初頭の中国における教育改革の展開（1902-1916）  
                                    ——近代学制の施行とその実態——

氏     名                    周 東怡（CHOU TONG-YI）

## 目次

序章	……1
第一節 本稿の研究対象と年代設定	
第二節 本稿における問題意識と先行研究	
第三節 本稿の研究課題	
第四節 本稿の構成	
第一章 「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目	……11
はじめに	
第一節 「読経講経」科目の内容の内容	
第二節 「読経講経」科目の設置の要因	
第三節 「教育宗旨」について	
おわりに	
第二章 科挙の改廃と伝統士人	……42
はじめに	
第一節 伝統士人の日記について	
第二節 科挙の改廃に関する議論の概要	
第三節 伝統士人の科挙の廃止に対する反応	
第四節 科挙の廃止による衝撃を緩和する措置——「読経講経」科目を中心に	
おわりに	
第三章 新式学堂の設立と教育経費をめぐる紛争	……63
はじめに	
第一節 日記から見えた新式教育による伝統士人の生計の変化	
第二節 新式学堂の設立について	
第三節 新式学堂設立の経費をめぐる問題	
おわりに	

第四章 法令を通じた「奏定学堂章程」の修正と補完	……92
はじめに	
第一節 清末十年間に公布された各種の教育章程の概観	
第二節 修正法令による「奏定小学堂章程」に関する補完	
第三節 立憲運動による学部 of 教育改革年次計画および簡易識字学塾の設立	
おわりに	
第五章 民国初期の「壬子・癸丑学制」および教育宗旨	
——清末近代学制との連続性と変化において——	
	……137
はじめに	
第一節 民国成立前夜（1911年）における近代学制の再改訂をめぐる議論——小学堂章程を中心に	
第二節 民国初期の「壬子・癸丑学制」における小学校課程——清末学制との連続性と変化において	
第三節 民国初期における教育宗旨の変化および「読経講経」科目の復活	
おわりに	
終章	……176
（付録1-1）—（付録1-10）	……180
（付録2-1）—（付録2-9）	……199
参考史料・文献	……211

## 序章

本稿は近代学制の実施と改訂を軸に、20世紀初頭の中国における教育改革の歴史的変遷を考察することを目的としている。序章として以下ではまず、本稿の研究対象と年代設定、本稿における問題意識と先行研究との関わり、本稿の課題および構成について述べてゆく。

### 第一節 本稿の研究対象と年代設定

1901年（光緒二十七年）、国家再建のため、清朝政府は10年間に及ぶいわゆる「光緒新政」を開始した。その間様々な改革が目指されたが、とりわけ教育改革に重点が置かれた。このような背景のもと1902年（光緒二十八年）に公布された「欽定学堂章程」と1904年（光緒二十九年）に公布された「奏定学堂章程」は中国史上に類をみない近代教育制度である。

この2つの章程は、初等教育・中等教育・高等教育・師範教育・実業教育からなる教育システムを規定し、さらに具体的なカリキュラム編成を定めたものである。また、修業年限、科目、授業時間なども事細かに規定されているのが特徴である<sup>1</sup>。近代学制の急速な整備が進み、各級の学堂も続々と設立された<sup>2</sup>。従来の私塾において塾師が担ってきた科挙向けの教育方式とは大きく異なっており、画期的な進展と言えるだろう。さらに1905年（光緒三十一年）に科挙制度が廃止されたこと、独立して教育を総括する行政機関として学部が成立されたこと、そして1906年（光緒三十二年）に教育方針を示す教育宗旨が公布されたことは、新式教育の導入をさらに加速させた。

この近代的な学制が公布・実施されてから10年間後、清朝の統治に大きな変化が起きた。即ち1911年（宣統三年）10月の武昌蜂起を端緒とする辛亥革命によって清朝の統治に終止符が打たれ、中華民国の成立に至ったのである。1912年（民国元年）1月、孫文が南京で臨時政府を樹立すると同時に、教育部も設立された。教育部は成立してまもなく、まず1912年1月19日に中華民国最初の臨時的教育法令となる「普通教育暫行辦法」と「普通教育暫行課程標準」を公布した。その後、教育部が臨時教育会議を主催し、各学校系統の法令を議論した上で、1912年9月に新学制である「壬子学制」と教育宗旨を公布した。それから1913年（民国二年）8月までの約1年間において、教育部は続々と各種学校令を制定し、「壬子学制」の補充と整備を試みた。こ

---

<sup>1</sup> ただし、実際に実施に至ったのは「奏定学堂章程」である。

<sup>2</sup> 孫慧敏によると、清末の近代学制の制定が学堂を日本の「学校」制度の特質と中国学校の特徴を共に持つ「新式学校」に変貌させたことを促した。孫慧敏『『新式学校』觀念的形成及影響』、王汎森等著『中国近代思想史的轉型時代』、聯經出版事業股份有限公司、2007年、81-103頁。

ここに至って「壬子・癸丑学制」<sup>3</sup>が完成し、1922年（民国十一年）に「壬戌学制」が公布されるまで中華民国最初の教育法令としての役割を果たした。

以上のように、近代中国初の近代学制としての「欽定・奏定学堂章程」および民国最初の学制としての「壬子・癸丑学制」それぞれに内包されている時代性や担っていた歴史的意義の重要性がうかがえる。したがって、本稿は学制の改訂と実施に注目しつつ、20世紀初頭の中国における教育改革を論じることとする。

なお、本稿では「欽定学堂章程」が公布された1902年を端緒とし、1916年までを一応の区切りとして、近代学制の実施と改訂という制度的変遷への考察を行う。「欽定学堂章程」は実施には至らなかったものの、中国における近代学制の発端と言えるものであり、また、その後「壬子・癸丑学制」が1913年頃に公布され、1915年から1916年にかけて袁世凱政権によって改訂がなされ、学制が大きく変化したので、この設定をひとまとまりの時期として捉えられると考えたからである<sup>4</sup>。

## 第二節 本稿における問題意識と先行研究

### 一、「日本モデル」という論点に対する再検討

阿部洋は清末10年間にわたった学制の制定、および各段階の学堂を系統的に設立し普及するための努力が全国的規模で展開される過程において、日本の教育が制度・目的・内容・方法などすべての面において模倣され、その意味で清末はまさに「日本モデル」の教育改革の時代であったと指摘した。特に「奏定学堂章程」が実際に日本の教育制度以外に外国の制度を参考した形跡は見られないと述べている<sup>5</sup>。一方、銭曼倩・金林祥は「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」を明治後期の学制と比較し、この2つの章程が「日本モデル」であったかどうかは明言していないものの、学制の制定者は日本教育制度を媒介とし、西洋の教育制度を導入しようとしたと論じている<sup>6</sup>。また、汪婉は清末に「日本型教育体制」が確立されたと論じているが、その中で、それは中国が日本から西洋の教育制度を「伝統文化」に接合するための方法を学ぼうとしたからであると指摘している<sup>7</sup>。

これらの先行研究からは、以下のような問題点が浮かびあがってくる。第一に、「日本モデル」という概念によってどのように清末民国初期の学制と日本との関連の度合いを測ればよいか、ということである。第二に、

<sup>3</sup> 旧暦で1912年は壬子年、1913年は癸丑年となるので、この学制が「壬子・癸丑学制」と称される。

<sup>4</sup> 1915年1月に「特定学務綱要」を公布し、教育宗旨も改訂した。それらに基づいて、同年7月に「国民学校令」、「高等小学令」、1916年（民国五年）1月に「国民学校令施行細則」、「高等小学令施行細則」を公布した。ただし袁世凱の失脚によって、1916年10月にこれらの改訂がふたたび修正された。

<sup>5</sup> 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、福村出版株式会社、1990年、14頁。

<sup>6</sup> 銭曼倩・金林祥『中国近代学制比較研究』、広東教育出版社、1996年、124頁。

<sup>7</sup> 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、汲古書院、1998年、258-259頁。

日本側がどのような思惑を持って清末民国初期の新たな学制の制定を認識していたのか、という点である。筆者は、これらの問題を解明するために、改めて「日本モデル」という論点を検討する必要があると考える。そこで、「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」において設けられた「読経講経」<sup>8</sup>科目に注目することにする。

「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」において設置された科目は、中国伝統の科目ではなく、ほとんど明治日本の学制を模倣したものであった。「読経講経」科目はその中で唯一の中国的特色を有する科目と見なされ、研究者の関心を集めてきた。張百熙が制定した「欽定学堂章程」の段階ですでに「読経講経」科目は設けられていたのであるが、従来の研究では「奏定学堂章程」制定を主導した張之洞の「中体西用〔中国固有の学問を基盤とし、西洋の学問を応用していく〕」思想と「読経講経」科目の設置との関連性に比較的注目が集まっていた<sup>9</sup>。また、その他の先行研究では以下の3つの視点から「読経講経」科目が論じられてきた。

第一に、近代学制における封建性という視点である。陳青之は、「奏定学堂章程」において経学の授業時間が特に多く設定されていること、大学堂専設経学科や高等学堂、優級師範学堂では「経学大義」「群経源流」の授業が課せられていること、また、中小学堂の授業時間に占める経学の時間数が多いことなどを指摘し、封建思想がきわめて濃厚であると批判した<sup>10</sup>。また、錢曼倩・金林祥も制定までのプロセスを論じ、外国の学制と比較しながら、清末の「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」、および民国初期の「壬子・癸卯学制」と1922年の「壬戌学制」を分析している。その中で「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」について、(1)初めて全面的に西洋教育制度を導入したこと、(2)新式の学校教育の発展を推進したこと、(3)従来の教育発展の重点を変えたこと、(4)教育内容の改革を促したこと、については評価したが、「読経講経」科目に対しては、この科目が修業時間を大幅に占有している点に2つの章程の封建性が窺える、という批判的見解を示すにとどまっている<sup>11</sup>。

第二に、国民の創造という視角である。村田雄二郎は、張之洞が「奏定学堂章程」を制定する際、「尊孔」の角度から特に「読経講経」科目の設置を重視していたと分析し、彼が「尊孔」と「読経講経」を用いて新時代に適應できる「国民」を養成し、民族のアイデンティティを強化しようとしていた、と指摘している<sup>12</sup>。また高田幸男は、教育制度・カリキュラムの分析を中心に、国家統合と主権者養成の両面から辛亥革命期（清末

<sup>8</sup> 経とは本来、先秦の諸学派それぞれにとっての綱要の書をさすが、前漢以降は儒家が他を圧倒する地位を占めたため、「経学」の「経」は限定的に儒家の経典を指すようになった。要するに、「経」すなわち儒教の経典に関する「創造的解釈に基づく注釈を中心とした、二千年にもわたる諸々の知的営為」が経学なのである。溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』、東京大学出版会、2001年、327頁。

<sup>9</sup> 阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』、福村出版株式会社、1993年、12-13頁、汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998年、255-256頁。

<sup>10</sup> 陳青之『中国教育史』、民国叢書編輯委員会編『民国叢書』第1編48文化・教育・体育類、上海書局、1989年、609-610頁。（初版は上海商務印書館、1936年）。

<sup>11</sup> 錢曼倩・金林祥『中国近代学制比較研究』、広東教育出版社、1996年、117、124-127頁。

<sup>12</sup> 村田雄二郎「辛亥革命時期的「尊孔」問題——清末教育改革与張之洞」『外国語科研究紀要』第41巻第5号、東京大学教養学部、1994年3月。

新政期も含む)の教育において「国民」がどのように創造されていったのかを考察しているが、その中で「読経講経」科目についても「歴史」「地理」とともに論じ、この科目は儒教色を濃厚に帯びているものの、特に国家観念が強調されているわけではない、と指摘している<sup>13</sup>。

最後に、学問としての視角である。朱貞は清末の新式学堂と経学との関係を検討しながら、経学が新式学堂の1つの科目として設けられた理由として、(1)「中体西用」思想の影響、(2)西洋の学問には中国固有の学問が対応する科目がないため、経学という科目を設置し、新旧教育を連続させようとしたこと、の2点を指摘している<sup>14</sup>。

このように、清末の学制についての全面的な研究という角度から、従来の研究では、「読経講経」科目の設置には封建性が濃厚に反映されているとの評価を除けば、いずれもこの科目の特殊性および設置目的について検討が進められてきたことがわかる。

しかし、「読経講経」科目を、清末学制の中にあつて純然たる中国的特色を有する科目として認識するだけでは不十分である。なぜなら、明治時代の雑誌には、清朝の教育改革への協力を提唱する文章や、清朝の教育改革に対する意見などが数多く掲載されたが、そこでは尊孔・儒教・経学の重要性がしばしば唱えられていたことが確認できるからである。また、同時期に清朝から多数の教育視察者が日本を訪れ、見学や日本の著名人との交流を通して、尊孔・儒教などの重要性を認識していたことにも注意しなくてはならない。すなわち、日本側の清朝の教育改革に関わる言論が、清朝の新たな学制および教育方針を示す「教育宗旨」の制定と内容にも影響を及ぼした可能性がうかがえるのである。したがって、日本側の清朝の教育改革にかかわる言論を用いながら、「読経講経」科目の設置と教育宗旨の制定に対する分析を行い、「日本モデル」という論点を再検討することが、筆者の第一の関心である。

## 二、「人」という視点から見た教育改革の展開

清末民国初期における教育改革の展開の中で特に重要だったのが、科举制度の廃止と近代学制の推進である。

いうまでもなく科举制度は、長期にわたり中国の文化、社会、経済などの領域を政治勢力に密接に結びつける役割を果たしてきており<sup>15</sup>、その改廃は様々な変化をもたらした。従来の研究では、とりわけ科举改廃が科举に生涯を捧げる士人に及ぼした影響、および広く社会、特に農村社会に与えた影響に関心が集まり、検討されてきた。

例えば、科举が正式に廃止されるまでの10年間に、士人がすでに伝統学術と西洋学問をともに学んでいた

<sup>13</sup> 高田幸男「辛亥革命期における「国民」の創造——その初歩的考察——」、『近きに在りて』第39号、2001年8月。

<sup>14</sup> 朱貞「清季学制改革下の学堂与経学」、『中山大學學報(社会科学版)』、2011年第51巻。

<sup>15</sup> 余英時「試説科举在中国史上的功能與意義」、『二十一世紀』2005年6月、4頁。

こと、実際に廃止されて以降、彼らの学習内容が大幅に変化したことが指摘されている<sup>16</sup>。また新式学堂における教育内容が農村社会の現状から離れているので、期待された成果があげられなかった、あるいは、そもそも新式教育が農村の人々にあまり信用されていなかった<sup>17</sup>、との指摘もある。さらに新式学堂の設立や経費が都市に集中し、その教育内容が農村社会の現状から離れていたこと、またそもそも専門学堂の数が非常に少なかったことが、都市と農村の分離を激化させたとの指摘もなされている<sup>18</sup>。

そのほか農村社会において実施された新式教育の状況、および私塾と新旧学制の転換が農村社会の経済・文化機能に与えた影響を全面的に検討した研究も現れている。これは農村における近代化の進展という視点からの研究となるが、その研究によれば、清末から民国初期にかけて、農村では教育の「新旧混雑」が著しく、新式学堂が私塾に取って代わることができなかつたために、農村のエリートが大量に離村し都市へ流出したと指摘されている<sup>19</sup>。

なお、清末から民国初期における近代学制の展開も、長きにわたって研究者の関心を集める研究課題であった。例えば、小林善文は近代中国における近代学制がどの程度まで中国教育界に浸透したのか、洋務運動から抗日戦争までの教育の実態に留意しながら考察を加えている。それによれば、清朝は「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」を定めて教育改革の道を歩み始めたが、各地に学堂を破壊する暴動が起きたので、教育界の一元的支配を実現するにはほど遠い状況であったという。また、各地に設けられた初等小学は、規模から見ても旧来の私塾と大差なく、教科書の内容でも伝統的読経講経に重点を置いていたにすぎなかつたとされる<sup>20</sup>。

邱秀香は教育と社会との関連という問題を検討するため、全国児童を対象とし、社会と密接にかかわっていた小学堂について研究を行った。そして光緒新政時期に新式小学堂が積極的に設立されていたが、(1) 清朝の教育政策と教育理念、(2) 社会の経済的負担能力、(3) 民衆の伝統的な価値観などの理由によって、清末における新式教育の推進過程において各地域の格差が大きく、現実と理想との間でも落差が存在したことを明らかにした<sup>21</sup>。

朝倉美香は広東省を事例として、伝統的な社会構造との関連で郷村における義務教育実施過程を研究している。この研究では、清末・民国期に一貫して、宗族社会や郷紳が郷村における義務教育実施に関与したこと、とりわけ彼らが学校経費の調達に大きく関わっていたことが明らかにされている<sup>22</sup>。

ただし、以上の研究は主に科挙廃止と新式教育が社会に与えた変化に重点を置いているが、そこには「人」

<sup>16</sup> 羅志田「清季科挙制改革の社会影響」、『中国社会科学』1998年第4期。

<sup>17</sup> 羅志田「科挙制廃除在郷村中的社会後果」、『中国社会科学』2006年第1期。

<sup>18</sup> 陳慶璠「近代新学体制与城郷分離的加劇」、『福建論壇』人文社科版、2005年8月。

<sup>19</sup> 郝錦花『新旧学制更易与郷村社会変遷』、人民出版社、2009年。

<sup>20</sup> 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』、汲古書院、2002年。

<sup>21</sup> 邱秀香『清末新式教育的理想与現実——以新式小学堂興辦為中心的探討』、国立政治大学歴史系出版社、2000年。

<sup>22</sup> 朝倉美香『清末・民国期郷村における義務教育実施過程に関する研究』、風間書房、2005年。



という視点からの分析がなお欠けている。ここでいう「人」とは、およそ科挙の肩書を持つかどうかを問わず、科挙を志した伝統士人を指している。従来紳士、士紳などの言葉がよく使われてきたが<sup>23</sup>、ここであえて「伝統士人」という用語を使う理由は、官職を歴任し、教育改革に賛成あるいは協力した上層の、名の知れた人々の記録より、社会的・経済的地位が低い、下層の無名の人々が残した教育改革や新式教育の展開に関する記録のほうが、当時の状況に一層接近できると考えるからである。彼らは、教育現場において教わる立場の「学習者」と、教える立場の「教師」または「教育関係者」という二重の立場で、新式教育の最前線に身を置き、教育の現場を最も切実に体験していた人々であった。したがって、彼らが新式教育に対してどのような姿勢と思考で向き合っていたかを考察することには大きな意義があると言えよう<sup>24</sup>。

こうした視点からの先行研究として、例えば蔣純焦は従来学問の伝授を担ってきた塾師に注目し、事例分析を通して塾師という職業の変遷が塾師の個人的な生活にもたらした変化と彼らの命運を検討した。19世紀後半には、塾師たちはすでに国事と社会の発展に対し関心を持つようになっており、自らその変化の流れに乗ることはなかったにせよ、時局を把握してはいたこと、また、清末新政から辛亥革命の時期、塾師たちは科挙の改廃と新式学堂成立の衝撃に直面する中で、保守的な姿勢を見せたり、新式教育の系統へと転身を図ったりしていたことが指摘されている<sup>25</sup>。

それから、羅志田は劉大鵬の日記を利用し、清末における科挙制度の改廃のプロセスの中で、内陸出身である伝統士人の心境およびその生活に起きた変化を究明した。そして、新式学堂の振興と科挙の廃止という流れの中で、内陸部の士人は沿岸部の士人のように即時に情報を得られなかったため、その変化にうまく適応できなかったと指摘している。さらに、劉大鵬の言説を通して、科挙の完全廃止以前にすでに見られつつあった商人と士人の社会的地位の接近という現象を見だし、そこから四民（士農工商）社会の変遷と解体についても考察している<sup>26</sup>。また、関曉紅は劉大鵬と朱峙三の日記を利用し、科挙改廃が伝統士人に及ぼした影響に論点に絞り、考察を行った。ここでは、士人の科挙に対する見解、科挙廃止に対して士人が取った対応、および新たな進路についての分析を通して、科挙の改廃が実は大きな反響を呼んでいなかったこと、そのため士紳の勢力も弱められることはなく、彼らが依然として様々な権力を保有し、社会において重要な地位を保っていたことが指摘されている<sup>27</sup>。

---

<sup>23</sup> その性格については、主に張仲礼『中国紳士——關於其在十九世紀中国社会中作用的研究』（上海社会科学院出版社、1991年）、王先明『近代紳士——一個封建階層的歷史命運』（天津人民出版社、1997年）を参照されたい。

<sup>24</sup> 拙稿「清末における新式教育の展開と伝統士人——伝統士人の日記から見えたもの——」、『中国——社会と文化』第二十七号、2012年7月、228頁。

<sup>25</sup> 蔣純焦『一個階層的消失——晚清以降塾師的研究』、上海書店出版社、2007年。

<sup>26</sup> 羅志田「科挙制的廢除与四民社会的解体——一個内地郷紳眼中的近代社会変遷」、『清華学報』（新竹）第25卷第4期、1995年2月。

<sup>27</sup> 関曉紅「科挙改廃与近代郷村士人——以劉大鵬、朱峙三日記為視角的比較考察」、『歴史研究』、2005年第5

以上述べてきたように、科挙改廃によってもたらされた影響について、すでに多くの先行研究が分析を重ねてきており、さらに、伝統士人が残した日記を利用して、科挙の改廃に対する彼らの心理的反応、あるいは士紳の権力の変容をたどった研究もなされてきた。特に後者は本稿の考察にとっても示唆に富むものである。20世紀初頭の中国における教育改革の展開を一層究明するため、教育現場に関する記録と教育現場にいた人々の「声」を利用することが必要だと考える。下層の伝統士人の日記に掲載されている彼らの教育改革に対する反応および実際の対応を分析し、前述のような「人」という視点に立って、日々の暮らしを営む人々の身近に存在した20世紀初頭の中国における教育改革の実態を仔細に描写したい。

### 三、清末学制と民国初期学制との連続性と変化

「壬子・癸丑学制」は、共和制を採用した中華民国で最初に施行された学制である。ある研究によれば、政体の変化という観点から見れば、「壬子・癸丑学制」は中国で最初のブルジョア的性質を持つ学制であるという。「壬子・癸卯学制」における民国の教育方針と各級各学校の教育宗旨には共和国の国民としての要求が、そして課程の制定にはブルジョアジーの産業の発展への意欲が反映されており、また、教育において男女平等を提唱し、尊孔、読経などの封建的な教育内容を廃止し、五四運動の基礎を築いたことが「壬子・癸丑学制」の意義である、とも指摘されている<sup>28</sup>。また、同じく変化という視点を共有する別の研究では、壬子・癸丑学制改革の根本な目的は民国初期の政体の転換と社会の変化に適応するためであった、との観点も提起されている。新たな教育宗旨を制定したことも、民主、共和精神にふさわしいものとするためであったとされる<sup>29</sup>。

しかし、この変化という視点は、階級分析に依拠した研究方法が衰退するなかで後退しつつあり、近年では学制の内容自体の変化に注目する研究が増えてきている。例えば、「壬子・癸丑学制」が日本のみを模倣していたという観点を打破し、「日欧調和」の一面も存在していたと、とする指摘もその一例である<sup>30</sup>。さらに、清末の近代学制との比較において、変化だけではなく連続性のほうにも関心が集まっており、民国初期の学制は清末の近代学制を受け継いでおり、やはり日本の学制を参考にしていたと指摘する先行研究もある<sup>31</sup>。

---

期。

<sup>28</sup> 錢曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』、205-210頁。

<sup>29</sup> 周谷平・章亮「蔡元培和民初学制改革——紀念蔡元培誕辰130周年」、『杭州大学学报』第28卷第4期、1998年10月、100-102頁。

<sup>30</sup> 周谷平・章亮「蔡元培和民初学制改革——紀念蔡元培誕辰130周年」、102-106頁。「日欧調和」とは、学制の理論レベル（例えば教育宗旨）は欧米各国、特にドイツ、フランスをモデルとし、制度と実践レベル（例えば学校系統、法令規程、課程設置など）では主に日本をモデルとした、とするものである。

<sup>31</sup> 阿部洋は「民国初期の教育状況」（『韓国研究誌』第5巻5、6号、1976年6月）において、民国初期の学校制度は、清末の学制と同様、日本の制度をモデルとしたと分析している。また、蘇雲峰（蘇雲峰著・吳家瑩整理『中国新教育的萌芽与成長（1860-1928）』、北京大学出版社、2007年、103頁）と周文佳は「民国初年“壬子癸丑学制”述評」（『河北師範大学学报』（教育科学版）第13巻第11期、2011年11月）、壬子・癸丑学制の内容には日本の学制を参考にしたと思われるところがあると言及している。

近年では辛亥革命にかかわる課題を検討する際、清末から辛亥革命時期（あるいは民国初期）というこれまでより長い時間軸のなかで、各領域で見られた変化と連続性に注目する傾向が高まっている<sup>32</sup>。制度というものを考えてみても、民国になって政体が共和制となり、そこで制度や法令を共和の精神に一致させるべきであるという主張があったにせよ、民国成立初期に新たな為政者が全制度を一新したと考えるのは、いささか無理がある。むしろ、清末新政時期に制定された制度や法令に基づき、修正や補足を加えたと仮定するほうがより合理的である。したがって、これまで変化という文脈で論じられてきた民国初期の学制を、連続性という角度から分析することによって一層理解を深めることが可能になると考える。

### 第三節 本稿の研究課題

高田幸男は中華民国期の教育史における「歴史学の文脈で解明すべき課題」として、(1) 教育政策の再検討 (2) 教員の研究 (3) 地域社会の研究 (4) 人物研究の四点を挙げている<sup>33</sup>。本稿はまさに中国の近代学制における「日本モデル」という論点の再検討、下層伝統士人への影響、そして清末民国初期の近代学制の連続性と変化、という角度から 20 世紀初頭の中国における教育改革の実態に迫るものである。さらに、世論が学制改訂に及ぼした影響に対しても補足も試みる。

以上のことを踏まえつつ、本稿は以下の 4 点を課題とする。

第 1 点は、清末から民国初期にかけての学制における「読経講経」科目の設置についての検討である。先行研究で指摘されている「国民」の養成という視点を踏まえ、この科目の設置の政治的背景と日本での「読経講経」科目認識についての実態解明を行う。

第 2 点は、教育宗旨の制定、改訂およびその意義についての究明である。まず、前述した「日本モデル」についての再検討の延長として、清末（1906 年）の教育宗旨の内容および制定意図を分析する。また、1906 年、1912 年と 1915 年という 3 つの教育宗旨を総合的に論じ、清朝から民国へという政治体制の変化にあっても 3 つの教育宗旨が連続性を保っていたことを実証する。

第 3 点は、伝統士人の日記からみた教育改革を論じることである。伝統士人の日記の豊富な内容から、彼らの科挙の改廢に対する反応や新式教育に対する認識を明らかにし、また、それぞれが身を置く地域社会のなかで彼らが新式の教育活動とどのように関わり、さらに新式教育の展開に対して当時の社会がどのように反応したのかについても検討する。

そして第 4 点は、清末における近代学制の改訂が民国の学制にどの程度の影響を与えたか、について明らか

<sup>32</sup> 村田雄二郎「グローバルヒストリーの中の辛亥革命」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店、2012 年、1-18 頁）に詳しい。

<sup>33</sup> 高田幸男「教育史」、野沢豊『日本の中華民国史研究』、汲古書院、1995 年、223-224 頁。

にすることである。まず、「奏定学堂章程」の小学堂章程について、学部の調査員が提出した各地方の学務調査報告および世論の動向を参照しつつ、1909年（宣統元年）と1910年（宣統二年）の2回にわたる小学堂章程の改訂の過程を検討し、その意義を探る。つぎに、この2回の改訂及び民国成立前夜の1911年（宣統三年）に地方の各教育団体と学部が主催した中央教育会で提起された改革案と比較しながら、民国の「壬子・癸丑学制」に記載された小学校教育の内容について、清末の学制との連続性と変化を分析する。

#### 第四節 本稿の構成

本稿は序章と終章、および5つの章によって構成される。以下に主な内容を形成する5つの章について概述しておく。

第一章「「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目」においては、以下の事実を明らかにする。まず、「読経講経」科目の授業時間が全科目の授業時間に占めていた割合や、小・中・高等学堂における「読経講経」科目の授業内容を紹介し、「読経講経」科目が清末の学制に占めていた重要性を明らかにする。2点目に、章程制定者の思想と孔教運動という2点から「読経講経」科目の設置にかかわる清朝の内部的背景を論じる。3点目に、明治初期日本における儒教の状況、日本側の清朝の教育改革に対する姿勢、日本への視察者が見た日本の儒学・孔教重視の姿勢、明治時期の雑誌における儒教・孔子に関する論説、の各方面から、「読経講経」科目の設置に対する日本側の影響を究明してゆく。最後に、1906年の教育宗旨の各項目を分析し、その制定の意図を明らかにする。明治時期の雑誌記事および日本への視察者が残した日記などの資料を利用し、「読経講経」科目と教育宗旨を検討することを通じて、「日本モデル」という論点を再検討してゆく。

第二章「科挙の改廃と伝統士人」では、劉大鵬、朱峙三、張綱の日記の分析を通して、伝統士人の科挙の改廃に対する反応および対応を論じてゆく。彼らの思想や社会環境を読み解くことで、3人の科挙改廃に対する見解の差異と共通点を明らかにする。

第三章「新式学堂の設立と教育経費をめぐる紛争」では、第二章に引き続き、地域社会と人物に着目しつつ、上述した3人の日記を用い、清末における新式教育の展開が士人の生計と進路に与えた影響を分析する。続いて、朱峙三の日記に記載されている彼の兩湖師範学堂での学習記録を利用し、教員や教育政策という角度から、当時の初級師範学堂の実態および学生の進路などを論じる。こうした事実の確認を通じて、再び地域社会の視角に戻り、士人による新式学堂の設立への参与、そしてそれに関連する経費問題等についても分析してゆく。

第四章「法令を通じた「奏定学堂章程」の修正と補完」では、小学堂章程を例に、1909年と1910年の2回の改訂について、その修正の内容および修正に含まれる意義を明らかにしてゆく。「奏定（小）学堂章程」が修正法令によっていかに補完・修正されたのか、を追いながら、今まで先行研究ではあまり深く触れられてこ

なかった宣統年間における学制改訂の実態を明らかにする。また、1906年に始まった立憲運動を背景に設置されるようになった簡易識字学塾についても論じる。

第五章「民国初期の「壬子・癸丑学制」および教育宗旨——清末近代学制との連続性と変化において——」において、宣統年間の学制改訂および中華民国成立前夜の1911年に朝野が教育章程、特に初等教育章程をめぐって提出した改革案を取りあげる。教育の基礎となる小学校章程をめぐる改訂と「読経講経」科目の存在と廃止に焦点を絞り、民国初期の「壬子・癸丑学制」と清末学制との間に存在した連続性と変化を探る。また、民国初期の教育宗旨の制定と修正についても取りあげ、その背景にある思想について、清末からの連続性と変化を究明する。

## 第一章 「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目

はじめに

本章では、「読経講経」科目の内容を整理し、そして、先行研究ですでに提起されている「国民」の養成という視点を踏まえつつ、まずこの科目の設置にかかわった清朝内部的要因を究明してゆきたい。

また、明治時期の雑誌に掲載されている清朝の教育改革への協力を提唱する文章や、清朝の教育改革に対する意見、尊孔・儒教・経学の重要性を唱えていた記事を用いて「読経講経」科目の設置と日本との関連性を考察し、「日本モデル」という論点について再検討することも本章のもう1つの目的となる。そしてこの考察の延長線として、「教育宗旨」の内容およびその制定の意図についても検討してゆくこととする<sup>1</sup>。

### 第一節 「読経講経」科目の内容

#### 一、清末の近代学制における「読経講経」科目が占める割合

##### (一) 清末の近代学制の概観

「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」は全国規模で学校教育システムを完備し、全面的に西洋から教育制度を導入しようとした最初の試みである。各学校の運営主旨、課程の設定、学生の入学条件、修業年限、および各学校の間の相互関係、また学校管理、教師の任用、学生の選考と奨励などを詳細に定め、中国の教育体制に新たな局面をもたらした。ここで「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目の内容に関する分析に入る前に、明治日本の学制と比較しながら、この2つ章程の学堂体系を概観しておきたい。

最初に明治日本の学制を見ておこう。(表1-1)からは、当時日本の学校システムは普通教育、師範教育、実業教育の3つに分かれていたことがわかる。普通教育には初等教育(尋常小学校と高等小学校)、中等教育(中学校)、高等教育(高等学校、帝国大学、大学院)が含まれる。また、実業教育は高等小学校段階の普通教育に相当し、徒弟学校、実業補習学校と乙種実業学校が設けられた。さらに、中等教育段階に相当するのは甲種実業学校であり、高等教育段階に相当するのは、法律・医学・外国語・商業・音楽・宗教などさまざまな専門学校である。注目すべきは、師範教育は中等教育段階に相当していること、女子師範学校が独立して設立されて、女子教育および教育に適用できる人材育成が重視されていたことである。

そこで、上述した1900年日本の学制の概要を基本として、分析を掘り下げていきたい。

---

<sup>1</sup> 本章は拙稿「清末学制における「読経講経」科目の設置およびその内容について」(『アジア地域文化研究』第6期、2009年度)を加筆・修正したものである。

(表 1-1) 日本の学制 (1900 年)

(文部省『学制百年史』資料編、1972 年、340 頁より筆者が作成)

普通教育		師範教育	実業教育	特別教育
初等教育 (6 歳から)	尋常小学校 (4 年)		徒弟学校 (3 年) 実業補習学校 (3 年) 乙種実業学校 (3~5 年)	
	高等小学校 (2 年)			
中等教育 (11 歳から)	中学校 (5 年)	師範学校 (3~4 年) 女子師範学校	甲種実業学校 (3 年)	高等女学校
高等教育 (16 歳から)	高等学校 (3~4 年)	高等師範学校 (4 年) 女子高等師範学校 (4 年)	専門学校 (3~5 年)	
	帝国大学 (3~4 年) 大学院			

まず 1902 年の「欽定学堂章程」を見てみよう。(表 1-2) によれば、基本的に当時の日本の学制の枠組みを利用し、同様に初等教育、中等教育、高等教育に分かれていることがわかる。中等教育、高等教育の年限は日本とほぼ同じであるが、初等教育の年限は日本の 6 年間より 4 年も長い。蒙学堂の設立がその原因である。張百熙が 1902 年 8 月 (光緒二十八年七月) に上奏した「遵擬学堂章程摺」には、今は「欧米日本諸国の方法を取り、わが国二千年余りの旧制を補佐せざるを得ない。それもまた時勢の然らしめるところである。(諸国の) 現行制度を考察すれば、我が中国古の盛時の良法と大体同じであることがわかる。礼記において家に塾があり、党に庠があり、術に序があり、国に学があると記載される。即ち国学は所謂大学であり、家塾・党庠・術序は所謂蒙学小学中学である」と述べられている<sup>2</sup>。つまり古来の制度によって新たな学制を解釈しようとし

<sup>2</sup> 「欽定学堂章程」、多賀秋五郎『近代中国教育史資料』(以下『近代中国教育史資料』と略称) 清末編、日本

ていたのである。また、実業教育・師範教育も設置はされたが、個別の章程はなく、ただ普通教育の章程に付属していただけであることから、これらはまだ重要視されていなかったと考えられる。女子学堂に至っては設立すらされていなかった。

(表 1-2) 「欽定学堂章程」(1902 年)

(『近代中国教育史資料』清末編、126-184 頁より筆者が作成)

普通教育		師範教育	実業教育	特別教育
初等教育 (6 歳から)	蒙学堂 (4 年) 尋常小学堂 (3 年)		簡易実業学堂 (3 年)	
	高等小学堂 (3 年)			
中等教育 (15 歳から)	中学堂 (4 年)	師範学堂 (4 年)	中等実業学堂 (4 年) 中学堂附属実業科 (2 年)	
高等教育 (19 歳から)	高等学堂 (3 年) 大学堂 (3 年) 大学院	師範館 (3 年)	高等実業学堂 (3 年)	仕学館

次に「奏定学堂章程」について(表 1-3)を見てみよう。基本的に枠組みは変わっていないが、普通教育よりも、師範教育と実業教育のほうがより充実していることは注目に値する。「奏定学堂章程」の中では、師範学堂が初級と優級に分かれ、それぞれの年限を 1 年延ばし、5 年間となる。そして優級師範学堂を普通教育の大学堂レベルに昇格させ、また初級師範学堂の中に簡易科を設けるなど、師範教育の質を向上させて教師を養成し、より多くの人々に教育を受けさせ、人材を育成しようとの意欲が見て取れる。さらに、各教育段階に実業学堂を設置し、それぞれ小学堂、中学堂、高等学堂、そして大学堂に相当させている。修業年限および学堂のレベルも一層高まっている。経済を発展させるために、実業界の人材の質と量を保とうとする試みであったと思われる。つまり、当時の国情に応じること、学制が制定される際の不可欠な要素であったのである。

学術振興会、1972 年、126 頁。原文は「則不能不節取歐美日本諸邦之成法，以佐我中國兩千餘年舊制，亦時勢使然。第考其現行制度，每頗與我中國古昔盛時良法大概相同。禮記載家有塾黨有庠術有序國有學，試比之各國，則國學即所謂大學也，家塾黨庠術序即所謂蒙學小學中學也。」(中国語原文を繁体字で表記する。以下同。)



(表1-3)「奏定学堂章程」(1904年)

『近代中国教育史資料』清末編、199-377頁より筆者が作成)

普通教育		師範教育	実業教育	特別教育	
初等教育 (7歳から)	蒙養院 (4年、3歳から)		芸徒学堂 (6ヶ月～4年)		
	初等小学堂 (5年)				実業補習普通学堂 (3年)
	高等小学堂 (4年)				
中等教育 (16歳から)	中学堂 (5年)	初級師範学堂 (5年) 簡易科 (2年)	中等実業学堂 (2～3年)		
高等教育 (21歳から)	高等学堂 (3年) 大学堂 (3～4年) (分科大学) 通儒院 (5年)	公共科 (1年) 優級師範学堂 (5～6年)	予科 (1年) 高等実業学堂 (3～4年)	訳学館 方言学堂	

## (二)「読経講経」科目の授業時間

次に、授業時間から「読経講経」科目を分析してゆく。前節の内容によれば、「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」に示された修業年限は、中等教育、高等教育では当時の日本の学制とほぼ同じであったが、初等教育の年限は大きく異なっていたことがわかる。その差が出た理由は、「読経講経」科目の時間数にある。「欽定学堂章程」にせよ、「奏定学堂章程」にせよ、「読経講経」の科目が小学堂から大学堂まで設けられているのである。「奏定学堂章程」では蒙学堂が幼稚園レベルに変更され、初等教育の年限には計算されないようになったが、「読経講経」科目は特に重視され、毎週の授業時間が増えたため、逆に「奏定学堂章程」全体の修業年数は28年まで延ばされているのである。

(表1-4) (表1-5) と (表1-6) は両章程の初等教育・中等教育・高等教育の科目および1週間の授業

時間の比較表である。なお、高等教育は分科教育であり、各科にそれぞれ共同科目や選択科目が設けられるので、ここでは全科目ではなく、「読経講経」科目と1週間の総時間数のみを表にした。またこの科目の名称に関して、「奏定中学堂章程」・「奏定小学堂章程」においては「読経講経」と規定されているが、「欽定中学堂章程」・「欽定小学堂章程」においては「読経」と定められている。高等学堂については、欽定においては「経義」、奏定においては「経学大義」となる。本章では便宜上統一的に「読経講経」と呼ぶことにする。

(表 1-4) 「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」の小学堂科目授業時間比較表

(『近代中国教育史資料』清末編、168-172、291-303 頁より筆者が作成)

	「欽定学堂章程」			「奏定学堂章程」	
	1902 年			1904 年	
	蒙学堂	尋常小学堂	高等小学堂	初等小学堂	高等小学堂
修身	6	6	2	2	2
<b>読経講経</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>12</b>
中国文学	12	5	6	12	12
算術	×	3	4	6	3
中国歴史	3	6	5	1	2
地理	3	4	4	1	2
格致	×	×	3	1	2
図画	×	×	3	×	2
体操	6	6	3	3	3
週間総時間数	36	36	36	30	36

これらの表から、2つの章程はともに当時日本の学制にはない「読経講経」科目を設けており、「奏定学堂章程」においてはその授業時間が大幅に増加したことがわかる。その結果、初等教育と中等教育の毎週の授業時間の4分の1から3分の1ほどが「読経講経」科目によって占められた。修身・中国文学・歴史・地理・化学・物理・外国語・体操・算学・図画などの科目がぎっしり詰まっても、「読経講経」科目の時数は減らされなかった。

なお「奏定学堂章程」においては、週間時間数のみではなく、経書を読む時間数と経書を暗唱・解釈する時

間数までもが規定されている。さらに、経書を自習・復習する時間数が別におかれ、週間総時間数に含まれていないことも明記されている。これが、中国における近代学制の設置にいかなる意味を持ったのかは一考に値する問題である。

(表1-5) 「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」の中学堂科目授業時間比較表

(『近代中国教育史資料』清末編、158-161、283-284頁より筆者が作成)

	「欽定学堂章程」1902年				「奏定学堂章程」1904年				
	第一年	第二年	第三年	第四年	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身	2	2	2	2	1	1	1	1	1
中国文学	3	3	3	3	4	4	5	3	3
外国語	9	9	9	9	8	8	8	6	6
歴史	3	3	3	3	3	2	2	2	2
地理	3	3	3	3	2	3	2	2	2
算学	6	6	6	6	4	4	4	4	4
博物	2	2	2	2	2	2	2	2	×
物理	2	2	×	×	×	×	×	4	×
化学	×	×	3	3	×	×	×	×	4
法制・理財	×	×	×	×	×	×	×	×	3
図画	2	2	2	2	1	1	1	1	×
<b>読経講経</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>9</b>
体操	2	2	2	2	2	2	2	2	2
週間 総時間数	37	37	38	38	36	36	36	36	36

(表1-6) 「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」高等学堂「読経講経」科目

## 授業時間比較表

〔近代中国教育史資料〕清末編、146-151、269-275 頁より筆者が作成

			「読経講経」 科目時数	週間総時間数
「欽定学堂章程」 1902年	政科のみ	第一年	1	36
		第二年	1	36
		第三年	1	36
「奏定学堂章程」 1904年	第一類学科	第一年	2	36
		第二年	2	36
		第三年	2	36
	第二類学科	第一年	2	36
		第二年	2	36
		第三年	2	36
	第三類学科	第一年	2	36
		第二年	2	36
		第三年	2	36

## 二、「読経講経」科目の課程内容の分析

ここで、「読経講経」科目の課程内容の分析をしてゆく。具体的な内容を見ると、「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」ではそれぞれ強調する点が異なっていることがわかる。張百熙は「欽定大学堂章程」の第一章「全学綱領」で、「中国の聖經と教訓は倫理と道徳を先と為し、外国学堂は体育を知る以外に、最も徳育を重視する。中外は教を立てることには、もともと相同の道理がある」と述べ、「今は京師内外の大小学堂を問わず、他の学科より修身倫理によく注目すべきで、人材育成の基礎と為すべきである」<sup>3</sup>と主張した。ここから、張百熙が修身や倫理などの道徳を重視していたことが見て取れる。

<sup>3</sup> 「欽定大学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、128頁。原文は「中國聖經垂訓以倫常道徳為先，外國學堂於知育體育之外尤重徳育，中外立教本有相同之理。今無論京外大小學堂，於修身倫理一門視他學科更宜注重，為培植人才之始基。」

これに対して、張之洞が主導し上奏した「重訂学堂章程摺」では、「立学の主旨については、いずれの学堂を問わず、均しく忠孝を根本と為し、中国の經典史学を以って基礎と為す。学生の心術を純正に帰せしめ、然る後に西洋の学問を以ってその智識を磨き、その芸能を練り、必ず他日に人材となり、各自に実用に適用し、国家の人材を育成し、謹んで弊害を防ぐの意に期す」<sup>4</sup>と述べられており、張之洞が經書の積義を重視し、儒家の教育を基本としながら、西洋の学問を補足する路線を採ろうとしたことが読み取れる<sup>5</sup>。

このような路線の違いは「読経講経」科目にどのように反映されたのだろうか。まず、上述した授業時間数に関していえば、先の（表1-4）と（表1-5）によると、「欽定学堂章程」においては「読経講経」科目が中国文学とほぼ同時間を占めていたことがわかる。一方「奏定学堂章程」では、中国文学や西洋学問の科目時間は減らないが、「読経講経」科目の時間は増加しており、総修業時間に対しても大きな割合を占めている。このため、修業年限も延ばさざるを得なかったのである。

続いて2つの章程の「読経講経」科目の具体的内容を見てみよう。以下に「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」の初等教育、中等教育と高等教育の「読経講経」科目の実質的な内容を（表1-7）と（表1-8）にまとめた。

この2つの表によれば、「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」はそれぞれ明確に初等教育・中等教育・高等教育の各学年が学ぶべき經書を定めていることがわかる。特に注目に値するのは、「欽定学堂章程」は「読経講経」科目について授業時間数と經書の書目だけを規定しているのに対し、「奏定学堂章程」は「読経講経」科目をより詳細に規定していることである。「学務綱要」には「読経講経」科目に関して、「切要な各經書を選択し、中・小学堂に配分すべきである。……（中略）初等小学堂の一年目では毎日四十字、中学堂では毎日二百字を読むようにすれば、……（中略）中学堂を卒業するまでに、孝經、四書、易、書經、左伝および礼記、周礼、儀礼合計十冊を読み終えるはずである」とあり<sup>6</sup>、さらに「高等学堂章程」・「中学堂章程」・「小学堂章程」にもより細かい規定が一々なされているのである。その要点は、(1)「読経講経」科目の内容は簡明かつ実用を重視し、晦渋さを避けるべきこと、(2) 使用する書目の版本を詳しく規定すること、(3) 毎日読むべき字数および時間数を定めること、という3つにまとめられる<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> 「奏定学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、200頁。原文は「至於立學宗旨，無論何等學堂均以忠孝為本，以中國經史之學為基。俾學生心術壹歸於純正，而後以西學淪其智識，練其藝能，務期他日成材各適其用，以仰副國家造就通才，慎防流弊之意。」

<sup>5</sup> 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、215-216頁。

<sup>6</sup> 「学務綱要」、『近代中国教育史資料』清末編、212-213頁。

<sup>7</sup> 「奏定高等学堂章程」、「奏定中学堂章程」、「奏定高等小学堂章程」、「奏定初等小学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、276、280、289-290、299-300頁。

(表 1-7) 「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」の初等教育と中等教育における

「読経講経」科目授業内容比較表

(『近代中国教育史資料』清末編、158-161、168-171、178-180、283-284、291-293、301-303 頁より筆者が作成)

	「欽定学堂章程」1902年				「奏定学堂章程」1904年		
	蒙学堂	尋常小	高等小	中学堂	初等小	高等小	中学堂
第一年	孝経 論語	詩経	爾雅 春秋 左伝	書経	孝経 論語	詩経	春秋 左伝
第二年	論語 孟子	詩経 礼記	春秋 左伝	周礼	論語 大学 中庸	詩経 書経	春秋 左伝
第三年	孟子	礼記	春秋 左伝 公羊伝 穀梁伝	儀礼	孟子	書経 易経	春秋 左伝
第四年	大学 中庸	×	×	周易	孟子 礼記	易経 儀礼	春秋 左伝
第五年	×	×	×	×	礼記	×	周礼

(表 1-8) 「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」の高等教育における

「読経講経」科目授業内容比較表

(『近代中国教育史資料』清末編、149-151、271-275 頁より筆者が作成)

	「欽定学堂章程」 1902年	「奏定学堂章程」1904年		
	高等学堂(政科)	第一類学科	第二類学科	第三類学科
第一年	書経、詩経、論語、 孝経、孟子	欽定詩義折中 周易折中		

	(漢朝以来の注釈を読む)	書経伝説彙纂
第二年	三礼、爾雅 (漢朝以来の注釈を読む)	欽定春秋伝説彙纂
第三年	春秋三伝、周易 (漢朝以来の注釈を読む)	欽定周礼義疏 儀礼義疏 礼記義疏

最後に、この2つの表から以下のような結論を導き出すことができる。

(1) 2つの章程における「読経講経」科目の内容はさほど異なっていない。唯一の相違点は「欽定学堂章程」の高等小学堂と中学堂段階で学習すべき「読経講経」科目が、「奏定学堂章程」の高等小学堂と中学堂段階で学習すべき「読経講経」科目と逆になっていることである。ただ、2つの章程では毎週の授業時間が異なるので、「奏定学堂章程」では「読経講経」科目での学習レベルの上昇が期待されていたと推測できるだろう。

(2) 「欽定学堂章程」の高等教育段階では、学生は3年かけて、もう一度まんべんなく平均的に『書経』、『詩経』、『論語』、『孝経』、『孟子』、『三礼』、『爾雅』、『春秋三伝』、『周易』などの典籍を学習するのに対し、「奏定学堂章程」の高等教育段階の「読経講経」科目では、集中的に『書経』、『詩経』、『三礼』、『春秋』、『周易』を学習するとされていることが目を引く。また、「奏定学堂章程」においては「読経講経」科目の内容が段階的に配置されていることがわかる。

(3) 「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」の高等学堂はそれぞれの進路によって、いくつの学科に分けられる。「欽定学堂章程」においては、文・商・政に進学する政科にのみ「読経講経」科目が設けられるが、一方の「奏定学堂章程」の高等学堂学生は進路を問わずに「読経講経」科目を学習しなければいけない。これもまた、「奏定学堂章程」において「読経講経」科目が重視されていることのもう1つの証左である。

実は「欽定学堂章程」が公布された後の1903年(光緒二十九年)に、張之洞は張百熙に電信を送り、「読経講経」科目について、「十三経を各学堂に分配し、みながすべての経書を読むよう意図されたのは、非常に深いご見識です。ただ、学堂の授業はすでに多く、学生の資質も不揃いなので、必ずすべての経書を読ませると決めるなら、おそらく熟達できないでしょう。……(中略) 学生はだいたい、四書を一冊、大経を一冊、中小経書を一冊読み終えれば、その意味を理解するでしょう」と意見を述べている<sup>8</sup>。一見すると「欽定学堂章程」

<sup>8</sup> 「致京管理大学堂張尚書」、趙德馨主編、吳劍杰・馮天瑜副主編『張之洞全集』(以下『張之洞全集』と略称、武漢出版社、2008年、第十一冊電牘、76頁。原文は「尊擬以十三經分配各學堂，期於人人能讀全經，用意甚厚。但學堂功課既繁，日力有限，學生資性不齊，必限讀全經，轉恐記誦不能純熟，講說不能全解。……(中略)

の「読経講経」科目の設置について、内容をより簡略化させてもよい、とする意見である。にもかかわらず、「奏定学堂章程」を制定した際には、「読経講経」科目の時間数や内容、修学年限は減らされるどころか、より重視されたのである。

## 第二節 「読経講経」科目の設置の要因

### 一、「読経講経」科目の設置にかかわった清朝内部の背景

ここまで、「読経講経」科目が中国最初の近代学制に占めていた割合の高さ、および書目の内容などの詳細を分析してきた。それによって「読経講経」科目が、中国の近代学制において重要な位置を占めていることが明らかになってきた。それでは、なぜ「読経講経」科目が清末の近代学制に取り入れられたのだろうか。もちろん学制の制定者の思想的背景もあったであろうし、また、当時の社会的背景も1つ考えられる要素である。だが、以下では「読経講経」科目の設置に伏在していた清朝内部の背景を検討する。

#### (一) 章程制定者の考え

前節で明らかになったとおり、1904年制定の「奏定学堂章程」では「欽定学堂章程」以上に「読経講経」科目が重視されていた。そして、「奏定学堂章程」の制定を主導した張之洞(1837-1909)が「読経講経」科目の設置に参加していたことは、当然無視できない事実である。張之洞は清末政界で最も影響力を持った人物の1人である<sup>9</sup>。彼の「中体西用」思想はよく知られており、教育改革にも大きな貢献をしたが、この点については数多くの研究がなされているので、先行研究に譲ることとする<sup>10</sup>。以下では張之洞の伝統的儒教および典籍などに関する見解を紹介し、彼と「読経講経」科目設置とのかかわりを考察していきたい。

張之洞は1898年(光緒二十四年)に著した『勸学篇』において学堂の設立に関する6つの方法を提出した。その方法の1つの「新旧兼学」で、彼は「四書、五經、中国歴史、政書、地図は旧学であり、西洋政治、西芸、西洋史は新学である。旧学は体とし、新学は用とし、どちらにも偏るものではない」<sup>11</sup>と主張し、「中体西用」

---

大約學生能讀畢四書一部，大經一部，小中經一兩部，義理必已明白。……」

<sup>9</sup> 張之洞の生い立ちについては、馮天瑜が著した「張之洞伝」(『張之洞全集』第十二冊、519-538頁に詳しい)。

<sup>10</sup> 張之洞の中体西用思想や教育に関する事業などについては、蘇雲峰『張之洞与湖北教育改革』、中央研究院近代史研究所、1976年；古藤友子「張之洞の中体西用観——「西学」を学ぶ知識人の「倫理」について」『駒沢大学外国語部論集』18、1983年9月、1-15頁；黎仁凱・鍾康模『張之洞与近代中国』河北大学出版社、1999年；李細珠『張之洞与清末新政研究』上海書店出版社、2003年などが参照となる。

<sup>11</sup> 『勸学篇』外篇、設学第三、『張之洞全集』第十二冊、176頁。原文は「其學堂之法，約有六要：一曰新舊兼學。四書、五經、中國史事、政書、地圖為舊學，西政、西藝、西史為新學。舊學為體，新學為用，不始偏廢。」



の思想を根本にして既存の学問を重視する姿勢を示している。また、1901年（光緒二十七年）に張之洞等は上奏し、「文武学堂」の設置を建言した。そこでも文学堂に入学した学生は各段階で四書、五經、中国經学などを学習させることを主張している。具体的には、8歳以上の児童は蒙学に入学し、四書の全てと五經のうちの1、2冊を勉強し、12歳以上の生徒は小学校に入り、五經を学ぶこと、15歳以上は高等小学校でさらに經書の奥深い意味を勉強することが定められた<sup>12</sup>。彼が考案する近代的な学校の課程の雛型が徐々に形作られてゆくに従って、伝統的な經典を重視する姿勢も強まっているのである。

さらに1902年には、張之洞は湖北省を中心に設計した各学堂の設立方法15ヶ条と学堂設立の要旨8ヶ条を上奏した。この上奏文は前年の上奏文と比べると、より体系的な学堂設立プランとなっており、学堂の管理方法、教科書、設備などに対しても具体的な意見が述べられていた。ここでも当然ながら經典読解について論じられている。張之洞はここで、小学堂で6時間、普通中学堂で8時間の「読經講經」科目の授業を行ううえに、さらに「經書講読」と「經書の予習」の科目を2時間加え、西洋式教育の「弊害」を防ごうとしている。張之洞に言わせれば、「学問から經書を廃除することはできない。……（中略）西洋諸国の学校には宗教という科目があるが、經書は即ち中国の宗教である」ので、「幼い頃からの学習には經書が欠かせない」のである。また、より学習の効果を得るためには無理をしないことが重要であるので、「全部の經書を読まなくてもよく、その概要を理解しすべてを暗記しなくてもよい。……十歳から十八歳まで、毎日百字ずつ勉強すれば、四書と五經をそれぞれ一冊ずつ読み終えられるだろう」とも述べている。さらに、仮に經書を読む人がいなくなれば、「これから經書の伝承が途絶えていき、古史も同様の運命になる恐れがある。中国の道理が無くなってしまえば、中国は自ら存在しつづけることはできないだろう」とも述べ、經書を読む必要性と重要性を強く唱えている<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> 「変通政治人材為先遵旨籌議摺」『張之洞全集』第四冊奏議、7-14頁。原文は「一、設文武學堂。……臣謹參酌中外情形，酌擬今日設學堂辦法，擬令州縣設小學校及高等小學校，童子八歳以上入蒙學，習識字、正語音、讀蒙學歌訣諸書。除四書必讀外，五經可擇讀一二部。……十二歳以上入小學校，習普通學，兼習五經。……十五歳以上入高等小學校，解經書較深之義理。」

<sup>13</sup> 「籌定学堂規模次第興辦摺」『張之洞全集』第四冊奏議、87-95頁。原文は「一曰又學不可廢經書。中國雖貧弱，而人心尚不至於離散，以人誦經書，綱常名教，禮義廉恥之重，浸冠人心深固而不可動搖故也。西國學堂皆有宗教一門。經書即中國之宗教也。今日略知西法辦學堂者，動謂讀經書為無益費時，必欲去之，百喙一談，牢不可破，此大謬也。嘗考古人為學原有誦誦一門，見於周禮戴記，其時經籍簡少，並不為害，……今欲救之，但令仿古人專經之法，少讀數部可也。或明其大義，不背全文亦可也。若小學不讀經，中學不溫經，則萬萬不可。核計諸經字數，自十歳起至十八歳止，即日讀一百字，可讀畢四書一部，大經一部，中小經一部，可期記誦純熟。……查小學日課西法每日十六刻，中學日課每日二十四刻，今湖北章程擬小學加八刻為每日二十四刻，中學加八刻為每日三十二刻，較之中國書塾舊法尚覺寬舒。……蓋經文古奧，幼年讀之，明其義理之淺者，長大以後，漸解其義理之深者。若幼學未經上口，……中年以往必更苦其奧澀，……或謂可俟中學普通既成，再令讀經講經，此必無之事也。普通學成，中人之資大率總在二十五歳上下，既自命為畢業通才，豈肯伏案誦讀經傳。始則無人肯讀，三十年以後則宿儒已盡，後學茫然，必致無人能解，從此經書廢絕，古史亦隨之，中國之理既亡，中國豈能自存

これらの一連の上奏文から見れば、張之洞が経書講読を極めて重視していたことがわかる。これは「奏定学堂章程」において、「読経講経」科目がより強調された理由の1つである。「学務綱要」に記された「中小学堂は宜しく経書を読むことを以て聖教を保存すべきである」<sup>14</sup>という言葉は、経典を読むことを重視する張之洞の姿勢を示したものととっても過言ではないだろう。

## (二) 康有為の孔教運動

次に、孔教運動も「読経講経」科目の設置に影響を与えたと考えられる。孔教はまた孔子教といい、字義通りには孔子の立てた教説である<sup>15</sup>。そして孔教運動とは、清末から民国初期にかけて、キリスト教に範をとって儒教の自覚的な宗教化とその国教化をめざした運動である<sup>16</sup>。康有為(1858-1927)は孔子が儒教の創始者(創教者)にして万世の教主である、として、古代の聖人に借りて改革を行おうとした<sup>17</sup>。西洋勢力の侵入や絶え間ない教案事件といった問題に対して、彼は『孔子改制考』を著し、公羊学派の方法を利用しながら、西洋の政治思想を融合させ、儒学を改造し、孔教を成立させようとしたのである<sup>18</sup>。康有為の孔教主義における根本的な着眼点は、ヨーロッパ列強の国家形成において宗教(特にキリスト教)の果たした役割の重要性にあった<sup>19</sup>。その背景には、ヨーロッパ文明の精神的支柱たるキリスト教への抵抗意識に加えて、外圧に悩む中国の民族的アイデンティティ確立への希求があったとも指摘されている<sup>20</sup>。

孔教は独自の保教=保国理論をもって、信仰の一元化(尊孔)による人心の奮起と政治の刷新を目指していた<sup>21</sup>。1898年康有為はいわゆる「第六次上書」を上奏し、あわせて自著『孔子改制考』を光緒帝に進呈した。彼は孔教を戊戌変法改革の思想根拠として、孔子の生誕年を紀年の方法として使うべきこと、各地方の淫祠を孔子廟に改め、民衆を男女問わずに参拝させること、孔教会を設立し、7日ごとの休息日にあたって聖經の講義を行うことによって、地方組織建設を強化し、変法を推進すること、などを提唱した<sup>22</sup>。その後、変法失敗のため、康有為は海外へ逃亡せざるを得なくなるが、引き続き孔教を宣揚し、孔教を国教にすべきであると主

---

乎。」

<sup>14</sup> 「学務綱要」、『近代中国教育史資料』清末編、212頁。

<sup>15</sup> 溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』、287頁。

<sup>16</sup> 森紀子『転換期における中国儒教運動』、京都大学学術出版会、2005年、8頁。

<sup>17</sup> 溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』、287-288頁。

<sup>18</sup> 范玉秋『清末民初孔教運動研究』、中国海洋大学出版社、2006年、9頁。

<sup>19</sup> 島田虔次「辛亥革命期の孔子問題」、小野川秀美、島田虔次『辛亥革命の研究』、筑摩書房、1978年、10頁。

<sup>20</sup> 溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』、288頁。

<sup>21</sup> 村田雄二郎「孔教と淫祠——清末廟産興学思想の一側面」、『中国——社会と文化』第7号、1992年6月、199-218頁。

<sup>22</sup> 蕭橋『清朝末期の孔教運動』、中国書店、2004年、42頁、村田雄二郎「孔教と淫祠——清末廟産興学思想の一側面」、199-202頁。

張してゆく。一方国内でもひき続き尊孔思想は醸成されていった。やがて、1904年「学務綱要」に「外国の学堂には宗教の一門がある。中国の経書は中国の宗教である。学堂で經典を読まなければ、堯、舜、禹、湯、文、武、周公、孔子の道、いわゆる三綱五常は、ことごとく廢絶され、中国は必ずや立国できなくなるだろう」<sup>23</sup>と明記され、「読経講経」科目の設置の気運が一層強まるのである。そして2年後、学部は「忠君・尊孔・尚公・尚実・尚武」5つの項目を定める「教育宗旨」を公布する<sup>24</sup>。こうした経緯から、先行研究にも指摘があるように、変法維新派の主張であった孔教運動が尊孔運動として清朝に取り込まれていったと捉えることもできるのである<sup>25</sup>。

## 二、「読経講経」科目の設置にかかわった日本的要因

前節では「読経講経」科目の設置にかかわった内的背景を検討した。そして、その設置の過程には、張之洞の中体西用理論、康有為が提唱した孔教運動、およびそこから発展した尊孔思想が大きな影響を与えていたことを明らかにした。しかしながら、先にも述べたように清末の近代学制の制定は明治日本の学制とも密接に関連していた。光緒初期から外国、特に日本への視察が盛んに行われており、とりわけ教育に関する内容が視察の重点とみなされてきた。私費にせよ公費にせよ、視察者らは短時間で目の需要を満たすために明確な目標を持ち、集中的に調査を行った。加えて多くの視察者は官職あるいは社会的地位を持つ者であったがゆえに、帰国後も会得したものを即時に導入し、改革に重要な影響を及ぼすことができた<sup>26</sup>。

例えば張百熙（1847-1907）は、「欽定学堂章程」の制定に着手するにあたり、1902年5月からおよそ3ヶ月間、吳汝綸（1840-1903）を日本に教育視察目的で派遣した<sup>27</sup>。また、張之洞が主導した「奏定学堂章程」の制定に貢献した陳毅（1873-?）も、『教育雑誌』の創刊者である羅振玉（1866-1940）が1901年末に日本に教育視察に赴いた際、これに同行した<sup>28</sup>。したがって日本視察から得られた近代教育に関する知識が近代学制の誕生を促した一面があったのである。

---

<sup>23</sup> 「学務綱要」、『近代中国教育史資料』清末編、212頁。

<sup>24</sup> 学部「奏陳教育宗旨折」、璩鑫圭・唐良炎『中国近代教育資料匯編・学制演变』上海教育出版社、1991年、534-539頁。

<sup>25</sup> 島田虔次「辛亥革命期の孔子問題」、27-29頁、森紀子『転換期における中国儒教運動』、178頁。

<sup>26</sup> 熊達雲『近代中国官民の日本視察』、成文堂、1988年、373-378頁。

<sup>27</sup> 吳汝綸は日本視察の内容を記録し、『東遊叢録』（王宝平編『晚清中国人日本考察記集成：教育考察記』（上）、杭州・杭州大学出版社、1999年所収）を残した。また、容応莢は「吳汝綸と『東遊叢録』——ある『洋務派』の教育改革案」（平野健一郎編『近代日本とアジア：文化の交流と摩擦』東京大学出版会、1984年）において、吳汝綸の日本視察やその報告書である『東遊叢録』、および「奏定学堂章程」の制定との関連について論じている。

<sup>28</sup> 羅振玉は視察内容を記録し、『扶桑両月記』（王宝平編『晚清中国人日本考察記集成：教育考察記』（上）所収）を作成した。また汪婉は『清末中国対日教育視察の研究』の236-250頁において、羅振玉の視察内容を分析した。

そうだとすれば、近代学制における「読経講経」科目の設置には、前述した2つの清朝内部の背景のほかにも、実は日本からも影響を受けていた可能性もあったのではないだろうか。本節ではこの点について検討してゆくが、そのためにはまず関連する先行研究に基づき、徳川時代から幕末・明治初期にかけての日本の儒教の概略について紹介しておく必要がある<sup>29</sup>。

#### (一) 徳川時代から明治初期の日本における儒教

日本における儒教の思想的特質は朱子学の影響を受け、徳川時代に入ってから盛んになり、体系化された。徳川時代は日本において儒教がもっとも本格的に学ばれ、広がった時代である。当時の儒教とは、漢字の学びをはじめとする学問を通じて人々に自己を確立させ、道徳や政治などにおいて社会形成に参加する仕方を説くものであり、つまり、知的および倫理的・政治的な教養——人の知性や社会性を養い育てる認識や技能の体系——として、当時の人々をつちかい、広く彼らに行われたものであった、とも指摘されている<sup>30</sup>。

では、なぜ徳川時代になって儒教が隆盛したのだろうか。その1つの原因は、武家政権の出現と社会機構の変動によって、それに応じた新しい世界観と倫理の樹立が要望されたからであるとされる。『春秋』の大一統を強調し、大義名分にもとづいて各階層の帰属関係を厳しく規定する朱子学が、ちょうど時代の要請にマッチしたのである<sup>31</sup>。もう1つの原因としては、この時期、儒者が従来の僧侶や公家にかわって新しいイデオログとなったことも指摘されている。彼らは武士による統治に必要な政治哲学、さらに中国の制度や統治に関する知識を提供し、そして、武士による統治を正当化（合理化）し、支配秩序に人々を動員するための思想・イデオロギーを提供したという<sup>32</sup>。

さらに、黒住真の論に拠れば、徳川時代において儒教は以下のように展開する<sup>33</sup>。徳川期の前期においては、まず比較的啓蒙的な儒教的な仕事が出た徐々にひろがり始めるが、やがて本格的な儒教的思想家たちがあられ、独自の経学が構築されるなかで儒教の営みの思想的創造性・可能性が問われるようになる。後期にお

---

<sup>29</sup> もちろん、ほぼ同時代の日本には国学が存在していたことも忘れてはならない。国学とは日本古来の精神を学ぶ学問であり、日本には大陸から伝わった儒教や仏教を除外しても、日本古来の独自の精神があるとする主張である。それまでの四書五経をはじめとする儒教の古典や仏典の研究を中心とする学問傾向を批判し、日本独自の文化、思想、精神世界を日本の古典や古代史の中に見出していこうとする学問である。十八世紀後半から強調され始めた日本中心主義は、当時諸外国の外圧を意識しながら、国家的意識を高め、日本アイデンティティの確立を求めるといった側面を持っていた。ただ、当時の日清関係を見た場合、儒教が教育制度に与えた影響のほうが強く、また本節の主旨は同時代の儒教にあるため、儒教を中心に紹介することとする。なお、国学については、子安宣邦『江戸思想史講義』、岩波現代文庫、2010年、渡辺浩『日本政治思想史 十七～十九世紀』、東京大学出版会、2010年を参照されたい。

<sup>30</sup> 黒住真『近世日本社会と儒教』、ペリかん社、2003年、63頁。

<sup>31</sup> 阿部吉雄「第二章 日本儒学の特質」、宇野精一、中村元、玉城康四郎編『講座 東洋思想 10 東洋思想の日本的展開』の「第二部 中国思想の日本的展開」、東京大学出版会、1980年第7版、263、265頁。

<sup>32</sup> 佐久間正『徳川日本の思想形成と儒教』、ペリかん社、2007年、23頁。

<sup>33</sup> 黒住真『近世日本社会と儒教』、16頁。

いては、一般人への教育普及、政治との結合など、社会的な展開が顕著になった。これを背景に、明治以降になると、教養としての受容は持続するが、近代化にともない、一面では貶められ、他面では国民（臣民・皇民）的国家や東亜の理念を動員する用具としても大いに使用されるようになったのである。

一方、日本の儒教は中国由来の要素だけではなく日本独自の特質をも有していたことが注目される。例えば、江戸の儒教は日本の伝統文化を研究し、儒教と日本固有の文化とを融合させる態度をとったために、日本文化の各分野の発達に寄与し、また実学として社会の各層に普及した、との指摘がある<sup>34</sup>。また、日本の儒教は独占的グループ・特権階級など何らかの特別の権能をもつ人だけが保持するものではなく、基本的には誰もが学ぶことのできるものであった。したがって、日本儒教はエリート主義の制度と精神を構築することのないまま近世後期の知識の大衆化・公教育化の動きに結合していき、やがて「国民道徳」へと流れこんだのだという<sup>35</sup>。

明治初期に入ると、「富国強兵・殖産興業」政策が盛んに推進され、「文明開化」のスローガンのもと西洋化の風潮が日本全国に普及していった。そのため、伝統的思想の代表たる儒教や国学などはしばらくの間低調であった。

その一方で、科学技術とともに西洋の政治や道徳が流入してくればくるほど、これに対して儒学的な政治や道徳が強調されるという側面もあった<sup>36</sup>。本格的に始動した近代産業によって伝統的秩序が突き崩されるなか、新しい国家形態と国民意識のもとでどのように秩序を再編制していくのかが、新たな課題となって浮上してくる。教育勅語の登場はまさにこうした切実な国家的問題から生まれた教育改革の結果である<sup>37</sup>。そして、ここにおいて儒教思想は教育に対してふたたび重要な役割を果たすのである。

ここで明治初期の教育改革を担った元田永孚に目を向けねばならない。元田永孚は儒学者として明治天皇の側近として仕え、その信任を得て、国政及び国民教化政策に大きな影響を与え、教育勅語の起草と発布に中心的役割を果たした人物である<sup>38</sup>。

元田永孚の思想的特徴は、実学を重んじる一方で、あくまで儒教道徳を「本」とし知識才芸を「末」として捉え、国民教化の根源を皇室を中心とした伝統に求めたという点にある。文明開化を西洋の圧迫による国体の危機と捉え、また藩閥政治を忠義を排した権道による皇室の軽視と考えた。このため、元田永孚は、明治天皇

---

<sup>34</sup> 阿部吉雄「第二章 日本儒学の特質」、前掲書『講座 東洋思想 10 東洋思想の日本的展開』の「第二部 中国思想の日本的展開」、271頁。

<sup>35</sup> 黒住真『近世日本社会と儒教』、66、118頁。

<sup>36</sup> 黒住真『近世日本社会と儒教』、64頁。

<sup>37</sup> 尾崎ムゲン『日本の教育改革——産業化社会を育てた一三〇年』、中公新書、1999年、iv頁。

<sup>38</sup> 元田永孚（1818-1891）、儒学者、宮内官僚。熊本藩の藩校時習館で横井小楠に師事。1870年藩知事細川護久の侍読となる。翌年宮内省へ出仕、明治天皇の侍講となる。1877年宮内省に天皇側近としての侍補職設置を実現。1879年藩閥政治を批判し天皇親政運動を展開するが失敗、侍補職廃止。1881年1等侍講。1886年宮中顧問官。1888年から枢密顧問官。「教学大旨」の起草、「幼学綱要」の編纂等にたずさわり、「教育勅語」の起草にあたった。

を国民の模範として相応しい儒教的な有徳の君主に育て上げることが忠臣としての道であると考え、その実現に尽力したのである<sup>39</sup>。

1879年に元田永孚は「教学聖旨」を執筆した。その中にある「教育大旨」には彼のこうした思想がより明確に反映されている。彼は「教学大旨」の中で、教学の要は仁義忠孝を明らかにし、ついで智識才芸を究めることにあり、これによって人道を尽くすことにある、との基本姿勢を示している。仁義忠孝の教えは、祖宗以来の伝統的な思想にもとづき孔子の学で補強するもので、国民がたやすく受け入れられるものとのべている<sup>40</sup>。また、仁義忠孝すなわち「知識」と「道徳」の2つを挙げ、道徳が根本であるとする。沼田哲によれば、元田の道徳と知識のこの序列関係は、全体にかかわる価値の順序、「本末」の順として挙げられ、ものごとの基本とされており。そしてこのような道徳に重きを置く考えは、儒教的な伝統思想によって基礎づけられているとされている<sup>41</sup>。

その上で元田は教育の現状についての批判を展開する。すなわち現行の教育における「知識才芸」の重視が、「文明開化ノ末」に走り、道徳を軽く見て「品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者」を多くしていると指摘し、当時の状況を強く批判する。西洋の文物の全面否定という立場とは一線を画しつつも、「道徳才芸本末全備」の「大中至正ノ教学」を布かねばならないと述べるのである。そこには明らかに「道徳」＝「本」、「(知識)才芸」＝「末」という儒教的「本末」論の立場が示されている。つまり「才芸」＝「末」の領域では西洋化＝文明開化を認め、「道徳」＝「本」においては「仁義忠孝」＝「君臣父子ノ大義」を守り通すということになる。この「大中至正ノ教学」を守り広めることが、「我邦独立ノ精神」、すなわち民族的独自性を堅持することになるのであり、その際の拠りどころとされるのが、「祖宗ノ訓典」と「道徳ノ学」としての儒教であった<sup>42</sup>。「教学大旨」の内容は全国風教の破れたることを指摘し、教学の要は仁義忠孝を明らかにするところであり、維新以来、文明開化の末に走ってこの大本を忘れるに至ったのは甚だしい誤りである。道徳の学は孔子を主とし、道徳・才芸本末を全備した大中・至正の経学を確立しなければならないという大旨を前文とし、それについて小学校における仁義忠孝の道を教える方法などを示したもので、元田自らの儒教的道徳主義を主張したものであった<sup>43</sup>。しかし、この時点では彼の予想したような反応は起きなかった。

そして1880年から81年にかけて知育万能批判と道徳教育の重視が叫ばれるようになり、元田永孚は1882年にふたたび「幼学綱要」を執筆し、教育の根本が儒教にあると改めて強調している。この「幼学綱要」では、「孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼讓、儉素、忍端、貞操、廉潔、敏智、剛勇、

<sup>39</sup> 沼田哲『元田永孚と明治国家：明治保守主義と儒教的理想主義』、吉川弘文館、2005年、267頁。

<sup>40</sup> 森川輝紀『(増補版)教育勅語への道 教育の政治史』、三元社、2011年、193頁。

<sup>41</sup> 沼田哲『元田永孚と明治国家：明治保守主義と儒教的理想主義』、267-268頁。

<sup>42</sup> 沼田哲『元田永孚と明治国家：明治保守主義と儒教的理想主義』、267-268頁。

<sup>43</sup> 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)』、青史出版株式会社、2000年、8頁。

公平、度量、識別、勉職」の20項目にわたって述べられ、各項目ではまず『孝経』や四書・五経の語句を掲げ、次に和漢の道徳的な事例を列挙するという体裁がとられている<sup>44</sup>。また、随所に挿絵も入っていた。まず儒教の經典の語句を引き、次に事例を掲げる、という体裁は朱子の『小学』の形式とほぼ同様であるため、この書物が『小学』を模範ないし重要な参考書として撰述されたことはほぼ間違いないであろう。全体として「漢学」というよりは、儒教倫理そのものに基礎を置くものであったとされる<sup>45</sup>。なお、この「幼学綱要」によって学校教育に儒教主義を導入するという重要な変更が生まれたのみではなく、天皇が教育に重大な関心を持ち、直接の関与を行うという政策上の新しい傾向も表れたとの指摘もある<sup>46</sup>。

一方、大日本帝国憲法発布をはじめ、立憲体制確立に伴う法改正とそれにつづく新しい社会秩序形成のための改革の中で、社会には動揺や不安が生まれていた。社会風俗が破壊されていくことへの懸念が高まり、国民道徳を求める声は当時の世論に満ち溢れていた。こうした状況を背景に道徳に関する天皇の「箴言」が求められ、そして、日本近代教育の倫理的原理として「教育勅語」が誕生することになるのである。そこには以下のようにある。

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス、爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ奉々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ<sup>47</sup>。

この「教育勅語」を井上毅<sup>48</sup>とともに起草したのが元田永孚である。その内容は天皇の徳治と臣民の忠誠を強調し、「国家主義が儒教主義と立憲主義とを統合してできた思想的産物」であると言い得るものであった。すなわち、儒教は単純に政治の精神ではなく、政治の付加物かつ手段であり、つまり、儒教は権力ないし法律

<sup>44</sup> 森川輝紀『(増補版) 教育勅語への道 教育の政治史』、248頁。

<sup>45</sup> 宇野精一著「第四章 明治以後の儒教——日本保守派——」、前掲書『講座 東洋思想 10 東洋思想の日本的展開』の「第二部 中国思想の日本的展開」、334-337頁。

<sup>46</sup> 尾崎ムゲン『日本の教育改革——産業化社会を育てた一三〇年』、22-23頁。

<sup>47</sup> 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)』の冒頭に掲載されている東京大学所蔵の「教育勅語御署名御璽本」のコピー版により引用。

<sup>48</sup> 井上毅(1844-1895)は明治時代の官僚、政治家である。司法省につとめ、1872年渡欧して司法制度を学ぶ。大久保利通に登用されて頭角をあらわし、岩倉具視の側近として1881年の政変を画策。1886年から伊藤博文のもとで、大日本帝国憲法、皇室典範、教育勅語などを起草。その後枢密顧問官となり、1893年文相に担任した。1895年3月17日死去。

の正統性を基礎づけ、維持するために採用されたものであったのである<sup>49</sup>。

総じて言えば、徳川時代に発展してきた儒教は、明治時期に西洋の学問や思想などが全国的に波及していく中で、思想的要素として教育大綱に盛り込まれ、国民教育の規範とされ、さらに、秩序と統治を維持する役割を与えられるまでに進化していった。このように日本が国家の改革かつ変動時期において儒教を重視していたことは、日本へ視察に赴いた清朝の視察者たちおよび清末の教育改革に協力した日本人を介して清朝政府の知るところとなり、彼らの教育改革に影響を与えることになるのである。

## (二) 日本側の清末の教育改革に対する姿勢

先に述べたように清末の学制の制定は日本への教育視察と深く関連していたわけであるが、まず、これに対して日本側がどのような姿勢をとっていたのかについて述べておこう。

日清戦争の終結後、日本は「清国保全論」の立場に基づいて、日清両国間の政治的、文化的提携の必要性を強調するようになり、積極的に清国の人材育成、とくに教育改革への協力に取り組んだ<sup>50</sup>。清朝政府が光緒新政以来進めてきた教育改革に日本側も呼応していたのである。1902年の年頭からは、明治時期の著名な教育雑誌『教育時論』<sup>51</sup>上で清国の教育に関わる提言をテーマとした「対清教育策」12項が連載された<sup>52</sup>。

連載の開始にあたってまず、「清国教育問題研究の必要」として、「清国の平和を維持し、其文化を發達せしめること、実は我邦の政事上、經濟上、最も必要なりと謂はざるべからず。而して其目的を達せんと欲せば、……即ち教育に依りて、以て彼等の蒙昧を啓發」すべきであるとの現状認識が示され、さらに「我邦の利益及び世界の公道上より觀察して、該問題研究の必要を唱道せんとす」と述べられている。そして、清国の教育革新の気運がますます高まり、「各国有力の志士、亦此氣運に乗じて、学校を設立し、人材を養成し、以て自国の勢力を扶植し、……是れ豈に我邦人の軽々看過すべき現象ならんや」と分析した上で、様々な政策を考案、提起しているのである<sup>53</sup>。

最初の提言は、「清国教育現状を精細に調査」するため「『清国教育調査会』」を設立することであった。その事業は「単に「調査」のみに止めんと欲するもの」ではなく、「必ず調査の結果に基き実際の事業を經營」すべきである、とされている。また、「積極的方針を執り、……清国教育上、直接間接に盡瘁貢獻する所なかるべからず」、「清国を知らんとせば、之を見ざるべからず、清民を教へんと欲せば、先づ彼に接せざるべか

<sup>49</sup> 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）』、147、161頁

<sup>50</sup> 南里知樹編『近代日中関係史料』第二集、龍溪書舎、1976年、10-13頁。

<sup>51</sup> 『教育時論』は1885年（明治18年）創刊から、1934年（昭和9年）まで49年間が続き、1762号にわたって発刊された。「しかも量的に長命だったというだけではなく。……（中略）各時点における時論的な役割は、決して過小視されてはならない。教育雑誌の第一人者と言っても言い過ぎではな」と評価されている。木戸若雄『明治の教育ジャーナリズム』、近代日本社、1962年、24頁。

<sup>52</sup> 『教育時論』607-612号、明治35年2月25日-4月15日。

<sup>53</sup> 『教育時論』607号、明治35年2月25日。



らず」との認識のもと、「今日の急務」は自国の有力な教育家を続々と清国に渡航させ、新旧各種の学校を参観させ、仔細にその教育の方法を稽查させることである、とし、「其教育の実況を知るに於て資益する所、実に莫大なるものあるべし」と述べている<sup>54</sup>。

つぎに、「我邦の文化を清国に輸入して、人民の智識を啓発し、……帝国の勢力を扶植し、以て彼国の独立を保全し、東洋の平和を維持」するため、「清国要地に、我国語〔日本語〕学校を設立すべし」と主張した。それに合わせて、日本における「支那語科及支那学科」の拡張が強調された。「(清朝の)現状に精通せる人士を養成」すれば、「我邦人にして、今後支那大陸に於て各種の事業〔政事、通商、植民〕に裨益」する、との認識があったからである<sup>55</sup>。

そして、日本の教育家も清国の「各種新式学校設立の計画」に対して、「相当の助言と指導」を与えるべきであると建議した。また、「我邦にして真に教育事業の発達を輔翼し、併せて我文化を輸入し、我勢力を扶植せんと欲せば」、「中央政府及各地方総督衙門に、我学務顧問を入込ましむることを謀らざるべからず」という清国の教育改革に対する影響力を深化するための提議を出し、当然ながら「適當の人物を推挙」するべきであると論じている<sup>56</sup>。また、清国の教育改革への協力に関する長期的な考え方として、「清国の学校教師たるべき者を養成」すること、「日清両国の教育家及其団体は互に連絡を通じ」ること、「教育上重要な関係ある官吏紳士等と相往来」すること、交流する際に、日本の有力な教育家が「教育上の意見を吐露し、彼等に種種有益の智識計策を授けんこと」に勉めること、および「十分に(清国からの)留学生の選択を慎む」ことなどを提案した<sup>57</sup>。

一方、1902年以降の日本の教育雑誌の中には、日本の教育家が清国に招聘されたり、あるいは清国へ遊歴したりしたことを報じる記事がたびたび見える。このような状況に対し、『教育界』は「近事本邦人の清国教育に尽力せるもの次第に増加し来れるは、誠に悦ぶべき現象といふべし」と論評している<sup>58</sup>。また吳汝綸が日本を視察した際には、『教育時論』には以下のような論評も掲載された。

清国の碩儒吳汝綸氏は、今般北京政府の命を奉じ、我邦教育制度視察として来朝せり、……(中略) 中央政府より派遣せられ、教育制度視察の特命使として来朝せるは、実に吳使の一行を以て嚆矢と為す、其視察の結果関繋する所、豈に少小なりとせんや。……(中略) 其視察の結果の、彼我両国の関係に及ぼすの大なる知るべきなり。果たして然らば、我教育当局者は、吳氏一行に、十分の便宜を与へて、我教育制度の調査に便し、又能く各種学校を参観せしめて、詳かに教授管理の方法を説明し、皆に其外観

<sup>54</sup> 『教育時論』608号、明治35年3月5日。

<sup>55</sup> 『教育時論』609号、明治35年3月15日。

<sup>56</sup> 『教育時論』610号、明治35年3月25日。

<sup>57</sup> 『教育時論』611、612号、明治35年4月5日-4月15日。

<sup>58</sup> 『教育界』、第1巻第11号、明治35年9月3日。

上の規模設計のみならず、又能く我教育の淵源の存する所、及精神訓練の在る所を明説して、彼等に十分の感覚を与へざるべからず。而して之と同時に、我教育社会が、清国留学生に対して、如何の厚意と便宜とを与へつつあるかを説明し、以て彼国一部の頑固者流の迷妄を攪破せしめんことを期せざるべからず、我識者の呉氏と会談するもの、亦能く親切に、其抱持する意見を吐露して参考に供し、以て帰国後の教育施設に資せしむる所なかるべからず。……<sup>59</sup>

呉汝綸の視察に好感を持ち、日本はこのような清国の教育に影響力を与え得る絶好の機会を捉えるべきだと論じていることがわかる。

以上のように、日本側は自国の利益を維持し、清国への影響力を強化したい、との立場から、真剣に方策を検討していた。そして全面的かつ積極的に清国からの視察者を受け入れ、積極的に自らの方針を実行しようとしていたことがうかがえるのである。

### (三) 日本への視察者が見た日本の儒学・孔教重視の姿勢

では、日本への視察者たちは日本をどのように見ていたのだろうか。「奏定学堂章程」の制定を主導した張之洞自身は日本への視察経験はなかったが、1902年に羅振玉を日本へ派遣し、2ヶ月の教育視察を行わせた。羅振玉は1901年、自ら創刊した『教育世界』上で「教育五要」を論じ、その1つとして「教育は自国の宗教及び言語文字を使うべき」ことを挙げ、「今の中国は宜しく先に孔教を国教にすべきである」と主張している<sup>60</sup>。視察を終えて帰国した後、ふたたび同紙に「学制私議」を發表し、3つの教育宗旨を提出したが、その1つとして「儒教主義を守り、学と教を合一させるべき」<sup>61</sup>こと、さらに、大・中・小学堂の学生に『孝経』・『論語』・『孟子』・『大学』・『中庸』などの経書を学ばせるべきことを規定している。これは張之洞が「籌定学堂規模次第興辦摺」において「経書は即ち中国の宗教である」という論点を提起したことのみならず、「奏定学堂章程」において「読経講経」科目を強化しようとしたことにも影響を与えたのではないかとする見方がある<sup>62</sup>。

また、呉汝綸も教育視察のため日本に滞在していた際、多くの著名な日本人と面談し、盛んに意見交換をしていた。そのうちのひとり犬養毅は呉汝綸と面会した際、孔教に言及したという。犬養は「孔子の教は仁を主とするもので、西洋の各科目をすべて包み兼ねている。ほかの宗教はすべてここから発生したのである。中国は王朝が交代しても国は衰えなかったのは、孔教が（国家を）統一する役割を果たしているからである」と述べ、呉汝綸はその言葉に深い共感を示したのである<sup>63</sup>。

さらに、先に第二節で「教育宗旨」における「尊孔」が孔教運動と結びついていたことを検討したが、その

<sup>59</sup> 『教育時論』「呉汝綸氏の来朝（清国の教育視察特命使）」、620号、明治35年7月5日。

<sup>60</sup> 「教育五要」『教育世界』巻九、光緒二十七年は八月上（頁番号欠）。

<sup>61</sup> 「学制私議」『教育世界』巻二十四、光緒二十八年三月下（頁番号欠）。

<sup>62</sup> 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、237-245頁。

<sup>63</sup> 呉汝綸『桐城呉先生日記』、本稿は河北教育出版社の版本（1999年）の588頁より引用。

「教育宗旨」起草者である厳修が二度の日本視察を経験していることも忘れてはならないだろう<sup>64</sup>。厳修は1回目に日本を訪問した際、大阪の漢学者藤沢南岳（1842-1920）の息子元造と筆談し、日本の明治維新の成功は実のところ徳川幕府が百年間にわたり儒教を崇拜してきたことによるものだと教えられた<sup>65</sup>。また、2回目には、井上哲次郎（1855-1944）と会談し、徳川幕府時代の儒教を重んじる体制が、日本の教育の発展を促進することになった、との指摘を受けている<sup>66</sup>。このような日本の学者たちとの交流は、日本がいかにも儒教を重んじてきたかについて厳修に深く感じ入らせることとなり、後の「教育宗旨」の制定にも影響を及ぼしているのである。この点については、後の第三節においてさらに詳しく論じる。

#### （四）明治時期の雑誌における儒教・孔子に関する論説

すでに述べたように、日清戦争の終結後、日本は「清国保全論」という立場に基づいて、積極的に清朝の教育改革に協力する姿勢を見せており、またその最も顕著な例として、日本の明治時期の雑誌にはしばしば、清国の教育に関する記事や提言が掲載されていた。一方こうした雑誌にはさらに、孔教や儒教の経典などについて論じた記事も数多く掲載されていたことも注目に値する。例えば前述の『教育時論』の編集主任である辻武雄などもこうした文章を執筆している。

辻武雄（1868-1931）は1897年7月から『教育時論』発行のために設立された会社である開発社の副社長兼編集主任を務めることになった。彼が編集主任だった時期の『教育時論』では、特に「清国教育問題」が前面に打ち出されている。辻は「清国教育問題」に着手するには、まず現状を知る必要があると考え、1898年9月、教育視察を目的に海路、朝鮮経由で清国の北京・天津・武漢・南京・上海・蘇州・杭州をまわり、翌年2月に帰国した。そして、帰国後、「清国新式学校概況」（1899年3月）、「清国教育改革案」（1901年2月）や「清国両江学政法案私議」（1901年11月）などを発表した<sup>67</sup>。

---

<sup>64</sup> 厳修（1860-1929、字は範孫、号は夢扶）、彼の祖先は浙江省慈溪東郷出身で、天津に移り住み塩業で成功した家柄である。1882年（光緒八年）順天郷試に合格して、翌年会試に受かり、進士（二甲第10名）となった上、翰林院の庶吉士（同院の庶常館において、文学と書道を得意とする新進士が就く役職）に選ばれた。1886年翰林院の編修となり、後に国史館協修に昇進。1889年軍典館詳校官、1890年各直省郷試試卷磨勘官となった。さらに1894年（光緒二十年）には貴州学政に任命された。1897年（光緒二十三年）「経済特科開設」の上奏文を提出。1902年（光緒二十八年）第1回の日本への教育視察を行った。1904年（光緒三十年）第2回の日本教育視察、直隸学校司督辦に就任した。1905年から1910年（光緒三十一年から宣統二年）まで学部右侍郎、左侍郎を担任しつつ、教育宗旨などの教育政策の策定にも貢献し、1910年侍郎を辞した。詳しくは拙稿「清末赴日視察風潮中知識份子の活動——以厳修的教育活動及其貢獻為探討中心」（『台湾師大歴史学報』第46期、2011年12月）、241-243頁を参照。

<sup>65</sup> 厳修撰、武安隆・劉玉敏点注『厳修東遊日記』（以下『厳修東遊日記』と略称）天津人民出版社、1995年、46頁。

<sup>66</sup> 『厳修東遊日記』、206-207頁。

<sup>67</sup> 相田洋「稀代の京劇狂（戯迷）辻聴花——「シナ通」列伝その一——」、『創文』No.532、2010年7月、10-11頁。

このうち「清国教育改革案」では清国の学校における教学について、11ヶ条の提案をしている。その第1条では、「孔子の教は、天地の公道、人倫の大本たり、清国三千年の道德、全く孔教の維持する所に係る、是を以て学業修身、須らく孔教を以て主と為すべし」とされ、孔教は学業と修身の本であると論じられている。また第8条では、「厳に宗教の学校に入るを禁ず、……蓋し宗教と教育とは両立せず、教育に妨あり、且つ修身立行は、孔教を以て足る矣」とされ、孔教の絶対的権威が強調されている<sup>68</sup>。

また、法学者の高橋作衛(1867-1920)<sup>69</sup>も「与北京大学堂総教習吳君論清国教育書」で孔教に言及している。清朝の教育について、高橋は、1、教育方針を制定すべきこと、2、孔子の道理を以て、学生が道德を修める基本と為すこと、3、小説の閲覧を禁止すること、4、学生の氣力を減らさないように、重い授業負担をさせないこと、5、切迫した需要のない科目を略すべきこと、6、合宿館を設立し、学生の氣風を養成すべきこと、7、格務致知の学を講ずべきこと、という7ヶ条を作成した。そして孔教にかかわる第2条で、「宜しく孔子の道理を以て学生が道德を修める基本となすべき」である、と述べ、それは「孔教(の思想)は極めて広遠で明確で……その深い旨は誠に人生の良い教訓である」から、としている。そして、「西洋人が西洋の宗教を信じるように、実に(孔子の道を)以て貴国の学生が道德を修める基本と為すべきである。……今貴国は学制を振興しようとしているのであるから、宜しく孔教を道德を養う基礎と為すべきである。……なぜなら、もし孔

<sup>68</sup> 辻武雄「清国教育改革案」『教育時論』571号、1901年2月25日、6-8頁。(前略) 学校教授の最重なる方法は、即ち数端を左に列す。一、孔子の教は、天地の公道、人倫の大本たり、清国三千年の道德、全く孔教の維持する所に係る、是を以て学業修身、須らく孔教を以て主と為すべし、けれども徒に其言を誦し、而して其行を行はざる可からざるなり、但だ東西聖哲の嘉言懿行を参考し、列して倫理科に入るも、亦無益と為さず。二、八股文は、教育に害あり、且つ時を廢し業を失ひ、人材を傷ふこと亦少なからず、宜しく断然之を廢すべし。三、小学中学の功課書は、宜しく図書局中編纂する所の書を採用すべし。四、各種学科の中、須らく力を格致(理科)算術の二学に竭くすべし。是れ清国教育の中の最も缺乏する所に係る。五、須らく体操科を奨励すべし、清国の子弟、身体概ね弱し、宜しく主として体操を課すべし、即ち身体健康に、心神活発ならん。六、大に外国の語言文章を奨励し、子弟をして外国の情形に通曉し、新学を講求し、傍ら邦交に益すべし、就中日本語を講習するを以て、尤も主腦と為す、何となれば日清両国は隣邦の誼、同文の便あり、以て互に相觀摩すべければなり。七、小学堂の功課は、総て本国の語言を用ひ、中学堂以上は、日本語を以て必修科と為し、英國語を以て随意科と為すべし。八、厳に宗教の学校に入るを禁ず、仏及天主耶穌等の如き、均しく宜しく入るべからず、蓋し宗教と教育とは両立せず、教育に妨あり、且つ修身立行は、孔教を以て足る矣。九、須らく大に国家的精神及国民的志操を鼓舞すべく、……宜しく全国の人心を打合して、一団と為し、其の国家を成すの、重んずべく愛すべき所以を知らしむべし……。十、学校より卒業する者は、須らく其才力の程度に随ひ、与ふるに、学位を以てし、資格あらしむべし、庶くは子弟咸な名誉を重んじ、上達を望まん。十一、生徒の俊秀なる者を抜擢し、給するに官費を以てし、之をして日本或は欧米諸邦に遊学せしめ、国に回るの後ち、材に随ひて挙げ、用を国家に効するを得しむべし。而して各地縉紳の子弟たるもの、亦当に自ら資斧を備へ、外国に遊学すべし。……(下線および丸括弧内は筆者による。旧漢字は新漢字に変更。以下同。)

<sup>69</sup> 高橋作衛(1867-1920)、日本の国際法学者、政治家。1894年9月、帝国大学法科大学政治学科を首席で卒業。海軍教授となり、日清戦争に際し常備艦隊司令官付の幕僚(国際法顧問)として旗艦松島に乗って従軍。旅順口根拠地司令官付(通訳)に異動、威海衛で丁汝昌提督への降伏勧告文を起草した。1897年9月から英仏独に留学。1900年2月、帝国大学法学博士号を取得、1901年6月、東京帝大法科大学教授に就任。日露戦争に際しての対露強硬論七博士の1人で、軍囑託として参戦した。1914年4月、法制局長官となり、1916年10月まで在任。同年10月、東京帝大教授を辞し、貴族院院勅選議員に任命され、同成会に属し、死去するまで在任した。(秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』、東京大学出版会、2002年、中村義・藤井昇三・久保田文次・陶徳民・町泉寿郎・川邊雄大編『近代日中関係史人名辞典』、東京堂出版、2010年。)

教の真意を研究しなければ、道徳の概念が固まらず、独立の意志が消えてしまい、その弊害が極めて大きいからである。結局国家の衰亡を阻止できないばかりか、人々の思想の進歩の妨げとなるだろう」と述べている<sup>70</sup>。法学者である高橋作衛も孔教が中国の教育において重要な役割を果たすはずであると主張し、孔教の精神を学制に取り入れることを提言しているのである。

さらに、教育学者の中嶋半次郎<sup>71</sup>は「教育史上より支那教育の革新を論ず」<sup>72</sup>をテーマに、「今後の支那教育に於ては、第一に其教育の経営者及び其教育を受ける四百余州の少年少女、皆何の為に教育を受けるかを明にせざるべからず。……第二には、古を尚ぶ風を破るべし。第三には、中華自ら高しとする観念を打破すべし。……第四に教育制度を確立すべし。……第五に教育の材料を改むべし。……第六に教育の方法を改むべし。……第七には、科挙の制を改め、……各種の人材を登庸する道を開くべし」との7ヶ条を建議した。このうちの第2項について、中嶋は「支那教育の陵夷せる一原因は、正さしく理想を過去にのみ求め、先王の法言の外には一歩も出でじと、常に追想的、消極的の方針を取りたるにあり。孔子は天下の聖人にして、其仁愛の倫理は、近く之を日常坐作の間に行ふべし、之を拓むれば四海にも及ぼすべし。……故に孔子の教は務めて之を今の時世に合わせて広く之を解釈し、之が活用を十分ならしむると同時に、一面今日の社会倫理を以て之を補ひ、以て支那倫理教育の本とせざるべからず」と述べ、孔子の教えを時局に合わせて解釈しつつ、これを倫理と教育の基本とするべきであると論じている。

以上の3人はほぼ同時期にそれぞれの意見を提起しており、しかもそれはまさに清末の学制が制定される前夜のことであった。高橋作衛の文章は「与北京大学堂総教習吳君論清国教育書」という標題の通り、吳汝綸に対する提言として書かれたもので、実は、吳汝綸が1902年に訪日した際、高橋は吳汝綸と面会できなかった

---

<sup>70</sup> 高橋作衛「与北京大学堂総教習吳君論清国教育書」『教育世界』巻49、光緒三十年4月上。璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料匯編・学制演變』、192-197頁から引用。中国語の原文は以下の通り。(前略)今貴邦採他邦之制 宜體本國國風而決取捨……謹陳愚見七條 幸垂明察而決採擇 甚幸 第一、宜訂教育方針……第二、宜以孔道為學生修德之基。……竊謂貴邦有孔子教、此教至明至大、不落空遠、不陷奇怪、而旨深理玄、誠人生良訓也。孔子生於貴邦、爾來數千年、教旨漸入人心、信以為世界無二之道、猶西人信西教、實足採以為貴邦學生修德之基。宜設大講堂於大學、聘碩儒演講、使學生集聞其說、猶如歐美諸大學、使學生每周一回入教室行禮拜也。雖然貴國今日士大夫、亦莫不聲稱孔道、但所謂孔道者、不徒在口稱、尤重在躬行也。……今貴國振興學制、固宜以孔教為養德之基、然若不研究孔道之真諦、則道德之觀念未固、而獨立之確心已消、流弊所極、振國家之衰運則不足、害人道之進步則有餘、殊非下走崇拜孔道之旨也 第三、宜禁讀裨官小說談豪俠事蹟……第四、宜禁學徒刻苦勉學消其銳氣。……日本大學業繁課多、學生不堪其煩、近年學生英氣漸衰、有為之才漸減、誠為可憂。……第五、宜省不急之科。……第六、宜設合宿館養學生風習。……第七、宜講格務致知之學。……

<sup>71</sup> 中嶋半次郎(1872-1926)、明治・大正時代の教育学者。熊本県出身。1891年9月に東京専門学校文芸科に入学、1894年卒業、1897年2月まで『教育時論』の主任記者になる。1900年母校東京専門学校(現早大)の教授となる。1906年-1910年、天津北洋師範学堂教習として清朝に招聘された。その後ドイツに留学した。1913年早稲田高等学院の初代学院長となる。1926年12月21日死去。著作は「東洋教育史」など。(上田正昭・西澤潤一・平山郁夫・三浦朱門監修『日本人人名大辞典』、講談社、2001年。)

<sup>72</sup> 中嶋半次郎「教育史上より支那教育の革新を論ず」、『教育時論』第627号、1902年9月15日

ため、この意見書を書簡として呉汝綸に送ったのである<sup>73</sup>。一方、辻武雄は上述の改革案を起草した後、これを中国語に翻訳し、パンフレットの形にして、手紙を添え、数百人もの清朝の「朝野人士」に送った。その対象には李鴻章をはじめ、劉坤一、張之洞等有力総督・巡撫も含まれていたという。さらに、上海で発行された新聞にも掲載され、大きな反響を呼んだ<sup>74</sup>。また、中嶋半次郎は当時日本人教習として招聘され、天津北洋師範学堂に勤めていた。そのため、彼も当時の教育改革にかかわる人士と交際し、意見を交わしていた可能性がある。以上のことから、この3人の文章は、日本人に限らず多くの中国人にも知られていたと推測できるのである。

ところで、この3人の主張には共通点がある。それは、新しい教育政策を制定するにあたって、思想の規範として孔教が果たすべき役割を強調していることである。このことは、明治初期の諸教育大綱において儒教が持っていた意義とも合致し、また、清国からの視察者たちが日本で見聞した儒教と経学を重視する状況とも一致している。日本で「教育勅語」が公布された1890年は、ちょうど3人が教育をめぐる活動を開始した時期であった。当時、教育勅語は日本の教育における思想的規範であった。改めて儒教を教育や道徳の基準とすべき理由を、この時代に身を置く3人は十分に理解していたはずである。中嶋の「孔子の教は務めて之を今の時世に合わせて広く之を解釈し、之が活用を十分ならしむると同時に、一面今日の社会倫理を以て之を補ひ、以て支那倫理教育の本とせざるべからず」という主張は、既存の儒教を援用することは因循守旧ではなく、むしろ変化の激しい時代においてこそ、儒教が時代の需要と結びつき、新たな意味を持つことを示している。

3人とも文章の中で、孔子の学問は中国数千年来の根本であり、その地位は西洋の宗教と同様であるとし、それをもって道徳、学業、修身の基礎となすべきであると指摘している。しかも最も重要なのは、孔子の思想と道理を熟知することであり、その真髄を把握する者こそ、真に個人および国家に貢献することができる、とされている。また、孔子の学問の精髓や道理を理解する方法は儒教經典を読むほかはない、という主張もうかがえる。つまり、すでに紹介した3人の日本人の言説は、清朝内部のみならず、日本においても尊孔・孔教思想や経書の必要性に対して議論が盛んだったことの証左といえよう。

なお、日本への教育視察派遣を通じて張之洞が日本国内の情報を入手しようとしていたことも推察できる。上述したように、日本における孔子や儒教の重要性を強調する議論は、彼自身の中体西用思想にも合致していた。したがって、教育視察を通じて得られた孔子や儒教に対する日本側の意見を参考として、「欽定学堂章程」

<sup>73</sup> 呉汝綸選、施培毅・徐寿凱校閲『呉汝綸全集』(3)、黄山書社、2002年、865-874頁。

<sup>74</sup> 『教育時論』571号(1901年2月25日、43頁)に「我社の辻武雄は、年来清国教育、問題に就き、種々研究しつつあるが、頃日『清国教育改革案』と云ふものを、漢文にて草し、且つ一篇の書翰を添へ、之を一小冊子に印刷し、広く彼国有力の官民間に配布せんが為め、過日清国各地駐在の本邦領事及知己等に依嘱し、数百冊を郵送し、尚東京駐紮李清国公使に託して、西安府の行在所及慶親王李鴻章に転呈せしが、昨今は既に劉坤一、張之洞、其他総督、巡撫、道台、有志家等の案の上に到着し居る筈なりと、また上海発行の同文滬報、及其他の新聞には、過般既に之を紙上に掲載し、孰れも同感を表せりと云ふ……」という記事が掲載されている。

および「奏定学堂章程」において「読経講経」科目の制定の必要性や合理性を強く打ちだそうとしたとも考えられるのである。

### 第三節 「教育宗旨」について

1905年の年末、教育業務を総括する学部が成立され、翌1906年3月には、当時学部左侍郎を務めていた嚴修が起草した「奏請宣示教育宗旨摺」<sup>75</sup>が公布された。これは清朝が初めて教育の宗旨を明文化し、全国に宣布したものである。この中でまず、教育の目的は「少数の人材を養成するものではなく、多数の国民を養成するものである」<sup>76</sup>という「普通教育」の理念が明らかにされ、それとともに「忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実」の五つの教育の要旨が打ち出され、「忠君、尊孔の二義は人々に知られていて、実行されている。ただ、中国は列強雄視の時に当たり、生存を図るために、必ず立派な国民を養成すべし。これは慎重にしなければいけない。中国の大病は私・弱・虚といい、必ずその病のある所からその根株を抜き去り、その新機を作るべし。即ち尚公、尚武、尚実でなくてはならない」と述べている。先行研究では「教育宗旨」の内容は、日本の明治時期の「教育勅語」の影響を受けたものであることを指摘しているが<sup>77</sup>、筆者はさらに、この「教育宗旨」の構成と嚴修の二度の日本への教育視察が深く関連していたのではないかと考える。以下ではこの問題に焦点をあてて、検討を加えることにしたい。

#### 一、「教育宗旨」の内容

「教育宗旨」における要旨の第一は「忠君」である。「教育宗旨」には、西洋の思想にかぶれ、中国の倫理をかえりみない者を「富強をはかるのではなく、乱を招く者である」と批判し、「最近興起した国としてはドイツと日本を最たるものと為す。ドイツの教育で重んじるのは、帝国の統一を保持することであり、日本の教育で切実に表彰するものは万世一系の皇統である」と述べ、ドイツと日本を例として、「国主を崇敬しないで、政治の根本とするところはない」と指摘している。特に、日本は「富強を図るにあたり、およそ国家の安危にかかわることは、みなその意思が小学読本の中に盛り込まれており、それが人々の心に根付いており、本性のようになってくる。それで、人々は公義を重視して国恥をそそぐ志を持つようになった」と述べ、これが「君主の心の苦楽を国家の栄辱の基準とし、国家の栄辱を個人の禍福とする、いわゆる君民一体である」ことを指

<sup>75</sup> 全文は『学部官報』国立故宫博物院、1980年、第一期、光緒三十二年七月初一日、本部章奏49頁を参照。「奏請宣示教育宗旨摺」は以下に「教育宗旨」と略称する。

<sup>76</sup> 以下の「教育宗旨」の邦訳は、東京文科大学東京高等師範学校紀元二千六百年記念会編『現代支那満州教育資料』支那篇、(培風館、1940年)99-106頁と、『近代中国教育史資料』清末編、61-63頁による。

<sup>77</sup> 熊達雲『近代中国官民の日本視察』、300頁、関暁紅『晚清学部研究』、314頁、汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、303頁。

摘している。

巖修は、2回の日本への視察の頃に参観した体操学校の卒業式で、参列者全員と一緒に勅語を朗読し、「君が代」を斉唱するのを目にし、また師範学校の演奏会でも全員による「君が代」の斉唱を耳にするなど、彼自身が体験した日本の愛国思想教育について、深い印象を持つようになったことが推測される<sup>78</sup>。また、日本の教科書の編纂方法についても再三説明を受けたり、早稲田大学漢文講師の牧野謙太郎とは中国の歴史教科書の編纂について筆談したりしていた<sup>79</sup>。それゆえ、「教育宗旨」の中で「教育の普及を謀ろうとするならば、開国以来の列祖列宗の締造の艱難、創垂の宏遠から始まって、近年の事変、聖主〔皇帝〕の憂勞、外患の由來、内政において今すぐ忌諱し捨てざるべきところを、要点を選んで教科書に編入し、全国の学生に、かたときも忠義を忘れず、先烈を仰いで天地の高恩を思わせるべきである」と述べて、教育によって忠君の心を養うこと、およびその際に教科書の果たす役割の重要性を強調しているのである。

第二は「尊孔」である。前述したように、巖修は1回目に日本に訪問した際に、大阪の漢学者藤沢南岳の息子藤沢元造と筆談し、日本の明治維新の成功は実のところ徳川幕府が百年間にわたり儒教を崇拝してきたことによるものだと教えられた。また、2回目の日本への視察を行った際には、井上哲次郎と会談し、徳川幕府時代の儒学を重んじる体制が、日本の教育の発展を促進することになったとの指摘を受けている。実は井上哲次郎は前述した「教育勅語」の解釈文『勅語衍義』の編纂者であり、儒教が当時日本の教育や社会教化において果たした役割を熟知していた。このような日本の漢学者、哲学者との交流を通して、巖修は日本がいかに儒教を重んじてきたかについて強く認識させられたのである。

それゆえに、巖修は「教育宗旨」の中で、「教育は必ずその国の言語、文字、歴史、風俗、宗教を尊重し守るものでなければならない。故にその学堂には皆国教を礼敬する部屋がある」とし、「日本の尊王倒幕の論者は、以て漢学の功臣となす。その漢学は即ち中国の聖賢の学のことである。近来日本の国民の知識や技術は欧米の水準に達したにもかかわらず、中国聖賢の言葉〔儒学〕をもって、日に学生を進めて教導し、志節を砥礪し、忠義を激発している」ことを引いて、「ましてや孔子が生まれたのは中国であり、中国が歴年孔子を崇拝してきたのは、日本が孔子を敬うのと比べても、より熱心であったというべきである。よって学校の大小を問わず、経学を必修科目とすべきである」と述べているのである。方法としては、孔子の誕生日に必ず学堂で祭礼を行う以外に、経書の義と理や後人の解釈を教科書に盛り込み、学生のレベルにより、難易度を分けて講義する、というものであった。日本が儒教を重視していたことが巖修に深く印象づけられており、その視察経験が「教育宗旨」の「尊孔」に活用され、経学が非常に重視されるようになったのだと考えられる。

第三は「尚公」である。この点については、「教育宗旨」の中で国家を富強にするのは、「英雄豪傑」のする

<sup>78</sup> 『巖修東遊日記』、93、181頁。

<sup>79</sup> 『巖修東遊日記』、169、176-177、181-182頁。



ことではなく、「国を支えるのは、全国国民の心力」であり、そのために必要なのは教育であると指摘されている。巖修は1回目に日本へ視察に行った際に、浅草の凌雲閣を訪れ、子供に日清戦争の勝因を学ばせるために展示された、多数の日清戦争の写真を目にした<sup>80</sup>。2回目の訪問でも、再び浅草を訪れ、日露戦争を描いた油絵を見ており、日本の教育が如何に自国への愛着を育てることを重んじているかを目の当たりにした。また、最初の渡航の際、船員の福士徳太郎と東西文化について筆談を交わしたが、その印象として、福士は「世事に心を留め、理にかなった事を述べている」と日記に記しており、日本の教育が彼らにまで普及し、功を奏していることに巖修が深く印象づけられた様子が窺える。これらのことから、この2回の日本への視察の経験が巖修に教育を通して愛国の情を育成してゆくべきことを認識させたことがわかるのである。

「教育宗旨」にはさらに次のように述べられている。「したがって、各種の教科（修身、倫理、歴史、地理等）において、公共徳の概要、国家体制のあり方について詳しく分析する教科書を編集しなければならない。……皆に他人を己と同じようにみなし、国を自分の家のように愛させるよう努めること、道徳教育の中心はまさにここにあるのだ」。ここからも、民衆の利己的性格を革新することと、互いの団結を求めることを強く提唱する意図がうかがえる。

第四は「尚武」である。これは中国人が体力的に劣っていることに関して、変革を訴えたものである。巖修は2回の日本視察で各種の学校を見学し、体操や遊戯の授業を通して学生の体力を増進するとともに、集団の規律を守ることを教えていることに非常に感服している<sup>81</sup>。それゆえに、巖修は「教育宗旨」の中で、今「国家という観念が薄いので、その弊害を救おうとすれば、必ず教育を以て、風気を挽回しなければいけない。凡そ小・中学校の各種の教科書はみな、軍国主義を旨とするべきである」と述べ、国語や歴史、地理、音楽などの科目を通じて、学生に国家の戦争事跡を熟知させ、体操という科目については、「遊戯体操を通して幼い者の身体を發育させ、兵式体操を通して、成長した者の規律を整えさせる。しかも、時々秩序を守ることと、威勢を養うことを求め、以て完全の人格を養成する」と述べる。したがって、教育を通じて、巖修は人々の「尚武」の精神を育成しようとしたことが明らかに見られる。

第五は「尚実」である。「教育宗旨」には「学問において大切なのは、ただ、諸々の実用に用いることにのみある」ということが書かれている。2回目に日本に教育視察に行った時に、詳細に各種の学校の授業の様子を見学しており、その中で、講義をする上で教材や実験用具の果たす役割が大きいことを認識していた。また、数度にわたって工業学校や各学校の工芸科を見学し、製造業や実業教育の重要性に目を向けていた<sup>82</sup>。そのため、彼は「教育宗旨」において、「今普通教育を押し広めるため、小・中学校で用いる教科書

<sup>80</sup> 『巖修東遊日記』、67頁。

<sup>81</sup> 『巖修東遊日記』、102、162、182-185頁。

<sup>82</sup> 『巖修東遊日記』、158-201頁。

には、宜しく分かりやすく、実行できることを取り上げ、生徒らを教え諭してゆくべきである。修身、国語、算術等の科目では、分かりやすい事柄をとりあげ、その実行を促そう。その他物理、化学や図画、手工等もみな、実学、科学を発達させるための重要な科目である」とし、総じて「実業を重んじることを諸政策の要とすべきである。……これはもともと富強の重点とし、教育の中でもっとも実益があるものである」として

## 二、「忠君」、「尊孔」と国家

以上の分析によれば、厳修が起草した「教育宗旨」は、彼の2回の日本への教育視察で得た経験を活かし、さらに当時の清国の教育現状とあわせて生まれた成果であると言えるであろう。清末新式教育の方針を代表する「教育宗旨」の5つの要旨の中では、「尚公」、「尚武」、「尚実」は比較的新しい概念であろう。これに対して、先行研究では中国固有の思想と思われる「忠君」と「尊孔」に注目が集まっている。例えば、清朝側は「忠君」と「尊孔」を「教育宗旨」に並記し、国家として孔子の道を掲げた目的は、孔教倫理という普通の文化的象徴によって、当時盛んになりつつあった民族主義的な反清思想に抵抗することにあつたと論じられている<sup>84</sup>。また、「尊孔」が「教育宗旨」の要旨とされたのは、知識人の伝統的な文化へのこだわりの表れであり、さらに日本からの刺激によって形成された国家主義的色彩を帯びた救国方策であつた、という、その保守性を指摘するような見解も見られる<sup>85</sup>。確かに尊孔は清朝の政治生命維持の手段でもあつた。ただ、何者かへの抵抗という消極的な作用以上に、尊孔がより積極的な役割を果たしていたと考えることもできるのではないだろうか。

服部宇之吉は「教育宗旨」を日本風に教育勅語と呼びながら、そこに述べられる「忠君」について、

学部が出来まして教育勅語が出た……教育勅語は教育宗旨を五ヶ条に決めてある、……五の中で二つは支那従来のものを保存して発達させると云ふことで、忠君、尊孔、それから跡三つは支那人全体の弊害と缺点とを矯めると云ふ目的で、尚公、尚武、尚実、の三つである、之を併せてこの五つを教育の大主義と決めてある。……此の忠君、尊孔は支那に從來あるものを発達させると云ふことですが、尊孔は成程従来確かにある、けれども忠君と云ふこととなると日本などと非常に趣が違ふ、……故に形の上からも教へて行つて、社会各種の方面が共同して忠君の思想感情を養はねばらぬ、忠君は支那固有であると云ふが、殆ど新しく植え付けねばらぬ……

と論じている<sup>86</sup>。日本の「忠君」という概念は単に君主を崇敬することではなく、「国家」を崇敬することで

<sup>83</sup> 拙稿「清末赴日視察風潮中知識份子的活動——以嚴修的教育活動及其貢獻為探討中心」、263-266頁。

<sup>84</sup> 范玉秋『清末民初孔教運動研究』、109頁。

<sup>85</sup> 朱鵬「晚清教育宗旨奏摺試析」、『雲南社会科学』1996年第5期、57頁。

<sup>86</sup> 服部宇之吉「清国教育の現況」、『教育公報』第311号、明治39年9月15日。

あった。これに対して、清国には「国家」という概念がないと考えられていた。これに対し、実際に日本で教育視察を行い、教育を通じて愛国思想と国家概念を養成するという日本のやり方に共感を持っていた厳修は、「忠君」を「教育宗旨」の1つの項目として制定し、教育という方法によって、人々に国家という概念を意識させ、涵養しようとしていたと考えられるのである。

さらに、「尊孔」は「忠君」を貫徹する手段であったと思われる。厳修は日本における儒教重視という現実を借りて、中国固有の「忠君」や「尊孔」に新しい意味を賦与し、人々に儒教を重視させることによって、彼らの国家への求心力を高めようと思案していたのではないだろうか。

また、「教育宗旨」においては国家概念の形成が中心的な概念であったと同時に、教育を手段として人々の思想を新たに改造しようとする点、つまり「教育救国」の理念が打ち出されていたことも明らかである。

おわりに

本章では清末学制における「読経講経」科目の内容、および設置にかかわった清朝内部の背景と日本的要因について検討してきた。全面的に日本の学制を模倣したと思われる「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」において、「読経講経」科目は注目に値する存在である。「欽定学堂章程」に比べ、「奏定学堂章程」においてはその授業時間が大幅に増加しており、初等教育と中等教育の毎週授業時間の4分の1から3分の1ほどが「読経講経」科目によって占められていた。他の科目が詰まっても、「読経講経」科目の時間数を減らされなかったことから、中国近代学制にとって、「読経講経」科目が如何に重要であったかがわかる。また、「読経講経」科目の具体的な内容は四書・五経などの経典を読むことであるが、「欽定学堂章程」においては、平均的かつ重複的に学生を勉強させるのに対して、「奏定学堂章程」においては、「読経講経」科目が段階的に配置されるという特徴があった。

清末の近代学制において唯一伝統的特色を帯びた「読経講経」科目の設置には、無論当時清朝に普及していた思想も密接に関連していた。張之洞が中体西用思想を以て経学を中国の根本とみなし、「読経講経」科目の設置を促す一方で、康有為が推進した孔教運動やそこから発展した尊孔思想を利用し、教育のレベルから国家を支え維持してゆこうとしていたことも本章の考察で明らかになった。

その一方、本章では「読経講経」科目の設置と日本との関連という、今まで先行研究が論じきれなかった課題も検討してきた。徳川時代から明治初期にかけての日本における儒教の重要性、および明治時期における日本の清国保全論といった背景を分析し、それを踏まえて、日本視察に赴いた清朝官僚・文人たちが見た日本の儒教重視の姿勢、および明治期日本人による清朝の新たな教育制度における儒教経典と孔教思想の採用に関する提言が、「読経講経」科目の設置に影響を与えていたことを指摘した。

さらに、後の「教育宗旨」における「忠君」と「尊孔」という2つの項目にも、日本における儒教や孔教思想への重視が関連していたと思われることを指摘し、伝統的かつ中国の固有の思想である「忠君」と「尊孔」が新しい意味を賦与され、民衆に国家という概念を養成させる手段として期待されたことを明らかにした。

## 第二章 科擧の改廢と傳統士人

はじめに

本章では下層の傳統士人の日記に大量に記載されている当時の教育事情に関する内容を通じて、彼らの科擧の改廢に対する反応を明らかにしたい。そして彼らの反応の差異と共通点を検討する。なお、「読經講經」科目の設置による傳統士人の新たな進路について論じる<sup>1</sup>。

### 第一節 傳統士人の日記について

#### 一、史料としての日記

生員や擧人などの低い科擧の肩書きしか持たない、あるいは肩書きすら持っていない下層の傳統士人に関する資料の数はそもそも限られている。そのため本章でも、前述した先行研究でも取りあげられた劉大鵬(山西)の『退想齋日記』<sup>2</sup>、朱峙三(湖北)の『朱峙三日記』<sup>3</sup>を利用する。この2人はそれぞれ内陸出身と長江中流地域出身で、年齢も30歳ほど離れており、後にも述べるように、科擧の改廢と新式教育に対する考え方も大きく異なる、対照的な例だと思われる。さらに本章では、今まであまり利用されてこなかった張欄(浙江)の『張欄日記』<sup>4</sup>も参照する。張欄は沿海出身者で、年齢は劉大鵬に近いのであるが、科擧の改廢と新式教育に対して、先の2人とは異なる見解を持っている。

この3人の中で、最も研究者の関心を集めてきたのは山西省出身の劉大鵬である。ヘンリエッタ・ハリソン(Henrietta Harrison)は『退想齋日記』を中心に、時代の変遷の中で劉大鵬自身の理念がどのように移り変わ

<sup>1</sup> 本章と第三章は拙稿「清末における新式教育の展開と傳統士人——傳統士人の日記から見えたもの——」(『中国——社会と文化』第二十七号、2012年7月)を加筆・修正したものである。

<sup>2</sup> 劉大鵬著・喬志強標注『退想齋日記』、山西人民出版社、1990年。注では『退想齋日記』と記す。『退想齋日記』は1890年(光緒十六年)から1942年(民国三十一年)までの51年間にわたり書き続けられていた。その内容は山西省の郷村の状況、民間生活と風俗、社会の変貌、アヘンの吸飲、汚職官吏や苛酷な税金による庶民の圧迫といったものに及んでいる。

<sup>3</sup> 朱峙三が著した『朱峙三日記』は、1893年(光緒十九年)から1962年まで書き続けられていた。清末から1960年代初期にかけての政情、民意、風俗などを詳細に記録し、政治変動に対する意見、遊歴の見聞、受けた教育などについても記載がある。管見の限り、最初に中南地区辛亥革命史研究会・武昌辛亥革命研究中心が編纂し、湖北人民出版社が出版した『辛亥革命史叢刊』第10輯(1999年9月)、第11輯(2002年9月)、第12輯(2005年9月)に掲載された。その後、2011年7月に、華中師範大学出版社に「辛亥革命百年記念文庫・人物文集系列」として改めて出版され、同年の10月に再び国家図書館出版社に合計18冊の影印を出版された。本稿は2011年7月の版本に拠って議論を進める。注では『朱峙三日記』と記す。

<sup>4</sup> 張欄撰・俞雄選編『張欄日記』(温州文献叢書)、上海社会科学院出版社、2002年。『張欄日記』は1888年(光緒十四年)から1942年(民国三十一年)までの55年間にわたり書き続けられたものである。その内容には政治・兵事・経済・教育・実業・農業・民俗・文芸・人物などが含まれ、当時の浙江省南部の状況を理解する上で百科全書的役割を果たしている。注では『張欄日記』と記す

ったのか、そのプロセスを究明した。身分の多重性という視点から劉大鵬の生い立ちおよび思想を研究した研究と言えよう<sup>5</sup>。行龍は『退想齋日記』を中心に、清末における内陸出身の郷紳の生活の変遷を描いた<sup>6</sup>。これらの研究はいずれも劉大鵬の生涯全般に注目し、全面的に研究したものであるが、前述した羅志田、関曉紅の研究は、劉大鵬と朱峙三の日記を通して科擧の改廢が郷紳に与えた影響という論点に踏み込んで論じたものである<sup>7</sup>。また、陳勝は関曉紅の論文に基づき、士人の心理的意識から彼らの清末における教育改革への反応を検討し、彼らの新式教育に関する体験は彼らの主観的意識で構築されたものであると指摘した<sup>8</sup>。

一方、『朱峙三日記』と『張綱日記』については、これを扱った研究は比較的少ない。例えば、『朱峙三日記』の一部を利用し、清朝後半（1886-1902、光緒十九年—二十八年）における湖北省武昌県の風土、風俗、習慣などを検討した論文があり<sup>9</sup>、また、『張綱日記』における演劇関連の記録を用いたいくつかの研究が散見される程度である<sup>10</sup>。また近年、この日記の多くの紙幅を占めている読書に関する内容に着目した研究も現れ、張綱が幅広く読書していたのは、士人としての意義やアイデンティティーを見つけるためであったと指摘されている<sup>11</sup>。しかし『退想齋日記』と同様、『朱峙三日記』と『張綱日記』は、清末と民初の2つの時代をまたいだ長期に及ぶ記録であり、内容も上記のテーマに限らず多岐にわたり豊富である。特に教育に関するさまざまな記録は、清末においての教育転換期をより深く理解するうえでも非常に有用な情報を提供してくれる。しかし、『朱峙三日記』と『張綱日記』に記載されている教育に関連する内容を参照した研究は極めて少ないうえ、管見の限り、この3人の伝統士人の日記を併せて利用した研究はまだなされていない。この3人の日記を総合

<sup>5</sup> Henrietta Harrison, *The Man Awakened from Dreams: One Man's Life in a North China Village 1857-1942* (Stanford: Stanford University Press, 2005). ハリソン (Harrison) は儒学という伝統的な概念が国家レベルの正統性を喪失した後、民衆の日常生活において変化していった過程を明らかにした。その一方、国家・紳士・民衆の互いの連動関係を1つの主体と見なし考察し、民衆の日常生活および劉大鵬の考えの変化を描き、さらに、中国現代化の過程の中に山西省の農村社会が周縁化、貧困化しつつあったことを究明した。書評もある。羅衍軍「沈艾娣著《夢醒子：一位華北村莊士紳的生平、一八五七—一九四二》」、『歴史研究』2006年第2期。

<sup>6</sup> 行龍「懷才不遇：内地郷紳劉大鵬の生活軌跡」、『清史研究』2005年5月第2期。

<sup>7</sup> ほかに王海燕「劉大鵬的科擧情結」(『中国考試(研究版)』2007年4月)、と花宏艷「從『退想齋日記』看晚清世風与士風之丕變」(『史学月刊』2012年2月)があるが、その議論は羅志田と関曉紅の研究を越えるものではない。

<sup>8</sup> 陳勝「郷紳日記中的清末教育变革——基於士人心態的考察」、『呂梁学院学報』2011年2月、第1卷第1期、陳勝・田正平「横看成嶺側成峰：郷村士人心中的清末教育变革図景——以『退想齋日記』和『朱峙三日記』為中心的考察」、『教育学報』2011年4月、第7卷第2期。この2本の論文は刊行時期が近く、内容もほぼ同じである。以下に引用する際、注では前者を陳勝(a)、後者を陳勝(b)と表記する。

<sup>9</sup> 王振忠「『朱峙三日記』所見晚清武昌県民俗及其變遷」、『民俗研究』2001年3月No.1。この論文では、明清以降全国各地の民俗が同化してゆく傾向を見せたのは、当時の人々が頻繁に各地を移動していたことと関連しており、さらに武昌県の場合、徽州人が大きく影響を及ぼしたと論じられている。

<sup>10</sup> 沈不沉輯録『杜隱園觀劇記』、香港出版社、2005年、黄義枢・劉水雲「張綱『杜隱園日記』中的地方戲劇史料」、『文献』2007年第3期、劉水雲・黄義枢「試論張綱『杜隱園觀劇記』的戲曲史料價值」、『温州大学学报(社会科学版)』、2007年第4期。

<sup>11</sup> 尤育号「在旧学与新知之間：一個郷村士紳的閱讀世界——以張綱『杜隱園日記』為中心」、『歴史教学問題』2011年第4期。経史子集などを読むこと、地元の文献や典故を整理すること、新式書籍と新聞を読むことを通し、張綱は伝統士人としての文化的アイデンティティー、郷村士紳として果たすべき役割、時代の移行期に生きていた士人の姿勢を確認したと指摘されている。

的に分析することによって、異なる環境に身を置き、異なる経歴を持ちながら、最も直接的に教育の変動に直面していた下層の伝統士人が科擧の廃止や新式教育の発展に対してどのような認識をもっていたのかについて分析を深めることができると考える。

ところで、日記は通常一次史料と見なされる史料であるが、利用に際し若干の難点が存在する。例えば、記述の内容が非常に雑駁であり、学問的な分析の対象にしがたいという点や、系統的な内容をもたない身辺雑記的な備忘録の性格が強い点があげられる<sup>12</sup>。本章で使用する3人の日記の内容もあらゆる分野を網羅する幅広いものであるが、後に述べるように、この3人は科擧合格を目指しており、塾師や学堂の教師という履歴の持ち主であったため、その日記には教育にかかわる記録が数多く残っている点が特徴的である。したがって、清末における伝統士人の科擧改廃と新式教育の展開に対する理解を示す重要な史料と見なすことは可能である。また、敢えて出身や考え方がそれぞれ異なる伝統士人の日記の内容を比較してゆくのは、単一の日記の記録が全ての事実を反映すると見なしてしまう危険性を避けるためでもある<sup>13</sup>。なお、下層の伝統士人が残した日記の数はそもそも限られており、統計学的に有効なデータを得ることは難しい。それでも、日記から抽出される内容から、新式教育の展開に伴って現れた様々な現象を考察することは可能であると考えられる。

## 二、伝統士人3人の生い立ち

まず、劉大鵬（1857-1942、咸豊七年—民国三十一年、字は友鳳、号は臥虎山人、夢醒子）の経歴を紹介する。彼は山西省太原県赤橋村出身で、1878年（光緒四年）生員に、1884年（光緒十年）擧人になった。長男は1902年に郷試に合格しており、親子ともに郷試に合格したことによって地元ではよく知られていた。劉大鵬は太原にある崇修書院で勉強し、自ら真の士人を任じ、もし士人として「経史子集をすべて読ま」なければ、「まさに学問の名に背く」<sup>14</sup>と考えていた。科擧合格に熱意を持ち、1895、1898、1903年と3回会試を受けたが、合格できなかった。科擧を受け続ける傍ら、同郷の商人武佑卿の家塾の塾師を約20年間務め、それで生計を立てていた<sup>15</sup>。また地方史・地方志の執筆にも取り組んでおり、『晋祠志』16巻、『重修晋祠雜記』2巻、『晋水志』13巻、『汾水河渠志』数巻などを編纂した<sup>16</sup>。民国になってからは、県議会の議長、県教育会の副会長などの社会的職務、および蒙養小学堂の教習に就いたが、まもなく辞め、農耕と炭坑経営で余生を送った

<sup>12</sup> 川尻文彦「清末江南文人の読書生活（序論）—孫宝瑄『忘山廬日記』を読む」、『近きに在りて』第52号、2007年11月、86-88頁。

<sup>13</sup> 日記を利用する際には、相関する各種の日記や史料、文献などを相互に参照しながら真実に迫ること、基礎的な知識を把握したうえで日記の内容を検証すること、日記の執筆者の人格や行為、および日記の書き方の特徴を理解すること、などに注意する必要がある。呂芳上「日記内外的歴史——作為史料的日記解説」、呂芳上編『蒋中正日記与民国史研究』、世界大同出版者、2011年。

<sup>14</sup> 『退想齋日記』、光緒二十二年二月初五日、55頁。

<sup>15</sup> 『退想齋日記』、前言の1頁。

<sup>16</sup> 『退想齋日記』、「劉友鳳先生碑銘」、613-614頁。

17。

次に、劉大鵬と同時期に活動していた張桐（1860-1942、咸豐十年—民国三十一年、字は震軒、号は真叟、晩年の号は杜隱主人）の経歴を見てみよう。彼は浙江省瑞安県汀川里出身、1880年（光緒六年）県学に入り、廩生となった。1888年（光緒十四年）から1902年まで科挙を受験し続けたが、合格できず、1900年（光緒二十六年）に廩貢という肩書きを買った<sup>18</sup>。張桐は終生教学を職とした。1891年（光緒十七年）瑞安の著名な学者である孫詒讓・孫詒沢兄弟に招聘され、詒善祠塾の講師となった<sup>19</sup>。彼が科挙の肩書きのない塾師にもかかわらず、孫衣言のような著名な学者、そして黄紹箕、項崧、林和叔、李炳光、林左髓、黄紹第のような地元の士人と交流できたのは<sup>20</sup>、孫詒讓・孫詒沢の地位と人脈に関わりがあったと思われる。その後、1907年からは瑞安中学堂教習を担当し、翌年郡中学堂の文史教員に招聘された。民国成立後は地元で聚英楼書塾を設立したほか、1916年から省立中学、1926年（民国十五年）から甌海公学の教師となり、教職を40年間続けた<sup>21</sup>。夏承燾、馬孟容、洪式閭らは彼の学生である。著作に『史読考異』50巻、『杜隱詩存』15巻、『張震軒詩文稿』2冊などがある<sup>22</sup>。

最後に、前述した2人とは30年ほどの年の差がある湖北省鄂城県建明郷出身の朱峙三（1886-1967、光緒十二年—民国五十六年、元の名前は鼎元、または継昌、字は峙三）について述べておく。彼が最初に科挙を受けたのは、1903年17歳の時であった<sup>23</sup>。1904年武昌県師範学堂を受験し、翌年の入学と同時に科挙が正式に廃止された<sup>24</sup>。1906年年初朱峙三は小学堂の設立に参加し教員となったが<sup>25</sup>、まもなく両湖師範学堂の入学試験を受けることにした<sup>26</sup>。1906年から1911年までの在学期間中、朱峙三は排満と革命に関する書籍、例えば『揚州十日記』、『嘉定屠城記』、『警世鐘』、『猛回頭』、『革命軍』などを渉獵するようになったという<sup>27</sup>。その後、『中西日報』、『公論新報』などの新聞社の編集者を経て<sup>28</sup>、民国になってから教育界に入り江漢中学や寒溪中学の教師になった。1926年以降湖北省の県政府と省政府の官職に就き、さらに中華人民共和国が成立した後

<sup>17</sup> 『退想齋日記』、前言の1頁。

<sup>18</sup> 『張桐日記』、光緒十七年七月十五日—八月十五日、光緒十五年七月十八日—八月十四日、光緒十七年八月三日—十四日、光緒二十三年七月十七日—八月八日、光緒二十八年八月六日—八日、719、11-13、19-20、39、101頁。

<sup>19</sup> 『張桐日記』、光緒十七年正月二十日、15頁。

<sup>20</sup> 『張桐日記』、光緒十七年四月二十八日、光緒二十二年七月二十七日、八月二十三日、光緒二十四年二月五日、光緒二十六年十二月十三日、光緒二十八年正月十八日、16、32、41、68、88頁。

<sup>21</sup> 『張桐日記』、前言の1頁。

<sup>22</sup> 洪振寧編著『宋元明清温州文化編年記事』、浙江人民出版社、2009年、519頁。

<sup>23</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年正月二十八日、106頁。

<sup>24</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十年十一月十五日、158頁と光緒三十一年三月二十八日、163頁。

<sup>25</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年正月初一日—二十日、175頁。

<sup>26</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年五月初八日、182頁。

<sup>27</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年—宣統三年の日記に散見している。

<sup>28</sup> 『朱峙三日記』、宣統三年十二月初十日以後、277頁。



には湖北人民政府参事となった<sup>29</sup>。その後も数多く著作を残しており、『歴変記』、『生存者言』、『太平天国与湖北』、『清代科举制度』、『晚清見聞録』、『辛亥武昌起義前後記』などを編集し、また、『壮学集』、『金湖集』、『福州集』、『晴川集』、『鄂州集』、『晚学集』などの詩集を20巻あまり、『峙山論文』、『峙山雜文』、『峙山論画』、『峙山師友雜感録』、『峙山論書』、『峙山論琴』、『寒溪避暑記』、『春柳齋筆記』などの文集40巻を著した<sup>30</sup>。

## 第二節 科挙の改廢に関する議論の概要

科挙の改廢に対する3人の伝統士人の反応や対応を分析する前に、光緒年間における科挙の改廢をめぐる朝野のさまざまな意見および言論を概略的にまとめ、紹介しておく<sup>31</sup>。

### 一、日清戦争前後における科挙の改革をめぐる議論

科挙制度の主な目的は人材を選抜して朝廷で用いることであり、科挙で選ばれた人材は朝廷の統治を支える役割を果たした存在であったと言える。しかしながら、時代の推移につれて試験の範囲が次第にせばまっていき、明清に至り、出題の内容が四書五経に限られ、文章の形も八股文のみになった。このように制限された試験が引き起こす弊害はアヘン戦争以降しばしば指摘されてきた。咸豊・同治期には馮桂芬が、八股文のみの試験では簡単すぎるので、士人の優劣を区別するため経解・古学・策問の3つの科目を行うべきであると提言した<sup>32</sup>。薛福成は一切の既成のやり方を変更すべきであり、試験については制芸・律賦・試帖の代わりに掌故律令<sup>33</sup>を策論するよう提言した<sup>34</sup>。光緒朝に入り、王韜も「真正の人材を望むなら、まず時文〔八股文〕を廃止することから始めるべきである」と述べ、経学・史学・掌故律令の学問・製図・時事などの試験科目を提言した<sup>35</sup>。3人はいずれも八股文のみを重視する科挙試験によってもたらされた弊害に注目し、文章の形式にこだわることより、国家の典章制度に関する掌故律令の学問のほうを重視すべきだという意見を示したのである。

そして光緒年間になると、西洋の学問について出題すべきであるという意見も続々と登場してきた。例えば、

<sup>29</sup> 『朱峙三日記』、輯録者の話の524頁。

<sup>30</sup> 蔡路武・楊玉珍「辛亥老人朱峙三先生」、『武漢文史資料』、2007年第7期、35頁。

<sup>31</sup> より詳しい研究は、関曉紅「科挙停廢与清末政情」(『中国社会科学(京)』、2004年3月)と「晚清議改科挙新探」(『史学月刊』、2007年第10期)を参照されたい。

<sup>32</sup> 馮桂芬「改科挙議」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯(下冊)、華東師範大学出版社、1983-1992年、2-3頁。

<sup>33</sup> 制芸は八股文であり、制義ともいう。律賦は賦の一種であり、一定の格律があるもの。唐人の体で、毎句単に対偶音律声調を主とし、情と理は措いて論じないものとされた。試帖とは①唐代の試験法、②唐以来の科挙応試の詩である。大抵古人の詩句を以て題を命じ、賦得の二字を冠したものをいう。掌故とは国家の故実慣例、一国の典章制度である。律令とは国家のおきて、刑律と法令である。大綱を律、条文を令という。

<sup>34</sup> 薛福成「選挙論」(下)、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯(下冊)、6-7頁。

<sup>35</sup> 王韜「上丁中丞」、「変法自強」(中)など参照、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯(下冊)、7-9頁。

鄭観応は「文武歳試以外に、別の科目を設立し、専ら西洋の学問を試験する」<sup>36</sup>という考え方を示し、湯震は経義子史古学・時務・洋務（天文・算術・法律・公法など）の3つの科目を試験の内訳にするよう提案した<sup>37</sup>。陳虬は「科目の法は宜しく変えるべし」と主張し、具体的に芸学科・西学科・国学科・史学科・古学科5つの科目を提案した<sup>38</sup>。彼らは、真に有用な人材を選抜できていない科挙制度の弊害をなくすためには掌故律令の学問に関する科目を加えることが不可欠であり、西洋の学問も重視すべきだと主張していたのである。

以上のような、科挙制度における既存の科目の廃止・改変を提案し、西洋の学問について試験することを強く望んだ在野の士人たちの言論と比べると、官員たちの意見は比較的保守的だったようである。道光から同治期にかけて、両広総督祁貢は制器通算科、船政大臣沈葆楨は算学科の開設を上奏したが、反響を呼ばなかった。光緒期には、算学〔算術〕科の増設を求める上奏文がさらに増え、まず礼部が「奏請考試算学摺」<sup>39</sup>を出し、続いて国子監司業潘衍桐が「奏請開芸学科摺」の中で、「芸学科を開き、凡そ製造に精通する者、算学を熟知する者、地図に長ずる者は皆試験に参加することができる」と表明し、さらに章程案12ヶ条を制定した<sup>40</sup>。同年に左宗棠も「芸学説帖」を提出した。また、1887年（光緒十三年）には江南道監察御史陳琬瑩が、歳試の科目について「経古を試験する以外に、算学試験を加える」とし、（算学を）熟知する者を算学生員として、郷試・会試に「合格した者に京職を与え、遊歴員の欠員ができた場合、西洋の各書院へ学習しに行かせる。学習が終わった人に総理各国事務衙門・各海関・各国への派遣の仕事をさせる」という詳細な提案を上奏した<sup>41</sup>。これに対して、総理各国事務衙門と礼部は実施方法を商議した上で<sup>42</sup>、1889年（光緒十五年）に陳琬瑩の提案を試行したが、試験への参加人数が20人に満たなかったため、結局うやむやのうちに終わってしまった<sup>43</sup>。以上の事実から見ると、当時の官員たちの提案は科挙制度の改善を求めるとは言っても、算学科を設立することにとどまっていたことがわかるのである。

しかし、日清戦争後、上述した状況に著しい変化が起きた。それは八股文を廃止しようという言論が日増しに高まっていったことである。譚嗣同は科挙と学校を改革することが時局の劣勢を挽回する根本だと述べ、厳復はまず八股文を変えるべきだと主張した<sup>44</sup>。さらに、梁啓超・徐勤・唐才常らは中国を富強に導くためには、学校を振興し人材を育成することが重要であるが、それ以上に科挙制度の改革、特に知識人の才知を制限する

<sup>36</sup> 鄭観応「考試」上・下、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、9-14頁。

<sup>37</sup> 湯震「考試」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、14-15頁。

<sup>38</sup> 陳虬「経世博議」変法三、中国史学会主編『戊戌変法』（一）、上海人民出版社、1957年、220-221頁。

<sup>39</sup> 朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、18-20頁。

<sup>40</sup> 朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、20-24頁。

<sup>41</sup> 中国史学会主編『洋務運動』（二）、上海人民出版社、1961年、207-208頁。

<sup>42</sup> 沈桐生輯『光緒政要』二、江蘇広陵古籍刻印社、1991年、704-707頁。

<sup>43</sup> 中国史学会主編『洋務運動』（二）、211-212頁。

<sup>44</sup> 朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、32-34頁、38-41頁。

八股文の廃止が第一だと強く訴えた<sup>45</sup>。やがて 1898 年には康有為と梁啓超が主導していた戊戌変法が展開されることとなった。科挙の改革については、まず八股文を廃止し、政策を提言する「策論」に改める政策が掲げられた。そして 1897 年貴州学政である嚴修が提出した「請設專科摺」<sup>46</sup>の中の「慣例を打ち破り、(科挙とは別に、新たな人材登用のための) 専門試験を設立し、……世界各国の政治や情勢、外交交渉について熟知していたり、算術や法律に精通していたり、物理化学や工業において新しい方法を考えたり、外国に遊歴できたり、製図に長ずるような人材を集め、……科挙と区別するために、『経済』と名づける」という提案に基づいて翌年提出された「総理衙門遵議開設經濟特科摺」<sup>47</sup>が提起した、内政・外交・理財・経武・格物・考工という 6 つの試験の科目を制定し、常例としてではなく、10 年おきに、あるいは 20 年おきに行うとした案について、光緒帝がこれを認可し、「經濟特科」を行うことにすると指示した<sup>48</sup>。ここに至り、時事に通じた有能な人材を特別に採用するため、正規の科挙とは別に「經濟特科」を開かれることになった。しかし、戊戌変法の挫折によって、八股文の廃止と「經濟特科」も結局実施されないままになってしまった<sup>49</sup>。

## 二、光緒新政時期における科挙の改廃について

以上述べたように、1905 年に科挙が正式に廃止されるよりも前に、八股文の廃止や科挙制度の改良をめぐる意見はすでに十数年にわたって議論されていた。しかし科挙制度に関する本格的な改革が始まったのは、光緒新政期であった。それまでの議論は八股文の廃止にとどまっていたが、この時期には直接科挙を廃止し、学堂が科挙のかわりに人材の育成を担うことが求められるようになったのである。

1901 年 1 月（光緒二十六年十二月）に下された、各大臣、各省督撫などに対して当時の国政や時局について意見を述べるよう求めた上諭に対し、袁世凱は 3 ヶ月後上奏し、科挙の改良を論じた。その上奏文の内容はすぐに科挙を全面的に廃止するわけではなく、「実科」という科目を新設し、「実学」を試験の内容とするというものであった。実学に精通する人材が自然に育成されれば、科挙も有名無実化する、というのが袁世凱の科挙に対する基本的な考えであった<sup>50</sup>。同時に陶模と徳寿も上奏し、科挙を変通するよう要請した。彼らは各

<sup>45</sup> 梁啓超「論科挙」、徐勤「中国除害議」、唐才常「時文流毒中国論」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第一輯（下冊）、42-54 頁。

<sup>46</sup> 嚴修「請設專科摺」、光緒二十三年十一月二十三日、中国第一歴史档案馆、軍機処録副奏摺光緒朝文教類、文件 2540 号。

<sup>47</sup> 朱寿朋編『光緒朝東華録』（四）、中華書局、1958 年、総 4024-4026 頁。及び『清実録』「徳宗景皇帝実録」卷四一四、中華書局、1987 年、411-412 頁。

<sup>48</sup> 『光緒朝東華録』（四）、総 4026 頁。

<sup>49</sup> 光緒新政時期の 1901 年になって再び「經濟特科」を開くことになり、1903 年の会試の直後に実施された。しかし 1905 年科挙が廃止され、「經濟特科」も 1 回限りで終わった。詳しくは、樽本照雄「經濟特科考」（『大阪経大論集』第 46 卷第 2 号、1995 年 7 月）、康大寿・潘家徳「清末經濟特科述論」（『社会科学研究（成都）』、1990 年 2 月）、何玲「清末經濟特科探析」（『歴史档案』2004 年第 1 期）などを参照されたい。

<sup>50</sup> 袁世凱「遵旨敬抒管見上備甄摺」、『袁世凱奏議』上冊卷九、天津古籍出版社、1987 年、271-272 頁。

郷・県・府・省に蒙学・小学・中学・大学を広く設立し、各級の学校を整え人材が徐々に養成されてきたら、直ちに科挙を廃止するよう提言した<sup>51</sup>。しかし、大臣たちの自然に科挙を廃止するという提言を清朝は採用しなかった。同年の8月（光緒二十七年七月）に下された上諭は、翌年から郷試、会試、生童の歳考と科考、および殿試において、「均しく八股文を禁ずる」と定めただけであった<sup>52</sup>。

以上のように科挙を徐々に廃止していくという方向性を、世論はどのように見ていたのだろうか。1903年1月（光緒二十八年十二月）『申報』の「停止科挙積疑」という社説は次のような見解を示していた<sup>53</sup>。この数ヶ月、しばしば科挙が廃止されるという噂を聞くが、そのようなことは起こらないと断言できる。なぜなら、各省で学堂はせいぜい予定の1割か2割しか設立されておらず、人材を育成するまで早くても10年はかかりそうであるので、急に科挙を廃止してしまうと数年間は人材を得られなくなってしまうからだ。ただし、科挙は決して廃止されないというわけでもない。数年後もし学堂が成果を挙げれば、科挙の廃止もあり得るだろう、というものであった。以上のような見解からは、当時学堂がまだ十分に設立されておらず、科挙の完全廃止を支える条件が揃っていないという認識があったことがうかがえる。

2ヶ月後（光緒二十九年二月）、張之洞と袁世凱が上奏した上奏文でも、このような世論に配慮しながら、直ちにはなく、徐々に科挙を廃止することが主張されていた。彼らは、「人材は国家の元氣、統治の根本であり、……国家は人材によって興る。……（中略）人材を養成する場所は学校であるが、学校の振興を妨げるのは、科挙にほかならない」とし、現在学校の振興は民間に頼るが、科挙が廃止されてないため、賓興<sup>54</sup>などの経費は学校の設立に充てることができない、したがって、「科挙の廃止が一日遅ければ、学校の振興が一日遅れることになる。学校が振興されなければ、士人は永遠に真の学問を身につけず、国家は永遠に時局に適応する人材を欠いたままである。……（中略）今たとえ直ちに科挙を廃止できないにしても、考慮し（合格定員を）縮小するように修正すべきである」と述べ、翌年の会試が終わったら科挙合格の定員を年々縮小し、その縮小された分の定員数を学堂の合格定員数に振り分けて士人たちの進路を学堂のみとすれば、学堂の振興が期待できるだろうと提案した<sup>55</sup>。しかしながら、この提言を清朝が採用することはなかった。

関曉紅によれば、当時の軍機処大臣であった王文韶が反対していたこと、科挙の廃止に伴う関連部門、すなわち礼部および吏部、京師大学堂の間での対策協議や業務に関する統合などに時間が必要であったこと、そし

<sup>51</sup> 陶模・徳寿「奏請変通科挙摺」、舒新城編『近代中国教育史料』（『民国叢書』第二編46、上海書店、1990年）、100-101頁。

<sup>52</sup> 中国第一歴史档案馆編『光緒朝上諭檔』第二七冊、広西師範大学出版社、1996年、152頁。

<sup>53</sup> 『申報』、「停止科挙積疑」、1903年1月24日（光緒二十八年十二月二十六日）。

<sup>54</sup> 賓興について、第三章第三節で後述する。

<sup>55</sup> 「奏擬遞減科挙中額辦法摺」、『張之洞全集』第四冊奏議、133-135頁。原文は「誠以人才者、國家之元氣、治道之根本。……有人才、則圖富強易於反掌。……（中略）足以為學校之敵而阻礙之者、實莫甚於科舉。是科舉一日不廢、即學校一日不能大興。學校不能大興、將士子永無實在之學問、國家永無救時之人才。……（中略）今縱不能驟廢、亦宜酌量變通。……」

て西太后が科挙の廃止によって再び士人の人心を失うことを恐れたこと、等が、清朝が承諾を渋った原因であったという<sup>56</sup>。実は、人心を失うことへの恐れのほかにも、『申報』の社論ではもう1つの理由が指摘されている。それは学堂の学生が自由や平等などの思想を涉獵し、結社を組織して革命活動に参加するようになる恐れがあるので、清朝は科挙のかわりに学堂を人材育成の手段とすることを必ずしも賢明な選択とは思っていなかった、というのである<sup>57</sup>。ここからも、科挙の改廃に関する議論が十数年を経ているにもかかわらず、清朝と大臣たち（特に地方督撫）との間で変革の度合いをめぐって温度差があったことがうかがえる。

翌年の1904年1月（光緒二十九年十一月）、張之洞は張百熙、榮慶とともに学堂章程について上奏し、再び科挙の合格定員を縮小せよとの提言を行った。全国では学堂の振興政策が始まってすでに2年ほど経っていたが、各省とも設立できた学堂の数は多くなかった。その原因は経費が集まりにくかったからである。そもそも公金に限りがあるので、学堂の経費は主に民間の寄付に頼っていたが、科挙が完全に廃止されていなかったため、寄付が集まりにくかったのである。誰もが様子を窺う姿勢を取っており、郷紳たちは寄付するかどうか躊躇し、学堂に入学する者も科挙がまだ行われているのを見て、学堂での勉学には専念していなかった。上奏では、「理論的に言えば、直ちに科挙を廃止すれば、学堂の成立に進展が見られ、経費が工面できる。ただ、今のところ各省において学堂を多く設立することができておらず、……すでに設立された学堂の中にも学堂章程にふまえず建てられたものがあるため、弊害を免れないだろう」と指摘し、早急な科挙の全面的廃止には抵抗が多いことも予測されるので、翌年の1905年から科挙合格の定員を縮小するとともに学堂を振興し、10年の間に人材の育成手段を科挙から学堂へ移行することを提案している。ここに至って、清朝はようやくその意見を取り入れ、1905年から郷試・会試合格の定員数を縮小し、各省におけるの学堂の設立が完備したら、科挙合格の定員を停止するという上諭を下した<sup>58</sup>。

ところが1905年9月（光緒三十一年八月）になると、張之洞、袁世凱、趙爾巽、周馥、岑春煊、端方は再び連名で「会奏請立停科挙推广学校摺」を上奏し、「私どもがひそかに大局を觀察し、時勢の動向を熟慮するに、目下危機はますます深まっている。近日の振興への努力は、まさに一刻千金にあたる。科挙の停止が一日遅れれば、士人はなお及第の幸運に望みをつないで、学問を身につける努力をないがしろにしてしまう。民間では、さらにいっそう様子を觀望し、私立の学校はいっこうに盛んにならない。しかも公の財力で普及させることは絶対に不可能であるので、学校には目立った振興の望みがないありさまである。目下の状況を検討すると、たとい即時に科挙を停止して学校建設につとめても、十数年後にならなければ人材は出てこないだろう。

<sup>56</sup> 関曉紅「科挙停廢与清末政情」、44-45頁。

<sup>57</sup> 『申報』、「学堂科挙得失論」、1903年8月30日（光緒二十九年六月二十一日）。

<sup>58</sup> 「請試辦遙減科挙摺」、『張之洞全集』第四冊奏議、171-172頁。原文は「竊思就事理而論、必須科舉立時停罷、學堂辦法方有起色、學堂經費方可設籌。為此時各省學堂尚未能備設、……故已設之學堂、辦理未盡合法、學堂品類不齊、或不免間有流弊。……」

もしさらに遅れて十年後ようやく科挙を停止するようなら、学校建設は引き伸ばされ、人材は速成では出てこないから、二十年以上の後ようやく人材を得るということになる」と述べ、「学校の設立は人材養成のみを目的とするものではなく、民間の知識を開くことを主とし、人々に普通の教育を得させようとする」ため、直ちに科挙を廃止し学堂を普及させるよう要請した<sup>59</sup>。これを受けて清朝は、時局の流れを考慮し、翌年からすべての郷試・会試を一律停止するという上諭を下した<sup>60</sup>。これにより千年以上実行されてきた科挙制度は正式に幕を閉じたのである。

### 第三節 伝統士人の科挙の廃止に対する反応

#### 一、伝統士人の日記から見えるもの

それでは、日記に見られる士人たちの科挙廃止に対する反応を概観してみよう。まず、劉大鵬である。日記によれば、劉大鵬がはじめて科挙の廃止について聞いたのは1896年（光緒二十二年）であった。彼は「近頃、学校と科挙を廃止する噂が広まっているが、その真偽が判明しないので、人心は不安である。……士人は久しく（科挙のため）勉学しているので、ひとたび旧法が廃止され新令が立てられても、すぐに順応できるはずはない。噂が正しいかどうか知るよしもないので、人々を動揺させてしまう」と述べた<sup>61</sup>。さらに「府学では策論を課することとなったが、県学ではまだなので、気風が全面的に変わっていない」と言い、気風は簡単変わるものではないとも考えていたようである<sup>62</sup>。1905年科挙が正式に廃止されると、彼は「科挙の廃止が、士人の気持ちを腐らせた」と憤慨し、さらに「学堂がまだ成果をあげていない」状況で科挙が完全に廃止されることに懸念を示している<sup>63</sup>。劉大鵬にとって、学問をする最終的な目的は官僚になり、「上は君主に仕え、下は民に奉仕する」ことであったが<sup>64</sup>、科挙の廃止が彼に与えた最大の打撃は、「活路が絶たれ、他の職業によって生計を立てようとしても依拠できるものがない」ことであった<sup>65</sup>。このように、劉大鵬は科挙の廃止に対

<sup>59</sup> 「会奏請立停科挙推广学校摺」、『張之洞全集』第四冊奏議、233-235頁。原文は「……臣等默觀大局，熟察時趨，覺現在危迫情形更甚曩日，竭力振作，實同一刻千金。而科舉一日不停，士人皆有僥倖得第之心，以分其砥礪實修之志。民間更相率觀望，私立學堂者絕少，又斷非公家財力所能普及，學堂絕無大興之望。就目前而論，縱使科舉立停，學堂遍設，亦必須數十年後，人才始盛。如再遲至十年，甫停科舉，學堂有遷延之勢，人才非急切可成，又必須二十餘年後，使得多士之用。……且設立學堂者，並非專為儲才，乃以開通民智為主，使人人獲有普及之教育，具有普通之智能，上知效忠於國，下得自謀其生也。……」邦訳は村田雄二郎責任編集、深町英夫、吉川次郎編集『新編原典中国思想史 第三卷 民族と国家：辛亥革命』、岩波書店、2010年、246-247頁による。

<sup>60</sup> 中国第一歴史档案館編『光緒朝上諭檔』第三一冊（光緒三十一年）、広西師範大学出版社、1996年、114頁。

<sup>61</sup> 『退想齋日記』、光緒二十二年四月十日、57頁。

<sup>62</sup> 『退想齋日記』、光緒二十四年六月二十日、86頁。

<sup>63</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年九月十五日、九月十七日、146頁。

<sup>64</sup> 『退想齋日記』、光緒二十三年三月二十九日、72頁。

<sup>65</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年九月二十五日、147頁。

し、大いに抵抗感や不満を示した。

経史子集にこだわり、官吏になることを学問の目的と考えていたため、科挙の廃止によって打撃を受けた劉大鵬と比べ、張桐は異なる反応を見せた。彼は科挙合格を志しながら、経史子集に限らず、幅広く革新を提唱する書籍を渉猟しており、例えば鄭観応の『盛世危言』を読み、「言論が上手く要点をつかんでいる」と評価していた<sup>66</sup>。さらに、1895年から、交流していた地元の士人や省城に在住した友人から入手した『申報』、『蒙学报』、『新聞報』、『万国公報』、『東亜時報』、『知新報』、『同文滬報』、『中外公報』、『工藝報』などの新聞を読むようになり、時事や西洋教育の情報を得て見聞や智識を広げようともしていた<sup>67</sup>。新聞を読む習慣を身につけていた、彼は1901年、瑞安学計館<sup>68</sup>に「閱報公所」<sup>69</sup>が設けられたことを大変喜んだが<sup>70</sup>、それを利用する者が非常に少ないとわかると、「民智を啓発することは大変に難しい」と嘆いている<sup>71</sup>。このような見解を持っていた張桐は、科挙の改廃について前向きな姿勢を示した。彼は光緒新政が始まると、「この機会に乗じて、科挙を五年間、停止すべきである。この五年の間に、各省各県各鎮で大・中・小学堂を遍く設立すれば、士人は全て学堂出身となる。小学堂に入学する者が二年後中学堂に進学することは往年の書院での試験のようであり、中学堂から大学堂に進学するのが郷試に受かることのようにであり、五年を経って大学堂を卒業する者が朝廷によって試験をされ、時務、文科と理科がともに優れた者が選ばれ、職を与えられることは会試と同じである。もしみな自ら勉学してお互いに励ませれば、十年に待たずして、中国の人材がそこから出現しないはずがない」と提言した<sup>72</sup>。

一方、朱峙三は日記の冒頭に、科挙を受ける目的は「生計を立てること、進路を求めること、親孝行をすること」だと明記している<sup>73</sup>。家計が苦しいからこそ科挙に取り組んだ彼は、「科挙を捨てれば、貧困から脱出

<sup>66</sup> 『張桐日記』、光緒二十年五月十八日、30頁。

<sup>67</sup> 『張桐日記』、光緒二十一年四月初六、光緒二十四年正月初四日、二月初五日、光緒二十六年八月十五日、二十五日—二十八日、十二月十三日、24、41、56-58、68頁。

<sup>68</sup> 瑞安学計館は、1896年に孫詒讓によって設立された学堂で、主に13歳から20歳までの学生に算学〔数学〕、物理、化学、政治時事、外国史などの科目が教授されていた。詳しくは童富勇「孫詒讓与瑞安学計館」、『浙江学刊』、1987年6月、洪震寰「清末的瑞安学計館与瑞安天算学社」、『中国科技史料』1988年第9卷第1期、と徐承煌「瑞安学計館与瑞安天算学社」、『温州大学学报』、2003年9月を参照されたい。

<sup>69</sup> 清末の時期に「閱報社」が設立されるようになった。その設立は1904年から盛んになり、1905、1906年にピークを迎えた。最初は士人、商人、あるいは士紳らが民衆がよく集まる寺院や茶館などで新聞を置き、人々に読ませていたが、次第に地方政府や士紳が設立者となっていった。その目的は下層社会の智識を啓発するためである。詳しくは李孝悌『清末の下層社会啓蒙運動：1901-1911』（中央研究院近代史研究所、1992年）の第三章「閱報社」を参照されたい。

<sup>70</sup> 『張桐日記』、光緒二十七年二月二十七日、72頁。

<sup>71</sup> 『張桐日記』、光緒二十七年九月十七日、85-86頁。

<sup>72</sup> 『張桐日記』、光緒二十七年三月十九日、76頁。原文は「鄙意議新政者宜趁此機會，將天下一律停試五年。此五年中各省各縣各鎮遍設大中小學堂，凡士子均由學堂出身。考入小學堂者，兩年後升入中學堂，如院試入泮之例；由中學堂升大學堂者，如鄉試中舉之例；五年後和各省大學堂諸生，調遣入京，試之於御前，通達時務，文理兼優者，擢之高等，榮以實職，如進士、會、狀之例。如是則人人自濯磨，互相奮勉，不及十年，中國之人才猶不出者吾不信也。」

<sup>73</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年前言、104頁。

できない」とはっきり述べている<sup>74</sup>。彼にとって、科挙の存在は学問を追求するルートでもなく、人材を確保する手段でもなく、単に生計を立てるための有効な方法にすぎなかった。また科挙の廃止に関しても、例えば朱峙三が1903年に科挙を受けた際には、「科挙による立身出世は容易であるが、学堂による立身出世は難しい。科挙が存在すると学生は（学堂の勉学に）専念できないが、科挙は廃止すべきか」<sup>75</sup>という科挙の廃止に関する問題が出されるなど、すでに真近に迫る問題であった。そのため、朱峙三は科挙の廃止に対し、より現実的な反応を示した。1903年に新聞で張之洞らが学堂章程を制定するという情報に接すると、彼は「科挙は廃止され、学堂が成立するだろう」と推測し<sup>76</sup>、さらに、科挙がまもなく廃止されるという噂がさらに広まると、彼は積極的に新式学堂に進学しようと志した。

## 二、科挙の廃止に対する伝統士人の反応——差異と共通点

先行研究は、清末の官員と紳士との間には基本的に新式学堂の教育を人材育成の手段として受け入れようという暗黙の了解が存在していたと論じ、それが科挙が最終的に廃止された社会的要因だったと指摘している<sup>77</sup>。そこで、当時の科挙に関連する世論がどのようなものであったか、いくつかの例を挙げて見ていきたい。確かに当時の新聞には科挙の改廃に賛同する言論が数多く掲載されていた。例えば、『大公報』1905年9月25日の社論は、「科挙の廃止」は朝廷近年の三大善政の1つだと賞賛し、同年9月7日の『時報』も科挙の廃止は「千年以来の弊害を取り除き、臣民の認識を一新させた」と述べている。

その一方で、科挙合格を出世の手段と見なしていたため、その改廃を受け入れられなかった伝統士人の存在も無視できないだろう。1904年7月6日の『嶺東日報』の「論科挙誤人之深（科挙が人を大きく誤らせることを論ず）」という社説は、「今年の会試は河南省の開封で行われたが、遠方からの参加者の中には、数十日をかけてやってきた者もいる。参加者は依然として大変多く、少しも減じなかった」と述べており、廃止直前の科挙の盛況ぶりがうかがえる<sup>78</sup>。また、1905年5月10日の『大公報』の「守旧熱心科挙」という社説は、ある士人がもし科挙が廃止されたら、一生の心血を台無しになってしまうと嘆くと、もう1人の士人が科挙が廃止されるわけがないと主張し、2人は必ず合格し同期となる、と互いになぐさめあった、との内容を紹介している。これらの記事からは、伝統士人の科挙の改廃への抵抗や不安が読み取れるのである

劉大鵬、張綱、朱峙三の3人は思想や理念、勉学する環境および積み上げてきた学問の内容により、科挙の

<sup>74</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十年前言、135頁。

<sup>75</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年五月十五日、113頁。原題は「問科舉進身易，學堂進身難，有科舉則學生不能專心，科舉可廢與？近日遊學日本學生，上海學生，猖狂流蕩，不率教，不勤學，學生果可恃與？然則主持學務者，若不廢科舉，恐無自強之時。若不懲學生，益重自由之弊。將何道之從，試深慮而暢言之。」

<sup>76</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年閏五月二十三日、117頁。

<sup>77</sup> 周振鶴「官紳新一輪默契的成立——論清末的廢科舉興学堂的社会文化背景」、『復旦學報』（社科版）、1998年第4期。

<sup>78</sup> 『東方雜誌』第一卷第八期（1904年）178-180頁より引用。



廃止にそれぞれ異なる反応を示した。多くの先行研究は「不遇」という言葉で劉大鵬の一生を描写している。劉大鵬は若いときに同治中興を経験したため、光緒と宣統時期の国勢の没落に「今は昔ほどよくない」と思っていたはずだ、との指摘もある<sup>79</sup>。確かに劉大鵬は終生「真の士人」を自負し、士人として経史子集を読むべきだと考えていた。彼にとって儒家思想と価値観は不変の真理であり、科挙の廃止と新式教育の展開がそれを崩壊させてしまったので、これを激しく批判したのである。そして、科挙の廃止が既に決したと悟ると、真の士人としての誇りから、「国家が変法を展開し、学堂を設立し、科挙を廃止し」、また「士人が孔孟の学問を捨て、西洋の学問を勉強」しても、「私は（孔孟の学問を）捨てない、それが志である」と明言した<sup>80</sup>。ここからは彼の保守的な思想や姿勢を読みとることができる。

このような劉大鵬に対し、朱峙三の態度は対照的である。朱峙三は劉大鵬よりおよそ 30 歳年下であり、考え方や行動様式がまだ固定されておらず、しかも情報を入手しやすい環境にいたので、科挙の廃止に即応して対処のしかたを調整していた。科挙がまもなく廃止されるという情報を掴むと、直ちに師範学堂に進学しようとし、さらに清朝の統治に反対する書籍を涉猟するようになったので、革命を支持するようになったのである。先行研究は朱峙三を「反清革命」に傾倒した「新型知識人」と見なし、彼が科挙の廃止に好意的かつ歓迎の態度をとっていたと指摘している<sup>81</sup>。

劉大鵬と同年代の張綱が科挙の廃止を積極的に支持したのは、地元の士紳たちと頻りに交流していたことと密接に関係している。張綱と地元の士紳たちとの交流を論じる際には、孫詒讓に言及しないわけにはいかない。孫詒讓（1848-1908、道光二十八年—光緒三十四年）、字は仲容、温州瑞安出身、父孫衣言と叔父孫鏘鳴と共に清朝晩期の学者かつ官僚として著名な人物である。孫詒讓は洋務派と維新派両方と交流しており、人脈が非常に広がった。また、地元の振興にも取り組んでおり、瑞安が浙江省の省城から遠く、情報が乏しいという状況を改善するため、孫詒讓は『万国公報』、『時務報』、『経世報』、『湘報』、『知新報』、『新民叢報』、『杭州白話報』、『民報』などの大量の新聞を購読し、また湯震の『危言』、黄遵憲の『日本国志』、梁啓超の『变法通議』、譚嗣同の『仁学』および嚴復が訳した『天演論』などの書籍を購入した。

また、新式学堂の設立にも尽力した。浙江省は沿海に位置するにもかかわらず、新式学堂が設立されるようになったのは 1890 年代になってからであった。その浙江省で最初に新式学堂を設立したのが孫詒讓なのである。例えば 1896 年の瑞安学計館、1897 年の瑞安方言館、1901 年の官立瑞安普通学堂（瑞安方言館は瑞安学計館に合併された）はその代表である。さらに、1905 年に温州学務分処が成立し、孫詒讓がその総理を務めるようになると、一層積極的に地元で教育事業を振興していった<sup>82</sup>。張綱は 1891 年に孫詒讓・孫詒澤兄弟に招

<sup>79</sup> 陳勝(a)、63 頁。

<sup>80</sup> 『退想齋日記』、光緒三十二年五月二十四日、152-153 頁。

<sup>81</sup> 陳勝(b)、104 頁。

<sup>82</sup> 温州学務分処の主な業務は温州と処州に属する 16 の県に設置されていた勸学所を管理することであった。

聘され、孫氏家塾である詒善祠塾の講師となった。それをきっかけに孫氏兄弟や孫衣言、および多数の士人たちと交流し、学問や時事などに関する意見を交換していた。その影響を受けて、新聞、雑誌、および維新を提唱する書籍を自然に読むようになった。したがって、張桐は科挙を受け続けながら、維新に関する情報を受け取っていたので、科挙の改廃に対し柔軟な姿勢を示し、さらに自ら人材育成についての意見を提案するようになったのである。

思想や環境背景などによってこの3人の科挙廃止に対する見解は異なったが、実は共通点も潜んでいた。科挙の廃止が確定してからの半年間、劉大鵬は「科挙の廃止によって、塾師の職を失った人が続々と増えていって、生計を立てようとしてもほかに道がない」、「科挙の廃止により、塾師の職を失った人が続々と増えていって、……もし家に財産がなければ……どのように生活を維持できるのか」、「士は四民の首位であるが、(塾師の)職を失い生計を立てる方法がなくなり、如何にこの時代において生きていけばよいのか」といった内容をしばしば日記に書き込んでおり<sup>83</sup>、動揺していた様子がうかがえる。彼にとって儒家の思想と価値観の崩壊がもたらした衝撃はもちろん、科挙の廃止が現実生活に与えた影響のほうがもっと大きかったのである。劉大鵬が科挙の廃止によって士人たちが塾師の職を失ったことを強調したのは、自身も塾師で生計を立てていたからにはほかならない。したがって、科挙の廃止に伴って劉大鵬が感じた将来への不安や恐れは、最も切実な現実的な生計の問題に根ざしていたとも言える。

一方、朱峙三が科挙を受ける目的は「生計を立てること、進路を求めること」と明言していたのには、実は彼の家庭環境が関係している。彼の父親は医業を営んでいたが、1901年までの日記には、「父親の医術は評判がよいので、月収は塾師の月謝の数倍にもなっている」、「父親の収入は昨年より倍となり、生活は益々豊かになってきた」といった内容がしばしば見られた<sup>84</sup>。このような記述から見る限り、少なくとも朱峙三の幼少期の暮らし向きはかなりよかったと推測できよう。裕福な家庭だったことから、朱峙三の父親が当初彼に勉学を勧めたのも「真面目に勉学すれば、出世できないなどという心配はいらない」から、そして「勉学によって家柄を向上させるしかない」からであった<sup>85</sup>。

そのため、朱峙三は7歳から塾師のもとで四書五経と八股文を勉強しはじめ、科挙に合格するための準備をしてきた。さらに、八股文が廃止されると聞くと、素早く塾師の指導に基づいて策論を勉強するようになるな

---

詳しくは張彬「浙江教育近代化的先駆者孫詒讓」、『浙江大学学報』第29巻第1期、1999年2月、胡珠生「孫詒讓の学術成就和社会貢獻——記念孫氏誕生140周年」(胡珠生『胡珠生集』、黄山書社、2008年、637-647頁)を参照されたい。

<sup>83</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年九月二十五日—光緒三十二年二月二十八日、147-149頁。

<sup>84</sup> 似たような記述は「医業が盛んになり、月収は例年よりよい」、「父親の医術は評判がよいので、月収は塾師の月謝の数倍にもなっている」、「父親の収入は昨年の倍となり、生活は益々豊かになってきた」、「収入が甚だよい」などがある。(『朱峙三日記』、光緒二十年前言、二十二年前言、二十三年前言、二十四年前言、二十七年十二月二十七日、13、26、30、38、95頁)。

<sup>85</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十年に二月二十七日、光緒二十四年十二月初八日、14、47頁。

ど、科挙に向けて勉学に専念し、精進していたことがわかる<sup>86</sup>。しかし、1902年になると、朱峙三の父親は彼に医術を学ばせようとしたという<sup>87</sup>。その理由は「家族が多くて貧困」になったからであるといい、家庭の経済状況に変化が起きたことがうかがえる。朱峙三自身は医術を学ぶことには全く興味を持たなかったが、ただ、現実的な問題に迫られたため、より一層「進路を求めるために勉学せざるを得ない」と決意する<sup>88</sup>。なぜなら、「科挙は善政ではないが、貧困な士人たちにとって、進学〔府・州・県学および国子監の生員になること〕すれば、祝賀として三百串余りのお金、挙人に受ければ、その倍の祝賀がもらえる」からである<sup>89</sup>。以上の事実から、下り坂となった家庭の経済状況が、朱峙三の科挙受験の目的に影響を及ぼし、立身出世を重視することよりも、合格によってもたらされる経済的利益に一層目が向けられるようになっていたことがうかがえるのである。

先行研究は、科挙の廃止によって朱峙三が科挙の受験から解放されたので、彼はその廃止に冷静に向き合えた、と論じているが<sup>90</sup>、それについては再考の余地がある。彼がはじめて科挙を受けてからわずか2年あまりで科挙が廃止されたので、実際の科挙受験の経歴は短期間と見なされがちだが、その準備期間は10年にも及んでいた。朱峙三は出世と生計のために科挙を受けていたので、長い準備期間を利用して、試験の変化に対応する方法も身につけていた。したがって、一旦科挙が廃止されれば、すぐその対応力を活かし、科挙が変わって次の生計を立てる手段を見出していったのである。例えば、師範学堂に進学し、師範学堂を卒業してから小学教員となると、優遇されることを理解していたのである。次章で詳しく論じるが、彼は教員となる以外に新聞社でも働いていた。

さらに言えば、民国初年には、朱峙三は新たな職につくことができず生計を立てるのに苦しんでいたが、その時には、「もし科挙が廃止されていなければ、私はとっくに科挙に合格し官僚となっていただろう。そう考えれば、革命に賛同することなどなかったのだ」と嘆いている<sup>91</sup>。こうした発言を見ると、彼が革命を支持したのは、革命の本質を理解し賛同したからであるというよりは、それを通じてよりよい生活の糧を得ることができると考えていたからであるように思われるのである。

一方、上述した2人が科挙廃止後、科挙以外の生計手段を立てようとしていたことと比べると、張綱はそもそも田畑を所有していたためか、生活に苦しんでいたという記録は見当たらない。晩年の日記にも「家の田畑を整理し、わずか百畝余りが残っているばかりである」という記述が見られ、比較的裕福な生活を送ってい

<sup>86</sup> 『朱峙三日記』、光緒十九年から二十八年にかけて散見される（3-103頁）。

<sup>87</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十八年正月初四日—二月二十三日、96-97頁。

<sup>88</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年七月初一日、120頁。

<sup>89</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年五月二十九日、115頁。

<sup>90</sup> 陳勝（b）、105頁。

<sup>91</sup> 『朱峙三日記』、民国三年五月初八日、433頁。

たことが推測できる<sup>92</sup>。地元の士紳たちと頻繁に交流していたことが明らかであることから、このことが彼の科挙の廃止に対する反応に影響していたと考えられるが、それ以外にも、張桐が科挙廃止に否定的ではなかった背景には、伝統士人としての利益や権利が科挙の廃止によって失われることがなかったという事情があったことが窺える。このように見てくると、3人の科挙の廃止に対する反応は一見して異なるが、実はその背景には生計を立てるという問題が関わっていたという点で共通していたことがわかるのである。

#### 第四節 科挙の廃止による衝撃を緩和する措置——「読経講経」科目を中心に

##### 一、近代学制における「読経講経」科目の設置の目的

ここで、科挙の廃止による衝撃、すなわち社会的動揺を緩和する措置という観点から、再び「読経講経」科目の設置について検討してみたい<sup>93</sup>。すでに第一章で清末の学制において「読経講経」科目が設けられた内的背景と外的要因を分析し、外的要因としては、日本側からの清末教育改革に対する協力姿勢があったこと、日本への清国視察者が日本における儒学重視の姿勢を重んじたこと、明治時期の雑誌に見られた儒学・孔子に関する言論の影響、の3点を指摘した。また、清朝内部の背景として章程制定者である張之洞の思想、康有為の孔教運動の影響の2点を指摘したが、実はもう1つ、科挙の廃止による衝撃を緩和するという機能を果たしていたことも無視できない内部的背景であったのではないかと考える。

すでに述べたように、戊戌変法期に一旦廃止されかけた科挙制度は、光緒新政の展開とともに、ついに廃止の運命を迎えた。あまりにも大勢の人々の進路にかかわる決断であったので、1905年に翌年から科挙を完全に廃止する、という上諭が降されるまでの間にもさまざまな折衷案が出されており、清朝が慎重な態度を採っていたことが窺える。科挙試験に一生を捧げた士人たちがにわかには希望を失うことがないよう、大臣たちは学堂の卒業生には科挙試験に合格した場合と同じような肩書きの授与を提案していた。

まず、1903年3月（光緒二十九年二月）、張之洞と袁世凱が「奏擬通減科挙中額辦法摺」を上奏し、科挙の合格定員縮小によって生じるであろう、士人たちの立身出世の場を失うことへの恐れを緩和するための意見を建言した。その内容は

旧来の挙貢生員のうち、三十歳以下の者は職業を変えやすいので、全員を学堂に入学させる。三十歳から五十歳までの者は、仕学館と師範館の速成科に入学させる。また、五十歳から六十歳までの者と、三十歳以上であるが速成科に入れない者のためにもその進路を広く考えてやる必要がある。……（中略）六十

<sup>92</sup> 『張桐日記』、民国二十一年八月二十二日、475頁。晩年に子女の結婚によって売った40畝余を足すと、かつて所有していた田畑は少なくとも150畝はあったと推測できる。

<sup>93</sup> 拙稿「清末学制における「読経講経」科目の設置およびその内容について」、30-32頁。

歳以上の者には、酌量し肩書を与え、その中に経生・寒儒といった文才と人徳に富むにもかかわらず、改めて新たな学問を学ぶことができない者がいれば、各学堂の経書や詞章を教える教員に充てる。というものであった<sup>94</sup>。

1904年1月（光緒二十九年十一月）、張之洞はふたたび張百熙・榮慶と連名で、「奏為擬請遞減科舉重視学堂俾經費易籌学堂早設以造真才摺」を上奏した。この2年来学堂の設立が進められてきたものの、科挙の合格者数は減少しておらず、さらに科挙がまだ廃止されていないため、学堂の経費が調達できない状況に対し、張之洞らは「現在各学堂の課程の中で、最も重視されているのが「中学」である。およそ中国固有の経学・史学・文学・理学をすべて漏れなく包括している。学堂ではおよそ科挙（を受けるために勉学すべきこと）について一層精進できるのであって、科挙に欠けているものが学堂にはすべて揃っている」と述べて、科挙よりも学堂に利点があることを強調している。さらに、翌年から科挙合格者数を3分の1に減少させる決定をしたことへの反発や衝撃を緩和させるため、彼らは「科挙の合格定員数の縮小、さらに廃止の問題が議論されているので、三十歳以下の挙貢生員は皆学堂で勉強させ、三十歳から五十歳までの者は師範学堂簡易科に入らせる。……（中略）六十歳以上の者には酌量して肩書のみを与える。経生・寒儒といった文才と人徳に富むにもかかわらず、改めて新たな学問を勉学できない者は各学堂の経学科と文学科の教習に採用する。三年間おきに考査し、成果が顕著な者には同文館の漢文教習（の基準）に照らして奨励を与える」という対策を提案しており、「このようにすれば、かつて科挙を支えた老儒者が居場所を失うまでには至らないだろう」としている<sup>95</sup>。

この2通の上奏文は科挙の定員が縮小された後に書かれたもので、生員と老儒者たちに用意された身分や進路についての提言はほぼ同じ内容である。しかし1904年の上奏文は、新式学堂と師範学堂に入学できない老儒者に関して、より詳しい提案を出している。それは、当時「奏定学堂章程」がすでに制定されており、各学堂で教えられる科目が詳しく定められていたからである。すなわち、「読経講経」科目の存在は老儒者の居場所を再配置するための措置であったとも考えられるのである。また、学堂には新しく設置された新式科目だけではなく、既存の儒学を継続する「読経講経」科目も存在していたことは、入学した（あるいは入学させられ

<sup>94</sup> 『張之洞全集』第四冊奏議、135頁。原文は「至舊日舉貢生員，三十歳以下者易於改業，皆可令入學堂。三十至五十，可入仕學師範速成兩館。其五十至六十，與夫三十以上不能入速成科者，應為寬籌出路。如每科大挑或揀發一次，或歲貢倍增其額，或多挑謄錄，令其入館，可得議敘。或舉人比照孝廉方正，生員比照已滿吏，准其考職，三年一次，分別用為知縣、佐貳雜職，俾免向隅。六十以上者，酌給職銜，其有經生宿儒，文行並美而不能改習新學者，可為各學堂經書詞章之師。」（下線部は筆者による、以下同）。

<sup>95</sup> 『張之洞全集』第四冊奏議、172頁。原文は「科舉既議停減，舊日舉貢生員年在三十歳以下者，皆可令入學堂肄業。三十歳以上至五十歳者，可入師範學堂之簡易科。若三十歳以上既不能入學堂，並不能入師範簡易科者，及年至五十、六十者，擬請自下科起，舉人於每年會試後大挑一次，或揀發一次，並多挑謄錄分送各館，俾得議敘。其大挑、揀發未入選之舉人，及恩拔副歲優各項貢生。均比照孝廉方正例准其考職，分別用為州同、州判。生員亦准比照已滿吏考職，用為佐貳雜職，分發省分試用。其年在六十已上不能與考者，酌給虛銜，至經生寒儒，文行並美而不能改習新學者，可選充各學堂經學科、文學科之教習。每屆三年，查其實有成效者，比照同文館漢文教習例給予獎敘。如此則舊日應科舉之老儒，亦不至失所矣。」

た) 士人たちにも安心感を与えていたことが推測される。なぜなら、彼らは新式学問に接触しながらも、それまで馴染んできた四書・五經の勉学を続けることができたため、急激な変化に適応を迫らずに済んだからである。したがって、「読経講経」科目の設置は、実は科挙の廃止とも密接に関連していたと考えられるのである。

## 二、師範学制における「読経講経」科目および伝統士人の日記に反映された実態

ここで、近代学制の師範教育システムに設けられた「読経講経」科目について見てみよう。前述したように、中年層の生員を師範学堂簡易科に入学させることは、科挙の廃止による衝撃を緩和するための手段の1つでもあったわけであるが、「読経講経」科目はまた、師範学制のカリキュラムにおいても欠かせない存在であった。「欽定学堂章程」においては、師範教育を担うのは師範館であった。しかしこの時点では、師範館のカリキュラムの中に「経学」という科目は設けられていたものの、(表2-1)が示すように、全体の授業時間数に占める割合は低く、週1時間だけであった。

(表2-1) 「欽定学堂章程」の師範館の「経学」科目週間時数と授業内容

(『近代中国教育史料』清末編、136-140頁より筆者が作成)

	第一年	第二年	第三年	第四年
時数 (総時数 36)	1	1	1	1
内容	考経学家家法	考経学家家法	考経学家家法	考経学家家法

ところが、すでに第一章で分析したとおり、「奏定学堂章程」においては「読経講経」科目が重視されるようになっており、全体の科目時間に占める比率がかなり高くなっているのである。「奏定学堂章程」の師範教育システムは初級師範と優級師範に分かれているので、まず初級師範から見よう。初級師範はさらに完全科と簡易科に分かれているが、課程に「読経講経」科目が設けられているのは完全科のほうである。初級師範学堂章程では、「初級師範学堂の学生は高等小学を卒業した者であり、経学(を熟知する)レベルが中学生と同じであるので、左伝と周礼を伝授すること」と定められている。しかも、章程は「左伝」と「周礼」の2種の経書を「勉学し、将来の経世〔国家・社会を治めることを指す〕のために備える」と明記している。なぜなら、「左伝の内容は今日の世界情勢と似ており」、周礼は「今日の政治情勢に類似している」からである<sup>96</sup>。その内容と時数は(表2-2)の通りである。

<sup>96</sup> 「奏定初級師範学堂章程」、『近代中国教育史料』清末編、328頁。

(表 2-2) 「奏定学堂章程」の初級師範完全科の「読経講経」科目週間時数と授業内容

『近代中国教育史料』清末編、332-335 頁より筆者が作成

	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
時数 (総時数 36)	9	9	9	9	9
内容	春秋左伝 毎日約 2 百字	春秋左伝 毎日約 2 百字	春秋左伝 毎日約 2 百字	春秋左伝 毎日約 2 百字	周礼節訓本 毎日約 2 百字

続いて、優級師範を見てみよう。優級師範は公共科、分類科、そして加習科に分かれている。公共科の年限はわずか 1 年、さらに加習科は学生が自ら決める選択科目であるので、ここでは分類科について分析を加える。(表 2-3) のように、分類科はそれぞれ専門が異なるにもかかわらず、「経学大義」科目の内容と時数は全く同じである。扱う経書は初級師範よりさらに難しく理解しづらいと思われるが、すべてを読むわけではなく、講釈者は「最たる大義を選択し謹んで説き明かすこと」とされており、要するに大筋の理解が求められているだけである。

(表 2-3) 「奏定学堂章程」の優級師範分類科の「経学大義」科目週間時数と授業内容

『近代中国教育史料』清末編、315-321 頁より筆者が作成

	第一類 (中国文学と外国語を主となす)			第二類 (地理と歴史を主となす)			第三類 (算学、物理、化学を主となす)			第四類 (植物、動物、鉱物、生理学を主となす)		
	第一年	第二年	第三年	第一年	第二年	第三年	第一年	第二年	第三年	第一年	第二年	第三年
時数 (総時数 36)	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4
内容	欽定詩義折中、 書経伝説彙纂、	欽定春秋伝 説彙纂	欽定周礼義疏、 儀礼義疏、	同左 (第三類第三年の儀礼義疏のみは儀記義疏となっている)								

	周易折中		礼記義疏	
--	------	--	------	--

第三章で改めて論じるが、科挙廃止後、師範学堂に入り、学堂の教師になることが次の進路だと考える文人は少なくなかった。彼らを引きつけ、この道に向かわせた背景には、当時教師の人材が必要とされていたというだけでなく、(表2-2)と(表2-3)に見られるように、師範学堂、特に初級師範学堂の総授業時間数の4分の1が経学の勉強に当てられていたという事情もあった。ひたすら科挙に向けて勉強してきた士人たちにとって、師範学堂は方向転換しやすい進路だったのである。

さて、3人の伝統士人の日記には、「読経講経」科目についてどのような記録が残っているであろうか。1905年科挙が正式に廃止された時、劉大鵬は48歳、張綱は45歳、ともに40代後半であった。師範学堂の簡易科にも入れる年齢であったが、2人とも入学していない。張綱は1907年に瑞安中学堂の教習となり、翌年には郡中学堂の文史教員に招聘されており、教学の道を歩み続けていた。彼の日記には、郡中学堂で「国文を九時間、経学を四時間」教えていたとの記述がみられ、まさに張綱は「読経講経」科目の教師へと轉身した一例であった。

一方、劉大鵬のほうは新式学堂で教えていた記録は見当たらない。しかし、1905年に友人の喬穆卿が当時の学堂章程に照らして自分の塾館を育英学堂に改めた、という記事が見える。喬穆卿を含めた3人の教員が学生30人を教えていたが、ほかの2名の教員が算術と体操を教え、喬穆卿自身は依然として学生に「孔孟の学」を教えていたようである<sup>97</sup>。なお、民国初年に至り、劉大鵬は暫く晋祠蒙養小学校の教員となったが、「四書五経を本とし、教科書を末とする」という教え方をしていたようで、ここからも、伝統士人たちが新式学堂の教員へ轉身した際も無意識的に自分の得意な学問を中心に教えていた様子が読み取れる。

次に、師範章程における「読経講経」科目の実態は伝統士人の日記にどのように反映されていたのだろうか。朱峙三の日記の内容を例として見ておきたい。彼は前後して武昌県師範学堂と両湖師範学堂に入学している。記録が欠けているので、武昌県師範学堂で学んでいた時期に経学科目を受講したことあるかどうかは不明である。しかし両湖師範学堂で学んだ際には「経学」という科目を受講していたことが、日記から判明している。当時の経学の「内容は『左伝』であった。使っていた教科書とノートはすべて学校から配られたものである。教員は李文藻(号は彩青で)、湖北江夏出身、歳は約四十歳余、壬寅年の科挙合格者であり、両湖書院の卒業生でもある。(『左伝』についての)解説は非常によい」と述べられている<sup>98</sup>。また、「修身課の教員馬貞楡(字は季立)は南海の廩生、かつて番禺の陳蘭甫のところで学問を教授された。経学に通曉した有名人で、両湖速成師範(学堂)の修身と経学教員を歴任していた」という記述も見られる。

両湖書院とは両湖師範学堂の前身である。朱峙三が学んだ年限は5年であるので、「奏定学堂章程」の「初

<sup>97</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年四月二十三日、二十四日、141頁。

<sup>98</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年九月十九日、191頁。



級師範学堂」に当てはまると考えられる。朱峙三の日記によれば経学科の学習内容は左伝であり、章程の規定とも一致する。そして科目の担当者には両湖書院の出身者や著名な経学者がいた。これらの事実から、科挙が廃止された後、「読経講経」科目の設置によって、士人たちがそれまで学んできた伝統的学問の成果を発揮できる空間が確保されていたことが分かる。しかも「読経講経」科目は伝統士人たちの次の進路を確保する役割も担っていたのであり、その点においても存在意義を確認することができる。

おわりに

本章では先行研究の成果にも拠りつつ、「人」という視点から、伝統士人が残した日記を利用し、新式教育の導入によって最も影響を受けやすかった地域社会の士人たちがどのように科挙廃止を認識していたのかについて論じてきた。

科挙の改廃をめぐるのは、朝野で長期間にわたって議論されてきた。光緒新政時期には、完全に科挙を廃止し、学堂に人材育成の役割を担わせるべきかどうかについて、各督撫大臣と清朝との間で議論が百出していた。最終的に清朝政府が下した、1905年に科挙を停止せよという上諭は、科挙廃止に向けて決定的な意味を持った。政府上層部がその過程を主導していたが、新聞や雑誌などを媒介として、それらの情報は社会全体に伝わっていった。本章で論じた3人の伝統士人も、こうした新聞や雑誌を利用して科挙の廃止に関連する情報を手に入れていた。したがって、科挙の廃止は伝統士人たちが対応する暇がないような性急な決定ではなかったようである。換言すれば、科挙を受ける士人たちは心理的にも、そして対応を考える上でも、ある程度猶予が与えられていたと考えられる。

日記の分析を通じて、劉大鵬、朱峙三、張綱の3人は科挙廃止に対してそれぞれ異なる反応を示していたことがわかった。しかし、一見すれば三者三様の反応に見えるものの、実は生計を立てる必要性という共通の行動心理が伏在していたことは強調されねばならない。この共通点は彼らに科挙の廃止という重大な転換点を乗り越えようと促し、新式教育の展開に適応し、新たな発展へと導いたのである。この点については改めて第三章で分析してゆく。

また、士人たちの生計と関連して、第四節においては、「読経講経」科目の設置が科挙の廃止によってもたらされた衝撃を緩和していたことを指摘した。劉大鵬、朱峙三、張綱の3人の日記からは、士人たちが確かに科挙廃止後に経学科の教員へと転身していたことがわかる。教師を育成するための師範学堂はカリキュラムの4分の1を占める「読経講経」科目によって入学者をひきつけただけでなく、その科目を教える教員として経書に通暁する儒者たちをも吸収した。すなわち、「読経講経」科目は伝統士人たちの次の進路を確保する役割を果たしていたのである。

### 第三章 新式学堂の設立と教育経費をめぐる紛争

はじめに

本章は第二章に引き続き、地域社会と人物に着目しつつ、伝統士人の日記を用い、清末における新式教育の展開が士人の生計と進路に与えた影響を分析する。また、『朱峙三日記』に記載されている朱峙三の兩湖師範学堂での勉学記録を利用し、教員や教育政策という角度から、当時初級師範学堂の実態および学生の進路などを論じる。最後に、再び地域社会の視点に戻り、士人による新式学堂の設立への参与、そしてそれに関連する経費問題を究明する。

#### 第一節 日記から見えた新式教育による伝統士人の生計の変化

##### 一、生計を立てる重荷

ともに塾師となっていた劉大鵬と張綱は、その職業について全く異なる見方を持っていた。張綱が塾師に就いたのは生計の逼迫によるものではなく、招聘されたためである。その一方で劉大鵬は、「暮らし向きは裕福ではないから、出かけて教えせざるをえない」、「私の志は教授ではないにもかかわらず、出かけていって教授することにしたのは生計を立てるためである」、「教えることはただ暫定的な生計を立てる方法にすぎず、終身の生業とはしていない」、「私は今日教授することを職業とするのは生計に迫られているからだ」<sup>1</sup>と常に表明していた。経済的困窮が、彼の新式教育への考え方に影響を及ぼしたようである。言い換えれば、劉大鵬が科挙の廃止と新式教育に対して否定的の姿勢をとった理由は、守旧や保守のほか、恐れや不安といった感情的要素もあるだろう。彼は光緒新政時期に出された「各国の言語と文字に通曉する者は、直ちに学堂の教習に任命し、優遇を与える」<sup>2</sup>という対策が、士人に孔孟の学問を捨てさせ、西洋の学問のみをにわか仕込みで勉強させているとの懸念を示している。しかしながら、劉大鵬は自分がその能力を持っていないため、将来学堂の教員になれない可能性が大きいとわかっていたのだろう。私塾が新式学堂に取って代わられる中で、生計を立てるために塾師になった彼は、自身が窮境に陥ると予想していた。したがって、劉大鵬は新式教育に対する不安を不満という形で表現したと考えられる。

このような考え方を反映したのだろうか、清末には劉大鵬の日記に新式学堂の教員になったという記録は見

<sup>1</sup> 『退想齋日記』、光緒二十二年正月三十日、光緒二十二年二月十八日、光緒二十二年三月二十五日、光緒二十三年二月初三日、55、57、70 頁。

<sup>2</sup> 『退想齋日記』、光緒二十九年六月十七日、126 頁。

当たらず、ただ1908年山西省省城にある山西大学堂、師範学堂、陸軍学堂、測繪学堂、農林小学堂、中学堂、実業学堂、女学堂などを見学し、その設備の壮観さに注目したとの記載しか見出せない<sup>3</sup>。ようやく民国に入ってから、彼は正式的に新式学堂の教員に就いたが<sup>4</sup>、継続的に給料が支給されず、経済的に苦しかったため、半年を経ずにその職を離れた<sup>5</sup>。

ただ、その一方、伝統士人の日記からは、彼らが師範学堂への進学、あるいは新式学堂の教員への転身によって、清末における新式教育の発展の流れの中に、地位を占めようとしていた、あるいは淘汰されないように努力していた姿もうかがえる。例えば、長年塾師を職としてきた張桐は科挙が廃止されてまもなく孫詒讓に招聘され、1907年からまず瑞安中学堂の中文教習を務めた<sup>6</sup>。翌年には温郡中学の文史の教習へと転任している<sup>7</sup>。彼が塾師から新式学堂の教員に順調に転身した理由は、25年間塾師を勤めた経歴、任地がそもそも教育や文化事業などの発達したところであったという以外に、彼が交際していた士人たちにより構成された人脈の広さが無視できないと考えられる。実は孫詒讓が温州（瑞安も含まれる）で新式学堂を設立した初期の段階では、教員の招聘が難航していたため、結局地元の塾師や儒生を教員に充てることにしていた<sup>8</sup>。張桐は孫詒讓と親交があったので、招かれたことも当然だと考えられる。

なお、朱峙三は「生計を立てること」が、科挙を受ける目的であると明言した。彼は弱冠の年で科挙の廃止という現実直面してしまっただが、貧困のせいで生計を立てることに非常に執着していたので、変化に早急に適応できた。朱峙三の日記には、湖北省の「各学堂の学生、例えば五路小学、農務、方言などの学堂の学生に、童生出身者がいる」ことや、「武普通学堂の学生にも童生がいる一方、文普通学堂および省・道・府にある師範簡易科（の学生）ならば、全て秀才出身者である」<sup>9</sup>ということが書き込まれており、彼が新式学堂や師範学堂が科挙合格者の受け皿となっていた情報を把握していたと推測される。そして、朱峙三は科挙が廃止される直前にすでにその情報をつかみ、科挙の廃止が不可避だと判断した。さらに県師範の卒業生は小学の教員になると優遇を得られるということを知り、武昌県師範に入った<sup>10</sup>。

卒業した後、地元で小学を設立し教員になったが、「より学問に精進しなければ、新時代に立脚しがたい」の認識の下、両湖師範学堂を受験し<sup>11</sup>、中学の教員となって、より高い給料をもらうことを目指した<sup>12</sup>。もと

<sup>3</sup> 『退想齋日記』、光緒三十四年正月二十九日、三十日、167頁。

<sup>4</sup> 『退想齋日記』、民国二年三月十五日、180頁。

<sup>5</sup> 『退想齋日記』、民国二年八月初四日、186頁。

<sup>6</sup> 『張桐日記』、光緒三十二年十二月十二日、114、119、121頁。

<sup>7</sup> 『張桐日記』、光緒三十四年正月十九日、131頁。

<sup>8</sup> 張彬「浙江教育近代化的先駆者孫詒讓」、37頁。

<sup>9</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十年五月二十七日、145頁。

<sup>10</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年七月一日、光緒三十年十一月十五日、120、158頁。

<sup>11</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年閏四月初五日、光緒三十二年五月初八日、179、180、182頁。

<sup>12</sup> ちなみに、朱峙三は両湖師範学堂に在学していた期間に、「給料は小学教員より多い」ため、新聞社でも働くようになったことや、卒業後も教員ではなく新聞社に就職したことから、彼が生計を立てることに大変に執

もと張之洞は師範教育を重視しており、1902年に湖北省武昌県に師範学堂を1校、1906年には両湖師範学堂を設立した。そのほか、湖北全省の師範学堂数が1905年の9校から1907年の24校まで増加したのも張之洞の手腕によるところが大きい<sup>13</sup>。湖北省で数多くの師範学堂が創立されたという地域的条件が、朱峙三にとって有利に働いたことは疑いないだろう。もちろん、彼自身が情報の把握に努め、新たな状況に迅速に適応できたことも看過できない。

## 二、伝統士人の進路の変化——師範学堂を例として

前節で論じた事実から、生計の圧迫と新式教育の展開に直面した際に、伝統士人の進路に著しい変化が表れてきたことが明らかになる。学堂の教員になるという道が科挙の廃止と新式教育の展開により伝統士人が受けたであろう衝撃を緩和するべく機能していたことがわかる。朱峙三はまさに師範学堂という進路を巧みに利用した例でも言えよう。そこで、本節は引き続き新末における師範学堂の成立の目的、朱峙三が実際に両湖師範学堂に進学して体験した「現実」、そして師範学堂が設立された当初に掲げられた「理想」との相違を検討してゆく。

### (一) 師範学堂の設立

近代中国において教師養成制度が本格的に規定されるのは、1904年に公布された「奏定学堂章程」の中の「初級師範学堂章程」と「優級師範学堂章程」によってである。この学制では師範教育がこれまで以上に重視されるようになる。優級と初級の2段階に分け、師範教育体系の一貫性をはかる独立の師範教育系統を樹立したのである。そして、普通教育とは別に師範教育の系統が設けられていたことや、初等教師養成を担う初級師範学堂と中等教師養成を担う優級師範学堂が重層的に設けられていたことなど、日本の教育制度をそのまま踏襲したものである<sup>14</sup>。

いうまでもなく、師範学堂を設置する目的は教師を養成することである。先行研究は、1904年に公布された「奏定学堂章程」、1912年に公布された「学校系統令」および1922年に公布された「学校系統改革案」という3つの時期の学校制度における優級師範学堂、高等師範学校、師範大学あるいは総合大学教育科の設置過程と経営実態の解明を進めてきた<sup>15</sup>。本節では、学生の出自はどこであったのか、また、師範学堂の設立は伝

---

着していたとわかる。『朱峙三日記』、光緒三十三年五月十三日、宣統二年前言、宣統三年前言、213、256、277頁。

<sup>13</sup> 蘇雲峰『張之洞与湖北教育改革』、中央研究院近代史研究所、1976年、165-168頁。

<sup>14</sup> 経志江『近代中国における中等教員養成史研究』、学文社、2005年、17、19頁。

<sup>15</sup> 経志江、前掲書。

統士人の進路にどのような影響を与えたのか、という点を優級師範と初級師範の事例から論じる。

まず、初級師範より上位に置かれている優級師範をみよう。設立の目的は、初級師範学堂および中学堂の教員と管理員を養成することである。「優級師範章程」によると、優級師範学堂に入学できる資格は、初級師範学堂と普通中学堂卒業生であることがわかる<sup>16</sup>。ただし、初級師範学堂が優級師範学堂とほぼ同時期に設立されるようになり、加えて当時普通中学堂の設立もまだ普及していなかったため、優級師範学堂の入学者条件を満たせる該当者は実際のところほとんどいなかった。したがって、私立中学堂の学生でも、学科レベルが官立中学堂に相当すると省学務処に認められた場合は入学受験ができた。また、学業成績が初級師範学堂および官立中学堂の卒業者と同等と認められた者は詳しく試験されることによって入学できた。後者は旧式学堂の優等生、旧式学堂がない省なら挙人・貢生・生員など科挙の肩書を持つ 18 歳以上 25 歳までの者を指す<sup>17</sup>。優級師範学堂の学科は公共科、分類科、加習科に分けられ、それぞれの科目は（表 3-1）、（表 3-2）、（表 3-3）の通りである。

（表 3-1）優級師範学堂の学科

（『近代中国教育史資料』清末編、314 頁より筆者が作成）

	公共科	分類科	加習科
内容	分類科に入る前の 一年目の共同科目	第一類：中国文学、外国語を主とする 第二類：地理、歴史を主とする 第三類：算学、物理学、化学を主とする 第四類：植物、動物、鉱物、生理学を主とする	分類科を卒業した 後、教育管理法・教授法を補強
年限	一年（必修）	各三年	一年（選択）

（表 3-2）優級師範学堂の公共科科目と時間割

（『近代中国教育史資料』清末編、314-315 頁より筆者が作成）

科目	時数
人倫道德	1
群経源流	1

<sup>16</sup> 「奏定初級師範学堂章程」・「奏定優級師範学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、314 頁。

<sup>17</sup> 「奏定初級師範学堂章程」・「奏定優級師範学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、321 頁。

中国文学	3
東語〔日本語を指す〕	6
英語	12
辨学	3
算学	6
体操	3
合計	36

(表 3-3) 優級師範学堂の分類科科目と時間割

(『近代中国教育史資料』清末編、315-320 頁より筆者が作成)

科目 \ 学年	第一類			第二類			第三類			第四類		
	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三
人倫道德	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
經学大義	6	5	4	6	5	4	6	5	4	6	5	4
歴史	2											
周秦諸子学	1	1										
教育学		4	8		4	8		4	8		4	8
生物学	2			2								
心理学	2	2		1	1		1	1		1	1	
体操	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
生理		2										
辨学			3									
中国文学				1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語				4	2		3			3		
法制と理財					3	3						
図画							2			2	2	
手工							3	3				
(以上は各類の通常科目)												
中国文学 (第一類主な科目)	6	5	5									

英語（同上）	12	8	8									
独語あるいは仏語（同上）		4	3									
地理（第二類主な科目）				5	5	5						
歴史（同上）				12	10	10						
算学（第三類主な科目）							6	6	6			
物理学（同上）							5	6	7			
化学（同上）							4	5	5			
植物（第四類主な科目）										6	5	4
動物（同上）										3	7	7
生理（同上）										6		
鉱物（同上）										3		
地学（同上）											3	4
農学（同上）											3	3
合計	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36

つぎに、初級師範学堂はどうであったか。「初級師範章程」には、設立の目的は高等小学堂および初等小学堂教員を養成することと定められている。一般課程の完全科と速成科に相当する簡易科に分け、科目を（表3-4）のようにした。その入学対象は高等小学堂卒業生であるが、当時新式学制が実施された直後は、その条件に該当する者が皆無に等しかった。そのため、現有の貢生・廩生・増附生・監生<sup>18</sup>から品行良好、中国の文理に精通している者を選び出し、18歳から25歳までの者を完全科、25歳から30歳までの者を簡易科の入学者として選択すべきであると規定している。

そのほかに、師範伝習所、予備科、小学師範講習所が設けられた。また初級師範学堂がない各州県において、まず師範伝習所を設立し、簡易科の卒業生を派遣し、30歳から50歳までの塾師たちに師範に関する知識を10ヶ月かけて伝授することにした。そして卒業生に副教員の資格を与え、各郷村市鎮において小学堂を設立させようとした。また、予備科は師範学堂に入学しようとしたが、学力不足であった者のために設立された補習授業である。さらに、小学師範講習科は学力を補おうとする伝習所の卒業生や、普通学堂と伝習所で勉学したことがない塾師のために設けられたのである。

<sup>18</sup> 貢生・廩生・増附生は生員の各名称である。監生は国子監学生を指す。

(表 3-4) 初級師範学堂完全科および簡易科の科目と時間割

『近代中国教育史資料』清末編、335-336 頁より筆者が作成)

科目 \ 時数	完全科					簡易科
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	一年制
修身	1	1	1	1	1	2
教育	4	6	8	14	15	12
読経講経	9	9	9	9	9	×
中国文学	3	2	2	1	2	2
歴史	3	3	3	1	1	3
地理	2	2	2	2	1	2
算学	3	3	3	3	3	6
理化	2	2	2	1	×	×
博物	2	2	2	×	×	×
習字	3	2	1	1	1	×
図画	2	2	1	1	1	2
体操	2	2	2	2	2	4
格致	×	×	×	×	×	3
合計	36	36	36	36	36	36

上述した内容から見れば、優級師範学堂にせよ、初級師範学堂にせよ、設立初期において直面した最大の問題は入学条件を満たす学生が殆どいなかったことである。したがって、当初は学生の募集に関して、学堂出身の者のみではなく、科擧の肩書きを持つ伝統士人も入学者として採用しようという折衷案があげられていた。その一方、科擧改廢が進むにつれて、科擧を志した士人の進路は重大な課題となってきた。張之洞は「旧貢生員のうち三十歳以下の者は学堂に入学させ、三十歳以上五十歳に至る者は師範学堂に入学させ」ようと提案し、彼らを将来の新式学堂の教員に充てようとした。言い換えれば、師範学堂設立の背景には伝統士人に科擧応試以外の選択肢を提供しなくてはならない、という当時の社会的需要も見え隠れしていたと言える。やがて科擧が正式に廢止された後にも、科擧の肩書きを持つ士人が師範学堂の学生となり、学堂の教員となるよう期待され



ていた<sup>19</sup>。そして同時期に、世論も塾師が新式教育の推進に及ぼしうる影響に注目するようになった。1904年4月20日の『警鐘報』の「教育普及議」という記事は、教育が普及できず民智が啓発されない原因は「塾師が支障となっているから」と指摘し、塾師を速成師範に入学させ、学堂の教師へ転身させるべきであると提言した<sup>20</sup>。そのため、師範学堂、特に初級師範学堂は、上述したように、一般課程のみではなく、塾師およびほかの理由で師範学堂に入学できない士人たちのため、転業にかかわる必要な知識および進路を提供していた。

## (二) 『朱峙三日記』から見た両湖師範学堂

優級師範学堂の制度、学生構成、教員、設備、経費などについてはすでに一定の研究が蓄積されている<sup>21</sup>。しかし、初級師範学堂に関する状況はどうであったのか、という問題はこれまで重視されてこなかった。そこで、本節では、『朱峙三日記』内の両湖師範学堂に関連する記述、当時師範学堂に在籍していた学生の記録、「初級師範学堂章程」および『学部官報』の調査という3種類の資料を利用して、初級師範学堂——両湖師範学堂の実態を明らかにする。

両湖師範学堂の前身は両湖書院である。張之洞は「教育を振興するため、必ず広く教師を養成すべきである。師範を養成しなければ、学校は盛んになるだろうか」と考え、1904年に両湖書院を両湖師範学堂に改編することを決めた<sup>22</sup>。最初に奏定学堂章程に基づき、優級師範と初級師範を同時に設立しようとしたが、優級師範学堂に進学する条件が初級師範か普通中学堂の卒業生であり、湖北省にはこの条件を満たす卒業生が未だいないので、先に初級師範を設立することにした<sup>23</sup>。

両湖師範学堂の初級師範が正式に学生を募集しはじめたのは、1906年の春であった。朱峙三は同年の5月上旬に受けて合格し、9月に入学し<sup>24</sup>、1911年まで在籍していた。(表3-5)は『朱峙三日記』に綴られたこの5年間の記録と、「初級師範学堂章程」、『学部官報』の調査をあわせて作成した両湖師範学堂の科目および教員表である。

まず科目について、3つの資料による科目はほぼ同じである。『学部官報』の調査は「初級師範学堂章程」より音楽、手工〔工作〕、英文3つの科目が多いが、『朱峙三日記』には手工という科目が見当たらず、日文という科目が存在していた。そして、1911年官話と簿記2科目が増設されたことがみられる<sup>25</sup>。これは立憲運動

<sup>19</sup> 関連する研究は、朝倉美香「清末科挙廃止に伴う科挙及第者の近代学堂入学——広東省速成師範教育機関を事例に——」、『広島大学教育学部紀要』第一部（教育学）、1999年、第48号があげられる。

<sup>20</sup> 『東方雑誌』第一卷第四期（1904年）、75-78頁から引用。

<sup>21</sup> 例えば、蘇雲峰『三（両）江師範学堂——南京大学的前身、1903-1911』、中央研究院近代史研究所、1988年。

<sup>22</sup> 「札学務処改修両湖師範学堂」、『張之洞全集』第六冊公牘・咨札、438頁。

<sup>23</sup> 蘇雲峰『張之洞与湖北教育改革』、83頁。

<sup>24</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年五月初八日、十一日、二十日、九月初一日、182-184、188頁。

<sup>25</sup> 『朱峙三日記』、宣統三年二月初六日、278頁。

の推移に関連して増設されたと推測される。

(表3-5) 両湖師範学堂の科目と教員

(『学部官報』155期(1911年6月7日)、156期(1911年6月17日)(璩鑫圭・童富勇・張守智編『中国近代教育史匯編・実業教育、師範教育』、上海教育出版社、2007年、707-720頁より引用)、と『朱峙三日記』、光緒三十二年九月十九日—十一月初三日、光緒三十三年正月二十四日、十二月初一日、光緒三十四年七月三十一日、八月初三日、宣統元年七月十八日、宣統二年七月二十五日、宣統三年二月初六日、二月初八日、190-197、205、221、234、248、273、278、279頁より筆者が作成)

「初級師範学堂章程」による初級師範学堂科目	『学部官報』による両湖師範学堂科目	『朱峙三日記』による両湖師範学堂科目	『朱峙三日記』による両湖師範学堂科目の担当教員	『朱峙三日記』による両湖師範学堂科目の担当教員経歴 (①字②号③出身④学歴⑤科举肩書)
修身	修身 (1) ***	修身	馬貞楡	⑤南海廩生
教育	教育 (5)	教育	渡辺幾治* 金華祝* 呉賢卿*	③日本出身 ②封三③湖北黄陂④日本速成師範
読経講経	読経講経 (7)	経学	李文藻 江文度	②彩青③湖北江夏④両湖書院⑤壬寅科举人 ③湖北漢川④両湖書院院生 ⑤廩生
中国文学	文学 (2)	文学	黄福* 葉公綽*	③湖北沔陽⑤優貢举人 ① 玉篋③広州
歴史	歴史 (2)	史学	李步青*	①廉舫③湖北京山④両湖書院、日本速成師範
地理	地理 (2)	地理	黄鵠翔	④両湖書院⑤孝感附生
算学	算学 (4)	算術	李克佐	②沁軒③湖南長沙④両湖書院⑤秀才
理化	物理 (2)	物理 動物	三沢力太郎	③日本④博士

	化学 (2)	化学 植物	稲並幸吉	③日本④博士
博物	博物 (2)	博物	高桑良心** 愛甲平一郎*	③日本 ③日本
習字	習字 (1)	習字	周鳳璋	①右丞④速成師範⑤咸寧廩生
図画	図画 (2)	図画	沈塘** 黄桂棻*	①蓮舫②雪廬③江蘇吳江④ 兩湖書院委員 不明
体操	体操 (2)	体操	正教員 余光輔* 副教員 劉鷗華*	①晋卿③湖北興山⑤拔貢生 ①小南④省師範簡易科⑤武 昌廩生
	音楽(選択科目)	音楽	不明	
	手工〔工作〕(同上)	日文	不明	
	英文(同上)	英文	金釧** 張銘**	③江蘇鎮江④日本正則英語 学校 ③安徽
		官話		
		簿記		

\* 『学部官報』に未掲載の教員。

\*\* 『学部官報』では、高桑良心は高桑良興、沈塘は沈兆塘、金釧は金昭、張銘は張樹銘となっている。

\*\*\* ( ) 内の数字は授業のコマ数。

つぎに教員についてみよう。朱時三自身が教わった教員たちを『学部官報』の調査の教員と比べると、異なる点が顕著に見られる。具体的な理由は不明であるが、人員の異動が激しいことが考えられる。ここで注目したいのは、教員（職員も含まれる）の日本との関連である。『朱時三日記』によると、兩湖師範学堂21名教員の中に、日本人5名、日本留学生3名、合計8名がおり、約3分の1を占める。その一方、『学部官報』の調

査によると、両湖師範学堂の職員 12 名の中に、日本留学経験者 4 名が含まれており、約 3 分の 1 を占める。教員 48 名の中には、日本人 3 名、日本留学経験者 13 名、合計 16 名が存在し、同じく約 3 分の 1 を占める。日本人教員を多く迎えていたため、大量の日本留学経験を持つ通訳人員に頼った両江師範学堂<sup>26</sup>、管理職は日本留学者が主流で、またお雇い日本人教員や日本留学者が主な授業科目を担当しており、日本人の人材と日本留学者から大きな影響を受けた北洋師範学堂<sup>27</sup>のような優級師範学堂と比較すれば、初級師範学堂である両湖師範学堂の場合、日本という背景を持つ者は 3 割程度にとどまったことが明らかである。

なぜ両湖師範学堂に教員には、日本という背景を持つ者が占めた割合が優級師範学堂より低いのか。考えられる理由の 1 つは、優級師範より初級師範の課程設計や教授内容が単純かつ簡単であることである。もう 1 つの理由は、湖北省の教育事情である。前述したように、両湖師範学堂はそもそも両湖書院から改編された背景を持つ。『学部官報』の調査によれば、48 名の教員の中、両湖書院の出身者および經心書院、自強学堂、湖北省師範、両湖文高学堂などの出身者の合計は 29 名、半分以上を上回っており、両湖書院などの教員や卒業生はそのまま両湖師範学堂の教員となっていたことがわかる。また、湖北省師範の存在も大きく、両湖師範学堂の職員でも 3 分の 1 が湖北省師範第一次簡易科出身であった。無論、ほかの初級・優級師範学堂と同じく、日本留学経験を持つ者や日本人教員を招聘することは避けられなかったが、湖北省では教育が盛んに発展し、新式学堂数が多く設立されていたため、両湖師範学堂の教員を大量に外国人教員に頼る必要はなかった。これらの事実から、清末における新式教育の発展は各地方の教育状況に密接に関連し、それぞれの事情に応じていたことと考えられる。

ところで、両湖師範学堂の教学の実際はどうであったか。以下『朱峙三日記』の資料にも基づき、2 点に分けて検討する。

#### 1、新式科目の授業について

朱峙三は各科目の内容を詳細に記録しており、特に教員たちの教え方に非常に関心を払っていた。伝統的科目である文学に関して、担当の「黄福はそもそも文学に通暁」し、「葉公綽も農務学堂と西路小学文学教員を兼任する」とし、2 人とも「著名であるが、(学問についての) 説明、教学は得意ではない」と評価した。また習字を担当する「周鳳璋は書道が下手で、経歴も浅」く、不評であった<sup>28</sup>。

それとは反対に、新式科目を担当した教員たちに対して、以下のような高い評価を下している。例えば、地理を担当する黄鵠翔は「(地理についての) 説明に熟練している」、修身を教えた「馬貞楡は経学に通暁することによって著名で、それぞれ両湖速成師範修身と経学の教員となる」、教育という科目はもともと日本人渡辺

<sup>26</sup> 蘇雲峰『三（両）江師範学堂——南京大学的前身、1903-1911』、117-127 頁。

<sup>27</sup> 経志江『近代中国における中等教員養成史研究』、35-36 頁。

<sup>28</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年九月十九日、二十一日、192-193 頁。

幾治が担当する予定であったが、「彼は教員をしないので、金華祝を招聘した。金華祝は学問に富み、説明が得意である」、図画を担当する「黄桂棻の教え方が上手い」と述べている。ただし、例外もあり、教育を担当するもう1人の呉賢卿は「教学が面白くない」ようであった<sup>29</sup>。これらの新式科目を担当する教員は留学経験を持たない者が少数ではなかったことが注目に値する。そもそも地元湖北の教育が発展していたことや、両湖書院の出身者の水準が日本人教員に劣らないことも語られている。

そして、日本人教員に関する評価も高かった。三沢力太郎は日本語で物理を教えたが、「説明が非常に上手いし、通訳に適していた」ようである。「化学を担当する稲並幸吉は説明と教学に得意ではないが、通訳は実験に熟知している」ので、教学もよかったという<sup>30</sup>。それから、高桑良心と愛甲平一郎ともに上手に博物を教えていた<sup>31</sup>。従来は日本人教員に対し、大体実力を備えるが、通訳としての語学力の低さゆえに、期待通りの教学効果がもたらさなかったと評価されていた。両湖師範学堂は数多ある新式学堂の1つであるものの、優れた言語能力を備える通訳が教学効果を向上させ、学生に新式科目をより良く受け入れさせ、相乗効果をあげたことが看取できる。

## 2、新式科目の不足と変化

上述したように、両湖師範学堂が招聘した教員の水準は相当に高かったので、教学内容の質も保証されていた。朱峙三は理科の実験と音楽の授業に非常に興味を持ち、新式科目を受け入れる姿勢を見せた<sup>32</sup>。しかしながら、日記によれば、体操の授業で打球という項目があったが、教える教員がいなかったことや、書庫に1万冊あまりの本が所蔵されたが、学生に開放されていなかったことがわかる。そこから、初期段階において新式学堂としての両湖師範の教員、設備、そして理念には欠けている点が存在していたことがうかがえる。

その一方、時代の流れとともに、両湖師範学堂の科目にも変化が起きた。最も注目すべきは、「初級師範学堂章程」に定められていない科目が増設されたことである。まずは1907年に、朱峙三は「日本語の授業（の時間数）が増加されず、英語の授業も未だに始まっていない」ことに疑問を持っていた<sup>33</sup>。早速翌年から英語が増設され、金釗と張銘という2名の教員を招聘した。金釗は日本正則英語学校を卒業しており、教科書は『正則英語独本』と英文法程が使用されたようである<sup>34</sup>。そして1909年に英語授業の難度が高まったことから<sup>35</sup>、外国語教員を育成し、一層多くの外国語を駆使できる人材を養成しようとしていたことがわかる。さらに、1911年に新たに簿記、官話が増設された。担当教員が不明であることや、「官話が直ちに学べるものではなく、簿

<sup>29</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年九月二十日、二十一日、十一月初三日、宣統三年二月初八日、192-193、197、279頁。

<sup>30</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年九月二十二日、二十三日、193頁。

<sup>31</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十四年八月初三日、宣統二年七月二十五日、234、273頁。

<sup>32</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十三年十二月初一日、221頁。

<sup>33</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十三年正月二十四日、205頁。

<sup>34</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十四年七月三十日、234頁。

<sup>35</sup> 『朱峙三日記』、宣統元年七月十八日、248頁。

記も週2時間のみなので、勉強できる内容が限られる」ことから、実際の教学効果と目的が達成できたのかは疑問が残る。ただし、これらの科目の増設は立憲運動の推進にかかわると考えられ、近代学制が実施された際に時局と連動し常に調整をしていたことが示唆される。

## 第二節 新式学堂の設立について

1902年の「欽定学堂章程」と1904年の「奏定学堂章程」は、正式に新式学堂設立を明文化しているが、それ以前に各省では督撫がすでに続々と学堂を設立していた。さらに、1905年科挙が正式に廃止された後、新式学堂が盛んに設立された。本節は引き続き伝統士人の日記内容を分析しながら、学堂の設立への参与、教学内容の変化から、伝統士人たちが如何に新式教育の展開と向き合っていたのか、そして地方において新式教育が実施された有様を究明する。

### 一、学堂の設立への参与

劉大鵬は、「新式学堂が成立して以来、塾師らが貧困にあえぐ」一方、学堂に入り勉強する者は自由や平等ばかりを語り、「悪習に染まらない人がいない」と新式学堂が弊害しかもたらさないことを慨嘆し、否定的姿勢をみせていた<sup>36</sup>。そのため日記には関連する記録が見当たらず、彼は学堂の設立には参与していなかったようである。

その一方、新式教育の展開に前向きな姿勢を示していた張綱は1902年には、地元の聚星書院を河郷学堂に再編する計画を主導した。それは彼がはじめて参与した新式学堂設立に関する事業であった。詳しくは経費問題を分析する節で検討する。また、1906年になると、地元の宗祠で普及小学堂を設立し、本格的に学堂を設立する事業を展開した<sup>37</sup>。

同時期に、張綱の学生で早稲田大学に留学している岑崇基が彼に書簡を送り、新式学堂設立をすすめた。岑崇基は「現在科挙がすでに廃止され、……朝廷は各都市と郷村に蒙小学堂を多く設立せよ、昔の保守的な風習を変え、教育を普及させようという上諭を下し」たので、蒙小学堂は「誠に民衆の知恵を啓発する一大機構となるでしょう」と述べた。地元浙江省は面積が広大で人口も多く、「鋭意勉学に励む者はどれほどいるかわかりません。ただ、県と府に学堂がありますが、(入学を望む)人は定員を超えますので、(入学できずに)残念がる人が多くなるでしょう。いつか遊学することになっても、経済的問題に困ったり、父兄からの圧力を受けたりするでしょう。したがって、蒙小学堂を設立すべきです」と蒙小学堂設立の必要性および緊迫性を説明し

<sup>36</sup> 『退想齋日記』、光緒三十三年八月初六日、162-163頁。

<sup>37</sup> 『張綱日記』、光緒三十二年二月六日、105頁。

た。経費について、「賓興、義倉およびほかの公費より拠出してもらえるようお願いするのがよろしいでしょう。もしそれでも不足するのであれば、現地で経費を調達しましょう」と提案した。そして「今日、地方社会において学校設立ほどの急務はなく、先生以外の誰によびかけができませんか。……しかるに、蒙小学堂はわずかに郷村一つ、城市一つの風気を開くだけですが、国家や家庭を富強にする道はここから始まるのです。先生がもし先頭に立たなければ、河郷はどうなるでしょうか」と張桐の人望と能力を賞賛し、地元の新式学堂の設立事業に取り組むことを要請した<sup>38</sup>。この件は、清末における新式教育を発展させる際の必要経費が主に既存財源と現地調達両方から捻出されていたことを語っている。

張桐は自身が積極的に取り組んでいたのに加えて、さらに地元士人の支持を得たため、新式学堂事業に対する責任感を益々強く感じた。同年に友人の翁梓材が地元のほかの宗祠で設立した羅峰学堂を見学し、その窮迫を見て、「河郷は辺鄙な場所であるので、風気がまだ開けていない。一校の初等小学を設立するのにも、同志を得られず一人ではできないと感じてしまった」と述べ、翁梓材とその境遇を慰め合っている。しかし張桐は同時に、「もし各農村の村塾をすべて学堂に変え、科目を制定すれば、数年を経ずして、下層社会（における人々の）知識をきつと大いに啓発され、文明進化の起点となるだろう」<sup>39</sup>とも述べていたから、当時の士人は新式学堂の振興に対し、大きな抱負と使命感を持っており、そしてそれによって、知識、生活、境遇によい変化が起こるのを期待していたことがわかる。

ところで朱峙三は生計を立てることに懸命だったので、学堂の設立に関する記録より学堂の教員に応募する記述のほうが多い。学堂設立に唯一関連しているのは、1906年1月から5月まで、3校の縣市初等小学の設立に参加し、その教員になったという記事である<sup>40</sup>。県師範を首席で卒業した経歴を持つ朱峙三は小学校で文学と地理を担当しており、古い教え方のせいで生徒たちが授業を会得しがたいと思われるので、彼は同僚に新しい教授法を教えた<sup>41</sup>。いろいろ努力を重ねてきたゆえに、彼はこの時期を「小学設立に尽力した時期」だと評価した<sup>42</sup>。

<sup>38</sup> 『張桐日記』、光緒三十二年二月十一日、106頁。原文は「震校大人閣下：……現在科舉已停，公私學校各有出身，日前恭讀上諭，又著城鄉各處遍設蒙小學堂，變從前守舊之習尚，謀教育普及之方針，上有好者，下必甚矣，此誠開通民智之一大機關也。吾鄉共有十都，銳意向學者不知凡幾，縣府雖有學堂可入，然人浮於額，扼腕必多，有朝出門遊學，或因於經濟之問題，或阻於父兄之壓力，必須本級開設蒙小學堂，每都推舉社員幾人以為辦事人員。至於經費一節，請先提賓興，義倉以及其他公款，若猶不足，就地籌捐，人情各望子弟上進，想無不奮興樂助也。先生粉榆物望，教化權衡，風俗因之為轉移，人才視之為進退。今日地方事宜，捨學校別無當務之急，亦捨先生誰為發起之人？……然則蒙小學堂雖僅以開一鄉一邑風氣，而強國強家之道實基於是，先生不出，如河郷何！萬里征人，無窮企盼，吾郷有熱心教育者，請即以此質之，諒知我愛我者，必不與我異趣也。道遠心長，欲言不盡」。

<sup>39</sup> 『張桐日記』、光緒三十二年二月十二日、107頁。

<sup>40</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年正月二十日—閏四月三十日、175-181頁。日記に縣市の名称を明記していないが、武昌県だと推測される。

<sup>41</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年四月十五日、閏四月初五日、179-180頁。

<sup>42</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年の前言より、175頁。

因みに、ここで興味深いのは、この3校の学堂がまもなく成立するという情報が伝わって以降、人々はみな入学するかどうか様子を窺っていたためか、その年の私塾入学者数が減ったこと、そして県が学堂の学生募集の試験告示を公布して以降、家長たちが「それが小学生科挙に間違いない」と思い込んだためか、入学試験に申し込んだ者が数多かったことである<sup>43</sup>。それは張之洞が湖広総督の任期中に実施した新式学堂の設立の方針が効果を取めた新式学堂への賛同の気風が高まったためだと推測できる。

## 二、教学内容の変化

新式学堂と従来の私塾との最も大きな違いは課程内容である。私塾とは異なり、新式学堂は近代学制に従って、授業時間や修業年限、科目の分類が規定された。したがって、設備などの形式上の変化以上に、課程内容の変化が重要だと思われる。

劉大鵬は、もともと士人が経史子集を勉学の根本とすべきだと考えていた。そのため、光緒新政以後、改革の気風が盛んとなり、学問をする者は「守旧」と「維新」に分かれ、「守旧派は時代についていけないので嫌われている一方、維新派は時代に適応しているので歓迎されている」という現状に不満を感じた<sup>44</sup>。彼は経史子集こそ士人が勉強すべき学問だと思い、西洋の学問に対して排斥する姿勢をとっていたので、国家が新政を始めてから、「経済特科が再開されるようになった。国家は洋務に通じ、西洋の学問に精通することをもって、人材抜擢の基準とするが、孔孟の学問に対して重視する姿勢をとることを聞かない。凡そ洋務に通じ西洋の学問に精通した人がいればすぐ大抜擢するので、天下の士人たちは皆孔孟の学問を捨て西洋の学問に目を向けた。気風が低下してしまうことがわかるだろう」と批判した<sup>45</sup>。

こうした不満は学堂の課程内容に対しても表れた。彼は「天下の学校はすべて学堂に変わり、……全ての章程が日本（の学制）に従い制定され、最も工芸を重んじている」が、「工芸の精巧さを要求するのは、儒者の説く格物、つまり物に即してその理を究めるといふこととは異なっている。学術がどこまで崩壊していつてしまうのか、わからない」と慨嘆した<sup>46</sup>。科挙の廃止による新式学堂が専ら西洋学問を教えたために、四書五経や詞章の学問を求める人が減少してしまったことに対し、劉大鵬は「人心をどのように正すか、天下をどのように安定させるか。さらに、大勢の変化を想像しただけでも耐えない」と伝統学問に執着し、学風の衰えを恐れるという考えを隠せなかった<sup>47</sup>。第二章で検討したように、清朝は新式学堂の課程内容が伝統士人に与えた衝撃を緩和させるため、「説経講経」科目を設け、それが過渡的役割を果たすよう期待していた。ただ、劉大

<sup>43</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十二年二月初五日、二月初九日、176頁。

<sup>44</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年六月十一日、143頁。

<sup>45</sup> 『退想齋日記』、光緒二十七年九月初五日、102頁。

<sup>46</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年正月十一日、139頁。

<sup>47</sup> 『退想齋日記』、光緒三十一年二月初十、光緒三十一年十月初六日、140、147頁。



鵬は新式学堂に入学したことがなく、また新式教育に否定的な姿勢を持っていたので、「読経講経」科目に注目していなかったのだろう。

これとは対照的に、朱峙三は積極的に新たな学問を吸収する姿勢を見せた。1903年には昔教わっていた塾師である程松が設立した武昌県市民辦小学堂に入学している。そこでは経書や地理などの科目を勉強し、その教え方が省城の学堂に類似しているという<sup>48</sup>。そして彼も将来の新たな試験に備えて、地理・外国史・時務を熟読した<sup>49</sup>。その後、科挙がまもなく廃止されると予想していたので、より学問を精進するために、1年制の県師範から両湖師範学堂へ進学し、経学以外に、算術・図画・文学・体操・地理・史学・修身・習字・教育・物理・化学・植物学・動物学などを勉強した<sup>50</sup>。さらに「同級生の中に英語を深く学習する人がいないので、将来、(英語を教えるという職の)空席を埋められる」<sup>51</sup>と予想し、1908年から英語を学び始めた<sup>52</sup>。朱峙三は生計を立てることに執着し、安定する職を求めているので、西洋の学問に精進しようとした。したがって、彼はどのような科目が将来的に必要とされ、勉強しておいたほうがいいのかについて迅速に情報を収集し、的確な判断を速やかに下すことができたのである。無論、当時学問が多分化していた現状もその判断を下すことに役に立った。

### 第三節 新式学堂設立の経費をめぐる問題

#### (一) 経費工面の困難

清朝の教育経費はそもそも中央が科挙試験の費用を負担しながら、各省に教育経費を割り当てた。中央から分配された経費を除いて、地方の財源および民間からの調達資金は各省の教育経費の重要な出所となっていた。しかしながら、地方政府には教育に関する財政を管理する能力が欠けていたので、地方政府は地方教育への関与が弱く、官学以外の教育機構がほぼ士人たちに支配されていたのである<sup>53</sup>。言い換えれば、地方の教育は完全に中央の経費に頼るわけではなく、地方の政府にも支配されていなかった。

それに関連して、清末の新式学堂が盛んに設立される流れの中で、学堂を設立する主力は中央政府より各省・各県となった。ただ、必要な経費はどうするのか、という問題が浮上してきた。清末における各省の教育経費は主に中央政府から割り当てられた。それに対して、各県の教育経費は現地で各自調達するという原則となっている。無論、地方で経費を調達する責任者は地元の士人であった。1906年勸学所が成立したことによ

<sup>48</sup> 『朱峙三日記』、光緒二十九年正月二十三日、二月十五日、106-107頁。

<sup>49</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十年四月十一日、140頁。

<sup>50</sup> 詳しくは本章第二節を参照されたい。『朱峙三日記』、光緒三十二年九月十九日—二十四日、191-194頁。

<sup>51</sup> 『朱峙三日記』、宣統二年三月十二日、258頁。

<sup>52</sup> 『朱峙三日記』、宣統元年十月初四日、光緒三十四年八月十四日、252頁、235頁。

<sup>53</sup> 商麗浩『政府与社会——近代公共教育経費配置研究』、河北教育出版社、2002年、14-26頁。

って、個人および宗族などの地方で得られた経費を調達する責任者が初歩的に統合されるようになった<sup>54</sup>。

張綱が身を置いた浙江省の勸学所も上述したように機能していた。孫詒讓は1905年温処学務分処〔翌年に勸学所と改称された〕総理に就任した。就任後まもなく経費の工面に取り組み始めた。まず、塩税の百分の3を学務経費として徴収するという規定をめぐり、塩商や塩局の意見の相違を調停していた。そして翌年の6月に、温処学務分処は温州ではじめての評議大会を主催し、学務経費の調達について議論した。9月になるとふたたび地方の士紳、教育関係者および商人たちを集め、地方の公共財産を整理し、学務経費を増やすことについて相談を求めた<sup>55</sup>。

既述したように、1906年から張綱は本格的に新式学堂の設立に取り組み始め、地元で初等小学堂を設立した。その際に彼を悩ませた問題こそ、経費の捻出であった。通常の間経費が確保できず、学堂運営の継続が困難となっていることを解決するために、地方の塩局に年間の塩税のうち百から2百元を取り出し学堂の間経費に充てるように求めたが、学堂側が先に総辦処に具申して、向こうが命令を下せば、従わないことはないという返事を塩局から受けた<sup>56</sup>。一見すると勸学所を通して地方税収の一部から新式学堂間経費として受け取れるようにはあるが、実際はその規定がうまく機能したわけではない。その実情は張綱が孫詒讓に送った書簡から垣間見ることが出来る。

張綱は書簡の冒頭に「当地の初等小学堂は今年わたくしひとりで創設したものです。何とか形ばかりはできあがりましたが資金が全くなく、もし明年わたくしが他所で糊口を凌ぐことになれば、この小学堂には年間間経費がなくなってしまう、継続が困難になります」と間経費のせいで頭を抱えている状況を明かした。それを解決するため、「先月塩務局総裁に具申し、当地の塩税から学堂運営費として若干の洋銀を受け取れるようにすることを提案しました」。ただ、「未だ許可がおりず、まことに手のくじょうがありません。先に先生〔孫詒讓〕と面談し、勸学公所から総裁宛に塩税から（学堂運営費を）受領する件についてすみやかに指示を出すよう催促する書信を出していただき、明年の早い時期に開学できるよう取りはからっていただくことになっておりましたが、貴公所にて催促の書信は出していただけましたでしょうか」と述べ、前述した10月に塩局と交渉した際に塩局の主張を受け入れながら、親交がある孫詒讓に助け舟を求めたのである。

さらに、「現在教育界が抱える困難な情勢のなかでも、総じて間経費捻出の問題が第一に挙げられ、なぜなら「間経費調達に役所が関わると、途端に数え切れないほどの困難が生じます」とも述べている。例えば、「口実を設けるのが常套化して援助に難色を示すか、さもなければ世論を持ち出して責め、協力しようとしな、といった有り様」である。彼は「地方の公有の利益が狡猾な役人や富裕な民間人に独占されるのをただ見ている

<sup>54</sup> 商麗浩『政府与社会——近代公共教育間経費配置研究』、188-189、234、237頁。

<sup>55</sup> 孫延釗撰、徐和雍・周立人整理『孫衣言孫詒讓父子年譜』、上海社会科学院出版社、2003年、331-332、336、338頁。

<sup>56</sup> 『張綱日記』、光緒三十二年十月十三日、十六日、二十日、二十一日、117頁。

しかなく、わずかばかりも公益に供することができない」ことを「まことに深く嘆息させられる事態です」と深刻に指摘した。

また、実際に田畑の所有者（あるいは管理者）は田畑と佃戸を完全に把握ことができず、田畑ごとによる徴収できる税収は今佃戸が上納しているのよりはるかに上回っていると論じた。その額が高等小学1校を設立しても余裕のある金額だと明かされている。それらの事実を明らかにした上で、新式学堂の通常経費を確保するために、張綱は「塩税から学堂運営費を受領するようにしてゆくことのほか、当地の士人の連名で、県政府と貴公所の連名で諸佃戸に対し五百文の租税のほかに一畝あたり数百文の税を加え、それを当地の小学堂の年間経費に当てる旨の告示を出していただくことを願い出る請願書を提出するつもりです」と提案した。「こうすれば愚民が損することは少なく、学堂の裨益はまことに大きくなります。たとえ無知で頑迷な民が決まりを守らないことがあっても、お上の刑罰によって恐れを抱かせれば心を入れ替えないと限りません。これもまた小学堂にとってまとまった額の通常経費となります」と考えた<sup>57</sup>。民衆に過大な負担をかけずに経費を保てる方法を工夫していたようにうかがえる。

張綱の孫詒讓への書簡は概ね清末における新式学堂を設立した際に直面した経済的問題を反映している。地方政府が必要な援助を十分に与えないので、新式学堂を設立するための経費を有志者たちが自ら調達せざるをえなかった。通常経費を確保する手段の1つは即ち徴税であった。この書簡を通して、地方政府および所有者（あるいは管理者）は田畑の状況を確実に把握していたとは限らないことがうかがえる。そして、その不足分は現在佃戸からの税収増加でまかなうことが検討されていた。したがって、新式学堂を設立する側からすれば、増税によって得られた収入はまさに経費の問題を解決できると考えられた。さらに、増税を促進することに関して、勸学所も確実に民衆と地方政府との間に仲介する役割を果たそうとしていたことが明らかである。

## （二）経費工面による危機

上述したように、張綱は主導的な立場に立ちながら、自ら経費の工面と財源の拡大にかかわる経験を日記に綴った。その一方、当時の新聞雑誌の論調から、新式学堂の振興とともに、経費不足や経費工面の点で絶えず

<sup>57</sup> 『張綱日記』、光緒三十二年十二月二十六日、120頁。原文は「……敝處初等小學本年係第一人創辦，初立規模，並無的款，若明歲糊口他方，此小學又無常年經費，則難乎為繼矣。前月具章鹽總辦，擬於本地鹽厘中帶收學費若干洋，乃到今未批，殊覺無從著手。曾向先生面商，擬由勸學公所函催總辦趕緊批示待收鹽費，以便明歲早日開學，未悉貴公所近果函催否？現今學界困難之勢，總以籌費為第一問題，而籌費一經官府便生出無數波折，非藉口成例之難援，即責以輿情之不協，於是地方公有之利，逐坐視猾吏豪民中罷持，不能取分毫而供公益，此真可為長太息者也。敝地鹽釐外尚有畝產蕩園六百餘畝，若照常例推算，每畝租息應有墨銀三圓，以六百畝用三乘之，應有墨銀一千八百圓之譜，以此款辦一高等小學已綽綽有餘裕，何論區區之小學。奈敝鄉各園俱為農佃私墾，每畝僅交管畝者通錢五百文，且時有隱匿頂替之弊，而管畝者空擁此有名無實之產，代彼報照，代彼完糧，代彼辦公，反不能徵彼三分之一之租以擴充地方公益。此種積弊，局中人空扼臂而無如何者。鄙意擬於鹽厘待收學費外，再約本地鄉紳聯名章請縣場及貴公所會銜出示，曉諭諸佃於五百文外每畝酌加租錢幾百文，作本地小學常年之費，於愚民所損無多，於學堂裨益實大。縱無知頑民不遵約束，然忱以官刑，未必不洗心革面，此又小學常費之一大宗也」。

非難が生じていたことがわかる。

例えば、1904年9月20日の『中外日報』の「論学堂之腐敗（学堂の腐敗を論ず）」は、官紳（官僚と紳士）による学堂の振興は、実は「急務という口実によって、税金を着服するばかりである」と指摘し、さらに官紳が学堂を設立しても、「それぞれが事業を行うばかりで、教育に関する事務を無視している」ので、学堂はまるでこれらの官紳が老後を楽しむ「養老院のよう」な場所になってしまうと風刺した<sup>58</sup>。伝統士人の日記にもこのような事実を傍証する記録が残っている。

張桐と異なり、劉大鵬は民衆の立場、ある意味で受け身の角度から経費工面が引き起こした問題について細心に観察していた。彼の日記にはそれに関連する内容が多く記載されている。それを通して、新式学堂を普及させるための増税が民衆に憤りを覚えさせたことが明らかにされている。彼は「学堂を設立し、派手に巨額の経費を費やしたにもかかわらず、人材育成という目的は、最終的に達成できない」<sup>59</sup>と論じた。特に「今年〔光緒三十年〕から、学堂の設立は勢いを増やして行われたが、……各学堂に必要な経費はすべて民衆を搾取して得られたものである」と述べ<sup>60</sup>、「近頃この春太谷陽邑鎮に学堂が設立されたと聞いたが、その経費は二千金までに至ったという。（経費は）即ち当地（の民衆）に負担させた。結局民衆の不満の声が高まりつつあったにもかかわらず、告発できる場所がない」<sup>61</sup>という事例にも注意を払っていた。

その後も経費の問題に気づきつつ、「学堂の弊害は現在になって最もひどい。一つの学堂を設立するには巨額の経費がかかるので、最初は公金で充てるものの、いずれ民の財産も充てることになるだろう」と批判し、それが民間の暴動を起こす原因であると指摘した<sup>62</sup>。さらに、「学堂を設立すると、必ず（民の）税負担が重くなる。それが民の不満を煽るのである。……恐らく十年を経ずして（国家の）情勢が変わるだろう。現在多くの学生が革命党に入り、天下（の情勢）は危険で安定しない」と、それにより革命の勢力が一層強化されてしまうとの懸念を表明している<sup>63</sup>。伝統士人である彼は、人々への増税によって新式学堂の経費を工面するというやり方に不満を持っており、それが人々の憤りの火に油を注いで、内憂になりかねないと考えていた。

実際に、1904年から1911年にかけて、沿海および長江と黄河流域の各省において、150件を超える学堂破壊事件が起きた。地方別にみると、本章で取り上げた伝統士人の地元である浙江省・湖北省・山西省において45件、3件、2件があったが、徴税がきっかけとなって発生した事件はそれぞれ18件、1件、2件、合計21件、約半数に達した<sup>64</sup>。浙江省の場合は、1906年に学務捐反対によってはじめて学堂破壊事件が起き、1907

<sup>58</sup> 『東方雑誌』第一卷第九期（1904年）、200-202頁より引用。

<sup>59</sup> 『退想齋日記』、光緒三十年二月初九日、140頁。

<sup>60</sup> 『退想齋日記』、光緒三十年十二月二十日、138頁。

<sup>61</sup> 『退想齋日記』、光緒三十三年二月二十四日、159頁。

<sup>62</sup> 『退想齋日記』、光緒三十三年二月十四日、158頁。

<sup>63</sup> 『退想齋日記』、光緒三十三年七月二十二日、162頁。

<sup>64</sup> 阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』、161-169頁。

年から 1908 年にかけて省内各地で学堂破壊事件が頻発するようになった。さらに 1910 年に入ると一層激しくなり、約 1 年間に 20 件を超える学堂破壊事件が起こったが、そのうちの半数以上が新税や学務捐の徴収に起因していたのである<sup>65</sup>。劉大鵬は新式学堂に対し一貫して反対と否定の姿勢を持っているが、その経費捻出のための税負担が起こした民の不満に対する観察は的確なものであるといえる。

### (三) 既存財源の利用による利益衝突

勸学所が執行すべき職務は各鄉村や各学区において教育に関連する経費を捻出することであった。罰金、寄付、学費、廟産を除いて、税金が経費の最も重要な財源となっている。ただし、徴税が民衆にもたらした負担、および新式学堂運営をめぐる関係者の不正や着服は絶えず非難されてきた<sup>66</sup>。第二節でも、下層士人の日記により、当時の経費工面の実態について一層詳細に検討した。

しかしながら、新式学堂の振興を強化するため、勸学所が正式に成立し、経費の工面に介入したきっかけは、1905 年科举廃止の後である。そのゆえ、それ以前に新式学堂を設立するための経費をどのように捻出していたか、という問題は興味深い。科举廃止前の各地方における新式学堂の設立に関する研究では大体各総督・巡撫（例えば張之洞）、著名人士（例えば張謇）が主導した振興事業が検討されてきたが、地方の下層士人がかかわった学堂の振興および経費問題に対して、さらに深く検討する余地がなお存在している。そのため、本節は『張綱日記』に記載されている 1902 年から瑞安の聚星書院を河郷学堂に改編した経緯を例に挙げる。その過程を詳細に分析することによって、勸学所が設立される以前の各地方における新式学堂の経費工面、およびそれをめぐる紛争を究明したい。

ここでいう紛争は具体的に「賓興」の利用をめぐる問題を指す。賓興という言葉は、古くは『周礼』に見られ、勉学を勧めて賞賛する礼儀という意味で用いられた。その後、清朝に至って、各地方にあった科举受験者の援助組織を意味するようになった賓興を継続させる方法は無論経費である。各官員と士人、および民衆の寄付、および購入した田畑を貸して利息を取ることが経費の出所となる。科举試験に密接に関連する地方の事業となっていたため、賓興は地方官と地方エリート層に積極的に支持されるばかりでなく、一般の民衆も参与することが出来た。さらに、賓興の発展は地方の士人の科举を受ける意欲を高め、地方の勉学の気風に重大な変化を及ぼし、士人たちの交流を促進させる作用をもたらした<sup>67</sup>。ただし、ほかの角度から見れば、賓興はせいぜい科举試験の付属品にすぎなかったため、一度科举制度が廃止されるという運命に直面すると、賓興自体の

<sup>65</sup> 詳しくは、阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』の 183-186 頁と 192-193 頁を参照されたい。

<sup>66</sup> 阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』の第一章と第四章を参照されたい。

<sup>67</sup> 詳しくは楊雪『清代湖北賓興研究』、武昌華中師範大学古代史碩士論文、2009 年、と鄭龍琪『清代科举考生的赴考旅費補助研究——以方志所見的賓興活動為中心』、台湾国立成功大学歴史系碩士論文、2010 年を参照されたい。

必要性および使い道についても問われたに違いない。これから分析してゆく瑞安の聚星書院を河郷学堂に改編する事例はまさに賓興を新式学堂への改編経費に充てようとしたものである。なお以下この事例の説明に際し、日付はすべて陰暦で記す。

本章が依拠する『張綱日記』において聚星書院から河郷学堂への改編に関連する記録を最初に見せさせるのは、光緒二十八年正月十日である。張綱は河郷の友人たちを訪ね、聚星書院を河郷学堂に改編することを相談した上、「先に書籍と新聞を購入し気風を啓発すべき」であると提案し、衆人の賛同を得た。さらに、当月の十七日か十八日に地元の教育を推進させることに取り組んでいた有力士人である孫詒讓、黄紹箕<sup>68</sup>、黄紹第<sup>69</sup>らに報告しようと計画していた<sup>70</sup>。そして計画通りに、張綱は正月十八日に黄紹第を訪ねて、河郷で学堂を設立することについて相談した。彼は「まず賓興から支出して書籍や新聞を購入し、河郷の志有る士人が知識を増すことができるようにし、その後でもう一度資金を調達して学堂——この学堂とは西洋の師範学堂のことである——を設置する」と建言した。

黄紹第は張綱によるこの提案に大いに賛同した。その後、張綱は河郷で学堂を設立するという提案について黄からの意見を求めた。黄紹箕も聚星書院を改編することは「非常に良いことである。ただし『師範学堂』の四文字はまだ実を伴わないのではないかと思う。今師範学堂を創設しても教師になれる者をすぐに選び出すことは難しいので、『学堂』に改めると言うてしまうのがよいだろう。まず公費〔賓興〕から支出して書籍や新聞を購入するというのは良い計画である」と述べた。張綱および河郷の友人たちは均しくそれに賛同を表明した<sup>71</sup>。

同月二十六日に、県政府は公告を下し、「彼ら〔張綱ら〕は聚星書院を河郷学堂に改め、また、賓興から支出して上海で新聞を購入し、河郷の志有る士人が買い求めて読むことができるようにしようとしている。これは人材を育成するためであり、まことに嘉すべきである。それぞれ告諭を發し、案を具するべし」と示した<sup>72</sup>。

<sup>68</sup> 黄紹箕（1854-1908、咸豐四年—光緒三十四年）、字は仲弢、号は漫庵である。浙江瑞安出身。1879年（光緒五年）挙人、翌年進士に合格した。翰林院編修、京師大学堂総辦、編書局訳学館監督、湖北提学使などを歴任した。維新派の主張に賛同し、康有為と密接に往来していた。

<sup>69</sup> 黄紹第（1855-1914、咸豐五年—民国三年）、字は叔頌、号は縵庵である。浙江瑞安出身、黄紹箕の従兄弟。1890年（光緒十六年）進士に合格した。翰林院編修などを歴任した。

<sup>70</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年正月初十、87頁。原文は「赴莘塍訪河郷各友，予因與談河郷改學堂，先買書報開風氣事，均以為可，擬約於本月十七八日來城具稟，並言中學堂招考學生，河郷須分二成為日後送堂之計，且諸生每名修金十八元，除殷戶子弟聰俊者無須津貼外，其寒儒質美者必須由賓興中提出公款，按名津貼，方不失興學育才大公無我之旨。」

<sup>71</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年正月十八日、88頁。原文は「予見叔鏞（黄紹第），即與談河郷設學堂事，擬先提賓興採購書報，俾河郷有志之士規模益智，然後籌款再設學堂，此亦為泰西師範學堂之意，因將稟稿呈閱。叔鏞先生亟稱善，並囑予再過仲弢處一酌，且言日本近日文明進步可稱絕頂，其管理學堂無一不精純美備也。予又與仲弢（黄紹箕）先生談及此事，並呈閱章稿。仲弢謂此事極好，但師範學堂四字尚恐名不符實，以現立師範，恐教席師範者一時難選其人，不若渾言改學堂，先提公購買書報為得計耳。予與仲勉均肯首。」

<sup>72</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年正月二十六日、89頁。原文は「縣署河郷改學堂公稟批：該生等將聚星書院改作河郷學堂，並提賓興息款赴滬採購報章，俾河郷有志之士得以講求批覽，意在造就人才，殊堪嘉許，俟分別示諭

ここに至って、聚星書院の河郷学堂への改編と書物購入は温州当地の有力士人の支持を得て、県政府にも認められ、順調に事が運ぶかに思われたが、彼らの思惑通りにはならなかった。なぜなら、聚星書院の学堂改編に対して北郷の士人たちの反対があったからである

実は聚星書院を河郷学堂に改編する件に最も反対していたのが北郷の士人たちであった。彼らは度々張欄に手紙を出して、不満を漏らしていた。北郷の士人の中に、『学堂ができてもないのに慌てて資金を用立てて書物を買おうとしているが、たくさん買おうにもそんな金はなく、かといって少なくとも用をなさない』という者もあれば、『瑞安県城の学計館にも書物が置いてあるが、県城から十里余りの南郷に暮らすあなた方も遠いからと言って行こうとしない。北郷の一都や二都は聚星から三十里も離れている。そんな遠くから本を読みに行けるだろうか』という者もあった。また、『友人同士で本を借りても争いになることがあるのに、書物を衆人で共用するという。どうして穩便に済むことがあろうか』という者や『賓興は貧しい士人に役立つものであって、決してそこから支出してはならない』という者、『南北でそれぞれ学堂を設置すべきで、教師も公金で招聘するのがよい』という者もあった<sup>73</sup>。

表向きに、北郷の士人は「書物を買うのは良いことだが、聚星（書院）は中間地点に位置しておらず、南郷には便利だが北郷には不便である。これは足下の身勝手であるように思われてならない」といい、聚星書院の位置は地理的に南に偏るので、たとえ書籍を大量に購入しても北郷の士人は利用困難と主張した<sup>74</sup>。しかし北郷の士人が本当に気になることは賓興を利用する方法であった。張欄は北郷の士人が聚星書院を河郷学堂に改編することに反対している理由は、「ただ賓興の支出を妨げることにほかならないので、人を激怒させるしかない」からであると明確に指摘している。

北郷の士人の反対は聚星書院を改編する経費——賓興の支出——に影響を起す恐れがあると予想されるため、張欄がまず思いついた解決策はこれらの反駁の手紙を黄紹箕に転送することであった。黄紹箕は絶対に「（北郷の士人の）反対をそのままにしておけない。そうでないと河郷が振興する日は来ない」と返答した。そのため、もし北郷の士人が賓興の利用を妨げようと決意したら、張欄はやむなく情実を排し、「県政府に公金の支出を許可せよという告諭を求めよう」と提言した。ただ、黄紹箕はそれがやむをえない手段であるので、北郷の士人の返事を酌量しながら処理すべきであると考えていた<sup>75</sup>。

---

立案可也。」

<sup>73</sup> 『張欄日記』、光緒二十八年二月初一、89頁。原文は「北郷諸紳紛紛議論：有謂學堂未設，遽提款買書，多則無錢，少不夠用；有謂瑞城學計館有書，爾南郷離城十餘里，尚嫌遠不去，北郷一二都離聚星三十里，焉能遠來看書；有謂朋友借書尚有爭執，今書歸眾用，焉能有和；有謂賓興有益寒儒，萬不可提；有謂南北須分設學堂，公延教席為妥，云云。無非為阻撓提款之意，閱之令人髮指。」

<sup>74</sup> 『張欄日記』、光緒二十八年二月初五日、90頁。原文は「北郷諸友函一封：云買書固善，然聚星非居中之地，便於南郷，不便於北郷，且有疑足下自私自利者云云。于閱畢殊覺不平。」

<sup>75</sup> 『張欄日記』、光緒二十八年二月初六日、90頁。

数日後北郷の士人から、「泰山を動かすことはできるが、(書院の改編経費を) 賓興から支出することは決して認められない」という立場を表明する返事がきたので、孫詒讓、黄紹第、黄紹箕および張桐が集まり、南北の間に存在している賓興の利用方法についての対立を解消しようと議論していた<sup>76</sup>。孫詒讓と黄紹箕はそれぞれ北郷の士人に手紙を出し、説得しようと試みた。

黄紹箕は書籍と新聞の購入をめぐる、北郷の士人が盛んに異議を申し立てていることに対して、大変驚き不思議に思ったようである。彼は異議を唱えている人々が先入観にこだわっているせいで、提案者が因循として困難をおそれ、善挙を途中でやめてしまうことを恐れた。そして、北郷士人の説得を試みた。

まず黄紹箕は反対の意見を示した北郷の士人に、今日の天下は、東洋と西洋を問わず、国の大小に関わらず、「およそ学堂が多いところが必ず強勢となり、少ないところは必ず弱まり、学堂がないところは必ず滅びていきます」と新式学堂を普及させることがすでに時代の趨勢となり、しかも国の興亡に密接に関連していることを説明した上で、「今日の中国では省、府、庁、州、県のいずれにあっても都市部か郷村部かを問わず、新学を重んじる者が多いところが必ず栄え、少ないところは必ず衰えています」と中国もその傾向に向かっていくと述べた。さらに、「新学を重んじない者は、平時にあっても出世の道がなく、変化の時に遭うと身を保つ方法もなくなります。これは全く疑いの余地のないことです」と論じ、今の中国においても新学を重んじる必要性を強調し、士人が重視する立身出世の角度から新学的重要性を分析した。つぎに、「このたびの変法は戊戌の時とは全く異なっているのです。書院は学堂に改められ、科挙は策論を重んじるようになり、……八股文が再興することはもう二度とないのです。将来科挙の試験官が選ぶ問題文もみなここ〔新しい書物〕から出されるようになるでしょう」と現在の科挙が明らかに新たな局面を迎えているという事情を説明し、ふたたび書物購入の必要性を強調した。最後に、黄紹箕は河郷の賓興から書物購入の費用を支出すると言っても、額が全体の半分だけとなり、数が少ないと思っていた。もしここで計画が立ち消えとなり、全額を科挙を受験する士人に与えるとしても、彼らが普段何ら見聞を積んでいなければ、試験の時になって何を根拠に答案を書き、何を得るのか、受験などしない方がまだましだと反論していた。さらに、士人も自力で新聞を買い、家に書籍を置く能力がないので、「貧しい士人のために、……以上が理を論じることは決してやめてはなりません」と訴えた。賓興から書籍などの購入費用を支出するという考えは、貧しい士人のためになる一方、地元士人の知的水準を向上させる効果にもなると反対勢力を説得しようとしたのである。

さらに、「もし理由もなく計画を中止するようなことになれば、読書人たちの気風に悪影響を及ぼすだけでなく、お役人のメンツをつぶすこととなります。もし官が公の事業としてこれを行うことになり、公金を支出するよう命じたら、誰がそれを阻止できるでしょうか。もし官が他日これをするのであれば、今日地方の力で

<sup>76</sup> 『張桐日記』、光緒二十八年二月初九日、91頁。



しておくに越したことはありません。道理にも合っており、名声もあがります。これが時勢を論じることを決してやめてはならないということの意味です」と、双方の意見が合わずに最終的に地方政府が書院の改編と書物購入に介入することになるよりも、むしろお互い協議し共に地元を振興したほうが利益を受けると分析した。言い換えれば、地方政府の勢力が介入することよりも、士人たちの協力が双方にとって好都合だということである。

続いて黄紹箕は北郷士人に受け入れられやすい提案を試みた。聚星書院が北郷からやや遠いという点は確かに問題であるが、それぞれ別に学堂を置くとすると、さらにやりくりが難しくなる恐れがあるので、徐々に充実させてゆくならば他日を待つほかないという現状を述べた上で、北郷と聚星書院は水路で通じているのであるから、学者にとっては大きな苦勞とはならないだろうとした。そして、現時点の書籍の収蔵場所としてやはり聚星書院は最善だと強調した。では、どうすればいいのか、黄紹箕はその「章程の制定には南北で協議して詳細を決めるのが最も公平かつ妥当です」と提携の意思を表明し、北郷士人に誠意を見せた。

やり方としては、黄紹箕は「書院での書籍や新聞の受け渡しや金銭の出納などは南郷北郷それぞれから一、二名を推挙し、共同ないし輪番で管理するのが良いと思われまます」と建言した。しかもその業務に適する人選として、「震兄〔張綱〕は博学多聞で知識は豊富、文才にも長けた人物です。どの書物、新聞を買うべきかや、学生の閲覧、調査に対する指導についても考えていかなければなりません、彼こそがその責任を負うべき人物と言えましよう」と主張した。さらに、北郷の士人に「斟酌のうえで章程が定められ、この策が今後久しく実行されてゆくことを切に願って」いた<sup>77</sup>。南郷にも必ずやこの件に反対する者がいるし、北郷にも必ずや賛

<sup>77</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年二月初九日、91-93頁。原文は「黃仲弢先生來函：前聞諸君有購置書報之議，並蒙縣尊示諭允行，法良意美，欣佩無量。比聞北郷諸君頗有異議，深為疑愕。鄙人身在局外，與北郷諸君未通款曲，不便冒昧進言，躊躇累日，深恐異議者固執成見，創議者因循畏難，善舉中廢，所關甚大。若知而不言，言而不盡，則負我桑梓，負我本心，咎戾滋甚。竊謂論理萬萬不可中止，論勢萬萬不可中止，敢具陳之。今日天下，不論東西大小各國，凡學堂多者必強，少者必弱，無學堂者必亡。今日中國，不論省府廳州縣各城鄉，凡講新學之人多者必日盛，少者必日衰，不講新學者，平時無進身之階，遇變無自全之路，此決然無疑者也。此次變法，與戊戌迥然不同。兩宮一心，專心興學，書院改學堂，科舉重策論，……八股永無再興之日矣。京官稍有才學志趣者，爭閱新書，將來衡文之選，皆出其中。滬上書報，銷售之廣過於往年，不止百倍。河鄉賓興息款，僅提半數，鄙人方嫌其少，若復中止，盡留以給應試之士子，平日茫無見聞，臨場何從下筆，所得幾何，不如不赴試之為愈。若人自購報，家自置書，焉得有此力量？為體恤寒士計，於彼乎於此乎，此事理之萬萬不可中止者也。鄙人在鄂，屢見都中函電及北來諸人所述，兩宮召見中外大小臣工，諄諄諭以講時務，閱西書，尤以學務為急，戒敷衍，斥阻撓，故各省皆奉行恐後，大吏有興辦學堂刻不容緩之札，省僚有不辦學堂難免撤參之信。前日在郡，見童觀察談及瑞城學堂已開，贊不容口，縣尊見購置書報之稟，嘉許甚至，不日當隨案通詳。若無故中輟，不獨於士林風氣有關，兼於官長面子有礙。若官竟公事公辦，飭典撥款，誰得阻之。與其他日自官成之，不若今日自地方成之，為理順而名美，此事勢之萬萬不能中止者也。惟聚星書院距北郷略遠，此節稍屬為難，然分款各辦，更有捉襟見肘之虞。逐漸擴充只得俟諸異日，且一水可達，學者尚不至過勞。抑更有一解，願為北郷諸君進之：鄙人前在京師大學堂，見外城學生勝於內城；近在兩湖書院，見湖南學生勝於湖北，蓋其來較遠，則其心較專，受益亦較大，此實歷驗不爽，明者試靜思之，當之其非譚言也。前聞震兄（張綱）言，辦法章程須南北會商詳定最為公允。鄙意院中收發書報，出入銀錢等事，南北郷宜各公舉一二人，或合管或輪管。震兄博學多聞，識洞文茂，應購何書何報，及指導學生閱覽考求，均須料理，似不得辭其責。管見如此，一切仍望會酌定章程，以期通行久遠。竊意南郷中亦必有欲阻此事之人，北郷中亦必有願成此事之人，然人情大率去暗而就明，圖利而遠害，

同する者がいるので、折衷方案のほうが一層双方に受け入れられるだろうと黄紹箕は考えていたのである。

その一方、孫詒讓は最も強く反対していた2人の北郷士人——黄惠卿と竺雅周——にも書簡を送った。孫詒讓は「近頃貴郷の諸君の間では書籍や新聞の購入が議論されているようですが、それは大変素晴らしいことです」とまず北郷士人が関心を持っていることを賞賛した。続いて、「現在の時局は極めて切迫しており、変法を行い科挙を廃止しなければ中国は決して自立できません。もし変法を行い科挙を廃止すれば、我らの郷里のご老人方が（追究してきた）八股の学にはもはや僥倖の望みなどないことは、開明な諸君はすでにご承知のことでしょう」と新学を追求する現在の時局を説明し、「書籍や新聞を集めることは、将来郷の学堂の基礎となります」と書物購入の切迫さを明確に示した。そのため、北郷士人の間に意見の相違があるようだが、「この美舉を成し遂げることを」願った。

さらに、「郷の賓興から支出する点に関しては、（賓興は）もともと科挙のために設置されたものですが、現在武科はすでに廃止されており、文科とて十年を待たずにそうなるでしょう。どうしてこれにこだわる必要がありますでしょうか」と科挙がそのうちに廃止されるので、賓興の使い道も必ず変わっていくという理由をもって、書物購入に回そうと北郷士人を説得しようとした。

さて、どのように進めるのかという問いに関して、孫詒讓は「つまり、管理が北郷によって行われることは不可能ではなく、そうすれば（南郷が）先入観を持っていないことを十分に証明できるでしょう。これ〔学堂管理の北郷への委任〕を行うことで学堂の設立はうまくいくことになるでしょう。南北を問わずに、お互い援助でき、もし両方が代表を派遣する必要があるれば、なるべく公の場所で会い、妥当に協議し、弊害をなくすようにすべきである」と考えていた。彼は「（私が思いますに）南郷北郷からそれぞれ一、二人を推挙し、書籍・新聞・金銭を管理させ、相互に確認し合うことで、（一方からの）言いがかりを避けられるでしょう。このようにすれば、多くの疑いも容易に氷解し、みなさんも納得できると思います」と提言した<sup>78</sup>。黄紹箕と孫詒讓2人ともに南北それぞれ1、2名を推挙し財務を共同管理しようと提案し、北郷士人の反対を和らげようとして

---

務懇諸君堅持定見，切勿畏難苟安，即以此書呈北郷諸君，請其賜覽，並與婉切熟商，度無不成之理。總之早一日開辦，則早一日被其益，多一處考求，則多一處蒙其利。不避冒昧，率臆瀆陳，統惟垂諒而加察焉萬幸！肅請台安不宣。……又提款置書之舉若成，兄（仲弢）到鄂後，如有書籍可資考覽者，敬當擇要寄贈，以為好學諸生流壤之助。」

<sup>78</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年二月十一日、93-94頁。原文は「孫仲容致黃惠卿、竺雅周書：……頃貴郷諸君子有購書報之議，其意甚善，際此時局萬分危迫，非變法廢科舉，中國萬不能自立，倘變法廢科舉，則吾里舊日老先生之八股之學，必無僥倖之望，此義在閔通如諸君，諒早洞悉。頃黃仲弢兄亦另函詳陳，無俟弟縷述也。書報之會為他日郷學堂之基礎。創辦之難，與弟客臘創城內學堂相同。貴郷人才濟濟，意見不合自不能免，總望各泯畛域，成此美舉。兩兄尤為北郷之望，務祈割切勸諭，協力同心，為地方開志儲才，是為至禱。至郷賓興款，專為科舉而設，今武科已停，文科亦必不出十年，何必惜此區區，即城內學堂亦提賓興五成，去冬阻之者群起，弟力持之，幸得如議，切祈勿再堅持不提之論。倘何允行，請即將簿冊付提。近來申江書價大漲，早一日即可便宜一分也。至於如何辦理，弟已勸張薛諸君，與北郷紳董和衷商酌，必不偏存私見。據渠云：即統由北郷辦理亦無不可，足徵其無成見。要之總在此舉辦成，無論南北均可互相資助，倘有應派執事，盡可會一公地，妥為商議，以求無弊。弟意似可南北均公舉兩人，管理書報銀錢，互相稽查，以免藉口，則群疑自可渙然冰釋，想諸君必以為然也。貴郷諸友不及一一致函，祈費神代為致意是幸……」

いたのである。

そして2ヶ月後、南郷北郷の士人たちが聚星書院に集まったが、「書籍を購入し、書院を改編することについて議論百出し、南にするか、北にするか、一致した結論に達することができない状況であった」。南郷の士人がほかに蔵書楼〔図書館の旧称〕を設立しようと提案しても、北郷の士人はすべてを承知したわけでもなかった。張綱は南郷北郷が蔵書楼の場所について合意に達することができない膠着状態を打ち破るために、「三ヶ所に分けて設立してはどうか」と提案し、会議に出席した士人はその意見を支持し、各自に署名をした<sup>79</sup>。ここに至って聚星書院改編の是非、賓興の利用方法、蔵書楼の設置場所をめぐる南郷北郷の意見の相違は解消されたようである。しかしながら、張綱日記が節録されて出版されたためなのか、それとももともと関連する記録がなかったのか、光緒二十八年からの4年間、張綱日記には聚星書院の改編にかかわる内容が見当たらない。しかし、光緒三十二年に至って、収束したはずと思われていた聚星書院から学堂への改編に再び変化が起きた。

当年の二月二十二日、南郷北郷の士人が聚星書院の改編のために会合しようという通知が、張綱のところへ届いた。当日の午後、彼は莘塍にある皆春園を訪ね、薛博如と王鶴縁から、「今日南郷北郷諸君は大会を開いたが、聚星書院（にかかわる人間）が一人も参加しなかった。ただそれは無意識の行動にすぎないので、気にする必要がない」と聞いた。しかし張綱は「今日なすべき最も重要なことは学堂創設であるのに、聚星書院の資産の幾ばくかに対し、当地の士人が非望を抱いているということは最も深刻な問題になってしまっている。速やかに策を講じてこれを止めるべきである。もしこれをなすがままに許してしまったら、一体どんな団体になってしまうことだろうか」といい、聚星書院を学堂に改編することで地方の士人たちがお互いに資産に非望を抱き、それを奪い合うようになってしまったことを嘆いた。

さらに薛博如は、「今日海安〔北郷の地名〕の竺雅周が、『かの地ですでに高等学堂を創設したので、聚星書院を学堂に改変するのであれば中学にしなければならぬ。賓興からの支出については卒業生の留学費用のみに充てることにし、しかも前払いは許さないことにすべきである』と言っていた」と言及し、北郷の士人が聚星書院の改編に使われる賓興を牽制しようとしていることを明かした。張綱に「奏定学堂章程によれば、聚星書院はせいぜい高等小学堂に改編できるのみで、唐突に中学堂として設立するのは無理である。海安において設立された学堂は兩等小学堂と称してもよいが、高等と称するのは過言である」と反論していた。そしてみなが見方に賛同した。

---

<sup>79</sup> 『張綱日記』、光緒二十八年四月初一、97頁。原文は「下午承大姆舟到聚星書院，時南北郷諸君均於上午先到，紛議買書辦學堂之事，或南或北莫衷一是。池君星潭謂：諸君既嫌聚星太南，不若設藏書樓於仙岩陳文節公祠內。南郷諸君均為首肯。予甫至已先有畫押者，而海安錢北奎、竺且等仍有不願之意。予謂諸君既嫌南太南，北太北，不如仍遵諸君之議，三處分辦如何？諸君均同聲稱善，議遂定。翁君子材，劉君雲程先署押，次則北郷諸君，再次則予南郷及繆君仲昭也」。

黄蘭庭も先に聚星書院の改編を決着させるべきと考えていた。もし経費が不足であれば、自分と張桐で賓興の利息を借り、さらに邑城学堂という前例を踏まえれば、竺雅周の発言を意に介する必要がないと主張した。張桐たちは将来孤立することを避けるため、先に南郷と西郷の士人の支持を得るように計画していたのであり、加えてこの集まりに参加した者たちの署名と賛同を得ることができた<sup>80</sup>。

ところで、なぜもともと一度着した聚星書院の改編問題が再び議論されるようになったのか。張桐の日記の中に、この4年間の記録が欠けているので、直接の答えは見当たらないが、先行研究などから、以下のように理解できるだろう。一部の先行研究が指摘しているように、科挙の廃止と新式学堂の大量設立は、地方の士人の地位および権力構造を改造させた。既存の有力士人が引き続き地方の学務組織、例えば勸学所などを支配し、また、一部の下層士人が新式学堂に入学すること、あるいは新式学堂を設立することによって、地位および権力を上昇させる機会を与えたのである<sup>81</sup>。この事例にかかわった温州瑞安の場合は、李世衆が明かしたように、清末温州の地方官と士人との関係、あるいは士人内部に存在していた異なる集団の間関係について、孫詒讓をはじめとする温州の有力士人が民間の新式教育を振興する勢力を掌握し、さらに温州学務分処、勸学所などに依拠して、勢力を拡大させたことに対して、地方政府が有力士人勢力の拡大を防ぐために、新式教育の発展によって、社会の片隅に追いやられつつあった下層士人と連合し反撃したが、有力士人の勢力は依然として変わりがなかった<sup>82</sup>。したがって、新式教育の発展が地方士人勢力を再建する契機になったと言える。

さて、聚星書院の改編はなぜ4年かかってもなかなか決着がつかなかったのか。前にも繰り返して論じているが、清末朝廷は新式学堂を多く普及させよと勅令を下したにもかかわらず、経費捻出については、地域社会の裁量にゆだねるという放任的ともいえる姿勢をとっていた。したがって、財源が限られていたうえに、科挙廃止前の段階にあつて、徴税によって学堂設立・運営の経費をまかなうことは、地方社会有力者の一部にとっては無理な相談であった。ましてや、科挙試験のために共同出資していた賓興は、彼らの勢力を象徴する重要な財源であり続けた。聚星書院改編に際して、賓興の利用方法について議論が百出したのは、その好例である。賓興は地方の公共財産であるので、南郷の士人はそれを書院改編の経費として利用しても妥当だと考えていた。

<sup>80</sup> 『張桐日記』、光緒三十二年二月二十二日、107-108頁。原文は「蓼州兄送到知單一紙，說為聚星辦學堂事，予亦署一“知”字。下午筠仙兄邀予同至莘塍皆春園。聞薛君博如，王君鶴緣說，今日南北鄉諸君大會，聚星並無一人領袖，不過無意識之舉動，可以不必去會。予謂現經出單邀敘，安可無一定宗旨，在今日辦之最要者為學堂，而事之最要者為聚星眾產幾為城紳覬覦，宜亟籌抵制知之法，倘一味唯諾成風，尚復成何團體？薛君桐侯云：今日海安竺雅周發言，伊處已辦高等學堂，則聚星欲改學堂非辦作中學不可，至於賓興息款只可為畢業生出洋行費，斷不可預支開銷。予謂河鄉學堂照奏定章程說，聚星只可改高等小學堂，無驟立中學之理，如海安所辦之學稱兩等小學可已，自擬高等則大言不慚矣。桐侯等均稱善。繼而翁君子材，林君仲彝，黃君蘭庭亦來，蘭庭直要余將聚星先行創辦，如少經費，伊與余同到典提賓興息支用，有邑城學堂之例可援，竺某言不足聽也。余撫掌贊成。因先約南西鄉同志社員數十人肩認此事，一面運動經濟，庶將來不至於孤掌難鳴，諸君在座者均認可。待竺，黃，錢，曹四君去後，乃列簿署名，南鎮繆君仲昭最後至，亦署名」。

<sup>81</sup> 沈潔「廢科舉後清末鄉村學務中的權勢轉移」、《史學月刊（開封）》、2004年9月、趙利棟「一九〇五年前後の科舉廢止、学堂与士紳階層」、《二十一世紀》、2005年6月。

<sup>82</sup> 李世衆『晚清士紳与地方政治——以温州為中心的考察』、上海人民出版社、2006年、第四章を参照されたい。

しかし、経費の支配は各自の勢力を左右できると考えられていたので、北郷の士人は一貫して承諾せず、ついに光緒三十二年に至って、賓興から学堂の経費を支出することを反対すると宣言した。李世衆は聚星書院の改編と書物購入に関する紛争によって、瑞安南郷北郷下層士人の困窮をうかがえると指摘しているが<sup>83</sup>、賓興などの資源が地方士人の勢力争いに深く関連していたと読み取れる。

おわりに

本章は第二章に引き続き、伝統士人の日記を利用し、新式学堂の設立と教育経費問題をめぐって、今まであまり議論されてこなかった伝統士人の新式教育の展開への対応を検討した。劉大鵬は思想が保守的であったので、新式教育に対し批判的姿勢を持っていて、実際に新式学堂にも入学することはなく、その設立にも参与せず、ただ局外から傍観していたにすぎなかった。

朱峙三も学堂の振興にあまり参与していないことが確認されたが、生計を立てるため新式教育の展開に積極的に対応し、その教員になりたいと熱望したことも事実である。彼の日記を通して、朱峙三が早くから新しい進路の軌道に乗り、師範学堂に進学したこと、小学堂教員の養成を目的とする両湖師範学堂の教学勉学の実態が明らかになった。師範学堂が成立した初期段階において、大勢の伝統士人に新たな進路を提供する目的があった。ただし、朱峙三は修業年限が長くすぐに教職に就けないと不満を漏らしたことから<sup>84</sup>、師範学堂の成立に託された理想と現実との差が見取れる。

それに対して、張綱は前向きな態度で地元の学堂を振興しようとした一方、新式教育がもたらした問題と苦境をも経験したといえる。特に経費を工面した際に、賓興の支出をめぐる地方の士人たちとの争ったことは、新式教育の発展によって失われゆく利益と権力を確保しようと躍起になる伝統士人の様子を浮き彫りにしている。

本章の結論を言えば、この3人の事例は、清末における新式教育の展開を理解するためのミクロの側面を提示しているといえる。彼らの日記から、一部の伝統士人は新式教育の導入を直接受け入れ、新たな政策や未来の方向性に適応できるよう尽力していたことが窺える。勿論、このような受容はある程度現実的な意味を帯びている。しかしながら、たとえ積極的に新式教育の事業に迎合しても、士人たちは新式教育の展開がもたらした既存の知識系統の崩壊やイデオロギーの転換を簡単に受け入れたわけではない。劉大鵬と同時期に活動していた張綱は地元の新式学堂の設立に協力的であったが、革命派の活動や学堂打ち壊し暴動に反対し、気風が衰えたことを憂いていたという事実から、教育転換期における知識人の葛藤も窺える。その心境は劉大鵬が四書

<sup>83</sup> 李世衆『晚清士紳与地方政治——以温州为中心的考察』、293-294頁。

<sup>84</sup> 『朱峙三日記』、光緒三十三年正月二十一日、光緒三十四年七月十七日、204、233頁。

五経をやめたせいで人心が正直ではなくなり、革命の勢いが強まっていったことへの憂慮と同工異曲だと言えよう。

以上、本章においては伝統士人の日記を通じて彼らがどのように新式教育を受容しもしくは対応していたのか分析を試みた。本章で論じられたとおり、伝統士人3人の新式学堂設立とそれに続く新式教育導入はそれぞれの地域的条件に左右されたことが確認された。これによって、各地域社会における新式教育の普及の実態のみならず、その展開に関する当時の人々の反応を分析する糸口が得られたといえる。

## 第四章 法令を通じた「奏定学堂章程」の修正と補完

はじめに

本章は「奏定小学堂章程」を例にし、1909年と1910年の2回の改訂に対する分析を通じて、初等小学と高等小学の科目、在学年限、授業時間と内容がどのように変更され、また、その修正にどのような意義が含まれたか、ということを知りたい。そして、立憲運動という背景において存在していた正規教育システムではないが、識字率や国民教育素質を向上させるための初等教育の補助機構であった簡易識字学塾の設立状況を検討する。

### 第一節 清末十年間に公布された各種の教育章程の概観

「奏定（小）学堂章程」がいかに修正・補完されたのか、および「簡易識字学塾章程」をめぐる分析をする前に、清末10年間に公布されたさまざまな教育章程について概要を紹介しておく。蘇雲峰は初等教育・中等教育・高等教育・実業教育・法政教育・女子教育という分類をもって、この10年間の教育章程を分析している。彼によれば、これらの章程の制定の目的は「新しい教育システムの施行に、より合理性と柔軟性を持たせる」ためであった<sup>1</sup>。筆者もその指摘に賛同している。

しかしながら、こうした先行研究は、清末10年間に出版された各種の教育章程を分析し、各教育領域それぞれの個別的進展と進歩を明らかにしているものの、この10年間に於いて全ての教育章程の制定自体が示した意義については、十分な議論がなされたとは言い切れない。したがって、本節では上述した先行研究の成果に依拠しながら、時系列に沿って、清末10年間の教育章程の特徴を究明する。ちなみに、(付録1-1)によると、その数の合計は約200件ほどに至る。

#### 一、光緒末期の教育章程（光緒二十七—三十四年、1902-1908）

この7年間に公布された教育章程は約100件程度がある。それは特徴によって、3種類に分けられる。

- 1、各級学堂章程：例えば、法律学堂の設立、各省において法政学堂や実業学堂の設立を推奨し、師範学堂を多く設立すること、女子師範学堂章程と女子小学堂章程の制定などを定めている。
- 2、教育行政の整備章程：例えば、学部官制を制定し、学部の権限を確定すること、学政を廃止し提学使司を

---

<sup>1</sup> 蘇雲峰著・呉家瑩整理『中国新教育的萌芽与成長』、97-100頁。

設置すること、提学使および地方学務に関連する人員の権限を定めること、勸学所章程を制定することなどを規定している。上述した2項から、近代学制を制定する初期段階において、各級学堂が積極的に設立されており、教育行政や管理についての章程も新式教育の推進の基礎として続々と完備されるようになったことが明らかにわかる。

3、留学生に関する章程：清末には留学の気風が盛んであったため、留学に関連する章程が数多く制定された。例えば、官員と学堂の在学者を派遣し、外国へ遊歴・遊学させること、留学生管理章程の制定、留学生に関する経費・公費の支給などがある。(付録1-1)によれば、この7年間に公布された留学関連の章程は宣統年間より多いことが明確になる。しかも章程の内容は日本への留学に集中している。それには当時の日本留学および視察のブームが背景にあった。

ここで注目すべきことは、女子学堂章程が「奏定学堂章程」とは別に独立して制定されたことである。第一章ですでに論じたように、「欽定学堂章程」の制定は当時日本の学制の枠組みを利用してしたが、結局女子学堂の設立には至らなかった。「奏定学堂章程」の公布によって、女子教育に関する規定が初めて現れた。ただこれは独立した章程ではなく、「奏定蒙養院及家庭教育法章程」の中に盛り込まれたものであった。「奏定蒙養院及家庭教育法章程」に規定されている「家庭教育が女子教育を内包する」、「(女子に) 娘、妻、母親たる道理を教えるべきである」<sup>2</sup>という内容からは、清末の近代学制に最初に制定された女子教育は家庭教育の一部と見なされていたことがうかがわれる。1907年になり、36ヶ条の「女子師範学堂章程」と26ヶ条の「女子小学堂章程」<sup>3</sup>が公布されたことにより、清末の近代学制における女子教育の独立性がようやく正式に宣告されたのである。

この時、女子学堂章程が独立して制定された原因は大きく2点に分けられる。1つは、西洋人による教会学校と維新派による女学校の設立によって民間に多くの女子学堂が設立された結果、それらを管理する章程が必要となってきたことである<sup>4</sup>。もう1つは、女子の知恵や知能も決して男子に劣っておらず、女子教育を振興することが国家の富強にもつながるとの見解が普及したことである<sup>5</sup>。その一方で、女子学堂章程が独立して制定されたこともまた、従来男性の参与しか容認されていなかった科挙向けの教育が、科挙の改廃と新式教育の推進に伴って変化していたことを意味するものであったと考えられる。

科挙の改廃によって、学堂教育が人材育成の主な手段となったことで、教員に対する需要が急増したことは言うまでもない。1907年の「女子師範学堂章程」制定の主旨は女子学堂の教員を養成することとなっている。それは無論、女子教育を新式教育の一環として見なすことを意味しており、ひいては、女子師範学堂の卒業生

<sup>2</sup> 「奏定蒙養院及家庭教育法章程」、『近代中国教育史資料』清末編、309-313頁。

<sup>3</sup> 章程の詳細は「奏定女学堂章程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、459-468頁を参照されたい。

<sup>4</sup> 崔淑芬『中国女子教育史——古代から一九四八年まで』、中国書店、2007年、153-168、170-180頁。

<sup>5</sup> 熊賢君『中国女子教育史』、山西教育出版社、2006年、198-201頁。



が女子学堂のみの教員ではなく、すべての新式学堂の教員の予備軍となることを期待されていたと推測できよう。したがって、女子教育に関する章程が制定されたこと自体、画期的なことであったと言えるだろう<sup>6</sup>。

## 二、宣統年間の教育章程（宣統元年—三年、1909-1911）

宣統年間にも約 100 件程度の教育章程が公布された。その特徴は以下の通りにまとめられる。

1、小学堂・中学堂章程に関する修正：例えば、ここでは後に検討することになる改訂小学堂および兩等小学校章程、それから中学堂の文科と実科およびその課程を改訂すること、そして簡易識字学塾の設立、初等教育教科書の編纂などが規定されている。さらに、初等教育の推進に合わせて改良私塾章程も明文で規定された。なぜなら、1905 年末から立憲運動が始まり、民衆の国民道徳知識を養成し、教育を普及し学校を多く設立することが立憲の基礎と考えられていたからである。したがって、1909 年から清朝は私塾を簡易小学に改編せよと命じ、国民教育の普及に役立つことを期待していた。このような私塾の改良を初等・高等小学教育課程に対する補完と補助的役割と見なしてもよいだろう。

2、教員育成の強化：教育普及に対応するのは教員の育成である。講習所を設立し塾師を再訓練し、簡易小学教員に転身させること以外に、小学教員の検定と優遇章程を制定することによって、教員の素質を高め優秀な人材を確保しようとしていた。その一方、優級師範学堂の選科と初級師範学堂の簡易科の入学募集が廃止されたこと、師範学堂や中学堂教員を優遇する章程の制定を通じて、一時的かつ応急な教員育成を止め、各級学堂の教員の素質と構成を一層完備させる意図がうかがえる。

3、地方教育行政への補完：例えば、奏定地方学務章程、改訂勸学所章程などがある。さらに、提学使に地方学務を報告するよう督促し、各地方における近代教育の進展状況を把握し、その実施をより確実にさせようとしていた。

以上をまとめると、「奏定学堂章程」は 10 年弱の実施を経て、その不足や欠陥が露呈していたことがわかる。光緒末期に公布された教育章程は各級学堂の設立、教育行政の確立、そして留学生に関する規定など、幅広い範囲で再検討が加えられた様子が垣間見える。その一方、光緒末期の実施経験を基礎とし、宣統年間に出版された教育章程は小学堂・中学堂に関する修正に集中する傾向が見られる。そして、それに伴う教員育成の強化、さらに地方教育行政への補完という特徴が目立つのである。光緒末期に比べ、宣統年間に公布された教育章程は、一層細部の修正や補足がなされたものであった。

---

<sup>6</sup> 清末女子教育の発展および「女子師範学堂章程」と「女子小学堂章程」に関する研究は、廖秀真「清末女学在学制上の演進及女子小学教育的発展 一八九七—一九一一」、李又寧・張玉法編『中国婦女史論文集 2』、台湾商務印書館、1988 年を参照されたい。なお、清末から民国初期にかける女子教育の発展に対してさらに検討する余地があるが別稿に譲る。本稿の問題意識の 1 つは連続と変化の視点から清末民国初期の学制を検討するため、女子学堂章程に関する改訂をまた第五章で論じる。

## 第二節 修正法令による「奏定小学堂章程」に関する補完

### 一、1904年の「奏定小学堂章程」

#### (一)「奏定小学堂章程」の内容

「奏定小学堂章程」は「初等小学堂章程」と「高等小学堂章程」に分かれ、それぞれの教えるべき科目、課程の内容、および毎週の授業時間を定めている。具体的内容については、(付録1-2)と(付録1-3)を参照されたい。簡単にまとめると、「奏定初等小学堂章程」において、必修科目は修身、読経講経、中国文字(中国文学)<sup>7</sup>、算術、歴史、地理、格致、体操で、随意科目〔選択科目〕は図画、手工<sup>8</sup>と規定されている。高等小学堂の場合、上述した必修科目のほかに、図画も必修となっている。随意科目〔選択科目〕だと、手工以外に農業、商業が増設されている。それから、毎週の授業時間であるが、高等小学堂は初等小学堂の30時間より多く、36時間と定まっている。

そして、これらの科目の設置にはそれぞれの意義がある。修身の目的は古人の規範で行為をしつけ、古人の立派な善言を学び、日常生活においてそれを実行することである。読経講経は聖賢の道理を修めることによって、西洋由来の知識の普及によって生じる弊害を防ぐことを期する。中国文字(中国文学)の目的は常用文字と文章を学び、書簡や作文を作成する能力を身につけることである。算術の目的は常用算術や生計を立てるための算術力を身に着けることである。歴史と地理は郷土や中国の歴史、中国の領域や世界各国の位置を紹介し、学生の愛国心を養おうとする。格致は特に農業、工業に応用する動物・植物・鉱物を紹介する。それから体操を通じて体を訓練し発育を促し、団結精神を養成しようとする。図画は手と目の機敏さを訓練し、物を観察させ絵を描かせる。最後に農業と商業の目的は基本的な農業と商業知識を養うことである<sup>9</sup>。

つまり、これらの科目とその意義に基づけば、「奏定小学堂章程」の内容的特徴は、(1)徳育・知育・体育という三育を唱える気風に依拠して制定されたこと、(2)「中体西用」という思想を基準にして制定されたこと、(3)愛国心を養成すること、(4)日常生活において応用できること、(5)郷土教育を重視すること、(6)軍国民教育理念を提唱すること、という6つであると指摘できる<sup>10</sup>。これらの特徴もさることながら、「奏定小学堂章程」の内容制定には、伝統思想を利用し新式科目(あるいは新式教育)の目的を達成しようとする意図も潜んでいると筆者は考える。

<sup>7</sup> 章程において科目リスト以外でも、この科目を国文と通称しているため、本章においても国文と記す。

<sup>8</sup> 原文のままである。手工という科目は現在日本の小学校の工作、中学校の技術にあたる。

<sup>9</sup> 「奏定高等小学堂章程」と「奏定初等小学堂章程」、『近代中国教育史資料』清末編、289-291、299-301頁。

<sup>10</sup> 邱秀香『清末新式教育的理想与現実——以新式小学堂興辦為中心的探討』台湾国立政治大学歴史学系出版、2000年、119-122頁。

## (二)「奏定小学堂章程」の内容をめぐる世論

### 1、在学年限の長さについて

「奏定小学堂章程」に規定された在学年限は、小学堂入学から大学堂終了を通じて20年に及ぶ。なかでも、初等小学と高等小学の在学年限は計9年の長さにわたったため、教育事業経験者たちから非難を浴びた。例えば、清末から民国にかけて著名であった教育刊行物——『教育雑誌』の編集長であった陸費逵はこの点に対し、自らの意見を提言した。

陸費逵は在学期間を長くすることが、学生の学習環境や、人材の育成に寄与すると理解した。もちろん、陸費逵自身は初等教育は基礎教育だと考えており、その重要性も認識していた。ただ、一層新式教育を普及させるため、陸費逵は在学年限を短縮する方法を考えていた。なぜなら、「(在学) 年限を縮めたら、より国民教育を推進しやすく、普及させやすい」からである。もともと規定されている在学年限は初等小学5年、高等小学4年、中学5年、高等学校3年、大学3～4年となっているが、陸費逵は初等小学3年、高等小学3年、中学5年、大学予備科1年、大学3～4年と提案した。「長い在学年限のせいで教育が普及できなければ、年限を短縮し教育を普及させたほうがよい。(学生を)途中で退学させて必要な知識を備えないままよりも、(彼らを)短期で卒業させて、身につけたものは浅くても、必須の教養となるのであれば、(授業内容を)粗く具える方がよいだろう」と論じた<sup>11</sup>。つまり、在学年限を短くすることによって、基礎教養を持つ国民の育成を速めるという考え方である。その提案から、初等小学と高等小学はそれぞれ3年に短縮され、合計6年となっている。

在学年限の短縮に相応する対策は毎週の授業時間を減らすことである。(付録1-2)と(付録1-3)を通じて、初等小学堂の毎週授業時間は30時間、高等小学堂の場合は36時間と確認できる。毎日に換算すると、学生は1日5、6時間の授業を受けることとなっている。当時の小学入学の学齢に当たる児童の心身状況に鑑みて、上述したような授業時間はやや長いと思われたためか、陸費逵は再び「毎週授業時間について、初等小学堂の第一年、第二年は24時間以内、第三年と第四年は27時間以内、高等小学堂以上は30時間以内とすべき」と提案した<sup>12</sup>。このようにすれば、1日の授業時間は4、5時間まで短縮され、学生にかかる負担も緩和できるからである。

さて、「奏定小学堂章程」はすべてその内容通りに実施されていたのだろうか。『学部官報』に記載されている各省の提学使と各省に派遣された調査員が記録した報告は、この疑問への答えを提示してくれる。まず、山西省の提学使の山西学務報告書によれば、省内の小学堂、例えば、孟県清城鎮初等小学堂において「(各科目の)毎週授業時間数は章程に一致しない」<sup>13</sup>、忻州高等小学堂では、「科目と授業時間数は章程に大部分が一

<sup>11</sup> 陸費逵「短縮在学年限」、『教育雑誌』第一卷第一期、宣統元年正月二十五日、主張の2-4頁(12-14頁)。陸費逵(1886-1941、光緒十二年—民国三十年)、近代中国の著名教育家、中華書局の設立者である。

<sup>12</sup> 陸費逵「減少授課時間」、『教育雑誌』第一卷第七期、宣統元年六月二十五日、主張の9-11頁(543-545頁)。

<sup>13</sup> 「続山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務

致しない」<sup>14</sup>、陶林庁初等小学堂では「授業時間数が章程に合っていない」<sup>15</sup>と報告されている。現実の学務が章程の規定にそぐわないことは一目瞭然である。さらに、山西省の和順県官立高等小学を視察したところ、「毎日の授業時間はわずか四時間」となり、元の授業時間より2時間も減少していることが明らかにされている<sup>16</sup>。高等小学堂の実際の授業時間が初等小学堂章程の規定よりもさらに短くなってしまったことから、初等小学堂の実際授業時間も大幅に短縮されたことが推測できる。

では、なぜ章程の規定は現実との間に上述したようなズレを生じてしまったのか。学部に派遣された調査員が調べた山東省萊州府濰縣官立初等小学堂の状況には、その原因が示唆されている。報告によると、「この学堂〔山東省萊州府濰縣官立初等小学堂〕の学期が短縮されて、章程に一致しない。それは内地の（新式学堂に入学する）気風が未だに普及していないからである。入学者の年齢は定めた基準より年を取っているので、修業を早めに終わらせる意思が強いようである。そのため、卒業させるために、（卒業基準の）程度に融通をきかせざるを得ない」<sup>17</sup>というのである。

この1908年の報告書の内容は、小学堂章程の実施が4年間経った現状を示している。（表4-1）のように、当時すでに設立された小学堂の数は中国全土で均等的に普及していたとは言えないまでも、普及の度合いは顕著であった。しかしながら、学堂数の増加を基準にしたとしても、学堂で章程による規定が忠実に実行されていたとは断言できない。要するに、各地方の現状や民情に適応しながら、「奏定小学堂章程」の規定を調整しつつ、実施を図っていたのである。実際の授業時間は規定よりはるかに短縮されたことはその一例である。

（表4-1）光緒末期における小学堂の数および学生人数の統計表

（光緒三十三年『第一次教育統計図表』、光緒三十四年『第二次教育統計図表』、および陳啓天『近代中国教育史』（台北中華書局、1969

年）に掲載の各省統計資料により作成。邱秀香『清末新式教育の理想与现实——以新式小学堂興辦為中心的探討』の51頁より引用）

	1902年	1903年	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年	1909年
小学堂の数	173	534	4042	6241	22328	34006	40413	50265
学生人数	3600	22013	93267	221241	480411	898026	1165205	1499434

報告の635頁。

<sup>14</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務報告の640頁。

<sup>15</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第五十一期、光緒三十四年三月二十一日、京外学務報告の696頁。

<sup>16</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務報告の629頁。

<sup>17</sup> 「奏派調査山東学務委員報告書」、『学部官報』第五十六期、光緒三十四年五月十一日、京外学務報告の790頁。

## 2、「読経講経」科目について

既述したように、「読経講経」科目は清末の近代学制の中でも注目される存在である。第一章では各級教育において「読経講経」科目が占めていた比率、およびその設置にかかわった清朝国内の背景と日本からの影響を詳細に究明した。また第二章では伝統士人が新式学堂の教員に転任した際には、大体の場合、経学と国文を教えたこと、そして師範学堂の「読経講経」科目の教員も経学に通暁する儒者であったことを考察し、「読経講経」科目の設置は儒者に新たな進路を提供した一方、新式学堂の入学者にも安心感を与えたことを指摘した。換言すれば、「読経講経」科目の設置は、既存の知識体系を新式教育系統に変換する際、伝統士人と学生たちの間に生じる動揺を和らげるための緩衝材として機能したのである。

(付録1-2)と(付録1-3)によれば、「読経講経」科目は初等小学堂授業時間の30時間の中の12時間を占め、同様に高等小学堂の1週間の授業時間36時間中の12時間を占めており、いずれも授業時間数の3分の1超の比率を占めていたことがわかる。しかし、「読経講経」科目が重視された反面、授業時間に占める高比率の故に、批判も生じていた。果たして「奏定小学堂章程」が実施されてまもなく、「読経講経」科目の合理性に関する議論が現れた。それらの議論に対する反応として、学部は各省学堂に対し全科目の中でも経学を重視すべきであり、国粹的色彩を保つべきだと命令した<sup>18</sup>。これに応じて、地方で経学の重要性をよびかける提学使もいた。例えば、湖北省の提学使黄仲弼の主張はその一例である。彼は就任してから、湖北の各学堂の卒業試験に際し、必ず学生たちに経学の試験を受けさせた。また、北路高等小学堂で学生に経学試験を受けさせた際に、経学は政事の基礎かつ道德の基本であることについて講演し、その重要さを唱えた<sup>19</sup>。

しかしながら、上述の読経講経の擁護論は、同科目設置への異議封じ込めにはさしたる効果を上げることはできなかった。上述のように学部が各省学堂に対して経学を重んじるよう命令を出すと、『申報』が翌日に直ちに反論の論説を掲載した。その論説によると、教育の宗旨においては国民の素質を養成するために、普遍的かつ応用的教養を身につけることが重要である。しかし、今の章程によれば、「読経講経」科目の授業時間はほぼすべての授業時間の半分程度を占めてしまうことがわかる。そうであれば、ほかの科目を勉強する余裕がなくなる恐れがあり、教育を普及させる目標の達成にも支障が出るはずである。現在一部の大臣たちは、昨今の民権と自由を提唱する気風が盛んになってくる状況を革命運動につながるものと考え、それに対抗して経学を重視し、弊害を防ぐべきだと論じた。学部の命令に関して、この論説は、修身科目によって人心を正すことが十分に期待できるので、ことさら「読経講経」科目を設ける必要はないと指摘している<sup>20</sup>。『申報』の記事

<sup>18</sup> 「論学部通飭学堂注重経学」、『申報』光緒三十二年二月初六日（1906年2月28日）より引用。

<sup>19</sup> 「鄂提学注重経学」、『申報』光緒三十三年五月二十日（1907年6月30日）。

<sup>20</sup> 「論学部通飭学堂注重経学」、『申報』光緒三十二年二月初六日（1906年2月28日）。

からは、「読経講経」科目の設置に否定的な意思を看取できる。

それ以外に、経学の内容は現在の社会に適用しないという理由からの反論があった。顧実 は小学堂で経書を勉学させることが不適切だと批判した。古人が 15 歳から勉学する経書の内容を今の 7、8 歳から 13、14 歳までの小学堂学生に学ばせることにはそもそもあまりに無理がある。また科挙が廃止されたにもかかわらず、科挙試験の内容であった経書を新式教育に取り入れることは、学生の新式科目への勉学に悪影響を及ぼす恐れがあると指摘している。さらに、詩書礼楽の内容は古代の宗法社会の基準となるが、今の社会に適用できるとは言い難く、競争が激しい世界の現状にも合わない と論じた<sup>21</sup>。

「読経講経」科目に対する批判が途絶える様子がないので、学部はついに「奏定小学堂章程」の改訂を考え始めたようである。その段取りの 1 つは、政府官僚や民間有識者に意見を求めたことである。そこで、張謇から小学中学の「読経講経」科目を暫く停止してもよいという意見や、湯寿潜から、今小学堂学生に経書を学習させても、知恵が不足しているため、学生を困惑させる可能性がある ので、高等学校か大学堂に入学してから学ばせてもよいという提案を得た<sup>22</sup>。これらの反応は清朝政府が期待する答えではなかったかもしれないが、当時の「読経講経」科目にかかわる世論を反映したものと言えよう。

## 二、1909 年「学部奏請変通初等小学堂章程摺」による改訂

### (一)「学部奏請変通初等小学堂章程摺」の趣旨

以上の議論をまとめてみると、在学年限と授業時間にせよ、「読経講経」科目の設置にせよ、「奏定小学堂章程」が施行されると、それぞれの内容が現実的需要への配慮に乏しいという問題が浮き彫りになった。そのため、数多くの論争と批判を引き起こしてしまったのである。このような流れの中で、1909 年 5 月（宣統元年三月）に学部は奏請変通初等小学堂章程摺を上奏し、「奏定小学堂章程」の改訂を行った。ついに公布されてから 5 年後、「奏定小学堂章程」に関連する修正法令がはじめて制定されたわけである。ちなみに、今回の改訂は初等小学堂のみが対象となっているため、以下、本節では初等小学堂章程を中心に議論する。

この上奏文では冒頭で「奏定初等小学堂」の趣旨について、次のように述べている。すなわちその宗旨とは、初等小学堂は完全科と簡易科とに分かれ、前者の完全科は必修科目 8 つを設け、在学年限を 5 年とするのに対し、後者の簡易科は、経済的水準が低く教員が不足している僻地に積極的に設置されることを目的としている、ということである。簡易科設置はいわば初等教育推進のための措置と言えよう。その卒業生はその後高等小学

<sup>21</sup> 顧実「論小学堂読経之謬」、『教育雑誌』第一卷第四期、宣統元年三月二十五日、社説の 58-62 頁（284-288 頁）、第一卷第五期、宣統元年四月二十五日、社説の 67-70 頁（361-364 頁）。顧実(1878-1956)、古文字学家。日本大学法科に留学していた。無錫国専、両広優級師範学堂、南京高等師範、東南大学などで教鞭をとっていた。

<sup>22</sup> 『教育雑誌』第一年第四期、宣統元年三月二十五日、記事 24 頁（324 頁）。

堂で補習すれば、高等小学堂へ進学することも可能である。ただ、近年各省の学務調査報告によると、大抵都市と城鎮で初等小学堂が多く設立されているが、僻地であれば、初等小学堂は無論、簡易科でさえも数が少ないことが指摘される。小学堂が盛んに設立されていない理由については、(1) 所要経費が多いので、学堂の設立が困難になること、(2) 科目が多すぎて、対応できる教員を求めがたいこと、(3) 読経講経科目において読むべき経書が大量で、流暢に読み上げられないこと、(4) 国文科目の時間が少なすぎて、内容を熟知できないこと、などがあげられる。そして、これらの弊害を防ぐために、初等小学堂章程を変通させてはならないと主張した<sup>23</sup>。では、具体的にどのように改訂されたのか、次の節で解説していきたい。

## (二) 主な改訂内容——完全科を中心に

### 1、科目

清末初等小学堂科目比較表の(表4-2)によると、1909年に改訂された初等小学堂完全科の必修科目が修身、読経講経、国文、算術、体操という5つに変更され、1904年の「奏定初等小学堂章程」より3つも削除されたことがわかる。なぜ、このような変更があったのか。「学部奏請変通初等小学堂章程摺」では、「初等小学堂は各学堂の基礎、各学堂に入学する初期段階であるので、その課程は必ず完全に整備されるべきである」と述べ、「奏定初等小学堂章程」において必修科目が8つに定められている理由を示した。ただ、そこから生じた「科目が多すぎること、教員を求めがたいこと、経費工面が困難であること、という三つの難点」は「小学教育が未だに普及していない理由」として挙げられた。そのため、必修科目を5つに減らし、もともとあった歴史、地理、格致の内容を国文に編入したのである。さらに、「このように(科目を)合併すると、課程内容が簡略化され、教員一名が学生四、五十名を教えるようになった。教員を多めに招聘しなくても済むし、経費も自然に節約になり、小学堂が設立されやすくなるだろう」<sup>24</sup>と初等小学堂の普及を期待した。

教員や経費などの理由を除き、初等小学堂の必修科目が簡略化された理由はほかにもあり、『学部官報』所載の地方学務調査書の示す各地方における実施状況が、その手がかりを提供している。まず、学務調査書を通じて「科目と教授内容はすべて章程に合っていない」<sup>25</sup>という記録が散見される。例えば、山西省の陶林庁初等小学堂において「経史・国文・地理・算術などの科目のみが設けられてい」<sup>26</sup>たり、同省の和順県官立高等小学では「教具および器材が欠けているので、地理、格致の授業がやりにくい」<sup>27</sup>などと記されている。そもそも初等小学堂の必修科目がすべて教授されるわけではなかったことがわかる。

<sup>23</sup> 「学部奏請変通初等小学堂章程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、605-606頁。

<sup>24</sup> 「学部奏請変通初等小学堂章程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、605-606頁。

<sup>25</sup> 「奏派調査江西学務員報告書」、『学部官報』第三十五期、光緒三十三年九月初一、京外学務報告の300頁。

<sup>26</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第五十一期、光緒三十四年三月二十一日、京外学務報告の696頁。

<sup>27</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務報告の629頁。

つぎに、実際に設置されていない科目も明記されている。例えば、山西省の孟県清城鎮初等小学堂では、「教授は章程に合わず、格致という科目が欠けている」<sup>28</sup>、忻州初等小学堂において「格致と体操という二つの科目が欠けている」<sup>29</sup>、薩拉齊民立初等小学堂も「科目に格致が欠けている」<sup>30</sup>、そして東阿県官立高等小学堂において「算学・格致・図画という三つの科目が設置されない」<sup>31</sup>などと記録されている。これらの報告から、格致が明らかに名ばかりの存在であったことがうかがえる。したがって、5年の間に完全に実施されていなかった格致が改訂において削除されたことも推して知るべしである。まとめていうと、初等小学堂の必修科目が簡略化されたもう1つの理由は科目の実施実態にあったのである。

## 2、授業時間

すでに論じてきたように、「奏定小学堂章程」に規定された授業時間、特に「読経講経」科目のほうが非常に批判を浴びている。しかしながら、時間割比較表（表4-3）に見られる1909年の授業時間改訂には一層の注意が必要である。「読経講経」科目は初等小学堂の第一学年と第二学年では設けられず、第三学年から第五学年まで必修となったものの、毎週の授業時間が変更されないままである。それに対して、国文の授業時間が大幅に増え、毎週授業時間総数は1904年の章程より6時間増やされているからである。結局、絶えず非難されてきた長すぎる初等小学堂の授業時間が一層伸びたのである。

なぜ常に批判の対象となっていた初等小学堂の授業時間にうち、1909年の改訂では読経講経の授業時間が維持され、国文の授業時間数が増加したのか。そこには、いくつかの理由が考えられる。第一に、国文科目が重要視されていないという批判への反応である。「奏定小学堂章程」をめぐる具体的な批判は、科目の過多、授業時間の冗長さ、経書偏重主義、長期にわたる在学年限など以外に、国文の軽視も提起されていた<sup>32</sup>。国文の毎週授業時間は算術に比べてさえ2時間少ないことがその事実を語っている。また、改定された国文の授業は、削除された科目の教学目的を補足しなければならないので、毎週合計4時間の授業時間では到底足りないことが予想できる。そのため、1909年の章程は国文の毎週授業時間を12時間から24時間にまで増設したわけである。

第二に、教科書の改良である。1902年から商務印書館、文明書局などの民間出版社が新式教育向けの教科

<sup>28</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務報告の635頁。

<sup>29</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第四十九期、光緒三十四年三月初一日、京外学務報告の641頁。

<sup>30</sup> 「統山西省提学使申送山西全省学務報告書」、『学部官報』第五十一期、光緒三十四年三月二十一日、京外学務報告の685頁。

<sup>31</sup> 「奏派調査山東学務委員報告書」、『学部官報』第五十六期、光緒三十四年五月十一日、京外学務報告の795頁。

<sup>32</sup> 陸費逵「小学堂章程改正私議」、『教育雑誌』第一卷第八期、宣統元年七月二十五日、社説の97-103頁（637-643頁）。



書を編纂し始めた。そして、1906年に学部は教科書の編纂と審査を行う専門的な機構である編訳図書局を設立した。翌年の1907年に編訳図書局ははじめて初小国文教科書第1冊と第2冊を出版した。さらに1909年に至って初等小学向けの各教科書が編纂、刊行されるようになった<sup>33</sup>。したがって、1909年の章程改訂に伴い、教科書の出版が着々と進んでいたことがわかる。また、先行研究によって、編訳図書局にせよ、民間出版社にせよ、初等小学堂の国文教科書の内容を一層深化させることに取り組んでいたことが明かされている<sup>34</sup>。それは1909年の課程内容に合わせて、歴史、地理、格致の教学目的を兼ねて果たすようにした営為と言えよう。そのため、改善された教科書の内容をうまく学生に伝えられるよう国文の授業時間は延ばされたのである。

### 3、授業内容

(表4-4)は清末における初等小学堂授業内容の比較表である。(付録1-2)～(付録1-4)を分析すると、まず1つ明らかな変化が見出される。それは1909年に章程改訂とともに、必要な教科書が編纂されるようになったため、授業内容に対応する教科書が章程に明記されていることである。しかもすべては学部の編訳図書局が編纂する教科書を採用することにしている。続いて個別に修身、読経講経、国文の授業内容の変化を見てみよう。

(1) 修身：もともと朱子小学および各種蒙養図説を読むという内容のみが規定されていたが、改訂後は学部編修身教科書と国民必読を教科書として定めている。それ以外に、教授内容の規定も盛り込まれたことがわかる。例えば、学年ごとに課程内容の文字数を増加し、日常の出来事から歴史人物の業績に至るまでの事例によって学生の言行を導くのである。

(2) 読経講経：そもそも「奏定初等小学堂章程」によると、学生は5年間以内に『孝経』、『論語』、『大学』、『中庸』、『孟子』、『礼記節本』を修めることが義務づけられていた。しかし、今回はその内容を簡略化し、『孝経』、『論語』、『礼記節本』という3冊に変更した。しかも解説、暗唱、暗記、解釈という4つの教え方に取り組み、経書内容への理解を目指した。

(3) 国文：国文授業時間の不足、および文言に偏る内容が批判されてきたことについては、本章で明らかにした通りである。特に小学校の学生はまだ幼いので、国文の授業において「実用性を重視した内容を教えるべきだ」と論じる世論もあった<sup>35</sup>。したがって、1909年の改訂はまず国文初等教科書を編纂し、また本国と外国物語を教材とし、識字、書道、作文などを教え、智識を養おうとした。

総じて言うと、1909年章程による初等小学堂課程の改訂は、1904年章程より一部の内容が簡略化されたことがうかがえる。さらに顕著な特徴は、すべての授業内容において、学年ごとに難易度が考慮されていたとい

<sup>33</sup> 王建军『中国近代教科書発展研究』、広東教育出版社、1996年、148-152頁。

<sup>34</sup> 並木頼寿「清末民国期国文・国語教科書の構想」、並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編『近代中国・教科書と日本』、研文出版、2010年、91-136頁。

<sup>35</sup> 沈頤「論小学校之教授国文」、『教育雑誌』第一卷第一期、社説4-6頁(18-20頁)。

うことである。それは教科書があらかじめ刊行され、あるいは編纂中であつたという事情に関連しているのである。

### (三) 簡易科について

完全科に加え、1909年の改訂は小学簡易科を増設した。「学部奏請変通初等小学堂章程」に、「初等小学堂は初等教育系統の基礎であり、小学簡易科はその不足を補助する機関である」と定義している。「小学簡易科は経費を省くので、およそ辺鄙かつ公費私費が足りずに初等小学堂を多く設立できないところ、および初等小学の規模に達しない民間の私塾の中に、小学簡易科の設立を許可する」ことによって、完全科を補完する効果が期待された。

また、簡易科の「必修科目を新たに修身読経<sup>36</sup>、中国文学、算術、随意科目〔選択科目〕を手工、図画と定めている。体操は城鎮の簡易科で必修科目、農村の簡易科で随意科目」と規定されている。その「在学年限は予め決まっていないため、授業内容の深い4年制と浅い3年制に分かれる。民衆は自身の能力と知力に基づいて、入れるほうに入学する」<sup>37</sup>ことを望んでいる。

(付録1-5)を通じて、3年制にせよ4年制にせよ、簡易科の毎週合計授業時間は1年目30時間、その後36時間となり、完全科の授業時間と全く同じであることがわかる。ちなみに、3年制と4年制の科目は同様であるが、唯一の違いは4年制において、国文の4年目に『孝経』、『論語』を教えると規定されていることである。この規定は簡易科では設置されない「読経講経」科目の代役として期待されていた。また、授業の進め方も完全科の規定と大差ない。

ただし、利用される教科書は完全科とは一致しなかった。簡易科では一部の完全科教科書を使うこととなっているが、ほかに簡易識字教科書、珠算教科書などが新たに編纂されたのである。この点から、授業内容の難易度を調整しながら、より多くの民衆を入学させようとしていたことが伺える。さらに章程は、「教科書がすでに刊行されているので、科挙の低い肩書を持つ士人、あるいは浅い学問的教養しか持たない儒生は教科書に照らして教授すればよい」と述べ、「そのため、財力と教員の不足のせいで教育の進展に支障が生じる状況がなくなるはず」<sup>38</sup>であるとする。このように、簡易科の増設によって初等教育の顕著な進展を期待しているのである。

<sup>36</sup> ただし、上奏文末の科目リストでは、この修身読経科目を修身とのみ記している。

<sup>37</sup> 「学部奏請変通初等小学堂章程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、606頁。

<sup>38</sup> 「学部奏請変通初等小学堂章程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、606頁。

(表 4-2) 清末学制における初等小学堂の科目比較表

((付録 1-2)、(付録 1-4)、(付録 1-6) より、莊兪「論学部之改良小学章程」(『教育雑誌』第三卷第二期、宣統三年二月初十日、言論の 21-32 頁 (2565-2576 頁)) の表を参照しながら筆者が作成。以下の (表 4-3) と (表 4-4) 同。下線は筆者による。

章程 科目	1904 年「奏定初等小学堂章程」	1909 年「奏請變通初等小学堂章程摺」による改訂初等小学堂完全科科目	1910 年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改訂初等小学堂科目
修身	○	○	○
読経講経	○	○ (第三、四、五年)	○ (第三、四年)
中国文字	○	○ (国文)	○ (国文)
算術	○	○	○
歴史	○	×	×
地理	○	×	×
格致	○	×	×
体操	○	○	○
図画	随意科 [選択科目]	随意科	○ (第二、三、四年)
手工	随意科	随意科	○
楽歌	×	随意科	○

(表 4-3) 清末学制における初等小学堂の時間割比較表

章程 科目	1904 年「奏定初等小学堂章程」	1909 年「奏請變通初等小学堂章程摺」による改訂初等小学堂完全科科目	1910 年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改訂初等小学堂科目
修身	2	2	2
読経講経	12	12 (第三、四、五年)	5 (第三、四年)
中国文字 (国文)	4	18 (第一年) 24 (第二年) 12 (第三、四、五年)	14 (第一、二年) 15 (第三、四年)
算術	6	6	4 (第一、二年)

			5 (第三、四年)
歴史	1	×	×
地理	1	×	×
格致	1	×	×
体操	3	4	4 (第一、二年) 3 (第三、四年)
図画	随意科〔選択科目〕	随意科	随意科
手工	随意科	随意科	随意科
楽歌	×	随意科	随意科
合計	30	30 (第一年) 36 (第二～五年)	24 (第一、二年) 30 (第三、四年)

(表 4-4) 清末学制における初等小学堂の授業内容比較表

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 5px;">科目</div> <div style="margin-left: 10px;">           1904 年「奏定初等小学堂 章程」         </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 5px;">科目</div> <div style="margin-left: 10px;">           1909 年「奏請變通初等小学堂章 程摺」による改定初等小学堂完 全科科目         </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 5px;">科目</div> <div style="margin-left: 10px;">           1910 年「学部奏改訂兩等小 学堂課程摺」による改定初 等小学堂科目         </div> </div>
修身  第一年：摘講 <u>朱子小学</u> <u>劉忠介人譜</u> <u>各種蒙養</u> <u>図説</u> <u>読有益風化之極短古</u> 詩歌  第二年：同前学年  第三年：同前学年  第四年：同前学年  第五年：同前学年	第一年：但有標目及図画文字從 略 最初教課專就在学堂而言 其 後皆就 <u>日用起居教誨之擇其淺近</u> <u>易行者</u> 言之特詳  第二年： <u>全用史事人物為教材</u> <u>間</u> <u>證以淺顯切當之格言</u> 每課字数 三四十字為限 餘同前年  第三年：每課字数以五六十字為 限 於日用起居之外 並講 <u>謀生及</u> <u>子弟臣民應盡之職</u> 餘同前年  第四年：無  第五年：無	第一年： <u>道德要義</u>  第二年： <u>道德要義</u>  第三年： <u>道德要義</u> <u>国民教育要義</u>  第四年： <u>道德要義</u> <u>国民教育要義</u>

<p>讀經講經</p>	<p>第一年：讀<u>孝經論語</u>每日約四十字 兼講其淺近之義</p> <p>第二年：讀<u>論語學庸</u>每日約六十字 兼講其淺近之義</p> <p>第三年：讀<u>孟子</u>每日約讀一百字 兼講其淺近之義</p> <p>第四年：讀<u>孟子及禮記節本</u>每日約讀一百字 兼講其淺近之義</p> <p>第五年：讀<u>禮記節本</u>每日約讀一百二十字 兼講其淺近之義</p>	<p>第一年：無</p> <p>第二年：無</p> <p>第三年：<u>孝經 論語</u> 講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一</p> <p>第四年：<u>論語 禮記節本</u> 講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一</p> <p>第五年：<u>禮記節本</u> 講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一</p>	<p>第一年：無</p> <p>第二年：無</p> <p>第三年：<u>孝經 論語</u> 分講解 誦讀 默寫 回講四項</p> <p>第四年：<u>孝經 論語</u> 分講解 誦讀 默寫 回講四項</p>
<p>中国文字 (国文)</p>	<p>第一年：<u>講動字靜字虛字實字之區別</u>兼授以虛字與實字聯綴之法 習字即所授之字告以寫法</p> <p>第二年：<u>講積字成句</u>之法 並隨舉尋常實事一件 令以<u>俗話</u>二三句 聯貫一氣 寫於紙上 習字同前</p> <p>第三年：<u>講積句成章</u>之法 或隨指日用一事 或假設一事 令以<u>俗話</u>七八句 聯成一氣寫於紙上 習字同前</p> <p>第四年：同前学年</p> <p>第五年：教以<u>俗話</u>做日用書信 習字同前</p>	<p>第一年：由單字單句以進於識字 繼則重於分別虛實等字之用法 <u>所選教材不出日用習見事物之外</u> 書法及聯字並授之</p> <p>第二年：文字之淺深長短較第一年稍進 更注重造句之法 <u>所選教材不出本國固有事物之外</u> 書法 聯字 作文</p> <p>第三年：文字之淺深長短較第二年稍進 <u>所選教材以本國為主而略及外國最著之事物</u> 然不超過十之一二 餘同前年</p> <p>第四年：文字之淺深長短較第三年稍進 更注重於短篇文法 <u>所選教材漸及國民應用之智識</u></p> <p>第五年：文字之淺深長短較第四</p>	<p>第一年：<u>識字 單句及短文</u>讀法</p> <p>第二年：<u>識字 通用短文</u>讀法 聯字 習字</p> <p>第三年：<u>識字 通用短文 語法</u> 聯字 造句 習字</p> <p>第四年：<u>識字 通用短文 語法</u> 聯字 造句 <u>作文</u> 習字</p>

		年更進 總括前此所授各科之教材 並為加詳 俾學者得統一之智識 由注重於國民教育 冀畢業後於應有之道德智識皆可略用 餘同前年	
算術	<p>第一年：數目之名 實物計數 二十以下之算數 書法 計數法 加減</p> <p>第二年：百以下之算術 書法 記數法 加減乘除</p> <p>第三年：常用之加減乘除</p> <p>第四年：通用之加減乘除 小數之書法 記數法 珠算之加減</p> <p>第五年：通用之加減乘除 簡易之小數 珠算之加減乘除</p>	<p>第一年：數目之名 實物計數 二十以下之算數 書法 記數法 加減</p> <p>第二年：百以下之算術 書法 記數法 加減乘除</p> <p>第三年：常用之加減乘除</p> <p>第四年：通用之加減乘除 小數之書法 記數法</p> <p>第五年：通用之加減乘除 簡易之小數</p>	<p>第一年：數目之名 實物計算 二十以下之數法 書法 加減乘除</p> <p>第二年：百以下之數法 書法 加減乘除</p> <p>第三年：通常之加減乘除</p> <p>第四年：簡易小數及諸等數</p>
歷史	<p>第一年：講鄉土之大端故事及本地古先名人之事實</p> <p>第二年：同前學年</p> <p>第三年：講歷朝年代國號及聖主賢君之大事</p> <p>第四年：同前學年</p> <p>第五年：講本朝開國大略及列聖仁政</p>	×	×
地理	<p>第一年：講鄉土之道里建置 附近之山水以及本地先賢之祠廟遺跡等類</p>	×	×

	<p>第二年：同前学年</p> <p>第三年：講本縣本府本省之地理山水 中国地理之大概</p> <p>第四年：講中国地理幅員大勢及名山大川之梗概</p> <p>第五年：講中国幅員与外国毗連之大概 名山大川都會之位置</p>		
格致	<p>第一年：講鄉土之動物植物 鉞物 凡關於日用所必需者 使知其作用及名稱</p> <p>第二年：同前学年</p> <p>第三年：講重要動物植物 鉞物之形象使觀察其生活發育之情狀</p> <p>第四年：同前学年</p> <p>第五年：講人身生理及衛生之大略</p>	×	×
体操	<p>第一年：有益之<u>運動及遊戲</u></p> <p>第二年：有益之<u>運動及遊戲</u> 兼普通体操</p> <p>第三年：同前学年</p> <p>第四年：同前学年</p> <p>第五年：同前学年</p>	<p>第一年：專重<u>遊戲</u>以活潑學生之興趣為主 兼授排隊及進行法為体操之準備</p> <p>第二年：兼授<u>遊戲</u>及簡易之徒手体操 約<u>遊戲</u>居三分之二 体操居三分之一</p> <p>第三年：同前学年</p> <p>第四年：<u>遊戲</u>与体操相間練習 約各居其半</p> <p>第五年：漸重普通体操 約体操居</p>	<p>第一年：<u>遊戲</u></p> <p>第二年：<u>遊戲</u> <u>徒手体操</u></p> <p>第三年：<u>遊戲</u> <u>徒手体操</u></p> <p>第四年：<u>遊戲</u> <u>徒手体操</u></p>

		三之二 遊戯居三之一	
図画	随意科〔選択科目〕	随意科	随意科 第一年：無 第二年：繪簡易之物体 第三年：繪簡易之物体 第四年：繪簡易之物体
手工	随意科	随意科	随意科 第一年：簡易手工 第二年：簡易手工 第三年：簡易手工 第四年：簡易手工
楽歌	×	随意科	随意科 第一年：単音唱歌 第二年：単音唱歌 第三年：単音唱歌 第四年：単音唱歌

### 三、1910年「学部奏定改訂兩等小学課程摺」による再改訂

#### (一) 1909年改訂初等小学堂章程をめぐる議論

「奏定小学堂章程」の実施から5年間を経て、清朝はその内容を改訂した。そして簡易科の設置によって、補助機構を増設し初等教育の推進を強化することを図った。先行研究はその改訂がそれまで批判されてきた科目の過多と国文の軽視を改善したと評価している<sup>39</sup>。しかしながら、当時その改訂をめぐる異論が存在したことも事実である。

例えば、たびたび「奏定小学堂章程」に意見を提出した陸費逵の「小学堂章程改正私議」はその一例である。彼は1909年改訂の結果によって、授業時間が増加した上、授業内容の難易度が授業科目に対応しなくなってしまったことを批判し、自ら小学堂章程修正を提案した。その内容は以下の通りである。第一に、在学年限についてである。1909年の改訂は小学堂完全科の在学年限を5年にし、加えて3年制と4年制の簡易科を設置した。ただし、完全科の卒業生（5年修了）と3年制簡易科卒業生との程度が明らかに違うので、簡易科の卒

<sup>39</sup> 邱秀香『清末新式教育的理想与現實——以新式小学堂興辦為中心的探討』、128頁。



業生が高等小学堂で補習すれば高等小学堂へ進学できるという基準の曖昧さに対して陸費逵は疑問を抱いていた。したがって、彼は完全科と簡易科の卒業生の格差是正、および高等小学堂での修業の円滑化のために、完全科を4年、簡易科を3年にすべきと提案した。第二に、授業時間についてである。陸費逵は1909年章程において完全科の1週間の授業時間が1904年章程より6時間増えたことが不合理だと指摘し、毎週24時間から27時間までが妥当だと考えた。第三に、科目についてである。彼は一貫して経学が科目として独立に設けられる必要はなく、国文と修身に編入させてよいと主張した。さらに、完全科と簡易科を問わずに、修身、国文、算術、体操という4つの科目を定めるべきだと提案した<sup>40</sup>。

また同時期に江蘇教育総会は江蘇省各庁州県勸学所教育会および各会員に1909年初等小学堂章程の改訂を検討せよと命じ、その結果を報告書にまとめた。報告書の冒頭では、1909年の改訂によって、初等小学堂章程の実施が容易になったと評価している。ただ、報告書は再度修正の可能性がある問題点についても、以下のように指摘している。

第一に、在学年限についてである。完全科を5年、簡易科を3年と4年にすることに対し、江蘇省における学務の実施状況によれば、4年間で卒業する初等小学堂が多いことがわかる。したがって、これからも4年制の簡易科を実施し、僻地において合わせて3年制の簡易科を設立すればよいと論じた。

第二に、科目についてである。1909年章程において、完全科と簡易科との差異は、「読経講経」科目の有無という点にある。「読経講経科目のような奥深い学問を小学堂学生が完全に理解できるわけではないので、寧ろ国文を多く学習させるべきである。完全科の第一学年と第二学年に読経講経科目が設けられないのもそれに対する配慮であろう」と評価した。また、体操は生徒の生理と健康に有益なので、設けるべきだと主張し、「德育・知育・体育が揃うこと」は「学堂が私塾と異なるところ」であると強調した。

第三に、完全科の授業時間についてである。毎週合計30～36時間の授業時間は学生の体力にとって負担となると考え、1コマの授業時間を30分間にすることを提案した。

第四に、簡易科の授業時間についてである。簡易科の各科目の授業時間は学年によって変化した。そうした状況は教科書の編纂にとって不利であると思われる一方、教員の教え方に対しても大きな負担になってしまうと論じた<sup>41</sup>。

総じて言うと、1909年章程に対して、陸費逵と江蘇省教育総会は、(1) 初等小学堂の在学年限をより短縮させ、3～4年にしたほうが適切であること、(2) 再び授業時間を短縮すること、(3) 体操を重視すること、

<sup>40</sup> 陸費逵「小学堂章程改正私議」、『教育雑誌』第一卷第八期、宣統元年七月二十五日、社説の97-103頁(637-643頁)。

<sup>41</sup> 「江蘇教育総会通告各庁州県勸学所教育会及各会員研究学部変通初等小学章程書」、『教育雑誌』第一卷第八期、章程文牘の23-27頁(667-671頁)。

という3つの共通した意見を示したことが見て取れる<sup>42</sup>。筆者は江蘇省教育総会の報告のほうが目すべき内容を含むと考える。なぜなら、地方の教育団体は新式教育を推進してきた経験に基づいて1909年改訂の合理性を判断したからである。もちろん、江蘇省の状況を中国全土の代表事例と見なすことはできないものの、各地方における新式教育の推進を考察する際に有用な事例とは言える。特に、江蘇省において4年間で卒業する小学堂が多いという内容は、新式教育が各地方の現状に適応しながら展開していったことを物語っているのである。

さらに、もう1つ注目すべき点がある。それは在学年限に関する意見を述べた際の以下のような記述である。

江蘇省における学務実施状況によれば、四年間で卒業する初等小学堂が多いことがわかる。そのため、これからも四年制の簡易科を実施し、僻地において併せて三年制の簡易科を設立すれば、その〔初等教育〕普及を期待できるだろう。完全科を設立すべきか否か、(各地方に)適用するか否か、教育経験者はその是非がわかるだろう(下線部は筆者による)

つまり、江蘇省の場合1909年改訂の簡易科課程や授業時間などが比較的实施されやすく、そして普及させやすいと考えられていた。そして、完全科の適用に関して教育経験者の判断が必要だという発言のニュアンスには、1909年の改訂にも再度検討する余地があるとの含意が読み取れる。

## (二) 1910年の初等小学堂と高等小学堂の章程に対する改訂

1909年の改訂から約1年半後の1910年11月(宣統二年十一月)に、初等および高等小学堂で発生した諸問題に対応するために、学部は上奏文「奏定改訂兩等小学課程摺」を提出して小学堂章程の修正を再度試みた。その上奏文の冒頭では、教育を普及させる方策の中で最も重要なのは小学堂章程の改訂であると明示された。そもそも1909年の「奏定小学堂章程」の改訂は、初等小学堂が多く設立されるように、各地方の財力と民衆のレベルを考えた上で、初等小学堂を5年制の完全科と3、4年制の簡易科に改編した。しかしながら、「学部が派遣した視学官の報告によれば、小学堂を四年卒業にするという規定が最も適切である」ことがわかる。なぜなら、完全科の5年間という長い在学期間が学生に負担をかけるのに対し、3年制簡易科は勉学の時間が短いからである。したがって、5年制の完全科と3、4年制の簡易科を一科に統合し、「卒業年限を四年間にし、簡易科を取り消す」と規定している<sup>43</sup>。

では、上述した3つの科が統合され4年制のみを規定した初等小学堂章程はどのように修正されたのか。本節では、1910年章程が初等および高等小学堂章程の改訂を目指したことに鑑み、初等小学堂章程の改訂内容と、先行研究において十分に検討されていない高等小学堂章程の改訂内容にも言及する。

### 1、初等小学堂

<sup>42</sup> 邱秀香『清末新式教育的理想与現実——以新式小学堂興辦為中心的探討』、130頁。

<sup>43</sup> 「学部奏定改訂兩等小学課程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、652-653頁。

(表4-2)のように、初等小学堂の科目は1909年章程の科目をそのまま踏襲し、修身、読経講経、国文、算術、体操と定めた。各科目の毎週の授業時間も顕著な変化がない。唯一注目に値するのは読経講経の授業時間である。1909年章程において初等小学堂の第三、四、五学年は毎週12時間と規定されていたが、今回第三、四学年は毎週5時間に変更された。「読経講経」科目の授業時間が半分以上減ったので、合計の授業時間も第一、二学年の24時間、第三、四年の30時間となっている。そうすると、1日の授業時間が4、5時間となり、午前と午後クラスに分けられるので、設備と教員の不足を解決することが期待された<sup>44</sup>。

さて、授業内容にはどのような変化があったのか。その変化として以下の3点が挙げられる。(1)修身：道德要義と国民教育要義を教科書にして修身の目的の達成を期する。(2)読経講経：第三、四学年にしか勉強しないため、授業内容は孝経と論語に簡略化されている。(3)国文：一層簡略化されて、識字、文字の読み方、短文を書く練習と規定されている。ほかの科目内容は1909年章程とほぼ同じである。まとめていうと、1910年改訂は全体の授業時間を短縮したので、内容が1909年章程より簡略化されたのである。

## 2、高等小学堂

1909年の改訂は初等小学堂に主眼が置かれていたため、高等小学堂の取り決めに対する改訂は1910年になってようやく注意が向けられた。そのため、以下では1910年の高等小学堂に対する改訂を1904年の高等小学堂章程と比較する。(表4-5)と(表4-6)はそれぞれの授業時間と授業内容の比較表となっている。

まず(表4-5)から、読経講経と算術のそれぞれの授業時間が1時間増減されたという微調整以外に、科目と授業時間をめぐる改訂はほとんど行われなかったということが一目瞭然である。毎週合計授業時間の半分ほどを占めている読経講経と国文は、課程内容の重点となっていたと考えられる。

しかしながら、科目自体は改訂されないものの、授業内容の質が明らかに変化した事実が(表4-6)を通じて確認できる。この点に関して以下に分析を加えると、(1)修身：もともと四書を教科書にしたが、1910年の改訂は四書の代わりに道德要義と国民教育要義をもって学生の道德素質を養成することを目指した。いわば、1910年初等小学堂修身科目に対する改訂を継承する姿勢をみせていると言える。(2)国文：1904年の高等小学堂章程は古文、作文および書道を重視していたが、1910年の改訂はその内容を大きく簡略化し、通用文字〔常用文字〕の読み・書き・作文の授業を導入した。国文の授業内容が古文から通用文字に変更されたのは、小学堂国文教育が識字の基礎という理念を深化させるという学部の意図があったからだろう。(3)読経講経：1904年の章程と比べると、1910年の改訂は『詩経』を残し、『書経』、『易経』と『儀礼節本』を削除した一方、『大学』、『中庸』、『孟子』、『礼記節本』を加えている。(4)格致：1909年の改訂によって、初等小学堂の格致科目が削除されたので、高等小学堂は学生が最初に格致を勉強する場所となっている。その授業内容は、

<sup>44</sup>「学部奏定改訂両等小学課程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、653頁。

動物・植物・鉱物などの紹介、および理化、気象、生理衛生などの基礎知識と規定されている。

これらをまとめると、1910年の高等小学堂章程の枠組みは1904年章程とほとんど同様であることが明らかになった。ただ、その枠組みの中身である授業内容が簡略化されたこともうかがえる。その調整はまさに「学部奏定改訂兩等小学課程摺」に述べられている「小学の制度において、初等（小学）が高等（小学）とお互いに密接に関連しているのである。初等小学の科目や在学年限が変更されれば、高等小学のほうも合わせて修正されるべきであり、将来的に進学にあたる弊害を防ぐためである」<sup>45</sup>という内容に対応している。

(表 4-5) 清末学制における高等小学堂の科目と時間割比較表

((付録 1-3) と (付録 1-7) により筆者が作成。以下の (表 4-6) 同。下線は筆者による)

章程 科目、 時間	1904年「奏定高等小学堂章程」		1910年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改定高等小学堂科目	
修身	○	2	○	2
読経講経	○	12	○	11 (第一～三年) 10 (第四年)
中国文字	○	8	○ (国文)	8
算術	○	3	○	4 (第一～三年) 5 (第四年)
中国歴史	○	2	○ (歴史)	2
地理	○	2	○	2
格致	○	2	○	2
図画	○	2	○	2
体操	○	3	○	3
農業	随意科 [選択科目]		随意科	
商業	随意科		随意科	
手工	随意科		随意科	
楽歌	随意科		随意科	

<sup>45</sup> 「学部奏定改訂兩等小学課程摺」、『近代中国教育史資料』清末編、652頁。

合計		36		36
----	--	----	--	----

(表 4-6) 清末学制における高等小学堂の授業内容比較表

章程 科目	1904年「奏定初等小学堂章程」	1910年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改定初等小学堂科目
修身	第一年：講四書之要義 以朱注為主 以切於身心日用為要 讀有益風化之古詩歌 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年	第一年： <u>道德要義</u> 第二年： <u>道德要義</u> 第三年： <u>国民教育要義</u> 第四年： <u>国民教育要義</u>
讀經講經	第一年： <u>詩經</u> 每日約讀一百二十字 並講解 第二年： <u>詩經書經</u> 每日約讀一百二十字 兼講解 第三年： <u>書經易經</u> 每日約讀一百二十字 兼講解 第四年： <u>易經及儀禮節本</u> 每日約讀一百二十字 兼講解	第一年： <u>大学 中庸 孟子</u> 第二年： <u>孟子 詩經</u> 第三年： <u>詩經 礼記節本</u> 第四年： <u>礼記節本</u>
中国文字	第一年： <u>讀淺顯古文</u> 即授以命意遣詞之法 兼使以俗語繙文話 寫於紙上 約十句內外 習楷書 習官話 第二年： <u>讀古文</u> 使以俗語繙文話 寫於紙上 約二十句內外 習楷書 習官話 第三年： <u>讀古文</u> 作極短篇記事文 約在百字以內 習行書 習官話 第四年： <u>讀古文</u> 作短篇記事文說理文 約在二百字以內 習行書 習官話	第一年： <u>通用文字 讀法 作文 習字</u> 第二年： <u>通用文字 讀法 作文 習字</u> 第三年： <u>通用文字 讀法 作文 習字</u> 第四年： <u>通用文字 讀法 作文 習字</u>
算術	第一年：加減乘除 度量衡貨幣及時刻之計算 簡易之小数 第二年：分較 比例 百分数 珠算之加減乘除 第三年：小数 分数 簡易之比例 珠算之加減乘	第一年：整数 小数及諸等数之加減乘除 第二年：諸等数之加減乘除 求積 分数之加減乘除 諸等数及分数之応用問題 第三年：分数之加減乘除 百分数 利息 珠

	除 第四年：比例 百分算 求積 日用簿記 珠算之 加減乘除	算加減乘除 第四年：比例 珠算 簿記
中国歷史 (歷史)	第一年：中国歷史之大要 第二年：統前学年 第三年：統前学年 第四年：補習中国歷史前三年所未及講授者	第一年：中国歷史之大要 第二年：統前学年 第三年：統前学年 第四年：統前学年
地理	第一年：中国地理之大要 第二年：外国地理之大要 第三年：統前学年 第四年：補習中国地理前三年所未及講授者	第一年：中国地理之大要 第二年：統前学年 第三年：外国地理之大要 第四年：統前学年
格致	第一年：植物動物鉞物及自然物之形象 第二年：授尋常物理化学之形象 第三年：原質及化合物 簡易器具之構造作用 第四年：植物動物之互相關繫及對人生之關繫	第一年：動物植物鉞物及自然現象 第二年：統前学年 第三年：理化氣象及生理衛生之大要 第四年：統前学年
図画	第一年：簡易之形体 第二年：各種形体 第三年：簡易之形体 第四年：各種形体 簡易之幾何畫	第一年：簡易形体 第二年：簡易形体 第三年：各種形体 第四年：各種形体或簡易幾何画
体操	第一年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第二年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第三年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第四年：普通体操 有益之運動 兵式体操	第一年：普通体操 遊戲 兵式体操 第二年：普通体操 遊戲 兵式体操 第三年：普通体操 遊戲 兵式体操 第四年：普通体操 遊戲 兵式体操
農業	随意科〔選択科目〕	随意科
商業	随意科	随意科
手工	随意科	随意科
樂歌	随意科	随意科

#### 四、1909年と1910年の学堂章程改訂の意図と背景

今まで論じてきたように、1909年と1910年の2回の改訂にわたって、1904年の「奏定小学堂章程」は科目にせよ、授業時間にせよ、授業内容にせよ、顕著な変化が見られたことがわかる。そして、これらの改訂内容の精査を通じて、その改訂が何を意図していたか、以下の3点を看取することができる。

##### (一) 国文科目の授業時間の増加と実用的内容の導入

この2回の国文に対する改訂の特徴は以下の2点となる。(1) 1909年の改訂によって、国文の授業時間が大幅に増加され、さらに実用という基準に基づき、授業内容が古文を重視し勉学することから日常的物語を通じて識字、作文などを勉学することになった。(2) 1910年の改訂は初等小学堂に一層識字を重視させた。高等小学堂もこの原則を引き継いで、通用文字の教授に力を注ぐようになった。

総じて言えば、2回の改訂を通じて、国文の授業時間が増加した一方で、授業内容が「識字」という実用的目標に偏るようになったことが読み取れる。第三節で詳述するが、こうした授業内容改訂の背景には、次のような政治的要素があったことも見逃せない。立憲運動の進展に伴い、1908年に立憲年次計画が公布された。そして、民衆の識字率を向上させるために、簡易識字教科書の編纂と刊行、簡易識字学塾の設立が重点政策となった。そればかりでなく、「簡易識字学塾章程」は1910年1月（宣統元年十一月）に、改訂両等小学堂章程は1910年12月（宣統二年十一月）に公布された。この矢継ぎ早の章程の公布からは、1910年の改訂によって小学堂の国文授業内容を識字重視へと転換させようとする清朝政府の姿勢が垣間見えよう。

##### (二) 教員の不足

1909年に行われた改訂で、初等小学堂の必修科目を減らした理由の1つには、教員確保の難しさがあった。それと関連して、初等小学堂に簡易科を設置したのは、教員不足が新式教育普及の桎梏となることを未然に防ぐためであった。第二、三章で論じた伝統士人朱峙三が兩湖師範学堂で就学していた時期に、何年も勉強しているのに卒業できず教職につけないと不満を漏らしたことから、師範学堂による教員養成が現場における教員の需要に追いつけなかったことがわかる。したがって、世論は2回の改訂を比較しながら、「(授業内容の)程度が低下しているので、教員を確保しやすくなる」と評価している<sup>46</sup>。さらに、第一節で検討した宣統年間公布の教育章程の特徴が、教員育成を強化する章程の増加であったことは、それが上述の教員不足の窮境を解決するための営為であったことを示していると言えよう。

##### (三) 「読経講経」科目内容の合理化

小学堂章程の「読経講経」科目をめぐる改訂に関して、先行研究は主に2つの事実を指摘している。まず、清朝の伝統経学と道徳を強調した教育理念が知識人に受け入れられなかったという事実である。つづいて、「中

<sup>46</sup> 莊兪「論学部之改良小学章程」、『教育雑誌』第三卷第二期、宣統三年二月初十日、言論の21-32頁（2565-2576頁）。

体西用」の名の下で行われた新式教育導入により、人材速成のために授業課程を減少せざるを得なかったという事実である<sup>47</sup>。確かに「中体西用」思想に潜む限界、および近代学制の実施に際し理想と現実との間の溝が生じてきたことは否めない。

これまでの分析から、2回の改訂を経て初等小学堂の「読経講経」科目の授業時間と内容が簡略化された傾向が見て取れる。しかしながら、初等小学堂、高等小学堂、中学堂の「読経講経」科目の変化を総合的に比べれば、改訂によって初等教育と中等教育の「読経講経」科目の内容はさらに合理的になったことがわかる。この仮定を論証するために、学部が奏定改訂両等小学堂課程摺以前に、各高等小学堂に出した「学部通咨各高等小学堂課程酌量変通文」を手がかりとして説明してみたい。

学部は、各省において新設された高等小学堂や高等小学堂に新設されたクラスに対し、「読経講経」科目の授業内容の変更を通知した。その内容は以下の通りである。

「奏定高等小学堂」による、「読経講経」科目の授業内容は、『詩経』、『書経』、『易経』、『礼記節本』となっている。宣統元年に制定された「変通初等小学堂章程」において、完全科の「読経講経」科目の内容は『孝経』、『論語』および『礼記節本』と規定されている。その一方、簡易科には「読経講経」科目が設けられないものの、『孝経』、『論語』が修身科に編入され学生に勉学させるよう定めている。さらに、将来的に『大学』、『中庸』、『孟子』を高等小学堂の課程に編入するよう規定している。したがって、学部は高等小学堂の「読経講経」科目の課程を変更することにした。これから高等小学堂では、『大学』、『中庸』、『孟子』、『詩経』、『書経』および『礼記節本』を教授すると定め、初等小学堂の課程に接続させればよいとする。また、『易経』を中学堂文科の主要科目にし、重複して教授することを避けることに決めた<sup>48</sup>。

(表4-7) から、初等小学堂の「読経講経」科目は授業時間にせよ内容にせよ大幅に簡略化されたことがわかる。2回の改訂にわたって、初等小学堂の「読経講経」科目の授業内容は孝経と論語しか制定されていなかった。ここで注目に値するのは、1910年の高等小学堂の課程が初等小学堂課程の変更を引き継いで、改訂されたことである。そもそも1904年の「奏定初等小学堂章程」に制定されている「読経講経」科目である『大学』、『中庸』、『孟子』は、1909年の改訂によって削除され、1910年の改訂でも明記されることはなかった。そして、1909年の改訂において残された『礼記節本』が1910年改訂に際して教授内容から削除されたことも見逃せない。したがって、高等小学堂の読経講経科目内容が1910年の改訂において、元の『詩経』、『書

<sup>47</sup> 邱秀香『清末新式教育的理想と現実——以新式小学堂興辦為中心的探討』、132-133頁。

<sup>48</sup> 「学部通咨各高等小学堂課程酌量変通文」、『教育雑誌』第二卷第八期、宣統二年八月初十日、教育法令の51頁(1975頁)。



経』、『易経』、『儀礼』から『大学』、『中庸』、『孟子』、『詩経』、『礼記節本』へと大幅に変更された。高等小学堂の「読経講経」科目内容は初等小学堂の変更に対応して改訂が為されたことがよくわかる。さらに、高等小学堂の「読経講経」科目の授業時間と修業開始年齢には変更がなかった<sup>49</sup>。唯一注目すべきなのは1910年に削除された高等小学堂「読経講経」科目内容である『易経』を取り入れたことである<sup>50</sup>。

(表4-7) 清末学制における初等・高等小学堂、中学堂の読経講経科目内容の改訂表

((付録1-2)、(付録1-3)、(付録1-4)、(付録1-6)、(付録1-7)、(付録1-8)、(付録1-9)より筆者が作成。下線は筆者による。表中の×はその学年に「読経講経」科目が削除されることを表す。)

	初等小学堂			高等小学堂		中学堂	
	1904年	1909年	1910年	1904年	1910年	1904年	1910年
第一年	孝経 論語	×	×	詩経	<u>大学</u> <u>中庸</u> <u>孟子</u>	春秋左伝	春秋左伝
第二年	論語 <u>大学</u> <u>中庸</u>	×	×	詩経 書経	<u>孟子</u> 詩経	春秋左伝	春秋左伝
第三年	<u>孟子</u>	孝経 論語	孝経 論語	書経 <u>易経</u>	詩経 <u>礼記節本</u>	春秋左伝	春秋左伝
第四年	<u>孟子</u> <u>礼記節本</u>	論語 <u>礼記節本</u>	孝経 論語	<u>易経</u> 儀礼	<u>礼記節本</u>	春秋左伝	周礼節訓本
第五年	<u>礼記節本</u>	<u>礼記節本</u>				周礼節訓本	<u>易経</u>

前述したように、「奏定小学堂章程」の内容制定には、伝統思想を利用し新式科目（あるいは新式教育）の導入・普及を成し遂げようとする意図も潜んでおり、さらに「読経講経」科目の設置は独特な役割があったのである。そのため、2回の改訂で「読経講経」科目の授業時間と内容設計を漸次合理化・体系化したことは、学制における「読経講経」科目の存在に反対する世論への対応でもあったと考えられる。

<sup>49</sup> なお、本節では論じないが、中学堂「読経講経」科目の授業内容が初等教育の改訂につれて1910年に改訂された際、その授業時間も1904年の「奏定中学堂章程」のままであった。

<sup>50</sup> (表4-7)を参照されたい。

### 第三節 立憲運動による学部教育改革年次計画および簡易識字学塾の設立

清末の教育改革とほぼ同時に行われていたのは、立憲運動であった。1906年9月（光緒三十二年七月）清朝は立憲運動を推進せよという上諭を下した。それによれば、政府が前年1905年に大臣たちを各国へ派遣して政治体制を考察させたところ、彼らは各国が国力を発展させた要因は、憲法を実施して公論で政策を決め、君主と民主が一体となっていることにあると言及した。そして、現在わが国をめぐる政治情勢を鑑みれば、西洋各国の憲法を模倣・施行するしかないと論じた。しかし、制度が完備されず民衆の知識も啓発されていないので、まず立憲の基礎を整えるために立憲実施時期を定めることを決めた<sup>51</sup>。「広く教育を振興すること」はまさにその基礎の1つである。

教育に言及した立憲をめぐる先行研究は多くないが<sup>52</sup>、Peter Zarrowの研究はその中の1つとして挙げられる。彼は立憲運動の時代性に注目し、故宮博物院明清檔案部が編纂した『清末籌備立憲檔案史料』に収録されている官員たちの立憲をめぐる意見を利用しながら、中央大臣や地方官の観点から立憲運動を分析することを試みた。彼の研究では、清朝政府が教育によって民衆を「公民」に養成し、民衆に義務と権利を自覚させる手段だと見なしたことが指摘されている<sup>53</sup>。

しかし、実際に新式教育を推進させていた学部は、この立憲予備計画をどのように認識していたのだろうか。かつての研究では踏み込んだ議論がなされていない。そのため、本節は学部側の視点から、学部が立憲運動に合わせて公布した教育改革年次計画を分析し、学部が如何に立憲運動による教育改革への要求に対応していったかを検討する。もちろん、関曉紅の研究が類似の角度から学部が出した教育行政年次計画についての概説的議論を展開しているが<sup>54</sup>、本節はより詳しく学部が提出した教育行政改革の年次計画の細部を検討することによって関曉紅の研究を補おうと考える。さらに、もう1つ注目すべきであるのは、簡易識字学塾の設立である。後に詳しく論じるが、簡易識字学塾は立憲運動の産物であり、民衆の識字率を向上させるという任務を与えられたものであった。「簡易識字学塾章程」の公布と設立は前節において論じてきた小学堂章程の改訂とほぼ同時期であったことから、清末の新式教育の進展においてどのように簡易識字学塾を捉えるのかは、興味深い課題である。したがって、それを究明することが本節のもう1つの主題となる。

<sup>51</sup> 「宣示予備立憲先行釐定官制論」、故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』（上冊）、中華書局、1979年、43-44頁。

<sup>52</sup> 羅志田「革命的形成：清季十年的転折（中）」、『近代史研究』2012年第6期、15頁。

<sup>53</sup> 沙培德「利於君，利於民」：晚清官員对立憲之議論、『中央研究院近代史研究所集刊』第42期、民国92年（2003年）12月、47-66頁、英語版はPeter Zarrow, "Constitutionalism and the Imagination of the State: Official Views of Political Reform in the Late Qing," Peter Zarrow ed., *Creating Chinese Modernity: Knowledge and Everyday Life, 1900-1940*, New York: Peter Lang, 2006, pp.61-65.

<sup>54</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、広東教育出版社、2000年、427-431頁。

## 一、立憲運動による学部教育改革年次計画

### (一) 1909年の「学部奏報分年籌備事宜摺」

1908年、清朝は立憲運動の年次計画を公布した。これは同年から1916年まで9年間に及ぶ長期間の計画である<sup>55</sup>。この年次計画の範囲は、法律、財政、官制、地方自治、民政、警察などにわたっているが、無論教育も含まれている。その中で教育に関連する事項は、第一年の簡易識字教科書と国民必読教科書の編纂、第二年の簡易識字教科書と国民必読教科書の刊行、地方各庁州県における簡易識字学塾の創設、第三年の地方各庁州県における簡易識字学塾の推奨、第四、五年の地方各鎮郷における簡易識字学塾の創設と推奨、第七、八、九年の民衆の識字率をそれぞれ百分の1、50分の1、10～20分の1に達成させることという項目が見られる。ここには、立憲運動を順調に推進させるため、識字率の向上を急務とみなし、簡易識字学塾を設立すべきであるとする構図が見て取れる。しかしながら、このような清朝の立憲への志向は、教育の内容を識字率の向上という点のみに限定させてしまった印象を受ける。

では、この立憲運動の年次計画に対して、学部はどのような対応を見せたか。1909年4月（宣統元年閏二月）学部は「奏報分年籌備事宜摺」<sup>56</sup>を上奏し、以下の見解を示した。まず学部は、普通教育が普及したら、民衆の知識と道徳が発展し、国民としてのレベルも上昇し、地方自治や議員選挙などの立憲にかかわる活動が円滑に行われるようになるので、普通教育を進めることが極めて重要だと述べた。ただ、同時に学部は、中国において優れた専門的な学問が存在しなくなるという問題も生じるだろうと指摘した。もし専門学術を研究しないと、人材の育成には応用できず、国家も富強になれないと分析し、専門教育を増強することを主張した。さらに、教育の推進に密接に関連する経費の問題についても触れた。学部は、教育に関する事項が年々増えていく一方、学部の運用できる経費は変わらないままであると述べ、将来的に経費が枯渇することが避けられないとの考えから、政府に対し、中央と地方の各大臣に経費を随時調達せよという命令を下すよう求めた。したがって、立憲運動の年次計画において重視されている識字と簡易識字学塾の設立に対し、学部は、専門教育を普通教育と並行すべきであり、さらに各項の教育改革内容を推進させるため、経費財源を確保・拡大すべきであるという姿勢を見せたのである。

立憲運動の年次計画に対応しながら、学部は1909年から1916年までの8年間に及ぶ教育行政改革の年次計画を提出した（表4-8）を参照）。まず、立憲運動の年次計画において最も重視される識字に対して、学部は立憲運動予備第二年の計画で、簡易識字学塾章程、簡易識字教科書、国民必読教科書の公布、北京および各省において簡易識字学塾を設立することを制定している（下線部）。そして学部も普通教育と専門教育を重視

<sup>55</sup> 「憲政編查館資政院会奏憲法大綱暨議院法選挙法要領及逐年籌備事宜摺」、『清末籌備立憲档案史料』（上冊）、61-67頁。

<sup>56</sup> 『近代中国教育史資料』清末編、603頁。

する原則に基づき、同時に優級師範学堂、初級師範学堂、実業学堂、中学堂および両等小学堂の設立を強化することを定めた（下線部）。総じて言えば、学部は、年次計画の初期段階において学堂設立という設備の拡充を主眼とした。

そして、学部の立憲運動予備第三年から第五年までの計画は、各種の教科書の編纂および教員の養成に重点を置くほかに、国税と地方税から学務経費を調達することと、各総督・巡撫に地方自治の経費から学務経費を調達する権利を与えることも規定している（二重下線部）。この点を通じて、学部が経費の重要性を明確に意識し、この教育行政改革の年次計画において財源を確保する方法を実現させようとした努力がうかがえる。つまり、年次計画の初期段階で設立された学堂の健全な運営は、教学内容となる教科書の刊行や安定した経費に依存していたのである。

さらに、立憲運動予備第六年から第九年までの計画には、2つの重点が置かれていることがわかる。1つ目の重点は各省の提学使に各省の識字人口数を調査させ、その後、年に一度上奏せよと求めていることである（波線部）。これは前の5年間における簡易識字学塾と普通教育の推進成果に対する経過観察であり、立憲運動年次計画が要求している識字率の達成度についての検査措置である。2つ目の重点は義務教育章程の公布と試行である（太線部）。学部が最後2年の計画に義務教育を進めようとしたのは、普通教育と師範教育の実施が安定してから義務教育を推進させる姿勢をとったためである<sup>57</sup>。後期段階の計画は前の改革成果の集大成と言える。

## （二）1911年1月の「学部奏酌擬改訂籌備教育事宜摺」

1910年11月（宣統二年十月）清朝政府はふたたび上諭を出し、立憲の予備期間を短縮し、もともと立憲予備年次計画の9年目（1916年）に憲法および議院法と議員選挙法を公布する予定であったが、議院の開設を早めて1913年にすることになった<sup>58</sup>。それにあわせて、立憲に関する各事項も前倒ししなければならなくなった。そのため、1ヶ月後の1910年12月（宣統二年十一月）学部は「奏覆普及教育最要次要辦法摺」を上奏した。

議院の開設が前倒しされるようになったので、学部も教育普及の推進を早めるべきだと決めた。この上奏文によれば、(1)「初等教育が最も重要であること」、(2)「教科書は教育の利器」、(3)教育法令を地方学務に適応させること、(4)教員（特に小学堂教員）の育成が重要であること、(5)経費（特に小学堂経費）の調達が重要であること、という原則によって教育普及にかかわる主要政策と副次的な政策を定めたことが読み取れる。その内容は以下の通りである。

<sup>57</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、429頁。

<sup>58</sup> 「縮改於宣統五年開設議院論」（宣統二年十月初三日）、故宮博物院明清档案部編『清末籌備立憲档案史料』（上冊）、78頁。

主要政策は(1) 両等小学堂課程の改訂、(2) 学部が刊行した小学堂教科書の改正、(3) 地方学務章程の施行補則の制定、(4) 勸学所章程の改訂、(5) 国庫から小学堂経費を補助する章程の立案、(6) 義務教育章程の立案と試行、(7) 初級師範の拡大、(8) 小学堂の各種経費項目の規定、(9) 単級教授<sup>59</sup>・二部教授<sup>60</sup>の方法の立案、(10) 初等教育の補助機関(私塾を改良すること、宣講所、半日学堂、簡易識字学塾)の規模の拡大、となっている。そして副次的な政策に至っては、(1) 小学教員優遇章程の立案、(2) 学堂の過剰人員と無駄遣いを減少する方法の制定、(3) 小学臨時教員を養成し、章程を立案すること、(4) 小学堂単級教員を養成し、章程を制定すること、となっている<sup>61</sup>。

続いて、学部は前述した1909年4月の教育行政改革の年次計画を修正し、1911年1月(宣統二年十二月)「学部奏酌擬改訂籌備教育事宜摺」<sup>62</sup>を改めて提出した。今回の年次計画は1911年と1912年のみとなっているが、その中身は前回計画の後半6年間の内容が凝縮されたものである。(表4-8)に基づいて新旧教育行政改革計画を比較すると、まず、義務教育章程の制定と義務教育の推進(太線部)、および全国識字人口の調査が早まったことが見て取れる。それから、初等教育の補助機関と師範教育を引き続き拡大することも定まっている。これらは言うまでもなく前倒しされた立憲予備計画に合わせて制定された措置である。つぎに、小学堂・実業学堂補助経費章程の作成、小学堂の各種経費の規定、教育基金令の公布(二重下線部)、そして単級教授と二部教授法の作成や教育法令の編纂が新たに制定されたことによって、新式教育を推進するための基礎を強化しようとする学部の意図が見て取れる。最後に、師範教育の教授要目、小学堂などの教員の優遇章程が修正され、もともと設立する予定であった医学専門学堂と農業専門学堂、官話と科学教科書の編纂も削除された。

総じて言えば、この2回の教育行政年次計画は立憲予備運動への対応であったが、学部は新式教育を推進した経験に基づき、一層慎重かつ全面的に考慮し各教育計画を制定したことがうかがえる。この点はまさに、本章の第一節で論じた宣統年間公布の各種教育章程で規定された初等教育章程修正の尊重、教員養成への努力、地方教育行政への補完という特徴を反映しているのである。

---

<sup>59</sup> 単級教授法とは、学力の差異がある学生を合せて単一の級、即ち無等級とし、1人の教師がこれを受け持ち、同一の教材を用いて同一の方法を以って同時に教授する方法である。詳しくは阿部東作『単級教授法』、文栄堂、1893年を参照されたい。

<sup>60</sup> 二部教授法とは、1つの学級の学生を二部に分け、順番に同一の教員の授業を受けることである。学生を午前と午後に分けた半日二部教授と、全員を同時に登校させるが順番に授業を行い、残り半分の学生には自習させる全日二部教授とに分けられる。二部教授法については、日野順海、木村坦乎『実験二部教授法』、同文館、1904年を参照されたい。

<sup>61</sup> 「学部奏覆陳普及教育再要次要辦法摺」(宣統二年十一年二十五日)、『学部官報』第一百四十五期、宣統三年二月初一日、本部章奏の14-16頁。

<sup>62</sup> 『近代中国教育史資料』清末編、684頁。

(表 4-8) 立憲運動による教育行政改革の年次計画

(1909年4月(宣統元年閏二月)の「学部奏報分年籌備事宜摺」(宣統元年から宣統八年までの計画)と1911年1月(宣統二年十二月)の「学部奏酌擬改訂籌備教育事宜摺」(宣統三年と四年の計画を改訂)より筆者が作成(『近代中国教育史資料』清末編、603-604、684頁)下線は筆者による)

時間	主な計画	
1909年 (宣統元年、立憲予備第二年)	1、 <u>簡易識字学塾章程の公布</u> 3、 <u>国民必読教科書の公布</u> 5、 <u>兩等小学校教員および優遇教員の検定章程の公布</u> 6、 <u>初等小学校の各学科の教科書の公布</u> 7、 <u>中学校および初級師範学堂の教科書の検定リストの公布</u> 8、 <u>女子学堂服装章程の公布</u> 10、 <u>学堂管理章程の補足</u> 12、 <u>各学科の中外名詞対照表の編修</u> 14、 <u>京師での図書館の設立</u> 16、 <u>各省に優級師範学堂、中等実業学堂、初級師範学堂、各府に中学堂の設立を推奨</u> 17、 <u>各庁州県および都市部での兩等小学堂設立の推奨</u> 18、 <u>全国学堂統計表の編修</u>	2、 <u>簡易識字教科書の公布</u> 4、 <u>視学官章程の公布</u> 9、 <u>図書館章程の公布</u> 11、 <u>兩等小学校堂・中学堂の教授リストの編修</u> 13、 <u>京師(北京)での分科大学設立の準備</u> 15、 <u>京師および各省での簡易識字学塾の設立</u> 19、 <u>学部規則の編纂</u>
1910年 (宣統二年、立憲予備第三年)	1、 <u>高等小学校教科書の公布</u> 3、 <u>各高等専門学堂が選択した講義内容を検討し、決定</u> 4、 <u>中学堂教科書の編纂</u> 6、 <u>官話教科書の編纂</u> 8、 <u>女子小学校教科書の編纂</u> 10、 <u>既刊の各教科書の修正</u> 12、 <u>中学校教員および優遇教員の検定章程の公布</u> 13、 <u>初級師範教員および優遇教員の検定章程の公布</u> 14、 <u>兩等小学校教員および優遇教員の検定章程の実行</u> 15、 <u>各省で決定した都市、町、郷の学区制の実施</u> 16、 <u>国税と地方税から学務経費を調達</u>	2、 <u>小学校・中学校教授リストの公布</u> 5、 <u>初級師範学堂教科書の編纂</u> 7、 <u>初級師範学堂教授リストの編修</u> 9、 <u>女子師範教科書の編纂</u> 11、 <u>各種辞典の編纂</u> 17、 <u>各省で存古書院を一律に設立</u>

	<p>18、各省で図書館を一律に開設</p> <p>19、各省の省城にて初級師範学堂および中小学校で官話の授業を開始</p> <p>20、視学官を派遣し、各省の学務を視察</p> <p>22、モンゴル、チベットの学堂振興章程の制定</p>	<p>21、職員を派遣し、華僑学堂を視察</p>
<p>1911年 (宣統三年、立憲予備第四年)</p>	<p>1、京師（北京）にて専門医学学堂・農業専門学堂の設立</p> <p>2、中学校、初級師範、女子師範、女子小学校的教科書の公布</p> <p>3、初級師範教授リストの公布</p> <p>4、学生の体格検査章程の公布</p> <p>5、官話教科書の公布</p> <p>6、京師、各省で官話講習所の設立</p> <p>7、高等専門以上の学堂の各種科学教科書の編纂</p> <p>8、各学堂の卒業奨励章程の修正</p> <p>9、中学校教員および優遇教員の検定章程、および初級師範教員および優遇教員の検定章程の実行</p> <p>10、学官を派遣し、各省の学務を視察</p>	<p>1、既刊の小学堂教科書の修正</p> <p>2、<u>小学経費補助章程、実業学堂経費補助章程の作成</u></p> <p>3、私立学堂監督章程の作成</p> <p>4、<u>義務教育試行章程の作成</u></p> <p>5、<u>初級師範を拡大</u></p> <p>6、<u>小学各種経費を規定</u></p> <p>7、単級教授と二部教授法の作成</p> <p>8、<u>初等教育補助機関（私塾改良、宣講所、半日学堂、簡易識字学塾）を拡大</u></p> <p>9、小学堂教員優遇章程の作成</p> <p>10、学堂冗員削減方法の作成</p> <p>11、小学堂臨時教員、単級教員養成章程の作成</p> <p>12、中学教科書、初級師範教科書、女子師範教科書、女子小学教科書、単級小学教科書、国語教科書の公布</p> <p>13、初級師範教授要目の公布</p> <p>14、国語調査会を設立</p> <p>15、初級師範中学教員および優遇教員検定章程を実施</p> <p>16、各省で実業教員講習所を推進</p> <p>17、視学官の派遣、各省の学務の視察を継続</p> <p>18、教育法令の編纂</p> <p>19、職員を派遣し、モンゴル、チベット、新疆の学務を視察</p>

<p>1912年 (宣統四年、立憲予備第五年)</p>	<p>1、京師にて専門工業学堂・専門商業学堂の設立</p> <p>2、各省で十五才以下の児童の人数と就学していない児童の人数を調査</p> <p>3、<u>各省の総督・巡撫に地方自治の経費の中から学務経費の調整を要求</u></p> <p>4、各省で官話講習所を推奨</p> <p>5、学堂教員を官吏に編入する章程の試行</p> <p>6、大学分科卒業生に関する留学章程の制定</p> <p>7、学官を派遣し、各省の学務を視察</p>	<p>1、<u>既刊の各教科書の修正</u></p> <p>2、学生体格検査章程の公布</p> <p>3、初級師範教科書、女子師範教科書の公布を継続</p> <p>4、教育法令の編纂を継続</p> <p>5、視学官の派遣し、各省の学務の視察を継続</p> <p>6、各省の師範学堂において国語の教授を試行</p> <p>7、<u>教育基金令の公布</u></p> <p>8、公立私立学堂認定章程の作成</p> <p>9、高等小学堂以上の学堂において国語の教授を試行</p> <p>10、<u>義務教育の推進</u></p> <p>11、職員を派遣し、モンゴル、チベット、新疆の学務の調査を継続</p> <p>12、<u>全国識字人口を調査</u></p>
<p>1913年 (宣統五年、立憲予備第六年)</p>	<p>1、<u>各省提学使に全省識字人口の調査を要求</u></p> <p>2、全ての初級師範学堂および中小学校にて官話の授業を要求</p> <p>3、学官を派遣し、各省の学務を視察</p> <p>5、<u>次年度学部と地方学務経費の予算編成</u></p>	<p>4、中学堂法制教科書の編纂</p>
<p>1914年 (宣統六年、立憲予備第七年)</p>	<p>1、学官を派遣し、各省の学務を視察</p> <p>2、<u>全国識字人口の上奏</u></p> <p>3、学部規則の編纂を継続</p>	
<p>1915年 (宣統七年、立憲予備第八年)</p>	<p>1、<u>義務教育章程の公布</u></p> <p>3、学官を派遣し、各省の学務を視察</p>	<p>2、京師で音楽学堂の設立</p> <p>4、<u>全国識字人口を上奏</u></p>
<p>1916年 (宣統八年、立憲予備第九年)</p>	<p>1、<u>義務教育章程の試行</u></p> <p>3、学官を派遣し、各省の学務を視察</p> <p>5、学官を派遣し、モンゴル、チベット各地方の学務を視察</p>	<p>2、全ての中小学校に官話の授業を要求</p> <p>4、<u>全国識字人口の上奏</u></p>



## 二、簡易識字学塾の設立

前述のとおり、立憲運動の教育に対する要求は簡易識字学塾を設立し、民衆の識字率を高めることにあった。そのため、簡易識字学塾は立憲運動の産物であると言っても過言ではない。先行研究はこれまで主に簡易識字学塾を清末社会教育の一環として扱ってきた。宣講所、閱報社という同じく社会教育の機能を果たす機構よりも、簡易識字学塾のほうが民衆に識字を教えることにより効果的であったことが明らかにされた<sup>63</sup>。これ以外にも、充実した設備が要らず、所要経費も少ないので、簡易識字学塾は当時の中国にとっては便利な社会教育機構であったことが指摘されている<sup>64</sup>。

しかし、「簡易識字学塾章程」の公布、修正および設立が本章第二節で検討した初等・高等小学堂章程の改訂とほぼ同時期に行われたことを考えると、立憲運動との関連以外に、清末新式教育の発展において簡易識字学塾章程はどのように捉えられるか、という観点からの考察も必要である。以下では、章程の内容とその変化、および各地方における設立状況を分析することによって、簡易識字学塾が有した特殊な時代性や賦与された役割という点についてを究明してゆく。

### (一) 立憲運動による簡易識字学塾の発足

すでに論じたとおり、学部は立憲予備の年次計画に対し、教育行政改革年次計画を提出した。簡易識字学塾章程の公布と北京、各省における簡易識字学塾の設立が最初の計画として制定されていることから、その重要性がうかがえる。同時に、学部尚書栄慶は各省に簡易識字学塾を開設させるべきと考え、まず各省の総督・巡撫、提学使に対し、省会においてまず簡易識字学塾を設立せよと命じた。そして、以後は各省の人口を調査し、人口に合わせて簡易識字学塾を設立すべきと述べた<sup>65</sup>。続いて、学部は各省の総督・巡撫に対して、速やかに各府州県において設立の必要がある簡易識字学塾の塾数を調べさせ、報告するよう命じた<sup>66</sup>。

上述の命令に対し、各省の総督および巡撫は「簡易識字学塾章程」が公布されていないにもかかわらず、簡易識字学塾の設立準備について学部へ報告した。例えば、山東巡撫袁樹勛から、省城の済南においてまず簡易識字学塾 10 校を設立し、宣統元年五月初一日に開校させ、暫く内容が簡単な識字教科書を利用し教授する予定であるが、学部の編纂する簡易識字教科書が刊行されたら採用するとの報告があった<sup>67</sup>。

また、蘇州提学使樊恭煦は両江総督張人駿と合同で、江蘇省の簡易識字学塾の設立計画を学部へ上奏した。彼らはまず省城において模範学塾 10 校を設立する予定であると述べ、「簡易識字学塾が、省城における二十二

<sup>63</sup> 周慧梅・王炳照「沿革与流变：從古代社会教化到近代民衆教育」、『河北師範大学学报（教育科学版）』第7卷第4期、2005年7月、59-64頁、周慧梅『民衆教育館与中国社会変遷』、秀威資訊、2013年。

<sup>64</sup> 尤育号「清末民初社会教育及其特点初探」、『广西社会科学』、2003年第8期、147-150頁。

<sup>65</sup> 『教育雑誌』第一卷第三期、宣統元年閏二月二十五日、記事の25頁（227頁）。

<sup>66</sup> 「学部通飭設簡易学堂」、『教育雑誌』第一卷第四期、宣統元年三月二十五日、記事の25頁（325頁）。

<sup>67</sup> 「山東巡撫袁樹勛奏創設簡易識字学塾等片」、『学部官報』第九十四期、宣統元年六月十一日、京外章奏の4-5頁。

校の官立初等小学堂およびほかの公立・私立・私塾の補助機構」として新式教育普及の役割を果たすことを期待した<sup>68</sup>。

河南省巡撫吳重熹も省内の簡易識字学塾の設立について報告した。河南省の場合、簡易識字学塾の設立は容易であるが、政府の積極的な支持が必要であると考えられたため、通常経費から一部を支出し、まず省城の開封において簡易識字学塾を20校設立させることが計画された。また各省の庁・州・県に現地で経費を調達させ、各地にそれぞれ20校を設立することになっている。教科書はしばらく地方で編纂したもので充当し、学部編纂の教科書刊行を待つこととなった。さらに、「この学堂は教育の普及に役に立つ。各地方において識字できる人が増えれば、……立憲運動の推進にも裨益するだろう」と簡易識字学塾の効果に期待する意思が読み取れる<sup>69</sup>。

これらの地方官の報告によると、積極的に立憲運動を支持すること、自ら教科書を編纂し簡易識字学塾の設立を促進すること、簡易識字学塾が正規の教育機構を補助し、教育の普及を促すことを期待していたことがわかる。関連する章程は未整備ではあったが、地方官が着々と計画を実行していったことから、清末における新式教育は地方が中央に先んじて推進していったという事実を確認できよう。さらに、立憲運動予備年次計画に定められた簡易識字学塾における識字率向上という大まかな目的に比して、地方で簡易識字学塾が実施される際に新式教育に及ぼした影響のほうが一層具体的であったとも言える。

もちろん、簡易識字学塾の設立に好意を寄せる世論があったことも見逃せない。ある論者は簡易識字は必ず立憲と教育に益することになるだろうと述べた。識字は教育の基礎であるので、簡易識字学塾を義務教育として定めるべきであり、現行の教育を妨げず相乗効果になるはずであると主張した<sup>70</sup>。こうした論調は、簡易識字学塾に対する期待の高まりと言っても過言ではない。

## (二)「簡易識字学塾章程」の公布

### 1、「簡易識字学塾章程」の内容

学部は1910年1月(宣統元年十一月)に「簡易識字学塾章程」を公布し、そして1ヶ月後簡易識字教科書と国民必読教科書の編纂を完成した<sup>71</sup>。(表4-10)に基づく、「簡易識字学塾章程」の内容は概ねに以下のようによまとめられる(下線部を参照)。

<sup>68</sup> 「蘇撫瑞奏開辦簡易識字学塾片」、『教育雑誌』第一卷第十期、宣統元年九月二十五日、章程文牘の37頁(849頁)。

<sup>69</sup> 「河南省巡撫吳重熹奏豫省籌設簡易識字学塾辦理情形摺」、『学部官報』第一百五期、宣統元年十月初一日、京外奏牘の7頁。

<sup>70</sup> 陸爾奎「論簡易識字宜先定為義務教育」、『教育雑誌』第一卷第五期、宣統元年四月二十五日、社説の63-67頁(357-360頁)。

<sup>71</sup> 「学部奏簡易識字課本編竣摺」、「学部奏編國民必読課本分別試行摺」(ともに宣統元年十二月二十八日)、『近代中国教育史資料』清末編、676頁。教科書について、沈国威「關於清学部編《簡易識字課本》(1909)」、『或問 WAKUMON』第17号、2009年を参照されたい。

(1) 設立目的：章程の冒頭に「簡易識字学塾は就学していない成人と、貧困で就学できない学齡児童のために設立するのである」と明記した。

(2) 修業内容：簡易識字教科書と国民必読教科書を編纂し、修学者に供する。ほかに簡単な算術も教えられる。それから体操は随意科目〔選択科目〕として設けられている。

(3) 修業年限：従来の1年から3年までとなり、入学者の任意で決められた。そのため、教科書も修業年限にあわせて、難易度を調節すると規定された。毎日の授業時間は2、3時間、夜の7時から9時まで、あるいは午後の4時から6時までとなっている。3年を修了した進学志願者は初等小学堂第四学年に編入することができる。

(4) 経費：自ら経費を調達することになっているが、入学者から学費を徴収しないことが原則として確認された。各地方官および勸学所は、簡易識字学塾にかかわる諸事項を管理する。

(5) 設置場所：各学堂に付属し設立するか、祠廟あるいは各公所を借りて設立することになっている。

この章程が正式に公布される前に、地方において簡易識字学塾は積極的に設立され、教育を普及させる補助機構として期待されていた。学部が公布した「簡易識字学塾章程」において簡易識字学塾は「小学教育の不足を補助する」ものとされ、「就学しない成人と、貧困で就学できない学齡児童のために設立する」ものとされている、これらの文面から、簡易識字学塾が既定の正規教育システムとは別の存在であることがわかる。そして、自ら経費を調達すること、関連する各事項が地方官と勸学所の管理に帰することなどによって、簡易識字学塾は立憲運動の産物でもあるが、新式教育の一環としても位置付けられていると言える。

## 2、簡易識字学塾の設立の状況

章程が公布されてまもなく、地方において簡易識字学塾の設立が盛んになってきた。例えば、揚州府は簡易識字学塾の設立を促そうとした。その内容は、「本年度に本府〔揚州府〕は簡易識字学塾の設立を広く推進させる。これは立憲運動に最も密接に関連する政策でもあり、設立に尽力することで識字率向上が期待できる。

(本府が) 調べたところによれば、簡易識字学塾の設備は不十分でも問題ないし、入学資格も問わず学生を招くことが簡単であるため、気風（の未開）と経費（の不足）が口実にならずに識字学塾の設立に取り組むことができる」<sup>72</sup>となっている。ここでは、簡易識字学塾が正規の学堂より設置しやすいことが指摘されている。

さらに、順天府は、順天府城内と城外において10校の簡易識字学塾を設立する予定であると上奏した。その上奏文によると、設立予定である学堂は付属と専属の2種類に分かれ、両等小学堂と簡易小学堂の中に設立されるのは付属、祠堂と寺廟に設立されるのは専属と称された。特に注意すべきであるのは、専属の設置場所が学堂の多く存在する所ではなく、省城の近隣だという点である。それは、貧困者の就学に便宜を図る目的が

---

<sup>72</sup> 「催辦簡易識字学塾」、『申報』宣統二年九月二十七日（1910年10月29日）

あったからである。そしてしばしば問題となる必要とする経費は通常経費から支出し、あるいは現地で調達することになっているという<sup>73</sup>。

簡易識字学塾の効果をさらに高めて、通学（就学）対象となる貧困者を通わせるため、多数の簡易識字学塾が学堂付属であったことも見逃してはならない。例えば、天津の堤頭村官立小学の付属識字学塾の入学者は6、70人で、年齢は20代から40代であった。彼らは全員、農工業に従事する識字能力の低い労働者たちであった。彼らは同学塾で毎晩1時間の識字、1時間の算術、合計2時間の授業を受けていた。蘇州常州の提学使も簡易識字学塾の設立が一刻の猶予もないと考え、小学堂にまず夜塾を設けた。学堂長が授業を兼任し、無料で毎晩2時間授業を行った。そして、山東省は最初に4校の小学堂で簡易識字学塾を設立し、学部が新たに刊行した簡易識字教科書第1と第2を利用し、合計百人の学生に毎日10文字を教える授業を試みた<sup>74</sup>。

各地方で設立された簡易識字学塾は、その後しばらく設置規定の改良と運営への対応策を模索するようになっていく。1つ目に挙げられるのは授業時間帯に対する対応である。これについては江蘇省青浦県の事例を取り上げる。江蘇省青浦県において、簡易識字学塾が1校設立されたが、昼間に授業を行うために、入学者が少なかった。そのため、勸学所は各校長および教育会会員とともに、夏休み期間中に各官立・公立学堂において夜塾を設立することを決めた。そして、商会と工商業界の有力者たちに30歳以下の入学者を推薦させた。そうして夏に開校したところ、各学堂に40人から80人までの入学者がおり、その構成は商店の子弟、あるいは農家子弟が多かった。しかも人数は予想を遥かに上回ったので、ほかにもう1校夜塾を増設し、2ヶ月後に開校する予定とした<sup>75</sup>。さらに、江蘇省視学呉紫翔は青浦へ学務を視察しに来た際に、同夜塾にて農工商業界有力者に対し同学塾設立の意義と識字の利点を講演した<sup>76</sup>。

2つ目に挙げられるのは、経費の工面である。簡易識字学塾は設備に拘らないが、自ら経費を工面することになっているので、地方財源の多寡が学堂運営に影響を与えたのである。上述した江蘇省青浦県の夜塾が大きな反響を呼んだのも束の間、「経費が限られ、教員が自発的に教えるため、長く続けることに無理があるだろう<sup>77</sup>」という理由で、運営継続に支障となることが懸念された。したがって、地方は経費問題を解決しようとした。例えば、浙江省は簡易識字学塾を推進するため、契税を増徴する法案を決め、しかも諮議局の議決を経て公布した<sup>78</sup>。この「付加契税推广簡易識字学塾案」によると、「(簡易識字) 学塾を増設する第一要点は経費の財源を広くすること」であるので、「一元の契税を徴収すると、簡易識字学塾経費五分を付加して徴収する」

<sup>73</sup> 「順天府奏籌設順屬簡易識字学塾辦理情形摺」、『学部官報』第一百二十一期、宣統二年四月二十一日、京外奏牘の1頁。

<sup>74</sup> 「簡易識字学塾匯誌」、『教育雑誌』第二卷第一期、宣統二年正月初十日、記事の3-4頁（1309-1310頁）。

<sup>75</sup> 「青浦開辦簡易識字学塾」、『申報』宣統二年八月初十日（1910年9月13日）。

<sup>76</sup> 「省視学提倡簡易夜塾之熱心」、『申報』宣統二年八月二十八日（1910年10月1日）。

<sup>77</sup> 「青浦開辦簡易識字学塾」、『申報』宣統二年八月初十日（1910年9月13日）。

<sup>78</sup> 「加收契税推广簡易識字学塾」、『申報』宣統三年五月十三日（1911年6月9日）。

ことが定まった。「各庁州県において徴収される税金はすべて地元の簡易識字学塾の推進事業に充てるべきであり、ほかに使うべきではない」のである<sup>79</sup>。

### (三)「簡易識字学塾章程」の改訂

#### 1、「簡易識字学塾章程」の問題点

しかしながら、簡易識字学塾の設立がまったく批判されないわけではなかった。簡易識字学塾の課程内容が初等小学堂と類似していたことは否認できない事実であった。例えば、蘇州において一部の簡易識字学塾は毎日5時間授業をし、識字以外に珠算、習字などがあり、「初等小学堂の第一と第二学年と類似する」との報告があった<sup>80</sup>。さらに言えば、初等小学堂に設けられた簡易科が簡易識字学塾と類似していたのである。本章第二節で言及したように、初等小学堂の簡易科は初等小学堂を多く設立できない辺鄙な場所に設立するものと規定され、初等小学堂の完全科を補完する役割が期待されていた。そして、簡易識字学塾は創設初期において、地方官に正規学堂の補助機構と見なされた。厳密に言えば、両者の位置づけには曖昧な部分があるのである。

(付録4-5)を参照すればわかるが、初等小学堂の簡易科は修身を除くほかの科目は簡易識字学塾の課程と全く同様であり、しかも同じ教科書を使うことが一目瞭然である。たとえ初等小学堂簡易科の授業時間が簡易識字学塾より多くても、両者の課程内容の区別はつきにくい。

こうした問題点は『教育雑誌』所載の文章で教育関係者から指摘されていた。たとえば、新式教科書の編纂にかかわった荘兪が簡易識字学塾に反対意見を提起している。彼は、小学校が国民教育の基礎として設立されるので、それ〔小学校〕を妨げる類似の教育機構が存在してはいけないと主張し、簡易識字学塾の存在に異議を唱えた。そして、主に設立の目的と学力のレベルという2つの角度から論じた。

(1) 設立の目的：奏定簡易識字学塾章程によると、識字学塾の対象は、就学していない成人と貧困で就学できない学齢児童である。しかし荘兪は、半日学堂、夜学堂、週間学堂、夏期講習会、冬期講習会および各補習所が小学校の不足を補えるにもかかわらず、なぜ簡易識字学塾の設立にこだわるのかと疑問を呈した。また、成人の心理状態および経歴が学齢児童と全く異なるので、同じく簡易識字学塾で学習しても相互に打ち解けるのは難しいだろうと考えた。引き続いて、簡易識字という名称は成人の学力を貶める印象を与えてしまいがちであるので、半日学堂、夜学堂のような名義のほうが成人の心理に適合し、効果が出るはずだと分析した。こうした理由があるからこそ、簡易識字学塾の入学者はほとんど学齢児童であり、就学していない成人を再教育する目的を達成し得ないと論じた。

(2) 学力レベル：奏定簡易識字学塾章程の第1条に、就学していない成人がもし就職を急げば、1年間か2

<sup>79</sup> 『国家図書館蔵歴史档案文献叢刊・国家図書館蔵民国稅收稅務档案史料匯編5』、北京全国図書館文献縮微中心、2008年、2273-2276頁。

<sup>80</sup> 「簡易識字学塾匯誌」、『教育雑誌』第二卷第一期、宣統二年正月初十日、記事の3-4頁(1309-1310頁)。

年間か3年間修学してから卒業すればよい、貧困の学齡児童であれば、3年間修学してから卒業したほうがよいと定められている。そして第2条に、簡易識字学塾で3年間を勉学したものは初等小学堂第四年に編入できると規定される。前述したように、1909年に学部は初等小学堂章程を改訂し、初等小学堂を5年制の完全科および3年制と4年制の簡易科に分けた。そして、この簡易科とは貧困者のために設置された学科である。莊兪はこの2つの条文に対して異議を提出した。彼は、もし簡易識字学塾で3年間勉学したほうがよいと規定するのであれば、初等小学堂3年制の簡易科に入学すればよいはずであるのに、なぜ別に簡易識字学塾を設立する必要があるのだろうか、簡易識字学塾は初等小学堂3年制の簡易科と異なるのに、なぜ簡易識字学塾で3年間勉強して卒業すれば初等小学堂の第四年に編入可能なのか、という制度上の問題点を示した。まして就学していないとはいえ、成人であれば一定程度の人生経験や知恵を有するはずであり、そうした成人と児童が同じグラスで学習することは、教学の効果に支障となるだろうと懸念を抱いた<sup>81</sup>。

## 2、1911年「簡易識字学塾章程」の改訂

学部は1909年4月に教育行政改革年次計画を公布した後に、まず1909年5月に初等小学堂章程を改訂し、続いて1910年1月に簡易識字学塾章程を公布した。もともと入学者をもって初等小学堂簡易科と簡易識字学塾を区別しようとしたが、初等小学堂簡易科が初等小学堂完全科を補助し、簡易識字学塾が小学堂を補助すること、および両者の卒業生が共に初等小学堂に編入できることは、初等小学堂簡易科と簡易識字学塾の境界線を曖昧にさせてしまったので、莊兪のように制度上の問題点について疑問を呈する声があがったのである。

そこで、これらの問題点に対して学部が取った対応は以下の通りである。まず、1910年12月に両等小学堂章程を改訂し、簡易科を廃止して初等と高等小学堂の課程を統合させた（本章第二節を参照）。この点は、本節第1項で検討したところの、学部が2回目の年次計画の改訂前に提出した教育を普及させる主要・副次的政策の中の「初等教育が最も重要である」という方針を、如実に反映しているのである。

その後、1911年2月（宣統三年正月）に学部は「簡易識字学塾章程」を改訂した。1910年の章程と比べて顕著な変更は見られなかったが、授業時間や修業年限などについて微調整されたことが見て取れる（表4-10）太線下線部を参照）。まず、「小学を補助し教育を普及させる」ことを設立目的として明文化した。つぎに、毎日の授業時間を2、3時間から2時間に改めた。さらに、修業年限を1～2年に変更した。もし卒業者のなかに進学を希望する者がいれば、1年間勉強して卒業したものは初等小学堂第二学年に、2年間勉強して卒業したものは初等小学堂第三学年に編入できる。最後に、課程内容と時間割を正規学堂章程のごとく明文化した。

これらの変更は初等小学堂簡易科の廃止と密接にかかわっている。初等小学堂簡易科が廃止されてから、簡

<sup>81</sup> 莊兪「論簡易識字学塾」、『教育雑誌』第二卷第三期、宣統二年三月初十日、社説の23-29頁（1469-1475頁）。莊兪（1876-1940）、江蘇省武進出身。中国近代の著名な教育家、商務印書館の元老である。『新式国文教科書』、『最新教科書』、『簡明教科書』、『共和国新教科書』などの編纂に参与していた。

易識字学塾も正式に小学の補助機構と見なされるようになった。そして改訂後の「簡易識字学塾章程」では、卒業者が依然として初等小学堂に編入できると定められていた。これは学部のような考慮によるのである。すなわち 1910 年の改訂によって、初等小学堂の授業内容の難易度が大幅に下がっているため、簡易識字学塾と新版初等小学堂の授業内容は前より連続させやすいというのである。なお、世論が疑問視した入学者の年齢差に対して、学部は今回初等小学堂に編入される者を初等小学堂の入学年齢に相応する者に限ることにして、成人の初等小学堂入学がもたらした問題を回避するように努めた。ここに至って、簡易識字学塾と初等小学堂簡易科との重複がもたらした問題は解決され、清末新式教育の推進における簡易識字学塾の位置づけが再確認されたのである。

(表 4-9) 1911 年全国簡易識字学塾状況

(「各省簡易識字学塾之成績」、『申報』宣統三年五月初九日(1911年6月5日)より筆者が作成)

地域	学塾数	学生数	地域	学塾数	学生数
四川*	16314 校	155487 人	直隸	4160 校	69405 人
河南	2500 校以上	59000 人以上	湖北	1000 校以上	—
浙江**	1000 校以上/1057 校	— /34059 人	山東	900 校以上	—
広東	700 校以上	—	陝西	500 校以上	—
福建	500 校以上	—	湖南	500 校以上	—
黒龍江	300 校以上	—	奉天	200 校以上	—
吉林	200 校以上	—	江西	200 校以上	—
安徽	200 校以下	—	江蘇	300 校以上	—

\* : 四川省の簡易識字学塾数と学生数の内訳は以下のとおりである。まず、小学に付属される学塾 1670 校、学生 29137 人。続いて祠廟公所に設立される学塾 926 校、学生 18474 人。さらに、私塾を改良し初等小学堂 3 年制簡易科に照らして設立される学塾 7504 校、学生 13387 人。最後に私塾を改良し初等小学堂 4 年制簡易科に照らして設立される学塾 6214 校、学生 94489 人。

\*\* : 浙江省全省の簡易識字学塾数は、宣統二年十二月までで合計全省 1057 校、学生 34059 人(「咨報全省簡易学塾之進行」、『申報』宣統三年三月二十六日(1911年4月24日))

さて、1911年に至ると、各省において設立された簡易識字学塾の数はどうなったのであろうか。筆者が調べた学部調査のデータは二種がある。①は『第二次中国教育年鑑』に掲載の1911年の学部統計である。それによると、各省における簡易識字学塾は合計16314校、学生は合計255477人である<sup>82</sup>。②は『申報』に記載の1911年の学部調査である。その内容を(表4-9)にまとめてみた。

それによれば、1909年に簡易識字学塾が設立されてから1911年までのわずか2年間に、全国で設立された簡易識字学塾の数はすでに29474校を上回り、入学していた学生の数も既知の四川、直隸、河南3省の統計のみでも28万人を超えていたことがわかる。なお、(表4-9)から、四川省のみの簡易識字学塾数は①の学塾合計数に相当することが明らかである。そして、②の既知の3省だけの学生数統計も①の合計を超えている。したがって、②の学部調査データは①より当時の簡易識字学塾の設立状況に近いと言える。ちなみに、1910年に直隸省には簡易識字学塾1461校、学生28616人であったが<sup>83</sup>、1年後の1911年に学塾の数は4160校、学生も69405人となった。わずか1年間で3倍も成長したのは、簡易識字学塾の拡大が重要視された事実を物語っている。

しかしながら、その拡大の裏には簡易識字学塾の弊害が潜んでいたことも見逃せない。簡易識字学塾は貧困で就学できない学齡児童と成人のために成立したが、結局のところ初等小学堂の補助機構に過ぎなかった。世論は、今各省において簡易識字学塾の設立に専念し、逆に初等小学堂の設立をごまかしていると指摘する。さらに、簡易識字学塾の入学者の多くは学齡児童であるので、結局本末転倒になってしまっていると懸念を示した<sup>84</sup>。学部もこの深刻さに気づき、提学使に指令を発した。初等小学堂を軽視し、簡易識字学塾のみ設立する弊害を解決するために、「本年度下学期から〔宣統三年〕、凡そ簡易識字学塾の入学者を就学していない成人のみに限ることとし、学齡児童を初等小学堂に入らせるべきである」と定めたのである<sup>85</sup>。つまり、簡易識字学塾の入学者の資格は正式に初等小学堂の入学者と区別され、簡易識字学塾の設立は新たな段階に入ったと言える。すなわち前述したように先行研究が検討してきた社会教育としての役割である。

---

<sup>82</sup> 教育部教育年鑑編纂委員会編『第二次中国教育年鑑』、商務印書館、1948年、第九編「社会教育」の第六章「識字教育」、93頁。

<sup>83</sup> 「咨直督簡易識字学塾応由学司嚴飭各州州縣切實推广以重憲政文」、『学部官報』第一百四十四期、宣統二年十一月初一日、文牘の10-11頁。

<sup>84</sup> 「簡易識字学塾不应兼收学齡児童」、『申報』宣統三年八月初五日(1911年9月26日)。

<sup>85</sup> 「学部通咨札提学司簡易識字学塾招收学生以年長失学者為限文」(宣統三年閏六月二十日)、『教育雜誌』第三卷第九期、宣統三年九月初十日、法令の91頁(3203頁)。



(表 4—10) 1909 年簡易識字學塾章程

(「学部奏遵擬簡易識字學塾章程摺」(宣統元年十一月二十九日)、『近代中國教育史資料』清末編、627 頁より筆者が作成。下線は筆者による)

1、 <u>簡易識字學塾專為年長失學及貧寒子弟無力就學者而設</u> ，其課程專教部頒簡易識字課本， <u>國民必讀課本</u> ，並酌授淺易算術(珠算或筆算)，教授二書完畢即准作為畢業。 <u>至其畢業年限定為三年以下一年以上(年長施學急於謀生入此項學塾者，或三年或二年或一年，均可聽便。家貧年幼入此學塾者，自以三年畢業為宜，如力不能學至三年，亦可酌量變通)</u> 。每日教授鐘點定為三小時或二小時，應由勸學所詳查各學塾辦理情形，彙呈督學局或提學司備核。
2、 <u>此項學塾三年畢業者如願升學，得升入初等小學第四年。</u>
3、此項學塾畢業生均發給憑單，注明肄業年限及識字若干。
4、此項學塾得酌授体操作為隨易科。
5、 <u>簡易識字課本計分三種</u> (遵照奏章，一種三年畢業，一種兩年畢業，一種一年畢業)。 <u>國民必讀課本計分二種</u> (一種較深者一種淺者)。應用某種課本由各學塾挾其力所能至者選用教授。
6、此項學塾視經費所自出，分為官立公立私立三種，每縣城(州治行治同)及著名村鎮務須先由官設立一二所，以資提倡。其紳富捐助鉅款創辦者，准與捐助學款一律請獎。
7、督學局及提學司自章程頒佈之日起，預定此數年每年推廣辦法分飭地方官及學務人員，逐年辦理。
8、此項學塾應由勸學所總董認真經理，每三個月應將境內學塾數目及每期學生增減之比較在京呈報督學局，在各省呈報提學司察核。督學局及提學司每半年彙報學部一次以憑稽考。
9、 <u>設立此項學塾為地方官及勸學所總董之專責</u> ，地方官及自治會並應任籌款之責，即以此事作為地方學務考成，由該省提學司認真考核。其成績較優者量加獎勵，不力者輕則記過重則詳請督撫參撤。
10、此項學塾可租借祠廟及各項公所，除黑板講台自應新置外，所有椅棹器具亦可賃借應用。
11、凡已設之官立公立私立各項學堂，歲入經費較為充裕者，均應附設此項學塾，其學生人數多寡不必拘定，由督學局及提學司督勸辦理。
12、此項學塾可仿日本二部教授法，以上半日下半日分班，並可增設夜班。
13、此項學塾附設各項學堂之內者，授課時間應定為晚七點鐘至九點鐘，或午後四點鐘至六點鐘，以及星期年假暑假講堂閒曠之日，均得多定鐘點酌量授課。
14、此項學塾應按學生年齡及所認畢業年限分班教授，如學生人數無多，程度亦復不齊，則用單級教授法合班教授。
15、 <u>學生不收學費</u> ，應用書籍物品概由塾中發給。
16、此外所有未盡事宜應由督學局及提學司就實在情形量為更定呈部備核。

(表 4-11) 1911 年学部改訂簡易識字學塾章程及授課表

(「学部改訂簡易識字學塾章程及授課表」(宣統三年正月二十四日)、『学部官報』第一百四十八期、宣統三年三月初一日、本部章奏の 3-4 頁より筆者が作成。下線は筆者による)

改訂簡易識字學塾章程				
第一章設立及維持	第一條： <u>簡易識字學塾專為年長失學及年幼家貧無力就學者而設，以補助小學推擴教育為宗旨。</u>			
	第二條：此項學塾視經費所自出，得分為官立公立私立三種。			
	第三條：凡已設之官立公立私立各項小學堂，歲入經費較為充裕者，均應附設此項學塾。得借用小學講堂教授，此項學塾亦得租借祠廟或各項公所用之。			
	第四條： <u>各府州州縣勸學所及地方自治職，均有籌款設立及維持之責。</u> 每學期應將境內學塾數目及學生增減之比較，在京呈報督學局，在各省呈報提學司。由司局彙報學部一次，以憑考核。督學局及提學司應預定每年推廣辦法，分飭地方官及學務人員辦理。			
第二章教科及設備	第五條： <u>此項學塾課程專教部頒簡易識字課本，國民必讀課本，並授淺易算術，教授識字課本時需兼教習字。</u>			
	第六條：此項學塾每日教授鐘點定為二小時。			
	第七條：此項學塾得酌量加授體操作為隨意科。			
	第八條：此項學塾附設於各項學堂之內者，期授課時間均以不礙本學堂功課為準。星期年假暑假講堂閒暇之日，均得酌加鐘點授課。			
	第九條：此項學塾應按學生年齡及所認畢業年限分班教授，如學生人數無多，程度亦復不齊，則用單級教授法合班教授。			
	第十條： <u>學生不收學費，應用課本等項概由塾中發給。</u>			
	第十一條： <u>此項學塾畢業期限訂為一年及二年，畢業時均發給憑單，註明修業年限及識字若干，畢業後願續進初等小學者，聽其一年畢業者得入初等小學第二年級，二年畢業者得入初等小學第三年級，但以合初等小學年齡者為限。</u>			
	第十二條：此外如有未盡事宜，應由督學局或提學司就地方實在情形量為更定，呈部備核。			
	簡易識字學塾科目と時間割			
		授業内容	使用教科書	每週授業時數
	第一章	国文：識字 講讀 習字	簡易識字課本第一編上下 2 冊	6 (内習字 2 時間)
		国民道徳：講演義理 不課文字	国民必讀課本上下 2 冊	3

年	算術：加減乗除及諸等数	簡易珠算課本第一編上下2冊	2
第 二 年	国文：識字 講読 習字	簡易識字課本第二編上下2冊	6（内習字2時間）
	国民道徳：兼課文字	国民必読課本上下2冊	3
	算術：加減乗除及諸等数	簡易珠算課本第二編上下2冊	2
			各学年合計 12

おわりに

本章はまず「奏定小学堂章程」を対象にして、法令を通じた「奏定学堂章程」の改訂と補完の実態を考察した。1904年に公布された「奏定小学堂章程」が実施された際、現実との乖離が浮き彫りになったため、実施から5年後の1909年と1910年に二度にわたって改訂が行われた。この2回の改訂によって、初等小学堂の必修科目と授業時間が減少したのである。それは章程が各地方において完全に規定通りには実施されなかったことをふまえた修正であり、教員不足という苦境を解決するための改訂でもあった。また、学部が「奏定小学堂章程」を改訂した際にも、地方の教育組織や世論の声を取り入れたことが本章にて明らかにされた。特に国文という科目の内容の実用化は世論を反映しており、同時に立憲予備運動が求めた識字率の向上という要求に応えたのである。

その一方、学部は当時最も議論をよんだ「読経講経」科目を廃止することはなかった。ただ、学部は初等小学堂の「読経講経」科目の内容と授業時間を減らし、高等小学堂の「読経講経」科目の授業時間を維持しながら内容を調節し、小学堂教育（あるいは初等教育）において「読経講経」科目の内容を一層合理的かつ十全に整備するようにした。この点から、近代学制においてこの「読経講経」科目が非常に重要な位置を占めたこと、さらにはその背後に伝統思想を利用して新式教育を導入、普及させようとする意図が存在したことがうかがえるのである。

これに加えて、本章は簡易識字学塾についても分析を行った。それはもともと立憲予備計画の中においては識字率を高める施設であったのが、学部の教育改革においては小学教育の補助機関として見なされた。そして各地方の積極的な推進によって急速に発展した。確かに、各地方官が簡易識字学塾の設立ばかりに専念し、初等小学堂の設立をうやむやにしたことや、学齢児童の大量入学が当初の簡易識字学塾の設立構想とは食い違っていたことは否めないが、簡易識字学塾が持つ特殊な時代性および役割は十分に発揮されていたと言えよう。

## 第五章 民国初期の「壬子・癸丑学制」および教育宗旨

### ——清末近代学制との連続性と変化において——

はじめに

本章では、民国初期の「壬子・癸丑学制」および教育宗旨について、清末近代学制との連続性と変化という視角から検討してゆきたい。まず、学制改訂が行われた宣統年間および中華民国成立前夜の1911年に、教育章程、特に初等教育章程をめぐって提起された朝野の改革案を取りあげる。続いて教育の基礎となる小学堂(校)章程の改訂および「読経講経」科目の存続の是非をめぐる議論に焦点を絞り、民国初期の「壬子・癸丑学制」と清末学制との間の連続性と変化について考察する。そして、民国初期の教育宗旨の制定とその修正について取りあげ、その背景にある思想について、清末からの連続性と変化を分析する。

#### 第一節 民国成立前夜(1911年)における近代学制の再改訂をめぐる議論——小学堂章程を中心に

第四章では1909年の「学部奏請変通初等小学堂章程摺」と、1910年の「学部奏定改訂兩等小学課程摺」の内容を中心に「奏定小学堂章程」に関する改訂案を検討した。そして学部は5年間の実施状況および世論の反応などに基づき、小学堂課程の一部の科目を削除し、課程内容の難易度を調整し、さらに修業年限を短縮したこと、また全体としては2回の改訂を通して国文科目の授業時間数を増やし、内容もより実用的なものとし、「読経講経」科目の内容も合理化したこと、さらに教員不足の問題が浮上したため、教員の養成を一層強化しようとしたこと、などを確認した。

しかしながら、清末の近代学制にかかわる改訂と修正の動きはこれにとどまらなかった。1911年には地方教育団体が教育宗旨や初等教育に関する改定案を提案し、学部に中央教育会の開催を促したのである。本節では第四章の議論を引きつぎつつ、1911年の小学堂章程に関する修正意見の内容およびその特徴を分析してゆく。

##### 一、江蘇教育総会が提案した小学堂章程の修正案

###### (一) 江蘇教育総会設立の宗旨と構成

新式教育の制度が正式に発足した後、学部は「中国の国土は広大であるので、……地方官のみに頼り教育の普及を図るのは困難」であることを徐々に実感するようになった。そこで、「もし地方士紳の力を利用して官員を補佐させれば、地方における学務の進展は盛んになるはずである」との認識から、1906年7月(光緒三

十二年六月)に「奏定各省教育会章程摺」を上奏する。これは各省の教育会章程によって各地方にすでに設立されていた教育組織について、そのレベルの不揃いを是正することを目指すものであった<sup>1</sup>。

当時各省で設立された教育会の中でも注目を集めていたのが江蘇教育会である。江蘇教育総会の前身は1905年に成立した江蘇学務総会であった。翌年に各省教育会章程に従い、江蘇省教育総会と改称された。創立者兼会長は張謇である<sup>2</sup>。江蘇学務総会時代に「江蘇学務総会暫定章程」(1905年)が制定され、設立宗旨、会所、会期、会員資格、職員権限などの8ヶ条を定めて、総会業務の順調な進展を期した。1906年に江蘇教育総会への改称とともに、章程の呼称も「江蘇教育総会章程」と改められ、その後、1908年に章程がふたたび改訂され、その内容は1905年の8ヶ条から、8章合計44ヶ条にまで増やされた。

江蘇教育総会に関しては優れた先行研究があり、すでにその成立の経緯、清末の立憲運動と地方自治の動向に沿った人材育成のあり方、また清末の新式教育の推進に対する貢献などについて分析されている<sup>3</sup>。本節ではこうした研究成果を踏まえつつ、江蘇教育総会章程の宗旨と会員資格の内容を改めて整理し、それらが江蘇教育総会の提案した清末の近代学制に関する改訂案に如何に反映されたのかを検討する。以下ではまず、総会の成立宗旨と会員資格に関する内容をみていきたい。

#### 1、総会宗旨について。

1905年の「江蘇学務総会暫定章程」と1906年の「江蘇教育総会章程」の総会宗旨は次のようにまとめられる。

- (1) 師範を重視すること。教員を養成するよう、師範学校を多く設立し、教育を普及させるよう、初等小学を多く設立すべきである。
- (2) 実業を重視すること。実業学校を設立し、農工商業人材を養成しなければならない。
- (3) 尚武精神を提唱すること。各学校が体育を重んじるべきである。尚武教育を重視し、民衆に軍国民精神を持たせるようにする。
- (4) 地方自治を準備すること。政法学堂あるいは講習所を設立し(民衆に)地方自治(に参与)する能力を

<sup>1</sup> 「奏定各省教育会章程摺」(光緒三十二年六月初八日)、朱有燾・戚名琇・錢曼倩・霍益萍編『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、上海教育出版社、2007年、255-260頁。

<sup>2</sup> 同上書、264頁。また、張謇が江蘇省教育界のエリートたちを連合し、江蘇学務総会を設立した目的は、教育改革を進めるのみではなく、立憲運動にあわせて、地方自治を促進することも望んでいたと指摘されている。詳しくは高田幸男「張謇与江蘇教育総会」、『江海縦横』2000年5月を参照されたい。

<sup>3</sup> 江蘇教育総会に関しては、高田幸男「江蘇教育総会の誕生—教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート—」、『駿台史学』第103号、1998年3月、「清末江蘇における地方自治の構築と教教育会—江蘇教育総会による地域エリートの「改造」—」、『駿台史学』第111号、2001年2月、と「20世紀初頭、中国長江下流域における教育界ネットワークの研究—江蘇学務総会によるネットワーク構築の初歩的考察—」、『明治大学人文科学研究所紀要』第50冊、2002年3月、張蓉「江蘇教育総会与清末新教育」、『江蘇教育学院学報(社会科学版)』、第19卷第2期、2003年3月、と陳昉秀『清末の江蘇教育総会(1905-1911)』、国立台湾大学歴史系碩士論文、2007年に詳しい。

養わせる。

(5) 本省〔江蘇省〕学界〔教育界〕を連合すること。例えば、本省の留学生や学務を定期的に調査し報告する。

また、1908年の改訂案には、(6) 教育の普及をはかり、立憲に相応しい国民資格を備えること、(7) 政治教育を重視し、議院と本省諮議局の人材を養成すること、(8) 本省の教育行政を補佐し、各州・庁・県の学務の方式を統一させること、(9) 各省の教育界と連携し共に国民教育に相応しい宗旨の整備を期すること、という項目が追加された。

## 2、入会会員資格について。

總會宗旨と同じく、1905年の「江蘇学務總會暫定章程」と1906年の「江蘇教育總會章程」の内容に大きな違いはない。まず、各府・州・庁・県の推薦を経て總會に参加できる代表人の資格は、(1) 学務董事、(2) 各地方の学会〔教育会〕会長、(3) 地方総董（1906年の章程ではこの項目が削除され、「工商実業を興し成功を収める者」と改訂された）、(4) 名望があり民衆に敬服される者、となっている。つぎに、入会者の資格は、(1) 学務にかかわる士紳、(2) 学務の推進を担う士紳、(3) 工商実業を興し成功を収めた者、となっている。

一方、1908年の改訂案では代表人と入会者の資格に明らかな変更が加えられている。まず、代表人の資格は(1) 勸学所総董あるいは教育会会長、(2) 学堂の監督あるいは堂長、(3) 上述した2項の職務を担当した経験があり退職後も本省学務にかかわる者、と改められた。続いて、入会者の資格も(1) 勸学所職員、教育会職員もしくは学堂職員、(2) 本国あるいは外国の中学堂以上の学堂の卒業者、(3) 上述した2項以外の学務にかかわる士紳、(4) 実業を興し教育の普及に役に立つ者、と変更された<sup>4</sup>。

なぜ江蘇教育總會の章程は1908年にふたたび改訂されたのか、またなぜ1908年の改訂は1905年・1906年の章程に対して大きく内容が追加・変更されたのか。その理由は、一言で言えば立憲運動のためであった。第四章第三節ですでに検討したように、清朝政府は1908年に正式に立憲運動の予備年次計画を公布し、9年の間に諮議局を計画すること、地方自治章程を制定し地方自治を実施すること、戸籍を調査すること、刑法などの法律を改めること、予算を編成すること、識字率を高めることなどを次々に進めようとしていた。この年次計画の公布は清朝中央各部に関連する政策の策定を促すものであったが、この江蘇教育總會章程の改訂にも影響が及んでいたのである。

まず、總會の宗旨では、立憲に相応しい国民を養成することを強調し、そのために教育の普及をはかり、学務の方式を統合し、各省の教育界の提携を促す、としている。また、代表人と会員資格については、1908年

---

<sup>4</sup> 1905年「江蘇学務總會暫定章程」、1906年「江蘇教育總會章程」、1908年「江蘇教育總會章程」の改訂案は、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』の278-288頁、そして高田幸男「江蘇教育總會の誕生—教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート—」の表2を参照されたい。

の改訂では、学務に携わる者には教育に関連するどのような職歴や経験が必要か、より具体的に条件を定めた。しかも、はじめて中学堂以上の学歴を求めている。これらの内容から、江蘇教育総会は積極的に立憲運動の動向に歩調を合わせていたことがうかがえる。

また、総じて言えば、江蘇教育総会の章程には、①江蘇教育総会の構成メンバーには、教育に関与している者以外に、工商実業に従事し教育の推進を支援できる者も含まれていること<sup>5</sup>、②江蘇教育総会の成立宗旨は無論教育改革の推進であるが、これに加えて実業を重視し、尚武の精神を宣揚しており、学部が公布した「教育宗旨」が提唱する尚実と尚武を重んじる教育事業と親和的であること、という2点の特徴があることがわかる。

## (二) 江蘇教育総会が資政院に陳情した小学堂章程修正草案

地元の教育事業に取り組みながら、江蘇教育総会も清末の近代学制について修正案を提案していた。例えば第四章第二節で明らかにしたように、江蘇教育総会は学部が1909年に出した初等小学堂章程について研究報告を提出し、修正の余地がある項目と問題点を指摘した。そのため、学部が1910年に再改訂した兩等小学堂章程の内容には、江蘇教育総会を含めた当時の世論と意見が一定程度反映されている。

1911年1月、江蘇教育総会はふたたび小学堂章程の修正草案を提案した。その内容は合計九章52ヶ条という膨大なものであった。ここでは、同修正案の中で特に重要と思われる教育宗旨、小学堂課程、義務教育に関する内容に焦点を絞って整理してゆきたい<sup>6</sup>。

### 1、教育宗旨。

草案の第一章である総綱第1条では、小学堂の宗旨について述べられている。その内容は次のとおりである。

小学堂の宗旨は学生の身体の成長に注意し、道德教育および国民教育の基礎、さらに生活に必要な一般知識と技能を伝授することである。国家が生存と発達を図るために、まず国民の強健を求める。全国国民の強健を求めるために、まず国民個人の強健を求めるべきで、小学堂はまず体育を重視すべきである。……なお、国民としての責任と忠誠・愛国心を知らせるため、学生が在学する際に道德教育および国民教育の基礎を教えなければならない。また、(国民が自ら)生計を立てないと国家の生存と発達を求められないため、生活にとって必要となる知識を教えるべきである。したがって、小学堂はまず体育を重視し、また同時に徳育と知育を重んじるのである。このようにすれば、学生の国民としての資格が養成され、将来的に自力で生活を営むことができるようになる。

### 2、小学堂課程に関する内容は修業年限と科目の2点に分かれている。

<sup>5</sup> 高田幸男「江蘇教育総会の誕生—教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート—」、5頁。

<sup>6</sup> 「江蘇教育総会陳請資政院修改小学章程草案」、『申報』宣統二年十二月初七日—初十日(1911年1月7日-10日)。

(1) 修業年限。草案の第三章である「教科及編制」の第13条では、初等小学堂の修業年限は4年、高等小学堂の修業年限は4年または2年と定めるべきであると主張している。なぜなら義務教育の年限は、長ければ長いほど国民のレベルが高くなるからである。ただ、年限の長短は地方の財力と国力の制約を受ける可能性があるため、修業年限を長くすることで学制が実施できなくなるよりは、修業年限を短縮して教育を普及させることが重要である。ゆえに、初等小学堂の修業年限を4年、高等小学堂の修業年限を4年または2年と定めたのである。高等小学堂の修業年限は2年であれば、その卒業者が中学堂に進学できる。4年であれば、その卒業者は基本的に進学しないが、もし進学を希望すれば、初級師範学堂か中等実業学堂に入るか、あるいは中学堂第三学年に編入する、と規定している。

(2) 科目。第三章の第14条では、初等小学堂の科目を修身、国文、算術、体操と定め、女子であれば裁縫も学習し、また各地方の状況によって図画、唱歌、手工を加えてもよいとしている。初等小学堂の四年間には最も重要な科目を教えなければならない。そのため、道徳および国民教育の基礎となる修身、生活にとって必要となる知識と技能を教える国文と算術、身体の成長に役に立つ体操を修得させる、と定めている。

同じく第三章の第15条では、高等小学堂の科目が修身および経訓、国文、算術、中国歴史、地理、理科、図画、体操となっている。女子校では裁縫が加わる。なお、各地方の状況によって、唱歌、手工、英語、農業、商業を加える、とも定めている。

3、義務教育に関して、第五章「就学」の第25条では、6歳から14歳までの8年間で学齢期と定め、これを義務教育の期間としている。保護者は児童が6歳から14歳までの8年間に初等小学堂での修業を完了させる義務があるが、児童が14歳を過ぎたら、保護者の義務には含まれなくなる。そして、第28条において、保護者には児童に就学させる義務があり、児童の就学を強制する権利もあることが強調されている。すなわち、学齢期に達した児童には教育を受ける義務と権利がある、としているのである。

今回の提案はどのような特徴を持っていたのだろうか。江蘇教育総会が1909年に学部の変通初等小学章程に関して提出した意見案と比較しながら検討してみよう。1909年の提案は、在学年限、科目の授業時間および完全科と簡易科の編制などに着目し、小学堂学制および課程設計の充実と合理性の向上を求めている。それに比べ、今回(1911年)の提案で重視されているのは小学堂教育の「目的」である。特に小学堂の教育宗旨の内容から、こうした特徴を容易に看取することができる。

修正提案において、小学堂の宗旨は学生の身体の成長に注意し、道徳教育および生活にとって必要な知識と技能を伝授することであると述べられている。すべては国家の生存と発展を図るため、国民としての責任や忠誠心・愛国心を養うことが目的とされた。主な科目である修身、国文、算術、体操もこうした目的を達成するために定められている。つまり、国家に役立つ国民を養成することが宗旨であると言っても過言ではない。また、修正提案では義務教育の年限を定めているが、就学は児童の果たすべき義務であると同時に、享受すべき



権利でもあると強調されていた。

江蘇教育総会が提出した修正提案は、なぜここまで教育の「目的」にこだわったのだろうか。これもやはり立憲運動と密接に関係している。1908年に清朝が立憲年次計画を公布し、9年後に正式に立憲制度を実施すると予告したが、1910年末になり立憲予備期間を短縮することを公布し、立憲制度の実施を前倒した。そのため、中央各部は続々と対応策を打ち出していた。江蘇教育総会はそもそも地方自治・立憲制度構想に基づいて結成された機構であり<sup>7</sup>、発起人である張謇も立憲運動の擁護者である。そのため、江蘇教育総会の中には、教育を通じて立憲制度の推進に役立つ国民を養成しようという意識が働いていたと考えられる。

## 二、各省教育総会連合会の提案

前述したように、1908年に改訂された江蘇教育総会章程において、総会の宗旨には「各省の教育界と連携し、共に国民教育に相応しい宗旨を完備することを期する」とする内容が加えられた。そのため、江蘇教育総会会長の唐文治らは1910年から各省教育総会連合会の開催を準備したが、その目的は全国規模で教育事業について議論し、不一致を統合して各省の教育の進歩を図ることにあつた<sup>8</sup>。これは立憲制度の実施が迫ってきたことに対する準備の表れであると指摘されている<sup>9</sup>。

各省教育総会連合会の会期は1911年4月29日から5月12日までであった。広西、安徽、江西、山東、湖北、直隸、福建、湖南、浙江、河南、江蘇合計11省の代表が連合会に参加した。そして、江蘇代表の沈恩孚が主席に、直隸代表の胡家祺が副主席に選出された<sup>10</sup>。「各省教育総会連合会章程」によれば、各省教育総会連合会の宗旨は「各省教育総会の合意によって組織し、全国の教育事業を公議することによって、教育の改良と進歩を期する」というものであった。そのため、連合会において議論される事項の範囲は、全国的な教育方針、初等教育の普及方法、高等教育および中等教育に関連する計画をはじめ、教育に関連するさまざまな事項を含んでいた<sup>11</sup>。この宗旨に基づき14日間にわたる議論を経て、学部と各省はそれぞれに提案を行った。以下にその内容をまとめておこう<sup>12</sup>。

### (一) 学部への提案。

<sup>7</sup> 高田幸男「江蘇教育総会の誕生—教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート—」、17-19頁。

<sup>8</sup> 「各省教育総会連合会会議議決案」(1911年5月)、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、192頁。

<sup>9</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、438頁。

<sup>10</sup> 「各省教育総会連合会会議議決案」(1911年5月)、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、192-193頁。

<sup>11</sup> 「各省教育総会連合会章程」(1911年5月)、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、187-189頁。

<sup>12</sup> 「各省教育総会連合会会議議決案」(1911年5月)、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、192-203頁。

1、軍国民教育主義を定めることを要請する案。「憲法大綱」は国民に兵役に就く義務を課している。最近立憲実施の予備期間が短縮され、立憲実施が迫っているため、全国の国民に兵役に就く義務を果たさせるため、まず学校教育に尚武主義を重視させなければならない、と主張した。そして、その方法として、軍国民主義を実施する勅令を下すよう要請すること、高等小学および同等以上の学堂において兵式体操を重視すること、各学堂において体操を必修科目と定めることを提案している。

2、国語を統一する案。発音と語法を統一させることを提言している。

3、学堂卒業生に科举制度に基づいて肩書きを与える規定を廃止する案。科举がすでに廃止されているにもかかわらず、学堂の卒業生に官職や進士・挙人などの肩書きを与えることは、官員の数を過剰に増やし、また、教育にも弊害を与えている。なぜなら学堂卒業生に肩書きを与えることは、学生の虚栄心をそそることになるからである。国民教育の精義は全国国民の責任感を養成することにあるが、こうした虚栄心は責任感とは両立しえないものであり、教育宗旨である尚実にも反する、としてこの規定の停止を主張した。

4、初等教育方法を変更する案。

(1) 小学堂において手工を必修科目と定めること。国民の生計のためには実業を提唱することが急務である、とされ、手工は実業と密接に関連しているため、国民の実業に対する認識を養うために小学堂から手工を教えないといけない、と提案している。

(2) 初等小学堂には「読経講経」科目を設けないこと。その理由として、『論語』や『孝経』は簡単な内容ではあるが、初等小学堂の学生には理解しがたい部分もあるため、初等第三、四学年に設けられている読経講経の授業時間は他の科目を教授してもよいことにしている。

そのほか、(3) 10歳以下の初等小学堂の学生は男女共学を許可すること、(4) 簡易識字学塾章程を酌量の上改訂すること、(5) 初級師範学堂監督の資格を厳しく規定すること、を提案している。

5、高等教育方法を変更することを要請する案。

(二) 各省に向けた提案。軍国民教育主義を定める案と、初等教育方法の変更案の内容は上述した学部への提案とはほぼ同じであるが、異なるものとして以下の3点がある。

1、初級師範教育を改良する方案。(1) 監督の資格を厳格に定めること、(2) 師範学堂には必ず附属小学堂を設置すること、(3) 規定されている教育科目の授業時間を減らしてはならないこと、(4) 師範生は実習を重視すること、(5) 各職員と教員は訓練と教育研究を重視することによって、師範教育を充実させること。

2、各学堂職員の連合会を組織する案。教育の進歩を図るため、教育にかかわる者が共同で研究することが最も重要であると論じている。つまり、議論によって教育が改良されることが重要であり、特に学級の編制、学科の授業程度、教科書の採用、教授と管理方法などについて共同で検討すべきであるとしている。そのため、各種の学堂職員連合会を組織することが必要であると主張している。

3、義務教育を実施する予備法案。学部は1911年に試辦義務教育章程を制定し、翌年に義務教育を普及させる方針を定めた。そのため、義務教育がまもなく実施されることに対して、各地方も真剣に準備しなければならないとしている。

各省教育總會連合会の提案が学部への提案と地方への提案とに分かれているのは、「各省教育界の知恵知識と情誼を疎通した上で、学部にも共同かつ一致した意見を提出し、各省の事情を酌量し学務を進めることを期する」ためであった。また、それによって「それぞれの教育に関する主張が岐路に入らず、激しい生存競争の世界に適応できるようになるはずである」<sup>13</sup>との姿勢も明確に示されている。

また、各省教育總會連合会は、江蘇教育總會の修正草案を受け継ぎつつ、さらに一步踏み込んだ提案を行っている。すなわち、尚武を強調し、軍国民教育のために体育と体操を重視する姿勢を打ち出し、また尚実を強化するため、実業を重視して手工を必修科目として定めるよう主張した。また、「読経講経」科目を廃止し、経書の内容を国文と修身科目に組み込むことで十分に国民道徳を養成できると強調している。このように、各省教育總會の代表たちの議論によって、初等教育を中心とする教育修正提案の内容が徐々に具体的になっていったことが確認できる。

### (三) 地方教育団体の主張に関する世論

その一方で、尚武の提唱や初等教育の改訂は各省教育總會だけに見られた主張ではなく、世論にも類似した言論が見られた。例えば、全国教育總會連合会の開催とほぼ同時期に、『申報』は「論提倡尚武精神（尚武精神を提唱することを論ず）」という社説を掲載し、わが国は今列強に脅かされる状況に置かれているので、尚武精神を提唱しなければ国家として立ちゆかないであろうと述べている。そして、尚武を提唱する前提は軍備を整備することであり、軍備を整備する前提は全国の壮年男性を全員兵役に就かせることであるため、募兵を廃止して徴兵を行うべきであるとも主張している。ただ、今すぐ全国に徴兵令を実施できないのであれば、全国中学堂以上の学堂において学生に兵操〔軍事訓練〕を課すべきであると提案している<sup>14</sup>。

また、「庚辛之際教育芻議」という社説では、主に小学堂教育について論じられている。小学堂を重要視する理由は、小学堂は国民教育の基礎であり、国家の富強・貧弱という根本問題を解決するために、学生の身体の成長を重視し、道徳教育と生活にとって必要な一般知識を教える場所だからであるとする。そのため、小学教育においては体育、公德、生計、教科書の4点を重視すべきであると指摘する。

第一に、国家富強の基礎は健全な国民であり、健康な身体を鍛えれば激しい競争を繰り広げる世界で地位を得ることができるため、学堂の設立者は体育を重視しなければならない。第二に、中国の民衆は私徳のみを知

<sup>13</sup> 「唐会長（文治）致各省教育總會代表之歡迎詞之大略」、『中国近代教育史資料匯編・教育行政機構及教育団体』、189頁。

<sup>14</sup> 「読提倡尚武精神」、『申報』宣統三年三月初八日（1911年4月6日）。

り公德を知らないことが常に各国から非難されているため、小学教育においても公德の意義を学生の脳中に刻みこみ、利他なくして利己はないという原理を理解させるべきである。第三に、わが国の貧困は世界でも稀なものであり、生活〔生計〕問題の解決が急務となっている。それを改善する方法は国文、算術、手工の3つの科目の授業内容にあり、さらに、芸徒学校、農業・工業・商業の初等学校の設立を急いでもよい。第四に、教科書は国民の頭脳、国家の実業を振興し、敵国に対抗する意欲を起動させる発動機である。しかし、今の教科書の内容は最善を極めてはおらず、改善して学生の愛国心と敵愾心を沸き立たせなければならない<sup>15</sup>。

以上の内容からは、民国成立前夜に地方および世論が教育改革に対して行った提案においては、尚武の精神や軍国民教育主義を提唱し、体育（体操）・手工などの科目を重要視して、小学教育の強化を求める意見が中心的であったことがわかる。そして、以下に述べるように、これらの提案は学部の政策にも影響を及ぼすのである。

### 三、中央教育会の開催

#### （一）中央教育会の性質

ここまで、江蘇教育總會と各省教育總會連合会という地方教育団体について議論してきたが、本節では、学部、すなわち政府中央の主導で1911年に発足した中央教育会に焦点を当てる。中央教育会の設立は、立憲制度の実施に支障をきたす教育上の問題を解決することに主眼が置かれていた。そもそも中央教育会は、立憲制度の実施の前倒しを清朝政府が決定した際に学部によって設立が決定された組織であったが、全国教育總會連合会による下からの要請により、学部は同教育会の設立を急がねばならなくなった<sup>16</sup>。

では、中央教育会はどのような性質を持っていたのだろうか。これについては、1911年6月（宣統三年五月）に学部が上奏した「学部奏准設立中央教育会並擬具章程摺並章程」からその一端をうかがうことができる。この上奏文によれば、「わが国は新式学堂を設立して以来、精力的に大学堂、専門学堂および高等学堂を設立してきた。ただ中学堂は卒業生が少ない上に、経費不足という問題に悩まされているため、すべての企画が未だ完全に整備されていない」という窮状が明かされている。そして「中学以上の教育は時間をかけて今後整備していけばよい」が、「中学堂以下の学堂の整備と教育の普及は立憲と密接に関連しているため、教育関係者の経験を広く集め教育の普及を促進させるべきである」と主張している。その方法については、「日本の高等教育会議の章程を参照しつつ中央教育会章程を制定し、各界の学務にかかわる人員を集め、京師において中央教育会を開き、中学堂以下の各学堂に関連する事項を検討する」、とある。つまり、中央教育会は学部が全国

<sup>15</sup> 「庚辛之際教育芻議」、『申報』宣統三年四月初八日（1911年5月6日）。

<sup>16</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、437-440頁。関曉紅は中央教育会について、「清末中央教育会述論」（『近代史研究』2000年第4期）以外に、『晚清学部研究』の第八章第三節においても論述している。両者の内容はほぼ同じであるため、本章の引用は、『晚清学部研究』の内容に依拠する。

レベルの教育に関する意見を求めるために設立した機構であり、主に中・小学堂教育の主旨、科目内容の水準、設備と管理に関する事項、兩級師範学堂、中等以下の各学堂監督に関連する事項、国語調査事項、義務教育の普及、学堂を維持する経費問題、国家と地方が学堂を補助する計画、学堂の衛生事項などについて議論し、小学・中学教育を充実させることが目標とされた<sup>17</sup>。

これらの章程の内容に基づき、中央教育会は会期中に諸々の議案を検討した。先行研究では、議案が可決されるまでの経緯を踏まえながら、中央教育会が、(1) 中央と地方、行政と学務、政府と民間といった両者の意思をそれぞれ疎通させる新たな形式をもって、政策に民意が多く反映されるようにしたこと、(2) 議案の可決を通じて、教育会の一部の意思を反映させたこと、(3) 会議に参加した代表と教育会の関係者に限らず広く意見を集め、より一層の成果を収めることができたこと、が評価されている<sup>18</sup>。

## (二) 中央教育会が可決した議案

中央教育会は1911年7月から8月にかけての1ヶ月の会期中でさまざまな議論を行い、最終的に、(1) 学堂卒業生に科挙の肩書きを与えることを廃止する案、(2) 軍国民教育諮詢案、(3) 国庫から小学堂経費を援助する案、(4) 義務教育章程、(5) 考試〔試験〕章程を変更する案、(6) 教育経費諮詢案、(7) 初級師範を省に管理させる案、(8) 各省学務公所が討論会を開催する案、(9) 国語を統一する案、(10) 実業教育を振興する案、(11) 国庫から小学堂教員の養成を援助する案、(12) 初等教育を変更する方法案、の12項目の議案を可決した<sup>19</sup>。

中央教育会は学部主導であったため、可決された議案には経費の確保を重視する姿勢が強く打ち出されていた。特に国庫からの援助によって小学教育の発展を促すことが強調されていた。その一方で、各省の代表が参加していたため、可決された議案の多くは地方教育団体が主張した議案とも共通していた。例えば、地方教育団体が注視していた軍国民教育主義と小学教育修正案は中央教育会でも議論され、特に小学堂課程の「読経講経」科目の存続の是非が、地方や世論のレベルを超え、中央レベルの会議で初めて議論された。以下では、軍国民教育と小学堂教育修正案の議案について整理してみる。

### 1、軍国民教育諮詢案

中央教育会で軍国民教育の議案が可決されるに当たっては、長時間にわたる激しい議論が交わされたようである。議論の重点は、どのような方法で軍国民教育を実行し、また如何にして悪影響を避けるべきか、という点にあった<sup>20</sup>。その詳細な経緯については先行研究ですでに述べられているので、ここではなぜ軍国民教育が

<sup>17</sup> 「学部奏准設立中央教育会並擬具章程摺並章程」、『教育雑誌』第三卷第六期、法令の67-69頁(2949-2951頁)。

<sup>18</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、458-459頁。

<sup>19</sup> 「中央教育会閉幕」、『申報』宣統三年閏六月二十五日(1911年8月19日)。

<sup>20</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、454-455頁。「中央教育会閉幕」、『申報』宣統三年閏六月二十五日(1911年8月

提唱されたのか、つまり、提唱の目的は何だったのかということを知りたい。

そもそも唐文治が中央教育会に提起した改革を要する3つの教育事項の中の1つが、軍国民教育に関するものであった。唐は、「奏定学堂章程」の「学務綱要」が各学堂における一般の課程以外に兵学の教授を定めているのは、学堂章程の制定当初から体育を重視し、文弱な気風を改善して従来の文武分離の弊害を取り除く意図があったからである、と指摘する。そして、その後憲法大綱が制定されるに至って、国民が兵役に服する義務があることが規定されたのであるから、全国の国民に兵役に服する義務を課すために、まず学校教育において尚武主義を重視させるべきである、と呼びかけている。さらに、軍国民教育を公言し、高等小学堂および同レベルの学堂において兵式体操を重視させる論旨を下すことや、体操を必修科目にすることを学部に変更した<sup>21</sup>。また、学部も「軍国民教育を実施するのは、人々に敵愾心と『保種』意識を抱かせるためである」と考えていた<sup>22</sup>。つまり、軍国民教育は国家の存亡と結び付けられていたのである。

一方、中央教育会会長を務めた張謇は開会の辞において、私心と怠惰こそ教育精神の弊害であり、私心を改善する方法が国家主義であり、怠惰を改善する方法が軍国民主義であると主張した。そして学部が公布した「教育宗旨」の言う尚公とはまさに国家主義の提唱であり、尚武とはまさに軍国民主義の提唱である、と論じた。さらに、国家主義を提唱する方法は、倫理・修身・歴史・国文などの科目を制定してそれらの授業を重視することであり、軍国民主義を提唱する方法は、体操・兵操〔兵式体操〕・拳法・刀法・槍法・水泳などの授業とその教授法にあると指摘している<sup>23</sup>。

このように見えてくると、地方教育団体が軍国民教育を提唱した目的は、主に「教育宗旨」の言う尚武の精神を強化し、体育・体操という科目を通じて強健な国民を養成し、憲法に定められている徴兵制実施の準備を整えることにあったと言える。そして、学部はさらに敵愾心と「保種」意識を養うことを強調していた。換言すれば、軍国民教育によって国家意識を涵養することが目指され、それによる国家へのメリットが強く意識されていたのである。張謇の発言もまた、国家主義を明らかに意識した発言といえよう。彼は各科目の授業を通じて、国家主義と軍国民主義を浸透させていこうと考えた。つまり、教育を通じて国家に有益な国民を養成しようとしたのである。

## 2、小学堂章程における「読経講経」科目の廃止案

第四章において論じたように、「読経講経」科目はその存続の是非が絶えず論争されてきた。多くの地方教育団体が、そして世論も、「読経講経」科目の廃止を訴えていたにもかかわらず、学部は1909年と1910年の2回にわたって小学堂章程を改訂した際も、「読経講経」科目を存続させつつその内容をより一層合理的なも

---

19日)。

<sup>21</sup> 「唐蔚之侍郎致中央教育会説帖」、『申報』宣統三年六月二十三日—二十四日(1911年7月18-19日)。

<sup>22</sup> 「中央教育会第三次大会紀」、『申報』宣統三年閏六月初二日(1911年7月28日)。

<sup>23</sup> 「中央教育会会長張謇開會詞」、『申報』宣統三年六月二十八日(1911年7月23日)。

のに改変することにこだわった。しかしながら、同科目の廃止を求める声が取まる気配はなく、ついに中央教育会の議案の1つとなったのである。「読経講経」科目の存続の是非が中央レベルの会議において議論されたのは、管見の限りこの時が初めてである。

学部は中央教育会に対して、初等小学では『孝経』、『論語』の授業を控えるよう提案した。そして、中央教育会の会員も同様に、初等小学堂科目の改編に際して「読経講経」科目の廃止を訴えた。つまり、小学堂第一、第二学年の「読経講経」科目はすでに廃止されていたが、第三、第四学年でも「読経講経」科目は廃止されるべきであると建言したのである<sup>24</sup>。ただ、これらの提案は保守派からは亡国の行動と見なされ、反対の末に否決された<sup>25</sup>。

しかしその後も「読経講経」科目の廃止をめぐるたびたび激しい議論が展開された。その経緯は以下のようによまとめられる。小学堂教育の改編案が議論された際、「読経講経」科目廃止反対派は、経学を廃止することは国粹を喪失させるのと同然であると主張した。一方、穏健派は、外国の教育章程に経学がないことを理由に「読経講経」科目を設ける必要がないとは言えない、なぜなら外国にはそもそも経学がないからである、としつつ、初等小学堂から学生に経書を勉強させる必要はないと主張した。つまり、初等小学堂以上の学堂における「読経講経」科目の設置には賛成していたと見てよい。そして、廃止賛成派は、現在学部は初等小学堂第三学年から「読経講経」科目を学習させると規定しているが、これは検討の上変更する余地がある、として、初等小学堂の課程に「読経講経」科目を設けなくても、経書の内容の概略をまとめて修身科の内容に組み込めばそれで十分である、と主張したのである<sup>26</sup>。

こうした激論の末、最後の表決において「読経講経」科目の廃止が決定された。ここに至って、「読経講経」科目には終止符が打たれたかに思われた。しかし、中央教育会が散会し、1911年9月に学部が可決議案を内閣に提出する段階になって、軍国民教育案と初等小学堂の男女共学案、および「読経講経」科目廃止案については提出が見送られることになった<sup>27</sup>。そのため、結局清朝の統治が終わるまで、軍国民教育および「読経講経」科目の存続の是非をめぐる論争に決着がつくことはなかった。しかしながら、次節で論じるとおり、地方教育団体と学部による議論は、その後の民国初期の学制に強い影響を及ぼすこととなるのである。

## 第二節 民国初期の「壬子・癸丑学制」における小学校課程——清末学制との連続性と変化において

### 一、「壬子・癸丑学制」の制定と改訂

<sup>24</sup> 「中央教育会会員提議案」、『申報』宣統三年閏六月初九日、初十日（1911年8月3日、4日）。

<sup>25</sup> 「中央教育会雑聞」、『申報』宣統三年閏六月初一日（1911年7月26日）。

<sup>26</sup> 「中央教育会第十四次大会紀」、『申報』宣統三年閏六月二十二日（1911年8月16日）。

<sup>27</sup> 関曉紅『晚清学部研究』、464頁。

本節では、「壬子・癸丑学制」における小学校課程の検討を行ったうえで、清末学制における小学堂章程との違いに注目する。まず「壬子・癸丑学制」制定の背景と修正内容をみていきたい。

(一)「普通教育暫行辦法」・「普通教育暫行課程標準」

1912年1月1日に中華民国が正式に成立し、3日には教育総長に蔡元培が、教育次長に景耀月がそれぞれ任命され、6日後の9日に教育部が発足した。教育部は清朝の学制を改革する必要性を示す一方で、全国の教育界の分裂を避けるため、「普通教育暫定辦法」を制定し、各省においてただちに実施することを決定した。こうして同19日に各省に通達されたのが「普通教育暫行辦法」と「普通教育暫行課程標準」である。

「普通教育暫行辦法」の内容は以下の14ヶ条である。

- 1、従来の各学堂を学校に、監督・堂長を校長に改称すること。
- 2、各州県の小学校は〔民国〕元年三月初四日に開校すべきこと。中学校と師範学校は地方の財政によって開校すべきこと。
- 3、新たな学制が公布されるまでは、従来通り毎学年二学期とする。第一学期は陽曆三月から夏休みまでとし、第二学期は夏休みを終えてから翌年二月までとすること。
- 4、初等小学校は男女共学とすること。
- 5、特設される女学校の章程は暫く旧制のままとすること。
- 6、およそ各教科書は共和国の宗旨と一致させるべきこと。清朝の学部が刊行した教科書の使用を一切を禁止すること。
- 7、およそ民間において流通する教科書の中に、清朝および旧官制・軍制を評価するものや、避諱・擡頭<sup>28</sup>の形式があれば、各書局に各自修正させ、見本を本部〔教育部〕と、各省の民政司および教育總會に送らせ後日の調査に備えること。なお、教科書の中に共和宗旨に一致しない内容があれば随時修正し、あるいはその箇所を指摘して民政司に提出し、あるいは教育会に通知して当該書局に修正させること。
- 8、小学校の「読経講経」科を一律に廃止すること。
- 9、小学校では手工を重視すること。
- 10、高等小学校以上の学校の体操科目は兵式を重視すること。
- 11、初等小学校においては、算術科目は第三学年から珠算も兼ねて学習すべきこと。
- 12、中学校は普通教育のため、文科と実科を分けないこと。

---

<sup>28</sup> 避諱とは、君主や自らの祖先・父母の実名の文字を直接口にしたり文章に書いたりするのを避けることである。擡頭とは、書簡や公文書において敬意を表すため、相手に関わる表現の部分を行を改めて書くことである。



13、中学校と初級師範学校は四年で卒業するように改訂すること。ただ、現在すでに一学期以上修業し、にわかはこの改訂に従うことが困難である者は、従来の章程通りにすること。

14、学堂の卒業生に科挙並みの肩書きを与えることを廃止すること。初等・高等小学の卒業者を初等・高等小学卒業生と称し、中学校と師範学校の卒業者を中学校・師範学校卒業生と称すること<sup>29</sup>。

なお、「普通教育暫行課程標準」は初等・高等小学校暫定課程表、中学校暫定課程表および初級師範学校課程表を含め、合計 11 ヶ条あり、主に小学校、中学校、師範学校の課程と科目表を規定している。

多賀秋五郎は、学堂を学校、監督・堂長を校長と改称したこと、初等小学を男女共学としたこと、小学の「読経講経」科を廃止して手工を重視したこと、中学の普通教育機関としての性格を明確にしたこと、科挙並みの肩書きを与えることを廃止したこと、そして、教科書は共和国の宗旨に合致するようにしたことなどが注目に値すると指摘している<sup>30</sup>。さらに、阿部洋は「普通教育暫行辦法」、「普通教育暫行課程標準」の内容に基づいて、民国教育の基本的な方向を(1)教育の目的と内容における儒教的伝統の打破、(2)国民教育主義の実現、(3)初等教育における男女共学・男女差別撤廃の原則の設定、としてまとめている<sup>31</sup>。

以上のことから、「普通教育暫行辦法」は国の政体の変化に沿った内容を制定することに重点が置かれていたことが読み取れる。とりわけ教育の分野においては、旧制を払拭し、新制を打ち立てることが追求されたのである。清末学制から民国学制へのプロセスにおいて生じた変化に着目するならば、確かに中華民国初の教育制度として定められた「普通教育暫行辦法」は画期的な側面を持つ。しかしながら、連続性という視角から見れば、第 8 条の「読経講経」科目の廃止、第 9 条の手工科の重視、第 10 条の兵式体操の重視、第 14 条の学堂卒業生に科挙並みの肩書きを与えることの廃止などの項目は、実際には、本章第一節で取り上げた、民国成立前夜に地方教育団体や中央教育会によって激論が交わされた教育改革の内容と非常に多くの類似点を有していることが認められるのである。

そして、第 4 条の初等小学校における男女共学も民国学制と清末学制との強い連続性を物語っている。前述のように、多くの先行研究は初等教育における男女共学を民国学制の一大突破点と見なしている。しかし、清末の学堂章程では男女の小学堂は分けて設立すると定められていたが、実際には教員、経費、設備などが不足する場合、男女同校という状況は避けられないのが現実であった<sup>32</sup>。『学部官報』には一部の女子学堂は、男子が通う普通小学堂に付属していたという記載が多く見られる<sup>33</sup>。さらに、1911 年に開かれた各省教育總會連合会は初等小学堂において 10 歳以下の男女共学を許可することを提案し、また、最終的には内閣まで提出さ

<sup>29</sup> 「普通教育暫行辦法」、『近代中国教育史資料』民国編（一）、571 頁。

<sup>30</sup> 『近代中国教育史資料』民国編（一）、解説の 001、45 頁。

<sup>31</sup> 阿部洋「民国初期の教育状況」、142 頁。

<sup>32</sup> 廖秀真「清末女学在学制上の演進及女子小学教育的發展 一八九七—一九一一」、238-239 頁。

<sup>33</sup> 『広西丁未上学期全省兩等小学堂一覽表』、『学部官報』第六十五期、光緒三十四年八月十一日、京外学務報告の 8-11 頁。ちなみに、このような女子学堂が普通小学堂に付属していた状況は私立学堂の場合が多かった。

れなかったものの、学部が主導した中央教育会においても初等小学堂の男女共学に関する提案は可決されていた。したがって、1912年の「普通教育暫行辦法」および課程標準は、清末に行われた教育改革の延長線上に実現したものと捉えることも可能である<sup>34</sup>。

## (二) 「壬子・癸丑学制」の完成

1912年3月末、宣統帝の退位と袁世凱の大總統就任と同時に北京に南北統一政府が成立した。そして、蔡元培が総長を務めていた教育部は同年4月に北京に移転し、清末学部の人員を接収して教育行政を統轄するようになった。ここに至って、南京と北京の政府の統一と学部の接収により、新生教育部が誕生したのである。

この新たな教育部が直面した重要課題が新学制の制定であった。その名の通り「普通教育暫行辦法」はあくまで暫定的な法令であったから、民国としての教育基準となるべき新たな学制が必要とされたのである。教育部も「普通教育暫行辦法」を公布した際、「完全なる新学制を、各地方の教育家の見識を集め、折衷しながら定めるべきである」と述べており<sup>35</sup>、同年5月には教育部は全国臨時教育会の開催を決定した<sup>36</sup>。7月から8月までの約1ヶ月にわたって開かれた全国臨時教育会では、教育宗旨および学校系統などの問題が議論され、9月には「壬子学制」を公布するに至った。ここに民国初の正式な学制が誕生することになった。

それから約1年をかけて、小学校令と小学校教則、中学校令と中学校令施行細則、大学令と大学規程、専門学校令と専門学校規程、師範学校令と師範学校規程、実業学校令と実業学校規程などの詳細な関連規定が続々と制定され、「壬子学制」は充実した内容を備えるようになった。1912年9月から1913年8月にかけて公布されたこの一連の教育制度は「壬子・癸丑学制」と総称され、1922年に「壬戌学制」が公布されるまで民国初期の教育基準としての役割を果たすことになる。

## (三) 袁世凱による改訂

「壬子・癸丑学制」は1913年8月頃までにはほぼ完成したが、袁世凱政権はその後数回にわたって改訂を加えている。1915年1月に公布された「特定学務綱要」では、道德教育・実利教育・尚武教育などの重要性

<sup>34</sup> 「普通教育暫行辦法」は蔡元培が蔣維喬、陸費逵、莊兪、高夢旦らに委託して制定されたものである（璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料匯編・学制演變』、1071頁）。蔣維喬（1873-1958）は1903年に商務印書館に入り、1912年まで張元濟、莊兪らと小学校教科書の編纂をしていた。高夢旦（1870-1936）は1901年に浙江大学堂総教習に就任し、翌年学生を率いて日本へ赴き、留日学生監督を担任した。1903年に帰国後、商務印書館に入り教科書の編纂を始めた。また第四章で論じたように、陸費逵と莊兪はしばしば清末の学制に対して意見と建言を提出し、雑誌や新聞にも掲載されていた。したがって、彼らは教育関係者でありながら、清末教育改革に強い関心を持っていたことは間違いない。この点から、彼らは民国成立前夜の1911年における朝野の学制をめぐる議論を把握していたはずであり、それらの改革意見を民国の学制に取り入れようとしたことが推測できる。

<sup>35</sup> 「普通教育暫行辦法」、『近代中国教育史資料』民国編（一）、571頁。

<sup>36</sup> 臨時教育会議は教育部が主催し、そして数回の協商を経て、①教育総長が招聘した者、②各省の代表、③教育総長が選抜した直轄の学校の職員、④教育部以外の各部の代表、合計94名の教育関係者が参加することになった。1912年7月10日から8月10日までの会期において、19回の会議が開催され、合計92件の提案が議論されていたようである。于瀟「全国臨時教育會議与民初教育改革」、田正平・程斯輝主編『辛亥革命与中国近代教育——第五届海峡两岸教育史論壇論文集』浙江大学出版社、2012年、104頁。

が改めて強調される一方、「普通教育暫行辦法」第8条によって廃止された「読経講経」科目を中学校と小学校の教育課程としてふたたび設置することが規定された。そして、それと同時に公布された新たな教育宗旨は、1912年の全国臨時教育会議が決議した教育宗旨で謳われた「道德教育、実利主義、軍国主義、美感教育」という教育宗旨を、「愛国、尚武、崇実、法孔孟、重自治、戒貪争、戒躁進」の7項目に変更した。

さらに、この2つの改訂に基づき、1915年7月に「国民学校令」と「高等小学令」が、1916年1月に「国民学校令施行細則」と「高等小学令施行細則」がそれぞれ公布された。後者の2つの施行細則では、国民学校と高等小学（そして中学校も）の課程における「読経講経」科目の授業時間と授業内容が明文化された。しかしながら、洪憲帝政の失敗と袁世凱の病死によって、これらの施行細則の実施は取り消され、1916年10月になって教育部は「国民学校施行補則」に関する修正を公布し、「読経講経」科目はふたたび削除されることになった。その後、1922年に「壬戌学制」が制定されるまで、「壬子・癸丑学制」に対して顕著な改訂が加えられることはなかった。

## 二、「壬子学制」と「壬子・癸丑学制」の系統

（表5-1）と（表5-2）は「壬子学制」と「壬子・癸丑学制」の系統図である。この2表を見てもわかるとおり、民国初期の学制は清末学制の系統を受け継ぎ、修業学年が初等・中等・高等教育に分けられ、学校システムも普通教育、師範教育、実業教育に分けられていた。

1912年の「壬子学制」は諸々の施行規定が制定されたことによって、1913年の「壬子・癸丑学制」として整備され、民国初期の教育基準となった。（表5-1）と（表5-1）を詳しく検討してみると、普通教育、師範教育、実業教育分野において設置される各級学校および修業年限について変更されていないことが確認できる一方で、「壬子・癸丑学制」ではいくつかの項目が増設されていることも見て取れる。

その1つが、師範教育と実業教育において正規学校より修業年限が短い講習科、専修科、選科、別科などが設けられたことである。これは次節で詳しく論じるとおり、清末から一貫して師範教育が重視されてきたという理由以外に、清末教育宗旨にある「尚実」と1912年の教育宗旨の「実利主義」を反映した実業重視の方針にかかわるものと思われる。

(表5-1) 1912年「壬子学制」系統図

(「学校系統」(1912年9月3日)、『近代中国教育史資料』民国編(一)、403-404頁より筆者が作成)

普通教育		師範教育		実業教育	
初等教育 (6歳から)	初等小学校(4年)				
	高等小学校(3年)	補習科(2年)		乙種実業学校(3年)	
中等教育 (13歳から)	中学校(4年)	補習科(2年)	師範学校 予科(1年) 本科(4年)	甲種実業学校(3年)	
高等教育 (17歳から)	大学 予科(3年) 本科(3~4年)		高等師範学校 予科(1年) 本科(3年)	専門学校 予科(1年) 本科(3~4年)	

(表5-2) 1913年「壬子・癸丑学制」系統図

(銭曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』の168頁の図3-2より筆者が作成)

普通教育		師範教育		実業教育	
初等教育 (6歳から)	(蒙養園)				
	初等小学校(4年)				
	高等小学校(3年)			乙種実業学校(3年)	
中等教育 (13歳から)	中学校(4年)	師範学校 予科(1年) 本科(4年)	正教員講習科 (2年以上) 副教員講習科 (1年以上)	甲種実業学校 予科(1年) 本科(3年)	別科(2年) 専修科(1年)
高等教育 (17歳から)	大学 予科(3年) 本科(3~4年)	高等師範学校 予科(1年) 本科(3年)	専修科(2~3年) 選科(2~3年)	専門学校 予科(1年) 本科(3年)	
	大学院	研究科(1年以上)		研究科(1年以上)	

さらに、大学院あるいは研究科が設けられている。これは各級教育システムをより完備させる役割を持っていた。

続いて「壬子・癸丑学制」と清末の「奏定学堂章程」の系統図（表1-3）を比較してみたい。両者を比較した場合、「壬子・癸丑学制」の特徴として確認できるのは、(1) 修業年限を短縮させたこと、(2) 初等小学補習科と高等小学補習科を増設したこと、(3) 中学において文科と実科を分けないこと、(4) 高等学堂を廃止し、大学予科を改めて設置したこと、(5) 大学と並行する専門学校を設立したこと、(6) 師範教育を重視したこと、(7) 女子教育を独立して設けないこと、(8) 読経講経などの封建的な教育内容を廃止したこと、となる<sup>37</sup>。そのうち学制の系統図を通して看取できるのは、第1、2、4、5点である。

第1の修業年限の短縮については、これまでも指摘されてきたことではあるが、「奏定小学堂章程」の初等小学堂、高等小学堂、中学堂の5年間、4年間、5年間というそれぞれの修業年限が「壬子・癸丑学制」において4年間、3年間、4年間に短縮された。ただし、「奏定小学堂章程」の初等小学堂修業年限は、1910年にすでに5年間から4年間に改訂されていた。したがって、民国初期の「壬子・癸丑学制」における修業年限の短縮は、実際には限定的なものであった。さらに、1911年に教育改革について議論された際にも高等小学堂の修業年限の短縮が重要課題になっていた。よって、この修業年限の短縮という点からも、「壬子・癸丑学制」と清末学制との連続性が看取できるのである<sup>38</sup>。

### 三、「壬子・癸丑学制」における小学校課程と清末学制との比較

#### (一) 小学校科目の設置

民国初期の小学校は清末の学制を受け継ぎ、初等小学校（袁世凱政権の際に国民学校に改称された）と高等小学校に分かれている。それぞれの履修科目、課程の内容、および1週間の授業時間を、1912年1月の「普通教育暫行課程標準」、1912年～1913年の「壬子・癸丑学制」、1916年1月の「国民学校令施行細則」と「高等小学校令施行細則」および10月の再改訂法令において定めている。その具体的な内容については、(付録2-1)～(付録2-8)を参照されたい。

小学校課程を定める法令は数回にわたって公布されたが、1916年1月の法令において「読経講経」科目が増設されたことを除けば、ほぼ変更は見られなかった。小学校課程の特徴は以下のようにまとめられる。まず、「普通教育暫行課程標準」では、初等小学校の科目は修身、国文、算術、遊戯、体操と定めている。また、地

<sup>37</sup> 銭曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』、199-203頁。

<sup>38</sup> ちなみに、「壬子・癸丑学制」は学校系統、法令規定、課程設置などの面において日本の学制を参考したと思われることが指摘されている（周谷平・章亮「蔡元培和民初学制改革——紀念蔡元培誕辰130周年」、100-102頁、周文佳「民国初年“壬子癸丑学制”述評」、49-51頁）。このように認識されている理由の1つとして、民国教育部が接收した清朝学部の人員の中に、日本への留学あるいは視察経験者が多数いたことが挙げられている（『近代中国教育史資料』民国編（一）、解説〇〇六、〇〇八、49-51頁）。

方の事情によって、図画、手工、唱歌のいずれかもしくは数科目を増設すること、女子に裁縫科目を課すことを規定している。次に、「壬子・癸丑学制」の一部となる「小学校令」によれば、初等小学校の科目は修身、国文、算術、体操、手工、図画、唱歌となっていた。このほかに女子に裁縫を課すことを定めている。そして、やむを得ない場合は、手工、図画、唱歌のいずれかもしくは数科目を一時的に履修しなくてもよいとしている。

「国民学校令施行細則」による国民学校の科目も「小学校令」と同様であるが、やむを得ない場合は、手工、図画、唱歌、裁縫のいずれかもしくは数科目を履修させなくてもよいこと、地方の事情によって、手工科目の時間数を適宜増やすことを定めている。その後の「修正国民学校令施行細則」は「読経講経」科目のみを廃止している。

続いて高等小学校の課程についてみておきたい。まず、「普通教育暫行課程標準」では、高等小学校の科目を修身、国文、算術、中華歴史地理、博物理化、図画、手工と定めている。また、地方の事情によって、唱歌、外国語、農工商業のいずれかもしくは数科目を増設すると規定している。次に、「小学校令」によれば、高等小学校の科目を修身、国文、算術、本国歴史地理、理科、手工、図画、唱歌、体操と定め、英語を増設してもよし、男子には農業を、女子には裁縫をそれぞれ課している。ただし、地方の事情によっては農業をやめて商業に改めることができ、英語以外の外国語を設けることも可能であるとしている。やむを得ない場合はしばらくの間は手工、唱歌の未履修も認めるとしている。また「高等小学校令施行細則」においては、高等小学校の科目を修身、読経講経、国文、算術、手工、図画、唱歌、体操、本国歴史、地理、理科、農業、商業、外国語、家事と定めている。そのうち、手工と農業の授業時間数について若干増やしてもよしと規定している。その後出された「修正高等小学校令施行細則」では「読経講経」科目が削除されているが、その他の課程については変更されていない。

さらに、先にも言及したが、先行研究では「壬子・癸丑学制」においては女子教育についての独立した規定が設けられていないことが指摘されている。初等小学校では男女共学とし、高等小学校では男女別にクラスを分けて学習することとし、それ以外に女子中学校、女子実業学校、女子師範学校（高級師範学校も含む）を設立することとされた。「普通教育暫行課程標準」第5条では、特設される女学校の章程は暫く旧制のままとするとされており、民国初期の学制では女子教育に対し独立した学校法令を制定しない方針であったことがうかがわれる。上述した民国初期の初等小学校と高等小学校において女子のために増設された裁縫科目は、実は清末の「奏定女子学堂章程」の中にある「女紅」という科目をそのまま援用したものであった<sup>39</sup>。

総じて言えば、多少の改訂は加えられたものの、民国初期の初等小学校と高等小学校の科目設置に目立った変化は見られなかった。注目に値するのは、手工などの実業に関する科目の授業時間が柔軟に制定できるよう

---

<sup>39</sup> 「奏定女子学堂章程」の内容は（付録1-11）を参照されたい。

になったことである。これは1912年の教育宗旨が提唱した実利主義教育の精神を反映する一方で、1911年に各地方の教育団体が主張していた手工の必修科目化の主張をも反映したものであったと言えよう。

では、これらの科目の設置はそれぞれどのような意義を有するものだったのだろうか。上述した各法令において規定されている科目の意義や目的の内容はほぼ同じであるので、以下に列挙してまとめておきたい。修身の要旨は、児童の徳性を涵養しながらその実践を導くことで、社会・国家への責任感を持たせ愛国心を養うことであった。国文の目的は、児童に言語・文字を学習させ、思考を伝える能力を養成し、知恵を啓発しようとするものであった。算術は日常生活において必要な計算を児童に熟知させながら、生活に必要な知識を増進し、思考を精密かつ確実にさせようとするものであった。歴史の目的は、児童に国体の大要を知らしめ、国民としての操を養成することであった。地理は地球に生きる人類の生活や本国〔中国〕の領域の大要を児童に勉強させ、愛国心を養おうとするものであった。理科の要旨は児童に自然物や自然現象を知らせ、その相対的關係および人間との関連を悟らせながら、観察を練習させ、自然を愛しむ姿勢を養成するものであった。手工は簡単な物作りを通じて勤労の習慣を養い、裁縫は裁縫を通じて節約の姿勢を養おうとするものであった。また、図画と唱歌は児童の美感を涵養しようとするものであった。農業と商業の目的は、農事と商事の大要を知らせ、勤勉さや信実な習慣を身につけさせるものであった。体操の要旨は児童の身体を健康に均しく発育させながら、秩序を守り、共同活動に馴染ませるものであった。最後に、英語（外国語）は簡単な文字、文法、会話を学習することを通して、世界に通用する人材を養成しようとするものであった。なお、「読経講経」の目的は聖賢の道理をもって児童を薫陶し、国民の愛国心を呼び起こすこととされた<sup>40</sup>。

## （二）清末学制との比較

### 1、科目

（表5-3）は清末から民国初期にかけての学制における初等小学堂（校）の科目を比較したものである。1904年に出された「奏定小学堂章程」は初めて初等小学堂の科目を制定したもので、その後の改訂においても1904年の章程を基準として科目の増設や削除が行われた<sup>41</sup>。民国初期の初等小学校の科目は、基本的に修身、国文、算術、体操、唱歌、図画、手工、および女子に課す裁縫となっていた。（表5-3）をみれば、裁縫以外の科目は清末の初等小学堂の科目と一致していることがわかる。より具体的に言えば、民国初期の初等小学校の科目は、1910年の改訂で定められた科目を受け継いでいることがわかる。この点について、以下の2点によって説明する。

まず、1904年の章程と1909年の改訂では、唱歌、手工、図画が随意科目となっているが、1910年の改訂で

<sup>40</sup> 「普通教育暫行課程標準」、「国民学校令施行細則」、「修正国民学校令施行細則」、「高等小学校令施行細則」、「修正高等小学校令施行細則」、「近代中国教育史資料」民国編（一）、168-175頁、571-574頁、「小学校教則及課程表」、璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料匯編・学制演變』、690-697頁。

<sup>41</sup> 本節で触れた清末学制に関する改訂の内容の詳細については、第四章第二節を参照されたい。

はこの3つの科目の授業内容と履修する学年が規定された。民国初期の「壬子・癸丑学制」においても唱歌、手工、図画の授業内容を規定し、図画科目を1910年の改訂後と同じく第二、三、四学年で履修すると定めている。

つぎに「読経講経」講経科目については、前述のとおり民国初期の「壬子・癸丑学制」で削除されたが、1915年にふたたび設置されている。1916年1月の「国民学校施行細則」では、「読経講経」科目は初等小学校の第三、四学年で履修することになったが、これは1910年の改訂で設置された「読経講経」科目の履修学年と同じであった。

では、高等小学校の科目はどうであったか。(表5-5)は高等小学堂(校)の科目を比較したものである。これをみれば、民国初期の高等小学校の科目(読経を除く)は1904年の章程および1910年の改訂と基本的に一致していることがわかる。ただし、民国初期の高等小学校は、修身、国文、算術、歴史、地理、理科(理化)、図画、体操などの基本科目のほか、清末学制では随意科目とされていた農業、手工、唱歌も必修科目に定めている。さらに、英文(外国語)と裁縫(家事)という科目を増設している。

## 2、授業時間

1904年の「奏定小学堂章程」で規定された初等小学堂の授業時間については、その多さが絶えず議論されてきたにもかかわらず、1909年の改訂では逆に授業時間が増えてしまっていた。1910年の改訂によって、初等小学堂の修業年限が5年から4年に変更され、「読経講経」科目の時間も大幅に減らされたことで、初等小学堂の1週間の授業時間は、第一、二学年が24時間、第三、四学年が30時間に減少した。

民国初期の初等小学校の各科目の授業時間は、国文と算術には多少の増減があるものの、その他の科目の授業時間は1910年の改訂とほとんど変わってない(表5-4を参照)。また、毎週1~2時間の図画、手工、裁縫などの科目が増設されているが、「読経講経」科目が削除されたため、合計授業時間は1910年の改訂時より減少した。

続いて、高等小学堂(校)の授業時間比較表(表5-5)からは、民国初期の高等小学校の各科目の授業時間は清末学制とほぼ同様であり、国文、算術などの主要科目の授業時間は1910年の改訂を基準としていたことがわかる。さらに、授業時間の多かった「読経講経」科目が廃止されたことで、民国初期の高等小学校の全体の授業時間は清末の36時間より短い、29~34時間となった。

以上から、民国初期においては、初等小学校にせよ、高等小学校にせよ、全体の授業時間は清末学制よりも短いか、ほぼ同じであったことがわかる。これは清末以来展開されてきた授業時間の短縮をめぐる議論と無関係ではないだろう。教育部が民国初期の学制を制定した際にも、授業時間の短縮を念頭に置かざるを得なかったと考えられるのである。

## 3、授業内容



(付録2-1)～(付録2-8)に基づいて民国初期の小学校の授業内容を分析すると、各法令の内容は実は大同小異であることがわかる。単純に民国初期の「普通教育暫行課程標準」、「壬子・癸丑学制」、「国民学校令施行細則」の小学校授業課程を比較するならば、民国初期の学制の基礎を制定したのが「普通教育暫行課程標準」であり、その後の法令は微調整をしているだけのように見える。しかし、清末、特に1910年の改訂と民国初期の学制における小学堂(校)の授業内容を比較した(表5-6)と(表5-7)を見れば、民国初期の小学校の授業内容が1910年の改訂版のそれとほぼ一致していることは明らかである。では、初等小学校と高等小学校を合わせて、個別にその授業内容をみてみよう。

(1) 修身：1910年の改訂により、修身科目の授業内容は道德要義と国民教育要義となった。民国初期の小学校の修身もそれを受け継いでいるが、初等小学校に公民須知、高等小学校に国民義務と民国法制大要を加えて、民国の国民としての責任と義務を強調している。

(2) 国文：1910年の改訂と民国初期の小学校課程はともに文字の書き方、読み方として文法や作文などを重視し、国文の実用性および日常生活での応用を強調している。

(3) 算術：1910年の改訂の授業内容と同じく、民国初期の小学校の算術課程は、初等小学校の整数・小数の加減乗除から、高等小学校の分数、百分数、比例といったより複雑な内容へと進化していくものとなっている。

(4) 体操：民国初期の学制は1910年の改訂と同様に、初等小学校において普通体操を練習することのみを規定しているが、高等小学校においてはさらに兵式体操も課されている。これは前述した軍国民教育主義がいかんにか清末と民国初期の学制に影響を及ぼしていたかを物語っている。

(5) 中国(本国)歴史、地理：歴史については、1910年の改訂と民国初期の学制では、自国の歴史のみ学習すると規定されているが、地理については、本国地理と外国地理をともに学習すべきであると定めている。

(6) 理科(理化、格致)：1910年の改訂と民国初期の学制では、ともに植物、動物、鉱物、自然現象、物理・科学現象、生理衛生という内容になっている。

(7) 読経講経：民国初期の教育部は、清末期に中学校と小学校における経書の学習の是非が絶えず議論されてきたことを把握していた。それにもかかわらず、教育部は道德教育実践と民族立国精神を保持するために、「読経講経」科目をふたたび導入することを決めた。ただ、教科書については、『論語』と『孟子』は原文通りとし、『礼記』と『左氏春秋』は簡略版にすることで、日常生活の現実と矛盾しないように工夫していた。清末と民国初期の初等小学校、高等小学校、中学校の「読経講経」科目を比較した(表5-8)を見ると、1910年の改訂では初等小学堂の「読経講経」科目の授業時間が大幅に減らされ、初等・高等小学堂、中学堂の「読経講経」科目の内容の系統化が進められたことがわかる。一方、1916年の学校施行細則で定められた「読経講経」科目は、1910年の改訂路線を踏襲しながらも内容はより簡略化され、高等小学校の授業時間数もさらに削減されたことが読み取れる。

このほか、唱歌、手工、図画の授業内容も1910年の改訂と一致しており、また、増設された裁縫、英文、農業などの科目の内容にも変化はなかった。

以上の分析を通して、民国初期の小学校課程は、科目、授業時間、授業内容のいずれの面でも1910年に改訂された清末の小学堂章程の内容と共通していることが確認できた。こうした事実は、清末の近代学制は、1910年に改訂された時点ですでに、清末から民国初期にかけての小学校教育に求められていた諸方面からの要請に合致するようになっていたことを証明するものである。したがって、民国初期の「壬子・癸丑学制」、特に小学校に関連する内容について言えば、それは清末の近代学制の延長にあったと言えよう<sup>42</sup>。しかも、1904年の「奏定学堂章程」ではなく、1910年の改訂版からの連続性がより顕著だったことがうかがえるのである。

### 第三節 民国初期における教育宗旨の変化および「読経講経」科目の復活

#### 一、民国の教育宗旨の確定

##### (一) 蔡元培が考案した教育宗旨の内容

先にも述べたように、1912年1月、中華民国臨時政府の成立と同時に教育部が設立された。教育部は設立まもない1月19日に「普通教育暫行辦法」と「普通教育暫行課程標準」を公布するが、それと同時に、清末の教育宗旨とは異なる、民国政体に相応しい新しい教育宗旨の制定を考えはじめていた。初代教育総長となった蔡元培は1912年2月に「新教育意見」<sup>43</sup>という文章を発表し、民国の教育宗旨に関する提言を行っている。

それによれば、教育は政治に属するものと政治を超えるものに分けられるという。すなわち、専制時代においては、教育家は政府の方針に基づいて教育制度を定めるので、それは政治に属しているが、共和時代においては、教育家は国民の立場に立って教育方針を定めるべきで、それは政治を超えているという主張である。こうした考えに基づき、蔡元培は政治に属する教育である軍国民教育、実利主義教育、公民道德教育と、政治を超える教育である世界観教育、美感教育の「五点が今日の教育には不可欠である」と考え、この5点を新たな教育宗旨とすることを強く提言している。

では、この5点の具体的な内容についてさらにみてみよう。「新教育意見」によれば、清朝末期、教育家は常に軍国民教育について語ってきた、なぜなら中国にとっては自衛の能力が極めて重要であり、長年喪失してきた権利を取り戻すためには武力に頼らざるを得ないからである。そのため、今日においても軍国民教育を採用しなくてはならない、という。ただし、現在の世界において競争のために頼るべきものは、武力だけではな

<sup>42</sup> また、高田幸男は民国初期の教育改革が「保守派との葛藤の中で立憲運動が築いたせいかを基調とし、制度化したという一面がある」と指摘している。高田幸男「辛亥革命期における『国民』の創造」、71頁。

<sup>43</sup> 蔡元培「新教育意見」(1912年2月)、『教育雑誌』第三卷第十一期、中華民国元年二月初十日、言論の18-27頁(3364-3373頁)。

く財力も必要となるため、実利主義教育を実施することが当面の急務であり、国民の生計を立てることが教育の重要な目的となっている、とも主張する。そして、強兵富国の政策がもたらす格差と問題点を埋め合わせるために、自由・平等・親愛（すなわち中国古代の義・恕・仁）といった公民道徳が必要となっている、とする。

また、蔡元培は世界を現象世界と実体世界に分ける。現象世界は現世の幸福を追求することが目的となり、実体世界は物質や現世の幸福を超えて「超然の境地」となる一種の意志を指す<sup>44</sup>。したがって、「新教育意見」における世界観教育とは、1つの流派の哲学や1つの宗教の教義に限ったものではなく、現象世界の幸福にこだわることなく実体世界を積極的に追求し、理想の境地に達することを目指すものとされている。一方、美感教育は芸術教育であるが、人々を現象世界から実体世界へ導く役割を果たすべきものでもある、と述べられている。

蔡元培の思想を清末の教育宗旨と比較すると、「忠君」という徳目は共和政体に不相応で、「尊孔」も宗教の自由に反するものだが、「尚武」は軍国主義であり、「尚実」は実利主義であり、「尚公」は公民道徳であると論じている点、また世界観教育と美感教育という従来なかった発想を持つ点など、きわめて注目に値するものである。民国の教育宗旨の雛形はこうした蔡元培の独自の思想によって徐々に形成されていったと言えよう。

## （二）全国臨時教育会議による教育宗旨の確定

中華民国の教育体制の確立が模索されていたさなか、1912年7月に全国臨時教育会議が開催される。この会議の主な目的は、新しい学制を制定することと教育宗旨の内容を検討することにあつた。蔡元培は全国臨時教育会議の第1回集会で自身が提案した教育宗旨の内容と重要性を次のように説明している。民国時代の教育方針を制定する際には、教育を受ける側の立場から、いかなる教育を受け、いかなる能力を身につけるべきか、を考えなければならない。その問いに対する答えは、国民として様々な責任を果たす能力が必要とされている、ということである。教育家の任務はその能力を育成し、その責任を果たさせることにある。そして、教育家はこの任務を尽くすため、軍国民教育、実利主義教育、公民道徳教育、世界観教育、美育教育を提唱しなければならない、とし、さらにこの5つの教育宗旨の中では、公民道徳がその中堅になる、としている。なぜなら、世界観と美育は道徳を完成させ、軍国民教育と実利教育は道徳を根本とするからである<sup>45</sup>。蔡元培は、この5項目のいずれも欠けてはならない、と特に強調しているが、それは当時この教育宗旨に批判的だった世論に対する反論の意味合いがあつたからであると考えられる<sup>46</sup>。

その後、全国臨時教育会議は数回の議論を重ねて、世界観教育の概念は抽象的で、教育基準に相応しくない

<sup>44</sup> 王炳照・閻国華編『中国教育思想通史』第六卷、湖南教育出版社、1994年、11頁。

<sup>45</sup> 蔡元培「対教育宗旨案之説明」（1912年7月10日）、『近代中国教育史資料』民国編（一）、570-571頁。

<sup>46</sup> 蔡元培が考案した5項目の教育宗旨に対し、陸費逵は「民国教育方針当採実利主義」（陸費逵『教育文存』巻一、中華書局、1922年、44頁）を、莊俞は「論教育方針」（『教育雑誌』第四卷第一期、中華民國元年四月初十日、言論1-11頁（3567-3577頁））をそれぞれ提出して批評している。ちなみに、この2人は実利主義を教育宗旨の重点とすべきであると主張している。

と判断し、教育宗旨から削除することを決定した<sup>47</sup>。1912年9月2日、教育部は「道德教育を重視し、実利教育・軍国民教育を以てこれを補助し、さらに美感教育を以てその道德を完成させる」とする教育宗旨を正式に公布した<sup>48</sup>。ここに、民国初の教育宗旨が確定するに至ったのである。

## 二、袁世凱による教育宗旨の修正と「読経講経」科目の復活

### (一)「特定学務綱要」による教育宗旨に関する建言

教育部は1915年1月に「特定学務綱要」<sup>49</sup>を公布し、教育に関して、(1)義務教育を実施する際に年次計画をもって教育の普及を図るべきこと、(2)教育を発展させるため、教員の養成と教科書の編纂を強化すべきこと、(3)教育宗旨が重視する道德、実利、尚武を応用していくべきこと、(4)初等小学を、義務教育機構としての国民学校と進学の前備校としての前備学校とに分け、また、中学校を文科と実科とに分けるべきこと、(5)各地方の教育経費を確保して用途外に使用しないこと、という5つの綱目を発表した<sup>50</sup>。

この5つの綱目のうち、(4)にある初等小学校を国民学校と前備学校に分ける、という構想は清末には見られなかった新しいものであるが、(1)(2)(5)に見られる義務教育の実施、教員の養成と教科書の編纂、教育経費の確保などは、清末の近代学制においてすでに提起されていたものであり、立憲運動時期から民国成立前夜まで議論され続けてきた教育課題でもあった。つまり、中華民国の成立から4年を経ても、清末時期に未解決であった教育に関する問題をめぐる議論は依然として引き継がれていたのである。

しかしながら、最も興味深いのは、「特定学務綱要」が(3)で言及した教育宗旨について次のように述べていることである。現在の教育に関する最大の欠陥は、①道德を重視していないこと、②実利を重視していないこと、③尚武精神を備えていないこと、④実用に即していないことにある。すなわち、1912年の教育宗旨は「公民道德教育」、「実利教育」、「軍国民教育」、「美感教育」を重視するとしているものの、実用主義については明言しておらず、その上、これらの教育宗旨も内容通りに実施されていない、と指摘しているのである。そして、現在の中国の教育には明確な方針が不可欠であるため、教育宗旨の規定を強化すべきであると主張している。その方法としては、道德教育を経とし、実利教育と尚武教育を緯とし、道德教育・実利教育・尚武教育

<sup>47</sup> 我一「臨時教育會議日記」、『教育雑誌』第四卷第六期、民国元年九月初十日、特別記事1-16頁(4121-4136頁)、教育宗旨に関連する記録は4127頁に掲載されている。

<sup>48</sup> 「教育宗旨」(1912年9月2日)、『近代中国教育史資料』民国編(一)、403頁。

<sup>49</sup> 「特定学務綱要」(1915年1月22日)、『近代中国教育史資料』民国編(一)、575-578頁。

<sup>50</sup> なお、1912年3月の北京政府成立時の教育部は、清末の学部と南京臨時政府の教育部が一部合体して成立したものであった。その後、度重なる修正を経て、1914年7月、教育部官制が公布され、北京政府の教育部が発足した。この教育部官制についてまず注目されるのは、教育部が大總統の直屬機関となったこと、次に教育総長が大總統から直接任命されるようになったことである。換言すれば、この教育部官制公布以降に教育部から出された教育政策を検討する際には、袁世凱の意思を無視することができなくなったということである。今井航「袁世凱政權期の教育部に関する研究——その設置過程と人員を中心として——」、『アジア文化研究』第10号、2003年6月、138-139頁。

を体とし、実用主義を用とすることを提案している。

## (二) 1915年の新教育宗旨

このように、1912年に決定された教育宗旨には「公民道德教育」、「軍国民教育」、「実利教育」、「美感教育」といった内容が含まれていたが、1915年に出された「特定学務綱要」において、これらが依然として不足している現実が指摘された。そのため、教育部は「特定学務綱要」と同時に新たな教育宗旨を公布することにした。新しい教育宗旨は「愛国」、「尚武」、「崇実」、「法孔孟」、「重自治」、「戒貪争」、「戒躁進」の7項目によって構成されている。以下がその内容である。

「愛国」とは誠心誠意国を愛し、破壊しないことである。なぜなら、今の中国は数年前のように破壊しなければ建設できないような状況ではないからである。国家の発展のなかで問題が生じた時、国民が破壊してから立て直すことばかり考えるとすれば、それは愛国心が薄弱だからである。よって、「大衆の心を団結させて全体を一つにし、良心を呼び起こして誠心誠意に国を愛する」ことが教育宗旨の第一要義となる。

国家の富強は国民に基づき、国民の強健は身体に基づき、身体の強健は尚武に基づくものである。「尚武」は身体を守ることと国を守ることに分けられるが、実は表裏一体のものである。身体を守るためには、国民教育において徳育・知育とともに体育も重視し、遊戯や兵式体操を習わせて体格を鍛え、国家を守るためには、徴兵制にして国民に兵役に服する義務を課すべきである。

「崇実」は実用を重んじることであり、中国の実業の弱体、財政の欠乏、軍備の不足を解決するための方法である。これを達成するためには、数学、理科などの国民の知識や技能に必要な科目を国民に教えること、政治・法律・教育などの立国の根本にとって必要な分野を重視することの2つの方法がある。この両者が互いに補完し合うことによって、物産が盛んになり、財政に余裕ができ、軍備が充実するはずである。そうなれば、民族の実用を求める意志も国家の実力となるだろう。

「法孔孟」については、孔子と孟子の言説が治世と修身の要となり、孔子と孟子が講じた仁、義、礼は現在の世界にとっても必要なものだと考えられる。「天下の興亡に対しては、すべての国民に責任がある」という言葉は、共和国公民として備えるべき精神である。したがって、国民に孔子と孟子の言説を習得させることによって、共和の規範や人間としての真理を追求し、朝野を一心にするという目的を達成させる。

「重自治」とは国民に自己管理を求めることである。思考を重んじ、秩序を守る意識を涵養し、空言をやめて進歩と実行を追求するというのがその真意である。

「戒貪争」とは無責任な競争を避けることである。国民としての責任感に基づく競争こそ国家を安定させる。これと対応して、軽率な行動をやめる「戒躁進」も重要である。つまり能力に応じて行動すべきなのである<sup>51</sup>。

---

<sup>51</sup> 「教育宗旨」（1915年1月22日）、『近代中国教育史資料』民国編（一）、578-580頁。教育宗旨の内容の全項についての説明をここから引用した。

### (三)「読経講経」科目の復活

1915年に教育部が行った学制の変更内容としては、教育宗旨の改訂のほかにも、「普通教育暫行教育辦法」と「壬子・癸丑学制」によって削除された「読経講経」科目を復活させたことが挙げられる。

はじめ教育部は1914年6月に、「各書店と各教員が修身と国文教科書を編纂して経書の教訓を取り入れる際には、孔子の言説を基準とすべきである」との命令を出し、「他流の言説を取り入れる場合でも、必ず孔子と同源の言説を選ぶこと」<sup>52</sup>と規定している。なぜ経書の内容として孔子の言説を基準とするのか。その理由については次のように述べている。「国民が国民性を自覚しなければ、亡国に至ってしまう。国民がその国民性を有する模範的な人物を尊敬することを知らなければ、必ず砂のように団結できなくなり、国民性を失っていくだろう。孔子はまさにその模範的な人物なのである。孔子の言説の大義は各経書に散りばめられているため、教科書の中に彼の言行を採用すれば、国民教育に一層の効果を發揮することができる。これこそ尊孔〔孔子を尊敬すること〕を提唱して教育を維持することの深意である。」<sup>53</sup>

さらに翌年に出された「特定学務綱要」では、道德教育を補強するために、中学と小学の科目の中に「読経講経」科目を加え、初等小学では『孟子』を、高等小学では『論語』を、中学では『礼記』と『左氏春秋』をそれぞれ読むように定めている。「読経講経」科目を再度設置することになった理由として挙げられたのは、小学課程では修身で徳行を教えているが、教授内容と時間の制約により徳育の目的を達することができていない、というものであった。そして『論語』と『孟子』は家庭・社会・国家にとって必要となる道德をすべて備えているので、国民小学において修身以外に「読経講経」科目を設置し、その不足を補完しなくてはならない、とし、7、8歳の初等小学生の理解力に配慮して、第三、四学年の時に内容が比較的簡単な『孟子』を先に学習させることが定められたのである<sup>54</sup>。

### 三、民国教育宗旨と清末教育宗旨の比較

上述してきたように、清末から民国初期にかけて、教育宗旨の内容は1906年の「忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実」から、1912年に確定した「軍国民教育、実利主義教育、公民道德教育、美感教育」、そして1915年の「愛国、尚武、崇実、法孔孟、重自治、戒貪争、戒躁進」へと変化してきた。

1906年に出された教育宗旨は清末のみならず、近代中国教育史上における最初の教育方針であり、その画期性については贅言を要さないであろう。つづく1912年に出された教育宗旨は民国成立直後に出されたものであり、「忠君」、「尊孔」という項目が削除され、君主専制の絶対権威と儒家の独尊的地位が否定されている

<sup>52</sup> 『近代中国教育史資料』民国編（一）、483頁。

<sup>53</sup> 教育部「飭京内外各学校中小学修身及国文教科書採取経訓務以孔子之言為指歸文」（1914年6月24日）、『近代中国教育史資料』民国編（一）、192-193頁。

<sup>54</sup> 「特定学務綱要」（1915年1月22日）、『近代中国教育史資料』民国編（一）、576-577頁。

ことが注目される。これは、徳育・知育・体育・美育という教育思想によって国民を養成しようとしたものである、と先行研究が評価しているとおりで<sup>55</sup>。一方で1915年の教育宗旨については、復古主義であるとか、袁世凱の帝政のための準備工作であったとの指摘がなされている<sup>56</sup>。さらに、1915年の教育宗旨は1906年の教育宗旨に回帰したかのような濃厚な保守主義の色彩を帯びていたことから、1912年の教育宗旨の意義を全面的に否定した、とも論じられている<sup>57</sup>。

しかしながら、この3つの教育宗旨には類似した項目と異質な項目の両方が含まれていることが見て取れる。第四章と本章第一節で検討したように、教育宗旨は清末の近代学制の公布から民国成立前夜にかけて絶えず改訂や修正を繰り返していた。したがって、この3つの教育宗旨に含まれる各項目は、時代に応じて変化してきたものではあるが、その背後に潜む思想には連続性があったとも考えられる。その連続性を明らかにするため、以下3つの方面から分析してみたい。

#### (一)「尚武」と「軍国民教育」

1906年の教育宗旨では「尚武」について、中・小学堂の教科書には軍国民主義の主旨を記述させ、体操を通じて国民に強健な身体を鍛えさせ、紀律を整えさせる、とされている。こうした強健な身体追求が体育という理念の普及を促した。新聞の宣伝を含めて、各地方においても「尚武の精神を奮い立たせることを宗旨とする」体育社のような組織が設立されるようになっていた<sup>58</sup>。

憲法大綱では徴兵制が定められていたため、1911年になると各地方の教育団体は積極的に軍国民教育の重要性を唱え、高等小学堂以上の各学堂に必ず兵式体操の科目を設置するよう要請していた。さらに中央教育会は軍国民教育実施案を可決し、軍国民教育を通じて国家意識を涵養し、国家に有益な国民を養成しようとした。1912年の教育宗旨が主張する軍国民教育はまさにこの文脈を受け継ぎ、国家を自衛する能力を有すべきことを強調している。1915年の教育宗旨にみえる「尚武」も個人の身体の強健と国を保衛することの重要性を強調している。したがって、清末から民国初期にかけての教育宗旨においては、「尚武」と「軍国民教育」は同じ流れに汲みしていたことが読み取れるのである。

#### (二)「尚実」・「実利主義教育」と「崇実」

1906年の教育宗旨において「尚実」は主に実業教育を提唱したものであった。民国成立前夜に出された1911年の教育をめぐる改革意見は、実業は国民の生計に密接に関連しているので小学堂には必ず手工などの科目を設けるよう提唱するものであったが、1912年の教育宗旨の実利主義教育もこれを引き継いでいた。さらに、

<sup>55</sup> 楊天平「民国初年の教育宗旨」、『師資培訓研究』2002年第2期、49-52頁、錢曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』、206頁。

<sup>56</sup> 阿部洋「民国初期の教育状況」、146頁。

<sup>57</sup> 但昭彬『話語与権力——中国近現代教育宗旨的話語分析』、山東教育出版社、2008年、235-236頁。

<sup>58</sup> 吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合』、名古屋大学出版社、2002年、328-337頁、同氏『愛国主義の創成』、岩波書店、2003年、41-43頁。

1915年の教育宗旨における「崇実」は、実業だけに向いていた関心を、あらゆる科目の勉学を通じて物事に対する知識や技能を高めることにまで広げたものと言える。すなわち、学問の実用性こそ教育宗旨が一貫して追求してきた「実」である、とするのである。

### (三)「尊孔」・「法孔孟」と「公民道德教育」

1915年の教育宗旨がふたたび「法孔孟」を取り入れ、「読経講経」科目を復活させたことは多くの議論を呼んだ。確かに清末の近代学制が公布されて以降、「読経講経」科目をめぐって改訂と廃止の議論が百出していたことは事実である。1911年の中央教育会で「読経講経」科目の廃止案が可決されたが、実施には至らず、民国の成立によって正式に廃止された。しかし、「読経講経」科目は共和の精神に不適合だったので「廃止」され、復古主義者たちによって「復活」した、というような単純な視点で「尊孔」と「読経講経」科目の再設置の意義を理解すべきではないだろう。

第一章で指摘したように、「尊孔」が1906年の教育宗旨の1項目となったのは、それまでなかった新たな学制を制定・実施するにあたり、時代の要請に応じて儒教に新しい時代性を与え、思想的根源として活用するためであった。「読経講経」科目設置の目的の1つも、これがそうした思想的根源を提供する手段になると考えられたからである。

1912年になって「尊孔」は削除され、代わって「公民道德教育」が教育宗旨に取り入れられた。ただ実際には、自由・平等・親愛を謳った公民道德を民国教育における思想準則としたことも、1906年の教育宗旨の1項目に「尊孔」を取り入れたことも、その基本理念は共通しているように思える。しかしながら、民国初期の教育改革において「読経講経」科目を廃止し、修身と国文という課程によって公民道德を教えるとする規定では、公民道德の内容を徹底させることはできなかった<sup>59</sup>。1915年に袁世凱によって教育宗旨が改訂された理由はまさにこの点にあったのである。

新たな学制を推進する際に、思想的準則の存在は極めて重要である。特に民国が成立してまもない時期においては、教育の根本となる道德思想の重要性が一層高まっていたことから、袁世凱は1915年の教育宗旨に改めて「法孔孟」を設け、「読経講経」科目を復活させたのである。換言すれば、袁世凱が尊孔を提唱したのは、帝政実施の準備のためではなく、また孔教<sup>60</sup>に賛同していたからでもなく、孔子の言説によって代表される伝統文化、およびその中に包括される道德思想をもって民国初期の社会秩序を修復し維持するためであったので

<sup>59</sup> 熊春文『中国教育精神的現代転型——民初教育民主主義思想的知識社会学研究』、中国人民大学出版社、2012年、127-131頁。

<sup>60</sup> 当時は孔教運動が盛んに行われた時期でもあった。本稿では孔教運動と1915年の教育宗旨の法孔孟との関係については検討していないが、民国初期の孔教運動については、范玉秋『清末民初孔教運動研究』、張衛波『民国初期尊孔思潮研究』、人民出版社、2006年、洪明『現代新儒学教育流派研究』、広東教育出版社、2009年を参照されたい。



ある<sup>61</sup>。これは清末の教育宗旨において尊孔が提唱された意図と全く一致するものであった。そして、「公民道徳教育」にせよ、「尊孔」にせよ、清末から民初にかけて出された教育宗旨が社会秩序を修復・維持するための思想準則を重視していた、という点においては、教育思想の連続性を見ることができるのである。

#### (四)「忠君」から「愛国」へ

忠君は君主に対して忠誠心を持つこと、つまり専制君主制においてただ1人の権力者に服従することを意味する。一方、愛国は国家を愛すること、つまり単一の対象ではなく、国民として国家に忠誠を誓うことを意味する。このように解釈した場合、1906年の教育宗旨にいう「忠君」と1915年の教育宗旨にいう「愛国」は、忠誠を尽くす対象が全く異なり、あたかも専制と共和の対照をなすかのようである。

しかしながら、第一章ですでにみたように、清末の教育宗旨における「忠君」は、いまだ国家という概念を把握できていない民衆に対して既存の忠君という概念を通して国家概念と愛国心を養成する役割を果たすものであった。それに合わせて、清末の学部が1907年に編纂した初等小学堂国文教科書では、「私は大清国人、私は大清国を愛している」との文言が登場し、教育を受ける者に大清国という国家の概念、大清国の国民として国を愛するべきという意識を抱かせようとした<sup>62</sup>。一方、民国初期の教育部は1912年に出した教育宗旨では愛国という項目を明記していないものの、公布された各学校の関係法令においては修身、国文、歴史、地理などの科目を通して学生の愛国心を涵養するよう定めている。

以上から、清末・民国初期の教育宗旨に表れる「忠君」と「愛国」とは、決して内容を異にする項目ではなく、ともに教育によって愛国心を涵養する任務を負っていたと理解することができよう。

おわりに

本章では、既存の研究では明確に論じられてこなかった清末学制から民国初期の学制への制度的な連続性について考察を加えてきたが、両者の比較を通して教育制度の上では一定の連続性があったことが浮き彫りになった。比較の結果、主に次の2点について結論を得ることができた。

まず、小学校の課程について、民国初期の「壬子・癸丑学制」と清末学制を比較した場合、以下の2点を指摘することができる。第一に、民国初期の「壬子・癸丑学制」で定められた小学校課程は、科目の種類や、授業の時間と授業内容の面で、清末学制と極めて類似していたことである。ただ、本章で比較したとおり、民国初期の「壬子・癸丑学制」の教育課程は1904年の「奏定学堂章程」ではなく、1910年の改訂版をほぼ踏襲し

<sup>61</sup> 黄克武「民国初年孔教問題之爭論」、『国立台湾師範大学歴史学報』第12期、1981年、今井航「袁世凱政権期の国民学校構想に関する研究」、『日本の教育史学』46、2003年、170頁。

<sup>62</sup> 並木頼寿「清末民国期国文・国語教科書の構想」、91頁。

たものであった。これまでは、民国初期の「壬子・癸丑学制」において修業年限が清末の「奏定学堂章程」より短縮されたことが大きな変化だと見なされてきた。しかしながら、初等小学堂の修業年限が1910年にすでに5年間から4年間に改訂され、さらに、民国成立前夜の1911年の時点で高等小学堂の修業年限の短縮についてもすでに教育改革の重要課題になっていたことから、民国初期で行われた「壬子・癸丑学制」の修業年限の短縮は、清末学制との連続性を強く物語るものであった。

第二に、民国初期の「壬子・癸丑学制」において、手工などの実業に関連する科目の授業時間を柔軟に決められるようにしたことは、1912年の教育宗旨で謳われた実利主義教育の精神を反映したものである一方で、1911年に各地方教育団体から出された手工を必修科目にすべきだとする主張をくみ取っていた可能性が高い。

次に、1912年と1915年の教育宗旨を1906年の教育宗旨と比較した場合、さらに以下の2点の事実が明らかとなる。

第一に、「実利主義教育」と「軍国民教育」は清末の教育宗旨の「尚実」と「尚武」を受け継いだものであり、さらに1911年に朝野から提起された軍国民教育と実業教育に関する提案を具体化しながら、民国の需要に応じてその意義を拡大させたことである。

第二に、「尊孔」と「法孔孟」は専制を代表し、「公民道德教育」は共和を代表する思想と考えられてきたが、これらはともに清末と民国の教育宗旨に思想準則を提供する役割を果たしていたことである。1915年の教育宗旨においてふたたび「法孔孟」が設けられた理由は、復古主義や帝政の準備工作などではなく、改めて儒教を用いることで社会秩序を維持するためであった。それゆえ、「読経講経」科目が社会秩序を維持する手段として注目されたのである。清朝が教育宗旨に「尊孔」を取り入れたのも、これと同じ意図が働いていたからであろう。同じく、「忠君」と「愛国」も矛盾しているように思われるが、これらは清末と民国の教育宗旨がともに教育によって愛国心を養成しようとした表れだったと見ることもできる。

以上のとおり、民国初期の「壬子・癸丑学制」と教育宗旨は明らかに清末との連続性が確認できる。しかもこの連続は、清末における学制の改訂および1911年という民国成立前夜の教育改革において重視されていた項目とも密接に関連するものだったのである。

(表5-3) 清末から民国初期の学制における初等小学堂(校)の科目比較表

((付録2-1)、(付録2-4)、(付録2-6)、(付録2-8)と(表4-2)を合わせて筆者が作成)

<div style="display: inline-block; transform: rotate(-45deg);">           章程 科目         </div>	1904年(光緒三十年)「奏定初等小学堂章程」	1909年(宣統元年)「奏請變通初等小学堂章程摺」による改訂初等小学堂完全科目	1910年(宣統二年)「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改訂初等小学堂科目	1912年1月「普通教育暫行課程標準」による初等小学暫行科目	1912-1913年「壬子・癸卯学制」による初等小学校科目	1916年1月「国民学校令施行細則」による国民学校の科目(洪憲帝政時期)	1916年10月に修正された国民学校の科目(洪憲帝政後)
修身	○	○	○	○	○	○	○
読経講経	○	○(第三、四、五年)	○(第三、四年)	×	×	○(第三、四年)	×
中国文字	○	○(国文)	○(国文)	○(国文)	○(国文)	○(国文)	○(国文)
算術	○	○	○	○	○	○	○
歴史	○	×	×	×	×	×	×
地理	○	×	×	×	×	×	×
格致	○	×	×	×	×	×	×
体操	○	○	○	○	○	○	○
楽歌	×	随意科	○	○(唱歌)	○(唱歌)	○(唱歌)	○(唱歌)
図画	随意科 〔選択科目〕	随意科	○(第二、三、四年)	○	○(第二、三、四年)	○(第二、三、四年)	○(第二、三、四年)
手工	随意科	随意科	○	○	○	○	○
裁縫	×	×	×	○(第三、四年)	○(第三、四年)	○(第三、四年)	○(第三、四年)

(表5-4) 清末から民国初期の学制における初等小学堂(校)の時間情比較表

((付録2-1)、(付録2-4)、(付録2-6)、(付録2-8)と(表4-3)を合わせて筆者が作成。×は科目の有無を指す)

章程 科目	1904年(光緒三十年) 「奏定初等小学堂章程」	1909年(宣統元年)「奏請變 通初等小学堂章程摺」による 改訂初等小学堂完全科科目	1910年(宣統二年)「学部奏改 訂兩等小学堂課程摺」による改 訂初等小学堂科目	1912年1月「普通教育暫行 課程標準」による初等小学 暫行科目	1912-1913年「壬子・癸卯学 制」による初等小学校科目	1916年1月「国民学校令施行 細則」による国民学校の科目 (洪憲帝政時期)	1916年10月に修正された国 民学校の科目 (洪憲帝政後)
修身	2	2	2	2	2	2	2
読経講經	12	12(第三、四、五年)	5(第三、四年)	×	×	3(第三、四年)	×
中国文字 (国文)	4	18(第一年) 24(第二年) 12(第三、四、五年)	14(第一、二年) 15(第三、四年)	10(第一年) 12(第二、三年) 15(第四年)	10(第一年) 12(第二、三年) 14(第四年)	10(第一年) 12(第二、三年) 14(第四年)	10(第一年) 12(第二、三年) 14(第四年)
算術	6	6	4(第一、二年) 5(第三、四年)	5(第一、二年) 6(第三、四年)	5(第一、三年) 6(第二、四年)	5(第一、三年) 6(第二、四年)	5(第一、三年) 6(第二、四年)
歴史	1	×	×	×	×	×	×
地理	1	×	×	×	×	×	×
格致	1	×	×	×	×	×	×
体操	3	4	4(第一、二年) 3(第三、四年)	4	4(第一、二年) 唱歌1体操3(第三、四年)	4(第一、二年) 唱歌1体操3(第三、四年)	4(第一、二年) 唱歌1体操3(第三、四年)
楽歌(唱歌)	×	随意科		○ 体操と合わせて4			
図画	随意科 (選抜科目)	随意科			1(第二、三年) 男子2女子1(第四年)	1(第二、三年) 男子2女子1(第四年)	1(第二、三年) 男子2女子1(第四年)
手工	随意科	随意科			1	1	1
裁縫	×	×	×		1(第三年) 2(第四年)	1(第三年) 2(第四年)	1(第三年) 2(第四年)
合計	30	30(第一年のみ)、36	24(第一、二年) 30(第三、四年)	21(第一年) 24(第二年) 27(第三、四年)	22(第一年)26(第二年)、 男子28女子29(第三、四年)	22(第一年)26(第二年)、 男子31女子32(第三、四年)	22(第一年)26(第二年)、 男子29女子30(第三、四年)

表(5-5) 清末から民国初期の学制における高等小学堂(校)の科目と時間割比較表

((付録2-2)、(付録2-5)、(付録2-7)と(表4-5)を合わせて筆者が作成)

章程 科目、時間	1904年「奏定高等小学堂章程」		1910年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改定高等小学堂科目		1912年1月「普通教育暫行課程標準」による高等小学暫行科目		1912-1913年「壬子・癸卯学制」による高等小学校科目		1916年1月「国民学校令施行細則」による高等小学の科目	
	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2
修身	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2
読経講経	○	12	○	11(第一～三年) 10(第四年)	×		×		○	3
中国文字	○	8	○(国文)	8	○(国文)	10	○(国文)	10(第一年) 8(第二、三年)	○(国文)	10(第一年) 8(第二、三年)
算術	○	3	○	4(第一～三年) 5(第四年)	○	4	○	4	○	4
中国歴史	○	2	○(歴史)	2	○(中華歴史地理)	5	○(本国歴史地理)	3	○(本国歴史)	1(第一年)
地理	○	2	○	2					○(地理)	2(第二、三年)
格致	○	2	○	2	○(博物理化)		○(理科)	2	○(理科)	2
図画	○	2	○	2	○	1(第一、二年) 2(第三、四年)	○	男子2女子1	○	男子2女子1
体操	○	3	○	3	○	男子3女子2	○	3	○	3
英文	×		×		○		○	第三年のみ	○(外国語)	第二、三年のみ
農業	随意科		随意科		×		○	2(第二、三年)	○	2(第二、三年)
手工	随意科		随意科 〔選択科目〕		○	1(第一、二年)男子3女子1(第三年)男子2女子1(第四年)	○	男子2女子1	○	男子2女子1
楽歌	随意科		随意科		○(唱歌)		○(唱歌)	2	○(唱歌)	2
裁縫	×		×		○	2(第一、二年)	○	2(第一年)	△(家事)	2(第一年)4(第二、三)

						3 (第三、四年)		4 (第二、三年)		年)
合計		36		36		男子 30 女子 29 (第一、二年) 男子 33 女子 31 (第三、四	年)	30 (第一年) 男子 30 女子 32 (第二、三	年)	32 (第一年) 34 (第二三

(表 5-6) 1910 年の改訂と民国初期学制における初等小学堂 (校) の授業内容比較表

((付録 2-1)、(付録 2-4)、(付録 2-6)、(付録 2-8) と (表 4-4) を合わせて筆者が作成)

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 5px;">科目</div> <div style="margin-left: 5px;">           1910 年 (宣統二年) 「学部奏改訂初等小学堂課程摺」による改訂初等小学堂科目             1912 年 1 月 「普通教育暫行課程標準」による初等小学暫行科目             1912-1913 年 「壬子・癸卯学制」による初等小学校科目             1916 年 1 月 「国民学校令施行細則」による国民学校の科目 (洪憲帝政時期)             1916 年 10 月に修正された国民学校の科目 (洪憲帝政後)         </div> </div>	1910 年 (宣統二年) 「学部奏改訂初等小学堂課程摺」による改訂初等小学堂科目	1912 年 1 月 「普通教育暫行課程標準」による初等小学暫行科目	1912-1913 年 「壬子・癸卯学制」による初等小学校科目	1916 年 1 月 「国民学校令施行細則」による国民学校の科目 (洪憲帝政時期)	1916 年 10 月に修正された国民学校の科目 (洪憲帝政後)
修身	第一年：道德要義 第二年：道德要義 第三年：道德要義、国民教育要義 第四年：道德要義、国民教育要義	第一年：道德要旨注重学校家庭社会之事 第二年：同上 第三年：同上加対国家之事 第四年：同上	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨 第三年：道德之要旨 第四年：道德之要旨	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨 第三年：道德之要旨 第四年：道德之要旨	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨 第三年：道德之要旨、公民須知 第四年：道德之要旨、公民須知
読経講経	第三年：孝経 論語 分講解 誦読 黙寫 回講四項 第四年：孝経 論語 分講解 誦読 黙寫 回講四項	×	×	第三年：講授孟子 第四年：講授孟子	×
国文	第一年：識字 單句及短文読法 第二年：識字 通用短文読法 聯字 習字 第三年：識字 通用短文 語法 聯字 造句 習字 第四年：識字 通用短文 語法 聯字	第一年：普通文字之読法、作法、寫字 第二年：同上 第三年：同上加歴史地理及国民科材料 第四年：同上	第一年：発音、簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第二年：簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第三年：簡單文字及日用文章之読法書法作法語法	第一年：(発音) 簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第二年：簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第三年：簡單文字及日用文章之読法書法作法語法	第一年：(発音) 簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第二年：簡單文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第三年：簡單文字及日用文章之読法書法作法語法

	造句 作文 習字		第四年：簡單文字及日用文章之讀法書法作法語法	第四年：簡單文字及日用文章之讀法書法作法語法	第四年：簡單文字及日用文章之讀法書法作法語法
算術	第一年：數目之名 實物計算 二十以下之數法 書法 加減乘除 第二年：百以下之數法 書法 加減乘除 第三年：通常之加減乘除 第四年：簡易小數及諸等數	第一年：二十以下數之數法書法及加減乘除 第二年：百數以下之數法書法及加減乘除 第三年：通常之加減乘除、珠算加減 第四年：簡易小數及諸等數、珠算加減	第一年：二十數以內之數法書法及加減乘除 第二年：百數以內之數法書法及加減乘除 第三年：通常之加減乘除 第四年：通常之加減乘除、小數之讀法書法及簡單之加減乘除等（珠算加減）	第一年：百數以內之數法書法、二十數以內之加減乘除 第二年：千數以內之數法書法、百數以內之加減乘除 第三年：通常之加減乘除（珠算加減） 第四年：通常之加減乘除、及簡易之小數諸等數加減乘除（珠算加減乘除）	第一年：百數以內之數法書法、二十數以內之加減乘除 第二年：千數以內之數法書法、百數以內之加減乘除 第三年：通常之加減乘除（珠算加減） 第四年：通常之加減乘除、及簡易之小數諸等數加減乘除（珠算加減乘除）
体操	第一年：遊戲 第二年：遊戲、徒手体操 第三年：遊戲、徒手体操 第四年：遊戲、徒手体操	第一年：遊戲、簡易之單音唱歌 第二年：同上、徒手体操 第三年：同上 第四年：同上	第一年：平易之單音唱歌、遊戲 第二年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第三年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第四年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操	第一年：平易之單音唱歌、遊戲 第二年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第三年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第四年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操	第一年：平易之單音唱歌、遊戲 第二年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第三年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操 第四年：平易之單音唱歌、遊戲、普通体操
樂歌（唱歌）	第一年：單音唱歌 第二年：單音唱歌 第三年：單音唱歌 第四年：單音唱歌				
圖画	第二年：繪簡易之物体 第三年：繪簡易之物体 第四年：繪簡易之物体	第一年：單形、簡單形体 第二年：單形、簡單形体 第三年：單形、簡單形体 第四年：單形、簡單形体	○（第二、三、四年）	第二年：單形、簡單形体 第三年：單形、簡單形体 第四年：簡單形体	第二年：單形、簡單形体 第三年：單形、簡單形体 第四年：簡單形体
手工	第一年：簡易手工 第二年：簡易手工 第三年：簡易手工 第四年：簡易手工	第一年：簡易細工 第二年：同上 第三年：同上 第四年：同上	○	第一年：簡易製作 第二年：簡易製作 第三年：簡易製作 第四年：簡易製作	第一年：簡易製作 第二年：簡易製作 第三年：簡易製作 第四年：簡易製作
裁縫	×	○（第三、四年）	○（第三、四年）	第三年：運針法、通常衣服之縫法 第四年：通常衣服之縫法補綴法	第三年：運針法、通常衣服之縫法 第四年：通常衣服之縫法補綴法

表(5-7) 1910年の改訂と民国初期学制における高等小学堂(校)の科目と時間制比較表  
 ((付録2-2)、(付録2-5)、(付録2-7)と(表4-5)を合わせて筆者が作成)

章程 科目	1910年「学部奏改訂兩等小学堂課程摺」による改定高等小学堂科目	1912年1月「普通教育暫行課程標準」による高等小学暫行科目	1912-1913年「壬子・癸卯学制」による高等小学校科目	1916年1月「国民学校令施行細則」による高等小学の科目
修身	第一、二年： <u>道德要義</u> 第三、四年： <u>国民教育要義</u>	第一年：道德要旨 第二年：道德要旨及国民義務 第三、四年：同上	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨、民国法制大意 第三年：道德之要旨、民国法制大意	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨、民国法制大意 第三年：道德之要旨、民国法制大意
読経 講経	第一年： <u>大学 中庸 孟子</u> 第二年： <u>孟子 詩経</u> 第三年： <u>詩経 礼記節本</u> 第四年： <u>礼記節本</u>	×	×	第一年：講授論語 第二年：講授論語 第三年：講授論語
国文	第一年： <u>通用文字 読法 作文 習字</u> 第二年： <u>通用文字 読法 作文 習字</u> 第三年： <u>通用文字 読法 作文 習字</u> 第四年： <u>通用文字 読法 作文 習字</u>	第一年：普通文之読法作法寫法、作文約数十字至百字 第二年：同上、程度略進、作文約百字以外 第三年：同上、漸授以古雅之文、作文約二、三百字 第四年：同上、作文約三、四百字	第一年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第二年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第三年：日用文字及普通文之読法書法作法語法	第一年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第二年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第三年：日用文字及普通文之読法書法作法語法
算術	第一年：整数小数及諸等数之加減乗除 第二年：諸等数之加減乗除 求積 分数之加減乗除 諸等数及分数之応用問題 第三年：分数之加減乗除 百分数 利息 珠算加減乗除 第四年：比例 珠算 簿記	第一年：整数小数緒等数、珠算加減 第二年：分数、百分法、珠算四則 第三年：分数、百分法、比例、珠算四則 第四年：比例、珠算四則、日用簿記	第一年：整数、小数、緒等数(珠算加減) 第二年：分数、百分算(珠算加減乗除) 第三年：分数、百分算、比例(珠算加減乗除)	第一年：整数、小数、諸等数(珠算加減) 第二年：分数、百分算(珠算加減乗除) 第三年：分数、百分算、比例(珠算加減乗除)
中国 歴史	第一年：中国歴史之大要 第二年：統前学年 第三年：統前学年 第四年：統前学年	(中華歴史地理) 第一年：本国歴史之大要、本国地理 第二年：同上 第三年：補習本国歴史、依系統述之、注重文明開化、外国地理 第四年：同上、補習天文地文人文地理	(本国歴史地理) 第一年：本国歴史之要略、本国地理之要略 第二年：本国歴史之要略、本国地理之要略 第三年：本国歴史之要略、外国地理之要略	(本国歴史) 第一年：本国歴史之要略 第二年：本国歴史之要略 第三年：本国歴史之補習
地理	第一年：中国地理之大要 第二年：統前学年 第三年：外国地理之大要 第四年：統前学年			第一年：本国地理之要略 第二年：本国地理之要略 第三年：本国地理之要略



格致	第一年：動物植物動物及自然現象 第二年：統前學年 第三年：理化氣象及生理衛生之大要 第四年：統前學年	(博物理化) 第一年：動物植物動物及自然現象 第二年：同上 第三年：理化現象及生理衛生之大要 第四年：同上	(理科) 第一年：植物動物動物及自然現象 第二年：植物動物動物及自然現象 第三年：通常物理化學上之現象元素及化合物、簡易器械之構造作用人身生理衛生之大要	(理科) 第一年：植物動物動物及自然現象 第二年：植物動物動物及自然現象 第三年：通常物理化學上之現象元素及化合物、簡易器械之構造作用人身生理衛生之大要
圖畫	第一、二年：簡易形體 第三年：各種形體 第四年：各種形體或簡易幾何圖	第一年：毛算或鉛筆 第二、三年：同上 第四年：簡易幾何圖	第一年：簡單形體 第二年：簡單形體 第三年：簡單形體	第一年：簡單形體 第二年：簡單形體 第三年：簡單形體
體操	第一、二、三、四年：普通體操 遊戲 兵式體操	第一、二、三、四年：普通體操、兵式體操及遊戲	第一、二、三年：普通體操、遊戲 男子：兵式體操	第一、二、三年：普通體操、遊戲、男子：兵式體操
英文	×	第一、二、三、四年：讀法 習字 造句 會話	第三年：讀法書法作法讀法	(外國語) 第二、三年：讀法書法作法語法
農業	隨意科	×	第二年：農事、農事之大要、水產、水產之大要 第三年：農事、農事之大要、水產、水產之大要	第二、三年：農事 農事之大要、森林 森林之大要、水產 水產之大要
手工	隨意科	第一、二、三、四年：簡易細工	第一、二、三年：簡易手工	第一、二、三年：簡易手工
樂歌	隨意科	(唱歌) 第一年：單音唱歌 第二年：同上 第三年：同上、加簡易複音唱歌 第四年：同上	(唱歌) 第一、二、三年：單音唱歌	(唱歌) 第一、二、三年：單音唱歌
裁縫	×	○	第一年：通常衣服之縫法補綴法 第二年：通常衣服之縫法裁法補綴法 第三年：通常衣服之縫法縫法補綴法	(家事) 第一年：縫紉 第二、三年：縫紉、家事大要

(表5-8) 清末から民国初期の学制における初等・高等小学堂、中学堂(校)の読経辭經科目内容の改訂表

((付録2-6)、(付録2-7)、(表2-3)、(表2-5)と(表4-7)を合わせて筆者が作成)

	初等小学堂								高等小学堂						中学堂					
	1904年		1909年		1910年		1916年		1904年		1910年		1916年		1904年		1910年		1916年	
	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	時間	内容	
第一年	孝経 論語	12	×		×		×		詩経	12	大学 中庸 孟子	11	論語	3	春秋左伝	9	春秋左伝	10	左氏春秋 礼記	
第二年	論語 大学 中庸	12	×		×		×		詩経 書経	12	孟子 詩経	11	論語	3	春秋左伝	9	春秋左伝	10		
第三年	孟子	12	孝経 論語	12	孝経 論語	5	孟子	3	書経 易経	12	詩経 礼記節本	11	論語	3	春秋左伝	9	春秋左伝	10		
第四年	孟子 礼記節本	12	論語 礼記節本	12	孝経 論語	5	孟子	3	易経 儀礼	12	礼記節本	10			春秋左伝	9	周礼節訓本	10		
第五年	礼記節本	12	礼記節本	12											周礼節訓本	9	易経	10		

## 終章

本稿では、「欽定学堂章程」（1902年）、「奏定学堂章程」（1904年）、「普通教育暫行辦法」「普通教育暫行課程標準」（1912年）、そして1912年から1913年にかけて公布された「壬子・癸丑学制」の実施とその改訂を軸に、20世紀初頭の中国における教育改革の歴史の変遷を検討した。特に中央政府による学制の制定とその内容の変化や、地域を中心とした新式教育の萌芽と進展といった制度化の過程に注目したのみならず、これまで多くの先行研究で指摘されてきた「日本モデル」に対する再検討、実際に教育改革の直接の影響を受けることとなった教育現場にいる「人」の視点から見た教育改革の展開、および清末学制と民国初期学制との連続性と変化、という3つの問題意識を立てて、政策、地域社会、人物の間の相互作用という視角から、中国における新式教育の展開と実態を個別に論じてきた。

第一章では、「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目の内容と設置背景を分析することによって、「日本モデル」という論点を再検討した。この2つの章程において、四書・五経などの儒教經典を読む「読経講経」科目の授業時間が初等教育と中等教育の毎週授業時間の4分の1から3分の1ほどを占めていたことから、その重要性は容易に想像できる。

そこで、「読経講経」科目を設置した背景には、「奏定学堂章程」の主な制定者である張之洞の経学重視の思想、康有為らが提唱した孔教運動、そして科挙廃止により就職機会を失う士人に新たな進路を与え、改革の衝撃を緩和する措置を講じるという清朝内部の要因のみならず、実は明治日本からの影響が強かったことを確認した。

徳川時代から日本で発展してきた儒教は、明治時期以降に時代の変動がもたらした社会秩序の不穏を抑えるため、「教育勅語」に取り込まれ、思想的規範となり、秩序と統治を維持する役割を与えられるまでに変容していった。そのような時期に、当時日本へ視察に赴いた清朝の官僚・文人たち、例えば呉汝綸、羅振玉、嚴修ら、新しい学制の制定にかかわった人々は、日本が国家の改革期において儒教を重視していたことを知り、大いに啓発された。加えて、日清戦争後の「清国保全論」に基づき、日本側は清末の教育改革に対し積極的な姿勢をとっていた。そして、それに連動するかのよう、明治日本の雑誌には清末の教育改革に関する文章が多く掲載された。その中で注目すべきことに、清末の教育事情に明るく、い仕武雄のような人物や、日本人教習として招聘され、実際に中国の教育現場に携わった人々の中には、中国での近代的教育制度の中での儒学・孔教の思想的規範としての役割について提起する者もいた。即ち、「日本モデル」とされる清末の近代学制の中で唯一、日本学制を模倣せず中国的特色を有する「読経講経」科目も、実際には日本から多くの影響を受け、設置されたのであった。

つまり、既存の儒教の援用は「因循守旧」ではなく、むしろ近代学制における重要な装置として必要とされ、

儒教が時代の需要と結びつき、新たな意味を付与されたのである。したがって、清末の近代学制における「読経講経」科目の設置も、日本への視察を通して得られた孔子や儒教に対する日本側の意見を参考として定められたものであり、清末の近代学制と日本との強い関連を示していた。さらに、1906年に出された清末の教育改革の基本方針を示す「教育宗旨」もこの延長線上にある。そこで謂われる「忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実」の各項のうち、「忠君」「尊孔」も、日本の儒教や孔教思想重視が関連していたと思われる。伝統的かつ中国の固有の思想である「忠君」と「尊孔」が新しい意味を付与され、民衆に国家という概念を養成させる手段として期待されたことが見て取れる。

第二章と第三章では、清末の近代学制の実施状況を、劉大鵬、張綱、朱峙三という3人の下層の伝統士人の日記内容を用いて検討した。下層の伝統士人の活動に注目する理由は、彼らが「学習者」と「教師」または「教育関係者」という二重の立場で、新式教育の最前線に身を置き、教育の現場を最も切実に体験していた人々だったからである。科挙の廃止に対し士人たちは異なる反応を示したが、そこには実は生計を立てるといった共通の行動心理が伏在していた。この共通点は、彼らに新式学堂の教員への転任や師範学堂への入学という科挙の廃止と新式教育の展開といった時代的变化に適応する行動をもたらした。

朱峙三は両湖師範学堂に入学し、従来の学問と異なる多様な新式科目を学習することができたが、教員不足により一部の科目を履修できず、また教員の授業内容と授業方法が学生の学習意欲を刺激しないことに不満を持っていた。このような事実は近代学制の課程設計の問題点を浮き彫りにするものである。朱峙三のように新式学堂を自身の学習の場と捉える方向性が存在した一方で、士人たち自身も新式学堂の設立に積極的に関わった。張綱は地元の教育水準を向上させるために、新式小学堂の設立に熱心に取り組んだ。しかし、新式学堂を設立した際に彼が直面した最大の問題は、学生の募集ではなく経費の工面であった。なぜなら、地方政府が必要な援助を十分に与えず、そのため、自ら経費を調達せざるをえなかったからである。経費問題の解決策として、士人たちは租税や塩税を引き上げ、その増収分を学堂の通常経費に当てようとした。ただし、この方法にも限界があり、劉大鵬は、もし地方政府や役人が徴税・増税において不正を働けば、民衆が不満を抱き、内憂を起しかねないと、その危険性を指摘した。結局その指摘は現実のものとなり、徴税に対する民衆の不満から暴動が起き、社会不安の要素となった。これらの事例は、新式教育の実施に対する阻害要因が、教育それ自体が内包する制約条件にのみあったのではなく、新式学堂の設立と経費の確保に関わる運営をめぐる地方の士人との間の権力闘争といった政治的要因にもあったことを物語っている。

要するに、地方の督撫らが新式学堂を設立し、上から下へ近代学制を推進する政策が実際に各地域において実行される段階に移ると、下層の伝統士人は新式教育の展開がもたらす多くの問題に直面せざるを得なかった。本稿では、そうした問題に対する彼らの反応を分析し、心理的葛藤や適応への努力、新式教育への積極的な参与といった主体的反応を解明することで、学校数や学生数などの統計数字からだけでは読み取れない、新式教

育が導入・実施される現場での状況を具体的に検討した。

言うまでもなく、上述した近代学制の実施後徐々に表れてきた問題点は、清朝政府に学制の修正を促す要因になった。第四章では、「奏定小学堂章程」をめぐる1909年と1910年の2回の改訂を例に、宣統年間において、学部が地方学務調査員の報告書や世論の意見を参照しながら行った近代学制の改訂の過程を検討した。この改訂を通じて、初等小学堂の在学年限の短縮や一部の必修科目の削除、授業内容の簡略化が行われ、さらに高等小学堂の課程もそれらの改訂に合わせて修正されたことを確認した。こうした改訂が行われたのは、章程が各地方で規定通りに履行されず、教員不足が存在した状況を修正するためでもあった。宣統年間における「奏定小学堂章程」の改訂は、小学堂章程の内容をより完備することで、その効率化を図っただけではなく、民国初期の学制に大きな影響を与えたという点で、より重要な意義を持っていたのである。

最後に第五章では、清末の近代学制と民国初期の「壬子・癸丑学制」との間に存在した連続性と変化を、民国初期の制度変更や教育宗旨の制定と修正、およびその背景にある思想から究明した。1912-1913年の「壬子・癸丑学制」で定められた小学校課程は、科目の種類や、授業の時間と授業内容の面で、清末学制と極めて類似していた。これまでは、民国初期の「壬子・癸丑学制」の修業年限が清末の「奏定学堂章程」より短縮されたことが大きな変化だと見なされてきた。しかしながら、初等小学堂の修業年限が1910年にすでに5年間から4年間に改訂され、さらに、民国成立前夜の1911年の時点で高等小学堂の修業年限の短縮についても、すでに教育改革の重要課題になっていたことから、民国初期で行われた「壬子・癸丑学制」の修業年限の短縮は、清末時点の構想が実施されたという連続性を強く物語るものであった。

さらに、清末期と民国初期の学制における連続性を示す別の事例は、中央政府の教育方針を掲げた「教育宗旨」である。清末の「教育宗旨」と民国初期の「教育宗旨」は、同じ歴史的文脈で同じ教育目的の達成を求めている。1906年、1912年、1915年に出された「教育宗旨」を比較してみると、「尚武」「軍国民教育」は国民が強健な身体を保ち国家を守る重要性を強調し、「尚実」「実利主義教育」「崇実」は各科目授業内容の実用性や実業教育を重視する点で一致している。このように各時期に出された「教育宗旨」が一致した内容をそなえていた理由は、各地方教育団体が清末から民国初年まで、一貫して軍国民主義と実業教育の強化を主張し、その主張が「教育宗旨」の策定に影響を与えていたからである。

他方、「忠君」と「愛国」、「尊孔」と「公民道德」は一見したところ矛盾するが、実は各時期の「教育宗旨」の中で、近代国家成立のための新たな思想的役割が期待されていた点で、必ずしも対立するものではなかった。とりわけ1906年の「教育宗旨」に見える「尊孔」は、単に孔子を尊崇するというよりは、新学制が制定、実施される際に、新しい時代性を付与され、近代的国民形成に必要な思想的準則とされたのであり、1912年の「教育宗旨」で「公民道德」教育が期待されたのと、その時代的意味は同じであった。そして、1915年の「教育宗旨」において「法孔孟」が復活した理由も、儒教的道德思想を用いて民国初期の混乱した社会秩序を回復・

維持しようとする考えの表れであった。したがって、各時期の異なる「教育宗旨」の裏に潜んだ思想的同一性は、清末民国初期の学制の連続性を考える上で、きわめて重要な要素であったと言える。

総じて言うと、本稿では、清末の近代学制の内容、その実施過程で顕在化した問題点、その問題点と次の近代学制の改訂との関係性、および清末の近代学制の改訂の民国初期の学制に与えた影響をそれぞれ分析してきた。そして上述した分析を通し、以下の結論に達した。

1、清末の近代学制における「読経講経」科目の設置は、明治日本の学制から大きな影響を受けた。日本は儒教思想を「教育勅語」に編入させることで、儒教思想を近代教育を通じた統治や社会秩序の重要な構成要素として再利用した。このような儒教の近代教育への活用という日本の事例は、清末の近代学制における「読経講経」科目の設置により、中国においても儒教に対して近代教育における一定の思想的役割を期待する契機になったのである。

2、「読経講経」科目の中国の近代学制への導入は、新旧教育の結節点となった。伝統士人にとって、それは新式教育の展開がもたらした既存の知識系統の崩壊やイデオロギーの転換の緩衝材としての役割を果たし、主体的に新式教育に対応・関与する余地を与えた。1909年と1910年に行った小学堂章程の改訂は、「読経講経」科目の合理化と効率化を図る修正であり、既存の知識を利用し新式教育の目的を成し遂げようとする清朝政府の意図を体現するものであった。

3、20世紀初頭の中国における近代学制は、実施の過程で絶えず修正が加えられ、より精緻になっていった。宣統年間において行われた小学堂章程の改訂はその一例である。つまり中国の近代学制の策定と実施は互いに表裏一体となって、互いに影響しあったのである。

4、清末の近代学制と民国初期の学制の間には明らかな連続性がある。1912-1913年の「壬子・癸丑学制」とそれに関連する法令は、1910年の改訂内容の延長であり、1911年に各地方教育団体や中央教育会が提出した教育改革に関する意見を実践したものである。また、20世紀初頭における中国教育の連続性は学制の内容だけでなく、各時期の「教育宗旨」にも看取される。1906年、1912年、1915年の「教育宗旨」にはそれぞれ小異があるにしても、学制に儒教という思想的準則が必要であるという点でほぼ一致していたのである。

最後に、今後の展望を述べて、本稿を締めくくりたい。本稿では清末の「奏定学堂章程」（1904年）から民国初期の「壬子・癸丑学制」（1912-1913年）に至る近代中国の学制の変遷を検討してきた。この流れから考えると、「壬子・癸丑学制」から「壬戌学制」（1922年）公布への変化の過程は、別に究明すべき重要な課題である。とりわけその過程において、民主と科学を提唱し封建と迷信を反対する新文化運動が起こり、教育界や思想界に衝撃を与えた。このような状況の中で、儒教に新たな時代性を付与し、それを近代学制の思想的準則とするという清末以来の教育方針がどのような展開を遂げたのか、という問題を検討することが、改めて必要になる。これについては、本稿での成果を踏まえた上で、今後の検討課題としたい。

(付録 1-1) 清末教育法令表 (1902-1911、光緒二十七年—宣統三年)

(『近代中国教育史資料』清末編の目次より筆者が作成)

時間	法令名
光緒二十七年十二月一日 1902.1.10	管學大臣裁定學堂章程
光緒二十七年十二月五日 1902.1.14	京師同文館歸大學堂所轄
光緒二十八年一月六日 1902.2.13	管學大臣張百熙上奏籌辦大學堂大概情形
光緒二十八年六月二十七日 1902.7.31	上奏試辦貴州大學堂暫行章程
光緒二十八年七月八日 1902.8.11	擬定小學堂暫行章程、擬定師範學堂暫行章程、擬定中學堂暫行章程
光緒二十八年七月十二日 1902.8.15	欽定學堂章程、京師大學堂章程、高等學堂章程、中學堂章程、蒙學堂章程
光緒二十九年十一月二十六日 1904.1.13	奏定學堂章程 學務綱要、大學堂章程、高等學堂章程、中學堂章程、高等小學堂章程、初等小學堂章程、蒙養院及家庭教育法章程、優級師範學堂章程、初級師範學堂章程、實業教育講習所章程、高等農工商實業學堂章程、中等農工商實業學堂章程、初等農工商實業學堂章程、實業補習普通學堂章程、藝徒學堂章程、議學館章程、進士館章程、各學堂管理章程、實業學堂章程、任用教員章程
光緒三十年三月二十八日 1904.5.13	奏定考驗出洋畢業學生章程
光緒三十年八月十七日 1904.9.26	奏定進士館章程
光緒三十一年七月三日 1905.8.3	奏定法律學堂章程
光緒三十一年八月四日 1905.9.2	停科舉廣設學校摺
光緒三十一年十二月十日 1906.1.4	通達設置半日學堂
光緒三十二年二月十九日 1906.3.13	通達各省選送遊學限制辦法
光緒三十二年三月一日 1906.3.25	宣示教育宗旨 學部對私塾附屬章程的要請之見解
光緒三十二年三月十八日 1906.4.11	通達增廣各省師範學生定員
光緒三十二年四月一日 1906.4.24	通知駐日公使體恤由學生辦法核定
光緒三十二年四月二日 1906.4.25	廢各省學政 設置提學使司
	翰林院選擇派遣外國留學 視察者
光緒三十二年四月十九日 1906.5.12	通達各省每年報告遊學生實態及其樣式
光緒三十二年四月二十日 1906.5.13	奏定學部官制
	奏定各省學務詳細官制辦事權限與勸學所章程

光緒三十二年四月二十二日 1906.5.15	明確禮部學部的事務界線
	定遊學畢業生考試時期為八月
光緒三十二年五月十六日 1906.7.7	通達各省添設法政學堂
光緒三十二年五月二十一日 1906.7.12	通達各省舉辦實業學堂
光緒三十二年六月一日 1906.7.21	制定優級師範選科章程
光緒三十二年六月三日 1906.7.23	公布第一次審定初等高等小學暫用書目 審定中學暫用書目
光緒三十二年六月六日 1906.7.26	續定提學使辦事權限章程
光緒三十二年六月八日 1906.7.28	奏定教會章程
光緒三十二年六月十八日 1906.8.7	通達各省限制留學生推廣各整學堂
光緒三十二年六月二十五日 1906.8.14	令各省停止給與在京各學堂學生補助金
光緒三十二年七月七日 1906.8.26	改訂進士館辦法 讓學員出洋遊學
	若無中學程度學力不認學生留學
光緒三十二年七月八日 1906.8.27	根據閩浙總督奏請,優遇及考試歸國之速成法政畢業生與本省師範簡易科生
光緒三十二年七月二十日 1906.9.8	通達京外官紳出洋遊歷簡章
光緒三十二年七月二十九日 1906.9.17	公布宣講所用書目
光緒三十二年八月八日 1906.9.25	公布獎勵製造教育用品章程
光緒三十二年八月十五日 1906.10.2	奏定考驗遊學畢業生章程
光緒三十二年九月七日 1906.10.24	通達關於各學堂學生品行考核
光緒三十二年九月十二日 1906.10.29	各省奏請對學部經費辦法之認解
光緒三十二年九月二十四日 1906.11.10	讓中學堂以下的管理員兼任教科
光緒三十二年十月五日 1906.11.20	統制派遣歐美留學生的學費支給額
光緒三十二年十月十七日 1906.12.2	奏定日本留學生管理章程
光緒三十二年十一月二日 1906.12.17	改訂年假暑假的期間
光緒三十二年十一月一三日 1906.12.28	續定日本留學生管理章程關於留學生因病死亡部分
光緒三十二年十二月六日 1907.1.19	改定各學堂考試章程 通達各省學區調查辦法
光緒三十二年十二月十三日 1907.1.26	改醫學館為京師專門學堂
光緒三十二年十二月二十日 1907.2.2	奏定京師法政學堂章程
光緒三十三年一月二十四日 1907.3.8	奏定徵收各學堂收取學費章程 奏定女學堂(女子師範學堂 女子小學堂)章程
光緒三十三年一月二十五日 1907.3.9	取締各學堂中途退學者 長期缺席學生



光緒三十三年二月五日 1907.3.18	奏定師範學堂畢業獎勵章程與畢業義務章程 確定進士館獎勵章程內容部分變更
光緒三十三年二月十日 1907.3.23	要求各省提學使慎選勸學 辦學紳員
光緒三十三年二月二十三日 1907.4.5	通達京師女學堂申明章程務遵守
光緒三十三年三月十五日 1907.4.27	奏定北洋師範學堂
光緒三十三年三月二十五日 1907.5.7	官費留學生歸國後五年內有擔任教員之義務
光緒三十三年三月 1907.5	頒布江蘇師範學堂現行章程
光緒三十三年四月十六日 1907.5.27	奏定學部官員養廉章程
光緒三十三年五月六日 1907.6.16	大學堂增設滿蒙文學門
光緒三十三年五月十三日 1907.6.23	學部考驗外國大學高專畢業之留學生
光緒三十三年五月十五日 1907.6.25	改不支給日本外國語學校留學生官費
光緒三十三年六月七日 1907.7.16	公布大學堂附設博物品實習科規則
光緒三十三年六月二十二日 1907.7.31	要求補京師大學堂總監督之缺 奏定醫學館學生畢業獎勵辦法
光緒三十三年八月九日 1907.9.16	通達各省選送京師法政學堂預科學生簡章 公布留學生請假規則
光緒三十三年八月十日 1907.9.17	奏定學堂冠服章程
光緒三十三年八月十三號 1907.9.20	於各省法政學堂增設監獄學科
光緒三十三年十月十四日 1907.11.19	學部回答陳驥條陳學堂弊端摺
光緒三十三年十一月一日 1907.12.5	奏定貴青學堂章程
光緒三十三年十一月五日 1907.12.9	奏定進士館遊學畢業學員考試章程 奏請派遣歐洲遊學生監督
光緒三十三年十一月二十四日 1907.12.28	禁止中小學堂學生吸菸草
光緒三十三年十一月三十日 1908.1.3	根據日本官立高等學校收容中國留學生之決定而定各省按年分認經費章
光緒三十三年十二月十一日 1908.1.14	定各學堂學生曠課減點方式
光緒三十三年十二月二十日 1908.1.23	定官吏任用規定
光緒三十三年 1908	公布京師初級小學劃一課程表
光緒三十四年二月十九日 1908.3.21	不支給在學於日本文部省直轄音樂學校 外國語學校 盲啞學校及私立各校清國學生官費
光緒三十四年三月五日 1908.4.5	於兩年內在各州府縣設立初等中等實業學校
光緒三十四年三月十八日 1908.4.18	不支給日本官立法科大學選科生官費
光緒三十四年四月六日 1908.5.5	奏定改各學堂募集方式考選詳細章程
光緒三十四年四月十九日 1908.5.18	通達學務公所人員及學堂職員遵守定員
光緒三十四年四月二十六日 1908.5.25	定各省方言學堂整理方針

光緒三十四年五月十日 1908.6.8	大學堂畢業生報告義務年限實情
光緒三十四年六月六日 1908.7.4	議定設立女子師範學堂
光緒三十四年七月二日 1908.7.29	通達各省聘用外國教員之規定
光緒三十四年七月九日 1908.8.5	讓各省高等以上學堂報告所收之學生
光緒三十四年七月二十日 1908.8.16	分四年各撥五十兩共支出兩百兩作為開辦分科大學費
光緒三十四年七月三十日 1908.8.26	通達各省高等學堂 專門實業學堂皆歸提學使管轄
光緒三十四年八月十日 1908.9.5	奏定法政別科及講習科獎勵章程 改訂法政學堂別科課程 預試日本私立法政各大學留學畢業生普通學
光緒三十四年八月十四日 1908.9.9	禁學務人員干涉他事
光緒三十四年八月十九日 1908.9.14	改學務公所六課名稱為六科
光緒三十四年八月二十六日 1908.9.21	學部述對度支部財政學堂章程原案之見解
光緒三十四年九月二十一日 1908.10.15	選派弟子分送各國學習工藝
光緒三十四年十月三日 1908.10.27	公布禁止中小學堂學生吸菸
光緒三十四年十一月一日 1908.11.24	公布中小學堂學生 初級師範學堂自費學生轉學章程 改訂學堂考試章程
光緒三十四年十一月二日 1908.11.25	訂定各學堂修業文條例
光緒三十四年十二月六日 1908.11.28	指示駐日公使留學考試辦法
光緒三十四年十二月十二日 1909.1.3	官費補給自費入學官立高等以上實業學校者 隨時補考進士館遊學學員畢業歸國者 增訂初等工業學堂課程及初等實業學堂獎勵章程
光緒三十四年十二月二十八日 1909.1.19	定高等預科在學生年限 確定各省中學堂請獎畢業年限一律五年
光緒三十四年 1909	學部與憲政編查館設定滿蒙文高等學堂章程
宣統元年二月十四日 1909.3.5	擬定財政學堂
宣統元年二月二十五日 1909.3.16	擬定出洋學習完全師範畢業獎勵
宣統元年二月二十六日 1909.3.17	通達各省派遣歐洲留學生改良點 官費支給法
宣統元年閏二月十八日 1909.4.8	立案貴胄法政學堂章程
宣統元年閏二月二十八日 1909.4.18	立案報告學制改革年次計畫
宣統元年三月六日 1909.4.25	改大學堂預備科為京師高等學堂 通達各省統一高等學堂外國語科目
宣統元年三月二十六日 1909.5.15	改訂初等小學堂章程 改分中學堂課程為文科實科
宣統元年四月二十七日 1909.6.14	高等實業學堂預科改照中等實業學堂授課 並限制中等實業學堂畢業者的官吏就職年齡
宣統元年五月九日 1909.6.26	禁止教職員吸食鴉片

宣統元年五月十五日 1909.7.2	通達各省實施中小學堂新制
宣統元年五月十七日 1909.7.4	承認舉人 優貢 拔貢入學經科大學
宣統元年五月二十三日 1909.7.10	擬定遣派遊美學堂辦法大綱
宣統元年六月二十一日 1909.8.6	奏請將藝徒學堂課程程度較高者昇格為初等工業學堂
宣統元年七月二十日 1909.9.4	學部回答吏部大學堂優級師範畢業得獎司務各員籤分辦法
宣統元年九月十九日 1909.11.1	各省高等各學堂畢業學生一律移至學部覆試 各省中學堂畢業生一律移至省覆試 請改定學制填充視學官定員
宣統元年九月二十五日 1909.11.7	改歐洲遊學監督分屬各國公使
宣統元年九月二十九日 1909.11.11	改訂貴冑法政學堂課程
宣統元年十月二十九日 1909.12.11	應邊境海外實情改學僑學堂教員獎勵與師範義務年限
宣統元年十一月九日 1909.12.21	削除遊學生實驗旅行費 會奏各省解任日本官立高等各經費辦法 續定貴冑法政學堂章程
宣統元年十一月十九日 1909.12.31	奏定檢定小學教員及優待小學教員章程
宣統元年十一月二十九日 1910.1.10	上奏京師分科大學之整備計畫與現況 許可外國學生入經科大學 議定女學服色章程 議定簡易識字學塾章程
宣統元年十一月 1910	改訂統計表 各學堂一覽表 讓提學司報告學事
宣統元年十二月五日 1910.1.15	改定各學堂畢業文憑條例
宣統元年十二月十七日 1910.1.27	頒布初等小學教科書
宣統元年十二月二十五日 1910.2.4	資政院擬定速記學堂章程
宣統元年十二月二十八日 1910.2.7	學部陳奏明年籌備事宜 完成簡易識字課本編輯 編輯試行國民必讀課本 上奏京師私塾改良辦法實際情況 增訂各學堂管理通則
宣統元年 1910	財政學堂於七月五日開學 通達各省 京師河南省參照改良私塾章程應即情辦理 讓各省提學使考選肄業館學生
宣統二年一月二十四日 1910.3.5	計畫議定實業教員講習所畢業獎勵辦法
宣統二年二月十三日 1910.3.23	檢討檢定小學教員章程對教育有礙之意見 檢討財政 學物整頓意見
宣統二年二月十七日 1910.3.27	學部再試驗各省師範學堂優級選科最優等畢業生
宣統二年二月二十八日 1910.4.7	停止募集各省師範學堂優級選科初級簡易科學生
宣統二年三月九日 1910.4.18	許可優級師範學堂復設補習班
宣統二年三月十五日 1910.4.24	禁止遊學生與外國人結婚

宣統二年四月二十六日 1910.6.3	許可在私立學堂專習法政 改訂實業學堂的修業年限 定實業學堂必修外國語科目為英語 廢止高等農業商業學堂預科 改訂實業學堂實習時間分配 改訂高等實業學堂獎勵章程
宣統二年五月三日 1910.6.9	學部上奏地方學事狀況
宣統二年五月十七日 1910.6.23	奏定法律學堂乙班學生將來畢業辦法 奏定法政學堂別科酌獎出身
宣統二年五月二十七日 1910.7.3	根據直隸總督陳夔龍意見嚴重統制教科書
宣統二年六月二十二日 1910.7.28	學部斟酌辦法並公布改良私塾章程
宣統二年八月五日 1910.9.8	奏定京師法律學堂畢業學員改用法官辦法 奏定京師法律學堂乙班畢業考試辦法
宣統二年十月九日 1910.11.10	承認各省推廣法政學堂
宣統二年十一月一日 1910.12.2	奏定地方學務章程
宣統二年十一月十九日 1910.12.20	改訂法政學堂章程 改訂管理遊日學生監督處章程 製作中日學務法律對照表
宣統二年十一月二十五日 1910.12.26	決定教育普及的最要和次要諸事項
宣統二年十一月二十九日 1910.12.30	改訂兩等小學校課程
宣統二年十二月四日 1911.1.4	奉天省奏請中學以上學堂的兵式體操照准陸軍教練並加射擊
宣統二年十二月十九日 1911.1.19	奏定檢定初級師範學堂中學堂教員章程 優待初級師範學堂中學堂教員章程 奏定地方學務章程施行細則
宣統二年十二月二十六日 1911.1.26	改訂籌備教育事宜 改訂勸學所章程 改訂中學文實兩科課程
宣統三年三月五日 1911.4.3	中學以上學堂的兵式體操照准陸軍教練 修訂存古學堂章程
宣統三年五月四日 1911.5.31	奏定中央教育會章程
宣統三年五月二十四日 1911.6.20	酌擬中央教育會會議規則
宣統三年閏六月十一日 1911.8.5	公布臨時小學校教員養成所簡章及單級教員養成所簡章
宣統三年七月十七日 1911.9.9	停止各省高等學堂中學堂畢業再試驗
宣統三年七月二十日 1911.9.12	讓專門教員充任官公私立法政學堂

(付録 1-2) 1904 年 (光緒三十年)「奏定初等小学堂章程」科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、301-303 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：摘講朱子小学 劉忠介人譜 各種蒙養図説 誦有益風化之極短古詩歌 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年 第五年：同前学年	2
読経講経	第一年：読孝經論語毎日約四十字 兼講其淺近之義 第二年：論語学庸毎日約六十字 兼講其淺近之義 第三年：孟子毎日約読一百字 兼講其淺近之義 第四年：孟子及礼記節本 毎日約読一百字 兼講其淺近之義 第五年：礼記節本毎日約読一百二十字 兼講其淺近之義	12
中国文字	第一年：講動字靜字虚字実字之區別兼授以虚字与実字聯綴之法 習字即所授之字告以寫法 第二年：講積字成句之法 並隨舉尋常実事一件 令以俗話二三句 聯貫一氣 寫於紙上 習字同前 第三年：講積句成章之法 或隨指日用一事或假設一事 令以俗話七八句 聯成一氣寫於紙上 習字同前 第四年：同前学年 第五年：教以俗話做日用書信 習字同前	4
算術	第一年：数目之名 実物計数 二十以下之算数 書法 計数法 加減 第二年：百以下之算術 書法 記数法 加減乘除 第三年：常用之加減乘除 第四年：通用之加減乘除 小数之書法 記数法 珠算之加減 第五年：通用之加減乘除 簡易之小数 珠算之加減乘除	6
歴史	第一年：講郷土之大端故事及本地古先名人之事实 第二年：同前学年 第三年：講歴朝年代国号及聖主賢君之大事 第四年：同前学年 第五年：講本朝開国大略及列聖仁政	1
地理	第一年：講郷土之道里建置 附近之山水以及本地先賢之祠廟遺跡等類 第二年：同前学年 第三年：講本縣本府本省之地理山水 中国地理之大概 第四年：講中国地理幅員大勢及名山大川之梗概 第五年：講中国幅員与外国毗連之大概 名山大川都會之位置	1
格致	第一年：講郷土之動物植物鉱物 凡關於日用所必需者 使知其作用及名稱 第二年：同前学年 第三年：講重要動物植物鉱物之形象使觀察其生活發育之情狀 第四年：同前学年	1

	第五年：講人身生理及衛生之大略	
体操	第一年：有益之運動及遊戯 第二年：有益之運動及遊戯 兼普通体操 第三年：同前学年 第四年：同前学年 第五年：同前学年	3
合計		30
注	ほかに図画、手工などの随意科目がある	

(付録 1-3) 1904 年 (光緒三十年) 「奏定高等小学堂章程」 科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』 清末編、291-293 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：講四書之要義 以朱注為主 以切於身心日用為要 誦有益風化之古詩歌 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年	2
読経講経	第一年：詩經毎日約読一百二十字 並講解 第二年：詩經書經毎日約読一百二十字兼講解 第三年：書經易經毎日約読一百二十字兼講解 第四年：易經及儀禮節本 毎日約読一百二十字兼講解	12
中国文学	第一年：読淺顯古文 即授以命意遣詞之法 兼使以俗語繙文話 寫於紙上 約十句内外 習楷書 習官話 第二年：読古文 使以俗語繙文話 寫於紙上約二十句内外 習楷書 習官話 第三年：読古文 作極短篇記事文 約在百字以内 習行書 習官話 第四年：読古文 作短篇記事文説理文約在二百字以内 習行書 習官話	8
算術	第一年：加減乗除 度量衡貨幣及時刻之計算 簡易之小数 第二年：分較 比例 百分数 珠算之加減乗除 第三年：小数 分数 簡易之比例 珠算之加減乗除 第四年：比例 百分算 求積 日用簿記 珠算之加減乗除	3
中国歴史	第一年：中国歴史之大要 第二年：続前学年 第三年：続前学年 第四年：補習中国歴史前三年所未及講授者	2
地理	第一年：中国地理之大要 第二年：外国地理之大要 第三年：続前学年 第四年：補習中国地理前三年所未及講授者	2
格致	第一年：植物動物鉱物及自然物之形象 第二年：授尋常物理化学之形象 第三年：原質及化合物 簡易器具之構造作用 第四年：植物動物之互相關繋及對人生之關繋	2

図画	第一年：簡易之形体 第二年：各種形体 第三年：簡易之形体 第四年：各種形体 簡易之幾何畫	2
体操	第一年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第二年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第三年：普通体操 有益之運動 兵式体操 第四年：普通体操 有益之運動 兵式体操	3
合計		36
注	ほかに農業、商業、手工などの随意科目がある	

(付録1-4) 1909年(宣統元年)改訂初等小学堂完全科科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、606-607頁より筆者が作成)

科目	授業内容	使用教科書	毎週時間数
修身	第一年：但有標目及図画文字從略 最初教課專就在学堂而言 其後皆就日用起居教誨之擇其淺近易行者 言之特詳	第一年：部頒初等修身教科書第一 二冊(已經頒行)	2
	第二年：全用史事人物為教材 問證以淺顯切當之格言 每課字数三四十字為限 餘同前年	第二年：部頒初等修身教科書第三 四冊(已經編成)	2
	第三年：每課字数以五六十字為限 於日用起居之外 並講謀生及子弟臣民應盡之職 餘同前年	第三年：部頒初等修身教科書第五 六冊(正在編輯)	2
	第四年：無	第四年：國民必讀上卷(正在編輯)	2
	第五年：無	第五年：國民必讀下卷(正在編輯)	2
讀經講經	第一年：無	第一年：無	
	第二年：無	第二年：無	
	第三年：講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一	第三年：孝經 論語	12
	第四年：講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一	第四年：論語 礼記節本	12
	第五年：講解 背誦 默寫 回講四事不可缺一	第五年：礼記節本	12
国文	第一年：由單字單句以進於識字 繼則重於分別虛實等字之用法 所選教材不出日用習見事物之外 書法及聯字並授之	第一年：部頒初等国文教科書第一 二冊(已經頒行)	18
	第二年：文字之淺深長短較第一年稍進 更注重造句之法 所選教材不出本國固有事物之外 書法 聯字 作文	第二年：部頒初等国文教科書第三 四冊(已經編成)	24

	<p>第三年：文字之淺深長短較第二年稍進 所選教材以本國為主而略及外國最著之事物 然不超過十之一二 餘同前年</p> <p>第四年：文字之淺深長短較第三年稍進 更注重於短篇文法 所選教材漸及國民應用之智識</p> <p>第五年：文字之淺深長短較第四年更進 總括前此所授各科之教材 並為加詳 俾學者得統一之智識 由注重於國民教育 冀畢業後 於應有之道德智識皆可略用 餘同前年</p>	<p>第三年：部頒初等國文教科書第五 六冊(正在編輯)</p> <p>第四年：部頒初等國文教科書第七 八冊(正在編輯)</p> <p>第五年：部頒初等國文教科書第九 十冊(正在編輯)</p>	<p>12</p> <p>12</p> <p>12</p>
算術	<p>第一年：數目之名 實物計數 二十以下之算數 書法 記數法 加減</p> <p>第二年：百以下之算術 書法 記數法 加減乘除</p> <p>第三年：常用之加減乘除</p> <p>第四年：通用之加減乘除 小數之書法 記數法</p> <p>第五年：通用之加減乘除 簡易之小數</p>	<p>第一年：部頒初等算術教科書第一 二冊(已經頒行)</p> <p>第二年：部頒初等算術教科書第三 四冊(已經編成)</p> <p>第三年：部頒初等算術教科書第五 六冊(正在編輯)</p> <p>第四年：部頒初等算術教科書第七 八冊(正在編輯)</p> <p>第五年：部頒初等算術教科書第九 十冊(正在編輯)</p>	<p>6</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>6</p>
体操	<p>第一年：專重遊戲以活潑學生之興趣為主 兼授排隊及進行法為体操之準備</p> <p>第二年：兼授遊戲及簡易之徒手体操 約遊戲居三分之二 体操居三分之一</p> <p>第三年：同前學年</p> <p>第四年：遊戲与体操相間練習 約各居其半</p> <p>第五年：漸重普通体操 約体操居三之二 遊戲居三之一</p>	<p>第一年：部頒体操教科書(已經頒行)</p> <p>第二年：部頒体操教科書(正在編輯)</p> <p>第三年：部頒体操教科書(正在編輯)</p> <p>第四年：部頒体操教科書(正在編輯)</p> <p>第五年：部頒体操教科書(正在編輯)</p>	<p>4 (加随意科者減二小時)</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p>
注	<p>1、每週合計時間數：</p> <p>第一年は 30 時間、第二年～第五年は 36 時間</p> <p>2、完全科と簡易科に随意科が設けられている (手工、図画、楽歌：毎週一時間)</p>		



(付録 1-5) 1909 年 (宣統元年) 改訂初等小学堂簡易科科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、607-608 頁より筆者が作成)

	科目	授業内容	使用教科書	毎週時間数
四 年 制 : 第一 年 合 計	修身	第一年: 但有標目及図画文字從略 最初教課專就在学堂而言	第一年: 部頒初等修身教科書第一	3
		其後皆就日用起居教誨之擇其淺近易行者 言之特詳	二冊 (已經頒行)	
		第二年: 全用史事人物為教材 問證以淺顯切當之格言 每課 字数三四十字 下学期教授国民必讀課本	第二年: 部頒初等修身教科書第三 冊 国民必讀課本(正在編輯)	4
		第三年: 無	第三年: 国民必讀課本(正在編輯)	4
30 時 間、第 二年~ 第四 年 合 計	国文	第一年: 無	第一年: 簡易識字課本(正在編輯)	18
第二年: 無		第二年: 簡易識字課本(正在編輯)	22	
第三年: 無		第三年: 簡易識字課本(正在編輯)	22	
第四年: 無		第四年: 部頒初等国文教科書第五 六七冊	14	
36 時 間	算術	第一年: 珠算 記数法 加減	第一年: 部頒珠算教科書(正在編輯)	6
		第二年: 珠算 加減乘除	第二年: 部頒珠算教科書(正在編輯)	6
		第三年: 筆算 書法 記数法 加減乘除	第三年: 擇講部頒初等算術教科書 第一二三四冊(正在編輯)	6
		第四年: 常用通用之加減乘除 筆算	第四年: 擇講部頒初等算術教科書 第一二三四冊(正在編輯)	6
	体操	第一年: 專重遊戲以活潑學生之興趣為主 兼授排隊及進行法 為体操之準備	第一年: 部頒初等体操教科書(已經 頒行)	3
		第二年: 兼授遊戲及簡易之徒手体操 約遊戲居三分之二 体 操居三分之一	第二年: 部頒初等体操教科書(正在 編輯)	4
		第三年: 同前学年	第三年: 部頒初等体操教科書(正在 編輯)	4
		第四年: 遊戲与体操相間練習 約各居其半	第四年: 部頒初等体操教科書(正在 編輯)	4
三	修身	第一年: 但有標目及図画文字從略 最初教課專就在学堂而言	第一年: 部頒初等修身教科書第一	3

年 制 ： 第一年		其後皆就日用起居教誨之擇其淺近易行者 言之特詳 第二年：全用史事人物為教材 問證以淺顯切當之格言 每課 字数三四十字 下学期教授国民必讀課本 第三年：無	二冊(已經頒行) 第二年：部頒初等修身教科書第三 四冊 国民必讀課本(正在編輯) 第三年：国民必讀課本(正在編輯)	4 4
合計 30時 間、第 二年～ 第三年 合計 36時 間	国文	第一年：無 第二年：無 第三年：同前学年	第一年：簡易識字課本(正在編輯) 第二年：簡易識字課本(正在編輯) 第三年：無	18 22 22
	算術	第一年：珠算 記數法 加減 第二年：珠算 加減乘除 第三年：筆算 書法 記數法 加減乘除	第一年：部頒珠算教科書(正在編輯) 第二年：部頒珠算教科書(正在編輯) 第三年：撰講部頒初等算術教科書 第一二三四冊	6 6 6
	体操	第一年：專重遊戲以活潑學生之興趣為主 兼授排隊及進行法 為体操之準備 第二年：兼授遊戲及簡易之徒手体操 約遊戲居三分之二 体 操居三分之一 第三年：同前学年	第一年：部頒初等体操教科書(已經 頒行) 第二年：部頒初等体操教科書(正在 編輯) 第三年：部頒初等体操教科書(正在 編輯)	3 4 4

(付録 1-6) 1910 年 (宣統二年) 改定初等小学堂科目、授業内容と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、653 頁より筆者が作成)

	第一年	每週時 間数	第二年	每週時 間数	第三年	每週時 間数	第四年	每週時 間数
修身	道德要義	2	道德要義	2	道德要義 国民教育要義	2	道德要義 国民教育要義	2
讀經 講經					孝經 論語 分講解 誦讀 默寫 回講四項	5	孝經 論語 分講解 誦讀 默寫 回講四項	5
国文	識字 單句及短	14	識字 通用短文讀	14	識字 通用短文 語	15	識字 通用短文 語	15

	文誦法		法 聯字 習字		法 聯字 造句 習字		法 聯字 造句 作文 習字	
算術	數目之名 實物 計算 二十以下 之數法 書法 加 減乘除	4	百以下之數法 書 法 加減乘除	4	通常之加減乘除	5	簡易小數及諸等數	5
体操	遊戲	4	遊戲 徒手体操	4	遊戲 徒手体操	3	遊戲 徒手体操	3
図画			繪簡易之物体		繪簡易之物体		繪簡易之物体	
手工	簡易手工		簡易手工		簡易手工		簡易手工	
樂歌	單音唱歌		單音唱歌		單音唱歌		單音唱歌	
合計		24		24		30		30

(付録 1-7) 1910 年 (宣統二年) 改訂高等小学堂科目、授業内容と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、653 頁より筆者が作成)

	第一年	每週時 間数	第二年	每週時 間数	第三年	每週時 間数	第四年	每週時 間数
修身	道德要義	2	道德要義	2	国民教育要義	2	国民教育要義	2
読経 講経	大学 中庸 孟子	11	孟子 詩経	11	詩経 礼記節本	11	礼記節本	10
国文	通用文字 読法 作文 習字	8	通用文字 読法 作文 習字	8	通用文字 読法 作文 習字	8	通用文字 読法 作文 習字	8
算術	整数小數及諸等數 之加減乘除	4	諸等數之加減乘 除 求積 分數 之加減乘除 諸 等數及分數之応 用問題	4	分數之加減乘除 百分數 利息 珠 算加減乘除	4	比例 珠算 簿記	5
歴史	中国歴史之大要	2	統前学年	2	統前学年	2	統前学年	2
地理	中国地理之大要	2	統前学年	2	外国地理之大要	2	統前学年	2

格致	動物植物鉱物及自然現象	2	続前学年	2	理化気象及生理衛生之大要	2	続前学年	2
図画	簡易形体	2	簡易形体	2	各種形体	2	各種形体或簡易幾何画	2
体操	普通体操 遊戯 兵式体操	3	普通体操 遊戯 兵式体操	3	普通体操 遊戯 兵式体操	3	普通体操 遊戯 兵式体操	3
手工	簡易細工		簡易細工		簡易細工		簡易細工	
楽歌	単音唱歌		単音唱歌		単音唱歌		単音唱歌	
農業					農業大要		農業大要	
商業					商業大要		商業大要	
合計		36		36		36		36

(付録 1-8) 「奏定中学堂章程」科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、283-284 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：摘講陳宏謀五種遺規 読有益風化之古詩歌 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年 第五年：同前学年	1
読経講経	第一年：春秋左伝毎日約読二百字 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年 第五年：周礼節訓本	9 (読6 講3)
中国文学	第一年：読文 作文 相間習楷書行書 第二年：同前学年 第三年：同前学年 兼習 小篆 第四年：同前学年 第五年：読文 作文 兼講中国歴代文章名家大略	4 4 5 3 3
外国語	第一年：読法 訳解 会話 文法 作文 習字 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年 第五年：同前学年	8 8 8 6 6

歴史	第一年：中国史	3
	第二年：中国史及亚洲各国史	2
	第三年：中国本朝史及亚洲各国史	2
	第四年：東西洋各国史	2
	第五年：同前学年	2
地理	第一年：地理総論及亞洲総論 中国地理	2
	第二年：中国地理	3
	第三年：外国地理	2
	第四年：外国地理	2
	第五年：地文学	2
算学	第一年：算術 第二年：算術 代数 幾何 簿記	4
	第三年：代数 幾何 第四年：同前学年	
	第五年：幾何 三角	
博物	第一年：植物 動物 第二年：同前学年	2
	第三年：生理 衛生 鉱物 第四年：同前学年	
	第五年：なし	
図画	第一年：自在画 用器画 第二年：同前学年	1
	第三年：同前学年 第四年：自在画 用器画	
	第五年：なし	
理化	第四年：物理 第五年：科学	4
法制及理財	第五年：法制大意 理財大意	3
体操	第一年：普通体操 兵式体操 第二年：同前学年 第三年：同前学年	2
	第四年：同前学年 第五年：同前学年	
合計		36

(付録 1-9) 1910 年 (宣統元年) 変通中学堂文科課程と時間割表

〔『近代中国教育史資料』清末編、609-610 頁より筆者が作成〕

主要科目			通常科目	
	授業内容	時数	授業内容	時数
第一 年	読経講経：春秋左氏伝 毎日約二百字 読性稍遜者	10	修身：摘講五種遺規 読有益風化之古詩歌	1
	読節本亦可		算学：算術	
	中国文学：読文 作文 習字	7	博物：植物学	3
	外国語：読法 会話 習字 文法	6	体操：柔軟体操 兵式体操	1
	歴史：中国史	3		2
	地理：中国地理	3		
第二 年	読経講経：同前学年	10	修身：同前学年	1
	中国文学：同前学年	7	算学：算術代数	3
	外国語：同前学年	6	博物：動物学	1
	歴史：同前学年	3	体操：同前学年	2
	地理：同前学年	3		
第三 年	読経講経：同前学年	10	修身：同前学年	1
	中国文学：同前学年	6	算学：代数 幾何	3
	外国語：同前学年 加积解 作文	6	理化：物理	2
	歴史：中国史及亞洲各国史	3	法制：法制大意	1
	地理：外国地理	2	体操：同前学年	2
第四 年	読経講経：周礼節訓本	10	修身：同前学年	1
	中国文学：同前学年	6	算学：同前学年	3
	外国語：同前学年	6	理化：物理 科学	2
	歴史：外国歴史	3	法制理財：法制大意 理財通論	1
	地理：同前学年	2	体操：同前学年	2
第五 年	読経講経：易经	10	修身：同前学年	1
	中国文学：同前学年	6	算学：代数 幾何 三角	3
	外国語：同前学年	6	理化：科学	2
	歴史：同前学年	3	理財：理財通論	1

	地理：同前学年	2	体操：同前学年	2
	全部合計：36			

(付録1-10) 1910年(宣統元年)変通中学堂実科課程と時間割表

(『近代中国教育史資料』清末編、610-611頁より筆者が作成)

主要科目			通常科目	
	授業内容	時数	授業内容	時数
第一 年	外国語：読法 会話 文法 習字	10	修身：摘講五種遺規 読有益風化之古詩歌	1
	算学：算術	6	読経講経：春秋左氏伝節本 毎日約二百字	
	博物：植物 動物 鉱物実験	6	中国文学：読文 作文 習字	3
			歴史：中国史	
			地理：中国地理	3
			図画：自在画 用器画	1
			手工：応用木工	1
		体操：柔軟体操、兵式体操	2	
			1	
			2	
第二 年	外国語：同前学年	10	修身：同前学年	1
	算学：代数 幾何	6	読経講経：同前学年	3
	博物：鉱物 生理衛生学 鉱物実験	6	中国文学：同前学年	3
			歴史：同前学年	1
			地理：同前学年	1
			図画：同前学年	2
			手工：同前学年	1
		体操：同前学年	2	
第三 年	外国語：同前学年	8	修身：同前学年	1
	算学：同前学年	6	読経講経：同前学年	3
	物理：物理学 物理実験	8	中国文学：同前学年	3
			歴史：同前学年	1

			地理：同前学年	1
			図画：同前学年	2
			手工：同前学年	1
			体操：同前学年	2
第四 年	外国語：同前学年	8	修身：同前学年	1
	算学：三角 解析幾何	6	読経講経：同前学年	3
	科学：無機化学 有機化学 科学実験	8	中国文学：同前学年	3
			歴史：外国歴史	1
			地理：外国地理	1
			図画：同前学年	2
			法制理財：法制大意	1
			体操：同前学年	2
第五 年	外国語：同前学年	8	修身：同前学年	1
	算学：解析幾何 微分初步	6	読経講経：同前学年	3
	科学：有機化学 科学定性定量分析法 科学実験	8	中国文学：同前学年	3
			歴史：同前学年	1
			地理：同前学年	1
			図画：同前学年	2
			法制理財：理財通論	1
			体操：同前学年	2
	全部合計：36			

(付録 1-11) 1907 年 (光緒三十三年) 「奏定女子小学堂章程」 課程と時間割表

(『近代中国教育史資料』 清末編、466-467 頁より筆者が作成)

	科目	授業内容	毎週時間数
女 子 初 等	修身	第一年：道德要旨 第二年：同前学年	2
		第三年：同前学年 第四年：同前学年	
初 等	国文	第一年：発音 字及浅易普通文之読法書法綴法	12
		第二年：字及日用必須之文字及浅易普通文之読法書法綴法	12



小学堂		第三年：日用必須之文字及淺易普通文之讀法書法綴法	14
		第四年：日用必須之文字及淺易普通文之讀法書法綴法	14
	算術	第一年：二十以下數之數法書法及加減乘除 第二年：百以下數之數法書法及加減乘除 第三年：通常之加減乘除 第四年：通常之加減乘除及小數之稱法書法並簡易加減乘除 珠算 加減	6
	女紅	第三年：簡易之縫紉及普通衣類之縫法 第四年：普通衣類之縫法繕法	2
	体操	第一年：遊戲 第二年：遊戲 普通体操 第三年：遊戲 普通体操 第四年：遊戲 普通体操	4
	图画	第二年：簡易形体 第三年：同前学年 第四年：同前学年	
	音樂	第一年：平易單音樂歌 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年	
		合計：第一、二学年：24 第三、四学年：28	
女子高等小学堂	修身	第一年：道德要旨 第二年：同前学年 第三年：同前学年 第四年：同前学年	2
	國文	第一年：日用必須之文字及普通文之讀法書法綴法 第二年：日用必須之文字及普通文之讀法書法綴法 第三年：日用必須之文字及普通文之讀法書法綴法 第四年：日用必須之文字及普通文之讀法書法綴法	9
	算術	第一年：整數 小數 諸等數 珠算加減 第二年：分數 步合算 比例 珠算 加減乘除 第三年：分數 步合算 比例 珠算 加減乘除 第四年：比例 日用簿記 珠算 加減乘除	4
	歷史	第一年：中國歷史大要 第二年：統前学年 第三年：補習中國歷史 第四年：統前学年	2 1
	地理	第一年：中國地理大要 第二年：統前学年 第三年：外國地理大要 第四年：補習中國地理及外國地理	2

格致	<p>第一年：植物 動物 鉱物 及自然之形象</p> <p>第二年：植物 動物 鉱物 及自然之形象</p> <p>第三年：通常物理化学上之形象元質及化合物 簡易器械之構造作用 人身生理衛生之大要</p> <p>第四年：通常物理化学上之形象元質及化合物 簡易器械之構造作用 植物動物鉱物相互之關係</p>	2
図画	<p>第一年：簡單形体 第二年：簡單形体</p> <p>第三年：簡單形体 第四年：諸般形体 簡易幾何画</p>	1
女紅	<p>第一年：通常衣類之縫法裁法繕法並酌授各項手芸</p> <p>第二年：同前学年</p> <p>第三年：同前学年 第四年：同前学年</p>	5 5 6
体操	<p>第一年：普通体操 遊戲 第二年：同前学年</p> <p>第三年：同前学年 第四年：同前学年</p>	
音楽	<p>第一年：単音歌 第二年：単音歌</p> <p>第三年：単音歌 第四年：単音歌</p>	
		合計：30

(付録 2-1) 1912 年 1 月「普通教育暫行課程標準」による初等小学暫行科目と時間割表

(科目と毎週時間数は『近代中国教育史資料』民国編 (一) の 571 頁、授業内容は 572-573 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德要旨注重学校家庭社会之事	2
	第二年：同上	2
	第三年：同上加对国家之事	2
	第四年：同上	2
国文	第一年：普通文字之詠法、作法、寫字	10
	第二年：同上	12
	第三年：同上加歴史地理及国民科材料	15
	第四年：同上	15
算術	第一年：二十以下数之数法書法及加減乗除	5

	第二年：百数以下之數法書法及加減乘除 第三年：通常之加減乘除、珠算加減 第四年：簡易小數及諸等數、珠算加減	6 6 6
遊戯・体操・唱歌	第一年：遊戯、簡易之單音唱歌 第二年：同上、徒手体操      第三年：同上      第四年：同上	4
図画	第一年：單形、簡單形体      第二年：單形、簡單形体 第三年：單形、簡單形体      第四年：單形、簡單形体	
手工	第一年：簡易細工      第二年：同上 第三年：同上      第四年：同上	
裁縫（女子のみ）	第三年と第四年	
合計		第一年：21 第二年：24 第三年と第四年：27

（付録2-2）1912年1月「普通教育暫行課程標準」による高等小学暫行科目と時間割表

（科目と毎週時間数は『近代中国教育史資料』民国編（一）の572頁、授業内容は573頁より筆者が作成）

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德要旨 第二年：道德要旨及国民義務 第三年：同上 第四年：同上	2
国文	第一年：普通文之讀法作法寫法、作文約数十字至百字 第二年：同上、程度略進、作文約百字以外 第三年：同上、漸授以古雅之文、作文約二、三百字 第四年：同上、作文約三、四百字	10
算術	第一年：整数小數緒等數、珠算加減 第二年：分數、百分法、珠算四則 第三年：分數、百分法、比例、珠算四則 第四年：比例、珠算四則、日用簿記	4

中華地理歴史	<p>第一年：本国歴史之大要、本国地理</p> <p>第二年：同上</p> <p>第三年：補習本国歴史、依系統述之、注重文明開化、外国地理</p> <p>第四年：同上、補習天文地文人文地理</p>	5
博物・理化	<p>第一年：動物植物鉱物及自然現象      第二年：同上</p> <p>第三年：理化現象及生理衛生之大要      第四年：同上</p>	2
手工	<p>第一年：簡易細工</p> <p>第二年：同上</p> <p>第三年：同上</p> <p>第四年：同上</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>男子3 女子1</p> <p>男子2 女子1</p>
図画	<p>第一年：毛算或鉛筆</p> <p>第二年：同上</p> <p>第三年：同上</p> <p>第四年：簡易幾何画</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>
唱歌	<p>第一年：単音唱歌      第二年：同上</p> <p>第三年：同上、加簡易複音唱歌      第四年：同上</p>	
体操	<p>第一年：普通体操、兵式体操及遊戯</p> <p>第二年：同上      第三年：同上      第四年：同上</p>	男子3 女子2
英文	<p>第一年：読法 習字 造句 会話</p> <p>第二年：同上      第三年：同上      第四年：同上</p>	
裁縫（女子のみ）	<p>第一年と第二年</p> <p>第三年と第四年</p>	<p>2</p> <p>3</p>
合計		<p>第一年と第二年：</p> <p>男子30 女子29</p> <p>第三年と第四年：</p> <p>男子33 女子31</p>

(付録 2-3) 1912 年 1 月「普通教育暫行課程標準」による中学校暫行科目と時間割表

(科目と毎週時間数は『近代中国教育史資料』民国編(一)の572頁、授業内容は573-574頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德要旨 第二年：同上 第三年：同上 第四年：倫理学	1
国文	第一年：各体文字、作文、文法、習字（楷書行書） 第二年：同上 第三年：同上、習字（行書草書） 第四年：同上、文学史	8 8 5 5
外国語（英文）	第一年：読本、文法、作文、会話、習字 第二年：同上 第三年：同上 第四年：文学、文学史、修辞学、作文	6
歴史・地理	第一年：本国史、総論及本国地理 第二年：本国史、東洋史、本国地理 第三年：西洋史、外国地理 第四年：補習世界近世史、外国地理地文学	3 3 2/2 2/2
数学	第一年：開方、簡易求積 第二年：代数幾何 第三年：同上 第四年：幾何三角	4 4 4 3
博物	第一年：生物植物 第二年：動物鉱物	3
理化	第三年：物理 第四年：化学	4
法制・経済	第四年	2
図画	第一年：寫生画幾何画 第二年：同上 第三年：同上 第四年：同上	1
音楽	第一年：単音及複音典大意 第二年：同上	1
体操	第一年：普通体操、兵式体操 第二年：同上 第三年：同上、小隊訓練 第四年：同上	男子 3 女子 2
家政	第三年と第四年	2

裁縫	第一年と第二年と第三年と第四年	2
手工	第一年と第二年と第三年と第四年	男子2 女子1
合計		第一年と第二年：32 第三年と第四年：男子37 女子35

(付録2-4) 1912-1913年「壬子・癸丑学制」による初等小学校科目と時間割表

(1912年11月「教育部通咨各省訂定小学校教則及課程表文」、『教育雑誌』第四卷第十号、4540-541頁より筆者作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨 第三年：道德之要旨 第四年：道德之要旨	2
国文	第一年：発音、简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第二年：简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第三年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法 第四年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法	10 12 14 14
算術	第一年：二十数以内之数法書法及加減乗除 第二年：百数以内之数法書法及加減乗除 第三年：通常之加減乗除 第四年：通常之加減乗除、小数之読法書法及简单之加減乗除等（珠算加減）	5 6 6 5
手工	第一年：簡易細工 第二年：簡易細工 第三年：簡易細工 第四年：簡易細工	1
図画	第一年：なし 第二年：単形、简单形体 第三年：単形、简单形体 第四年：単形、简单形体	1 1 男子2 女子1
唱歌・ 体操	第一年：平易之単音唱歌、遊戯 第二年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操 第三年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操 第四年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操	4 4 1/3 1/3
裁縫	第三年：運針法、通常衣服之縫法	1

	第四年：通常衣服之縫法補綴法	2
合計		第一年：22 第二年：26 第三年と第四年：男子 28 女子 29

(付録 2-5) 1912-1913 年「壬子・癸丑学制」による高等小学校科目と時間割表

(1912 年 11 月「教育部通咨各省訂定小学校教則及課程表文」、『教育雑誌』第四卷第十号、4540-4541 頁より筆者作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨、民国法制大意 第三年：道德之要旨、民国法制大意	2
国文	第一年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第二年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第三年：日用文字及普通文之読法書法作法語法	10 8 8
算術	第一年：整数、小数、緒等数（珠算加減） 第二年：分数、百分算（珠算加減乗除） 第三年：分数、百分算、比例（珠算加減乗除）	4
本国歴史・地理	第一年：本国歴史之要略、本国地理之要略 第二年：本国歴史之要略、本国地理之要略 第三年：本国歴史之要略、外国地理之要略	3
理科	第一年：植物動物鉱物及自然現象 第二年：植物動物鉱物及自然現象 第三年：通常物理化学上之現象元素及化合物、簡易器械之構造作用人身生理 衛生之大要	2
手工	第一年：簡易手工      第二年：簡易手工      第三年：簡易手工	男子 2 女子 1
図画	第一年：簡單形体      第二年：簡單形体      第三年：簡單形体	男子 2 女子 1
唱歌	第一年：単音唱歌      第二年：単音唱歌      第三年：単音唱歌	2
体操	第一年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	3

	第二年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操 第三年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	
農業	第一年：なし 第二年：農事、農事之大要、水産、水産之大要 第三年：農事、農事之大要、水産、水産之大要	2  2
裁縫	第一年：通常衣服之縫法補綴法 第二年：通常衣服之縫法裁法補綴法 第三年：通常衣服之縫法縫法補綴法	2 4 4
英語	第一年：なし 第二年：なし 第三年：読法書法作法語法	(3)
合計		第一年：30 第二年と第三年：男子 30 女子 32

(付録 2-6) 1916 年 1 月「国民学校令施行細則」による国民学校の科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』民国編 (一)、170 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨      第二年：道德之要旨 第三年：道德之要旨      第四年：道德之要旨	2
読経	第一年：なし              第二年：なし 第三年：講授孟子        第四年：講授孟子	3
国文	第一年：(発音) 简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第二年：简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法 第三年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法 第四年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法	10 12 14 14
算術	第一年：百数以内之数法書法、二十数以内之加減乗除 第二年：千数以内之数法書法、百数以内之加減乗除 第三年：通常之加減乗除 (珠算加減)	5 6 6



	第四年：通常之加減乗除、及簡易之小数諸等数加減乗除（珠算加減乗除）	5
手工	第一年：簡易製作      第二年：簡易製作 第三年：簡易製作      第四年：簡易製作	1
図画	第一年：なし 第二年：単形、簡單形体 第三年：単形、簡單形体 第四年：簡單形体	1 1 男子 2 女子 1
唱歌・体操	第一年：平易之単音唱歌、遊戯 第二年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操 第三年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操 第四年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操	4 4 1/3 1/3
裁縫	第一年：なし      第二年：なし 第三年：運針法、通常衣服之縫法 第四年：通常衣服之縫法補綴法	1 2
合計		第一年：22 第二年：26 第三年と第四年：男子 31 女子 32

(付録 2-7) 1916 年 1 月「高等小学令施行細則」による高等小学の科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』民国編 (一)、171-172 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨、民国法制大意 第三年：道德之要旨、民国法制大意	2
読経	第一年：講授論語      第二年：講授論語      第三年：講授論語	3
国文	第一年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第二年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第三年：日用文字及普通文之読法書法作法語法	10 8 8

算術	第一年：整数、小数、諸等数（珠算加減）	4
	第二年：分数、百分算（珠算加減乘除）	4
	第三年：分数、百分算、比例（珠算加減乘除）	4
本国歴史	第一年：本国歴史之要略	1
	第二年：本国歴史之要略	2
	第三年：本国歴史之補習	2
地理	第一年：本国地理之要略	1
	第二年：本国地理之要略	2
	第三年：本国地理之要略	2
理科	第一年：植物動物鉱物及自然現象	2
	第二年：植物動物鉱物及自然現象	2
	第三年：通常物理化学上之現象元素及化合物、簡易器械之構造作用人身生理衛生之大要	2
手工	第一年：簡易手工      第二年：簡易手工      第三年：簡易手工	男子 2 女子 1
図画	第一年：簡單形体      第二年：簡單形体      第三年：簡單形体	男子 2 女子 1
唱歌	第一年：単音唱歌      第二年：単音唱歌      第三年：単音唱歌	2
体操	第一年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	3
	第二年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	
	第三年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	
農業	第一年：なし	2
	第二年：農事 農事之大要、森林 森林之大要、 水産 水産之大要	
	第三年：農事 農事之大要、森林 森林之大要、 水産 水産之大要	
家事	第一年：裁縫	2
	第二年：裁縫、家事大要      第三年：裁縫、家事大要	4
外国語	第一年：なし	(2)
	第二年：読法書法作法語法      第三年：読法書法作法語法	
合計		第一年：32

		第二年と第三年：34
--	--	------------

(付録 2-8) 1916 年 10 月に修正された国民学校の科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』 民国編 (一)、175 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨	2
	第二年：道德之要旨	2
	第三年：道德之要旨、公民須知	3
	第四年：道德之要旨、公民須知	3
国文	第一年：(発音) 简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法	10
	第二年：简单文字之読法書法及日用文章之読法書法作法語法	12
	第三年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法	14
	第四年：简单文字及日用文章之読法書法作法語法	14
算術	第一年：百数以内之数法書法、二十数以内之加減乗除	5
	第二年：千数以内之数法書法、百数以内之加減乗除	6
	第三年：通常之加減乗除 (珠算加減)	6
	第四年：通常之加減乗除、及簡易之小数諸等数加減乗除 (珠算加減乗除)	5
手工	第一年：簡易製作      第二年：簡易製作	1
	第三年：簡易製作      第四年：簡易製作	
図画	第一年：なし	
	第二年：単形、簡單形体	1
	第三年：単形、簡單形体	1
	第四年：簡單形体	男子 2 女子 1
唱歌・体操	第一年：平易之単音唱歌、遊戯	4
	第二年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操	4
	第三年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操	1/3
	第四年：平易之単音唱歌、遊戯、普通体操	1/3
裁縫	第一年：なし      第二年：なし	
	第三年：運針法、通常衣服之縫法	1

	第四年：通常衣服之縫法補綴法	2
合計		第一年：22 第二年：26 第三年と第四年：男子 29 女子 30

(付録 2-9) 1916 年 10 月に修正された高等小学の科目と時間割表

(『近代中国教育史資料』民国編 (一)、171-172 頁より筆者が作成)

科目	授業内容	毎週時間数
修身	第一年：道德之要旨 第二年：道德之要旨、民国法制大意 第三年：道德之要旨、民国法制大意	2
国文	第一年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第二年：日用文字及普通文之読法書法作法語法 第三年：日用文字及普通文之読法書法作法語法	10 8 8
算術	第一年：整数、小数、諸等数（珠算加減） 第二年：分数、百分算（珠算加減乗除） 第三年：分数、百分算、比例（珠算加減乗除）	4
本国歴史	第一年：本国歴史之要略 第二年：本国歴史之要略 第三年：本国歴史之補習	1 2 2
地理	第一年：本国地理之要略 第二年：本国地理之要略 第三年：本国地理之要略	1 2 2
理科	第一年：植物動物鉱物及自然現象 第二年：植物動物鉱物及自然現象 第三年：通常物理化学上之現象元素及化合物、簡易器械之構造作用人身生理 衛生之大要	2
手工	第一年：簡易手工 第二年：簡易手工 第三年：簡易手工	男子 2 女子 1

図画	第一年：简单形体 第二年：简单形体 第三年：简单形体	男子2女子1
唱歌	第一年：单音唱歌 第二年：单音唱歌 第三年：单音唱歌	2
体操	第一年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操 第二年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操 第三年：普通体操、遊戯、男子：兵式体操	3
農業	第一年：なし	2
	第二年：農事 農事之大要、森林 森林之大要、 水産 水産之大要 第三年：農事 農事之大要、森林 森林之大要、 水産 水産之大要	
家事	第一年：裁縫	2
	第二年：裁縫、家事大要 第三年：裁縫、家事大要	4
外国語	第一年：なし 第二年：読法書法作法語法 第三年：読法書法作法語法	(2)
合計		第一年：32 第二年と第三年：34

## 参考資料・文献一覧

### 一、日本語史料・資料集

『外国官民本邦及鮮・満視察雑件』「清国之部」、『外務省記録』3門通商9類外国人移動4項旅券・旅行・居住34-2号、日本外務省外交史料館所蔵。

佐藤尚子（ほか）編集『中国近現代教育文献資料集』（十三冊）、日本図書センター、2005年1月-2006年4月。

『清国行政法』、汲古書院、1972年。

多賀秋五郎編『近代中国教育史資料』清末編、民国編（一）、日本學術振興会、1972-1976年。

東京文理科大学東京高等師範学校紀元二千六百年記念会編『現代支那満州教育資料』支那篇、培風館、1940年。

文部省『学制百年史』記述編・資料編、帝国地方行政学会、1972年。

南里知樹編『近代日中関係史料』第二集、龍溪書舎、1976年。

### 二、中国語史料・日記・資料集

『国家図書館蔵歴史档案文献叢刊・国家図書館蔵民国稅收稅務档案史料匯編5』、北京全国図書館文献縮微中心、2008年。

国立故宮博物院編『宮中檔光緒朝奏摺』、国立故宮博物院、1973-1975年。

教育部編『教育部行政紀要』、沈雲龍編『近代中国史料叢刊』三編第97輯、10、文海出版社、1986年。

『清末籌備立憲档案史料』、中華書局、1979年。

『清実録』「徳宗景皇帝実録」、中華書局、1987年。

沈桐生輯『光緒政要』、江蘇広陵古籍刻印社、1991年。

『全国教育行政会議各省区報告彙録』、沈雲龍編『近代中国史料叢刊』3編第10輯、100、文海出版社、1986年。

吳汝綸撰、施培毅・徐寿凱校閱『吳汝綸全集』、黄山書社、2002年。

『学部官報』（四冊）、台北国立博物院、1980年。

学部総務司編『第一次教育統計図表：光緒三十三年』、中国出版社、1973年。

学部総務司編『第二次教育統計図表：光緒三十四年』、北京燕山出版社、2007年。

学部総務司編『第三次教育統計図表：宣統元年』、北京燕山出版社、2007年。

学部総務司編『学部奏咨輯要』、沈雲龍編『近代中国史料叢刊』3編第10輯、96、台北文海出版社、1986

年。

袁世凱著·天津圖書館·天津社會科學院歷史研究所編『袁世凱奏議』、天津古籍出版社、1987年。

中國第一歷史檔案館編『光緒朝硃批奏摺』、中華書局、1995-1996年。

中國第一歷史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』、中華書局、1996年。

朱壽朋編『光緒朝東華錄』、中華書局、1958年。

趙爾巽等撰『清史稿』、中華書局、1977年。

『張之洞全集』、武漢出版社、2008年。

劉大鵬遺著、喬志強標注『退想齋日記』、山西人民出版社、1990年。

吳汝綸『桐城吳先生日記』、河北教育出版社、1999年。

嚴修撰、武安隆·劉玉敏點注『嚴修東遊日記』天津人民出版社、1995年。

朱峙三『朱峙三日記』、華中師範大學出版社、2011年7月。

張綱撰、俞雄選編『張綱日記』（溫州文獻叢書）、上海社會科學院出版社、2003年。

陳景磐·陳學恂主編『清代後期教育論著選』（上·下）、人民教育出版社、1997年8月。

陳景磐·陳學恂主編、呂達·田正平副主編『清代後期教育論著選』、人民教育出版社、1997年。

陳學恂主編『中國近代教育史參考資料』（上·中·下）、人民教育出版社、1987年。

『第一次中國教育年鑑』、台北傳記文學出版社、1971年。

『第二次中國教育年鑑』、台北文海出版社、1986年。

李桂林·戚名琇·錢曼倩編『中國近代教育史資料匯編 普通教育』上海教育出版社、2007年。

呂順長編著『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記』、杭州大學出版社、1999年。

劉雨珍·孫雪梅編『日本政法考察記』、上海古籍出版社、2002年。

潘茂元·劉海鋒編『中國近代教育史資料匯編·高等教育』、上海教育出版社、1993年。

璩鑫圭·唐良炎編『中國近代教育史資料匯編·學制演變』、上海教育出版社、1991年。

舒新城『中國近代史資料』（上·中·下）、人民教育出版社、1961年。

舒新城『中國近代教育大事記』、上海教育出版社、1981年。

舒新城『近代中國教育史料』（四冊）、中華書局、1928年。

童富勇·璩鑫圭·張守智主編『中國近代教育史資料匯編 實業教育·師範教育』上海教育出版社、2007年。

童富勇·璩鑫圭主編『中國近代教育史資料匯編 教育思想』上海教育出版社、1997年。

王寶平編『晚清中國人日本考察記集成：教育考察記』（上）（下）、杭州·杭州大學出版社、1999年

王炳照·閻国華主編『中国教育思想通史』（第五卷—第七卷）、湖南教育出版社、1994年。

吳相湘·劉紹唐主編『民国史料叢刊』、台北伝記文学出版社、1971年。

中国史学会主編『戊戌变法』、上海人民出版社、1957年。

中国史学会主編『洋務運動』（二）、上海人民出版社、1961年。

朱有瓚主編『中国近代学制史料』（上·中·下）、華東師範大学出版社、1983年。

朱有瓚·戚名琇·錢曼倩·霍益萍編『中国近代教育史資料匯編 教育行政機構及教育团体』上海教育出版社、2007年。

### 三、日本語雜誌・新聞

『外交時報』、外交時報社。

『教育公論』、公論社。

『教育時論』、開発社。

『教育報知』、教育報知社。

『教育壇』、教育壇発行所。

『教育學術界』、同文館。

『教育実践界』、育成会。

『教育界』、金港堂。

『教育研究』、大日本図書・東京高師初等教育研究会。

『教育』、茗溪会。

『教育公報』、大日本教育会。

『慶應義塾学報』、慶應義塾

『国民教育』、東洋社。

『国民教育』、大日本国民中学会。

『国家教育』、壬辰社。

『国家学会雜誌』、国家学会事務所。

『国学院雜誌』、国学院大学。

『国土』、造士会。

『支那調査報告書』、東亜同文会。

『支那』、東亜同文会。

『実践教授指針』、教授法研究会。



『実践教育指針』、教育指針社。

『太陽』、博文館。

『大日本教育界雑誌』、大日本教育会。

『中央公論』、中央公論社。

『帝国教育』、帝国教育会。

『同仁』、同仁会。

『東邦協会会報』、東邦協会。

『東洋時報』、東洋協会。

『東京茗溪会雑誌』、東京茗溪会。

『日本人』、政教社。

『日本及日本人』、政教社。

『日本之小学教師』、国民教育学会。

『日本教育』、日本教育社。

『東亜時論』、東亜同文会。

『東亜同文会報告』、東亜同文会。

『明治学報』、明治学会。

『早稲田学報』、早稲田大学校友会。

(以上は、近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識：明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾  
関係記事』中国の部(1)―(21)、龍溪書舎、1995年～に所収)

#### 四、中国語雑誌・新聞

『東方雑誌』

『大公報』

『教育世界』

『教育雑誌』

『申報』

#### 五、日本語文献・論文

阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』、第一書房、1983年。

阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、福村出版株式会社、1990年。

阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程』、福村出版株式会社、1993年。

阿部洋『「対支文化事業」の研究——戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』、汲古書院、2004年。

朝倉美香『清末・民国期郷村における義務教育実施過程に関する研究』、風間書房、2005年。

岩井忠雄『明治国家主義思想史研究』、青木書店、1972年。

宇野精一、中村元、玉城康四郎編『講座 東洋思想 10 東洋思想の日本的展開』の「第二部 中国思想の日本的展開」、東京大学出版会、1980年（第7版）。

梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）』、青史出版株式会社、2000年。

大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』、御茶の水書房、2002年5月。

大里浩秋・孫安石編『留学生派遣から見た近代日中関係史』、御茶の水書房、2009年。

汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、汲古書院、1998年。

尾崎ムゲン『日本の教育改革——産業化社会を育てた一三〇年』、中公新書、1999年。

小野川秀美『清末政治思想研究』、平凡社、2009年。

黒住真『近世日本社会と儒教』、ペリかん社、2003年。

経志江『近代中国における中等教員養成史研究』、学文社、2005年。

小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』、汲古書院、2002年。

小島晋治・並木頼寿『近代中国研究案内』、岩波書店、1990年。

小島晋治『近代日中関係史断章』、岩波現代文庫、2008年。

子安宣邦『江戸思想史講義』、岩波現代文庫、2010年。

崔淑芬『中国女子教育史——古代から一九四八年まで』、中国書店、2007年。

佐久間正『徳川日本の思想形成と儒教』、ペリかん社、2007年。

相良亨著、高橋文博・高島元洋・黒住真編集『相良亨著作集第2巻 日本の儒教Ⅱ』、ペリかん社、1996年。

佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』、東京大学出版会、2000年。

佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』、吉川弘文館、1984年。

佐藤三郎『中国人の見た明治日本——東遊日記の研究』、東方書店、2003年。

佐藤尚子・大林正昭編『日中比較教育史』、春風社、2002年。

蕭橋『清朝末期の孔教運動』、中国書店、2004年。

高田幸男、大澤肇編著『新史料からみる中国現代史：口述（オーラル）・電子化（デジタル）・地方文献（ローカル）』、東方書店、2010年。

多賀秋五郎編『近代アジア教育史研究』、岩崎学術出版社、1969年。

並木頼寿・井上裕正『中華帝国の危機』世界の歴史19、中央公論社、1997年。

並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編『近代中国・教科書と日本』、研文出版、2010年。

沼田哲『元田永孚と明治国家：明治保守主義と儒教的理想主義』、吉川弘文館、2005年。

- 野沢豊『日本の中華民国史研究』、汲古書院、1995年。
- 平塚益徳『近代支那教育文化史——第三国対支教育活動を中心として——』、目黒書店、1942年。
- 武安隆・熊達雲『中国人の日本研究史』、六興出版、1989年。
- 溝口雄三・丸山松幸・池田知久編『中国思想文化事典』、東京大学出版会、2001年
- 森紀子『転換期における中国儒教運動』、京都大学学術出版会、2005年。
- 森川輝紀『（増補版）教育勅語への道 教育の政治史』、三元社、2011年。
- 山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』、汲古書院、2005年。
- 熊達雲『近代中国官民の日本視察』、山梨学院大学社会科学研究所、1998年。
- 吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合』、名古屋大学出版社、2002年
- 吉澤誠一郎『愛国主義の創成』、岩波書店、2003年。
- 劉建雲『中国人の日本語学習史——清末の東文学堂——』、学術出版会、2005年。
- 渡辺浩『日本政治思想史 十七～十九世紀』、東京大学出版会、2010年。
- 朝倉美香「清末科挙廃止に伴う科挙及第者の近代学堂入学——広東省速成師範教育機関を事例に——」、『広島大学教育学部紀要』第一部（教育学）、1999年、第48号。
- 穂山新「中国における国民国家形成と儒教——民国初期の尊孔運動と反伝統主義」、『現代中国』(83)、2009年。
- 阿部洋「清末における近代教育の展開過程」『九州大学教育学部紀要』第8集、1962年。
- 阿部洋「民国初期の教育状況」、『韓国研究誌』第5巻5、6号、1976年6月。
- 今井航「袁世凱政権期の国民学校構想に関する研究」、『日本の教育史学』46、2003年。
- 今井航「袁世凱政権期の教育部に関する研究——その設置過程と人員を中心として——」、『アジア文化研究』第10号、2003年6月。
- 汪婉「直隸省の教育改革と官紳の日本遊歴」『史学雑誌』第3号、1997年。
- 汪婉「新政期中国官紳の「日本学事視察」と日本側の対応」『中国——社会と文化』第12号、1997年。
- 汪婉「京師大学堂総教習吳汝綸の日本視察」『中国研究月報』541号、1993年。
- 汪婉「清末各省提学使の日本教育視察」『中国研究月報』587号、1997年1月。
- 蔭山雅博「中国近代教育史研究の方法と対象に関する考察——清末民初におけるエリート層の教育認識を中心として」、『アジア教育史研究』第4号、1995年3月。
- 川尻文彦「清末江南文人の読書生活（序論）—孫宝瑄『忘山廬日記』を読む」、『近きに在りて』第52号、2007年11月。

- 島田虔次「辛亥革命期の孔子問題」、小野川秀美、島田虔次『辛亥革命の研究』、筑摩書房、1978年。
- 周東怡「清末における新式教育の展開と伝統士人——伝統士人の日記から見えたもの——」、『中国——社会と文化』第二十七号、2012年7月。
- 周東怡「清末学制における「読経講経」科目の設置およびその内容について」、『アジア地域文化研究』第6期、2009年度。
- 肖啓明「蔡元培の「廢孔」主張について」、『アジア文化研究』1999年6月第6号。
- 新保敦子「中華民国時期における近代学制対地方の浸透与私塾——江蘇省をめぐる——」、狭間直樹編『中国国民革命の研究』、1992年。
- 高田幸男「江蘇教育総会の誕生——教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート——」、『駿台史学』第103号、1998年3月。
- 高田幸男「清末江蘇における地方自治の構築と教育会——江蘇省教育総会による地域エリートの「改造」——」、『駿台史学』第111号、2001年2月。
- 高田幸男「辛亥革命期における「国民」の創造——その初歩的考察——」、『近きに在りて』第39号、2001年8月
- 高田幸男「20世紀初頭、中国長江下流域における教育界ネットワークの研究—江蘇学務総会によるネットワーク構築の初歩的考察—」、『明治大学人文科学研究紀要』第50冊、2002年3月
- 樽本照雄「経済特科考」、『大阪経大論集』第46巻第2号、1995年7月。
- 土屋洋「清末の修身教科書と日本」、『史林』88期3号、2005年。
- 田正平著・蔭山雅博訳「清末における中国知識人の日本教育視察」、『国立教育研究所集録』第25号、1992年。
- 早川敦「清末の学堂奨励について」、『東洋史研究』62巻3号、2003年。
- 村田雄二郎「辛亥革命時期的「尊孔」問題——清末教育改革与張之洞」、『外国語科研究紀要』第41巻第5号、1994年3月。
- 村田雄二郎「孔教と淫祠——清末廟産興学思想の一側面」、『中国——社会と文化』第7号、1992年6月。
- 村田雄二郎「グローバルヒストリーの中の辛亥革命」、辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』、岩波書店、2012年。
- 森紀子『転換期における中国儒教運動』、京都大学学術出版会、2005年。
- 容応黄「吳汝綸と『東遊叢録』——ある『洋務派』の教育改革案」、平野健一郎編『近代日本とアジア：文化の交流と摩擦』東京大学出版会、1984年。
- 林友春「清末における教育の近代化と日本」、『学習院大学東洋文化研究所調査研究報告』14、1982年。

## 六、中国語文献・論文

- 陳景磐『中国近代教育史』、人民教育出版社、1979年。
- 陳啓天『近代中国教育史』、台湾中華書局、1979年再版。（初刊は、陳翊林『最近三十年中国教育史』、太平洋書店、1930年。）
- 陳青之『中国教育史』、商務印書館、1936年。
- 但昭彬『話語与權力——中国近現代教育宗旨的話語分析』、山東教育出版社、2008年。
- 丁致聘編『中国近七十年来教育記事』、国立編訳館、1935年。
- 董宝良・熊賢君『從湖北看中国教育近代化』、広東教育出版社、1996年。
- 范玉秋『清末民初孔教運動研究』、中国海洋大学出版社、2006年。
- 閔曉紅『晚清学部研究』、広東教育出版社、2000年。
- 黄春木『近代以来中国国民教育之發展（1904—1940）——国家認同の建構』、国立台湾師範大学教育研究所修氏論文、1995年。
- 黄福慶『清末留日学生』、台北中央研究院近代史研究專刊（34）、1975年。
- 郝錦花『新旧学制更易与鄉村社会变遷』、人民出版社、2009年。
- 洪明『現代新儒学教育流派研究』、広東教育出版社、2009年。
- 黄土嘉『晚清教育政策演變史(1862-1911)』、台北心理出版社、2006年。
- 洪振寧編著『宋元明清温州文化編年記事』、浙江人民出版社、2009年。
- 蒋純焦『一個階級の消失——晚清以降塾師研究』、上海書店出版社、2007年。
- 江銘・謝長江主編『中国教育史專題研究叢書』（合計9冊）、山西教育出版社、2006年。
- 江瑞顏『奏定学堂章程之中小学堂課程研究』、台湾師範大学教育研究所修士論文、1994年。
- 林慶彰主編『近代中国知識分子在日本』（三冊）、台北万卷楼、2003年。
- 呂順長『清末浙江与日本』、上海古籍出版社、2001年。
- 李世衆『晚清士紳与地方政治——以温州為中心的考察』、上海人民出版社、2006年。
- 李孝悌『清末の下層社会啓蒙運動：1901—1911』、中央研究院近代史研究所專刊、1992年。
- 李細珠『張之洞与清末新政研究』上海書店出版社、2003年。
- 劉曉芳『晚清浙江初等教育的發展（1893～1911）』、國立臺灣師範大學教育研究所論文、2002年。
- 呂小燕『中国小学現代化之問題与研究——江蘇省為例（1902—1936）』、東海大学歴史研究所修士論文、1989年。
- 錢曼倩・金林祥『中国近代学制比較研究』、広東教育出版社、1996年。
- 邱秀香『清末新式教育的理想与現實——以新式小学堂興辦為中心的探討』、台湾国立政治大学歴史系出版社、

2000年。

[美]任達著·李仲賢譯『新政革命与日本——中国、1898—1912年』、江蘇人民出版社、1998年。(元題名: Douglas R. Reynolds, *China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan*, Harvard University Press, 1993.)。

史春風『商務印書館与中国近代文化』、北京大学出版社、2006年。

桑兵『晚清学堂学生与社会變遷』、稻禾出版社、1999年。

商麗浩『政府与社会——近代公共教育經費配置研究』、河北教育出版社、2002年。

蘇雲峰『張之洞与湖北教育改革』台北中央研究院近代史研究所、1976年

蘇雲峰『從清華学堂到清華大学——1911—1929』、台北中央研究院近代史研究專刊、1996年。

蘇雲峰『三(兩)江師範学堂——南京大学的前身、1903—1911』、台北中央研究院近代史研究專刊、2002年。

蘇雲峰著·吳家瑩整理『中国新教育的萌芽与成長』、北京大学出版社、2007年。

孫延釗撰、徐和雍·周立人整理『孫衣言孫詒讓父子年譜』、上海社会科学院出版社、2003年。

王建軍『中国近代教科書發展研究』、廣東教育出版社、1996年。

王倫信『清末民国時期中学教育研究』、上海華東師範大学出版社、2002年。

王先明『近代紳士——一個封建階層的歷史命運』、天津人民出版社、1997年。

汪向榮『日本教習』、三聯書局、1988年。

吳洪成·田謐等著『晚清教師史研究』、河北大学出版社、2012年。

吳小鷗『中国近代教科書的啓蒙價值』、福建教育出版社、2011年。

熊春文『中国教育精神的現代轉型』、中国人民大学出版社、2012年。

熊賢君『中国女子教育史』、山西教育出版社、2006年。

謝張法『借鑒与融合——留美学生抗戰前教育活動研究』、河北教育出版社、2001年。

閻宏芬『經商与辦學——近代商人教育活動研究』、河北教育出版社、2001年。

余偉民·劉昶主編『文化和教育視野中的國民意識』、上海辭書出版社、2012年。

楊曉『中日近代教育關係史』、人民教育出版社、2004年。

楊雪『清代湖北賓興研究』、武昌華中師範大学古代史碩士論文、2009年。

張彬『從浙江看中国教育近代化』、廣東教育出版社、1996年。

周慧梅『民衆教育館与中国社会變遷』、台北:秀威資訊、2013年。

鄭龍琪『清代科舉考生的赴考旅費補助研究——以方志所見的賓興活動為中心』、台湾国立成功大学歷史系碩士論文、2010年。

周其厚『中華書局与近代文化』、中華書局、2007年。

張衛波『民国初期尊孔思潮研究』、人民出版社、2006年。

- 張仲礼『中国紳士—關於其在十九世紀中国社会中作用的研究』、上海社会科学院出版社、1991年。
- 蔡路武·楊玉珍「辛亥老人朱峙三先生」、『武漢文史資料』、2007年第7期。
- 陳慶璠「近代新学体制与城鄉分離的加劇」、『福建論壇』人文社科版、2005年8月。
- 陳勝「鄉紳日記中的清末教育变革——基於士人心態的考察」、『呂梁学院學報』第1卷第1期、2011年2月。
- 陳勝·田正平「橫看成嶺側成峰：鄉村士人心中的清末教育变革图景——以『退想齋日記』和『朱峙三日記』為中心的考察」、『教育學報』第7卷第2期、2011年4月。
- 陳昀秀『清末的江蘇教育總會（1905-1911）』、国立台湾大学歷史系碩士論文、2007年。
- 高田幸男「張謇与江蘇教育總會」、『江海縱橫』、2000年5月。
- 閔曉紅「清末中央教育會述論」、『近代史研究』、2000年第4期。
- 閔曉紅「科举停廢与清末政情」、『中国社会科学（京）』、2004年3月。
- 閔曉紅「科举停廢与近代鄉村士人——以劉大鵬、朱峙三日記為視角的比較考察」、『歷史研究』2005年第5期。
- 閔曉紅「晚清議改科举新探」、『史學月刊』、2007年第10期。
- 花宏艷「從『退想齋日記』看晚清世風与土風之丕變」、『史學月刊』2012年2月。
- 黃克武「民国初年孔教問題之爭論」、『国立台湾師範大学歷史學報』第12期、1981年。
- 何玲「清末經濟特科探析」、『歷史档案』、2004年第1期。
- 郝棉花、王先明「論20世紀初葉中国鄉間私塾的文化地位」、『教育學』、2005年第4期。
- 洪喜美「近代私塾學校化——以江蘇省為例的探討（1904—1937）」、『国史館館刊』25期、1998年。
- 黃義樞·劉水雲「張綱『杜隱園日記』中的地方戲劇史料」、『文獻』、2007年第3期。
- 洪震寰「清末的瑞安學計館与瑞安天算學社」、『中国科技史料』第9卷第1期、1988年。
- 胡珠生「孫詒讓的學術成就和社会貢獻——紀念孫氏誕生140周年」、胡珠生『胡珠生集』、黄山書社、2008年。
- 賈国静「私塾与学堂：清末民初教育的二元結構」、『四川師範大学學報（社会科学版）』、2002年第1期。
- 康大寿·潘家德「清末經濟特科述論」、『社会科学研究（成都）』、1990年2月。
- 呂芳上「日記內外的歷史——作為史料的日記解讀」、呂芳上編『蔣中正日記与民国史研究』、世界大同出版者、2011年。
- 廖秀真「清末女学在学制上的演進及女子小学教育的發展 一八九七——一九一一」、李又寧·張玉法編『中国婦女史論文集2』、台湾商務印書館、1988年。
- 劉龍心「晚清民族觀念的蛻變与重塑——以新式学堂教育為對象的考察」、『輔仁歷史學報』6期、1994年。
- 劉龍心「從科举到学堂——策論与晚清的知識轉型（1901—1905）」、『中央研究院近代史研究所集刊』第58期、2007年12月。
- 劉水雲·黃義樞「試論張綱『杜隱園觀劇記』的戲曲史料價值」、『温州大学學報（社会科学版）』、2007年第4期。

羅衍軍「沈艾娣著《夢醒子：一位華北村莊士紳的生平、一八五七—一九四二》」、《『歷史研究』》2006年第2期。

羅志田「科举制的廢除與四民社會的解體——一個內地鄉紳眼中的近代社會變遷」、《『清華學報』》(新竹)、第25卷第4期、1995年2月。

羅志田「清季科舉制改革的社会影響」、《『中國社會科學』》、1998年第4期。

羅志田「科舉制廢除在鄉村中的社会後果」、《『中國社會科學』》、2006年第1期

羅志田「革命的形成：清季十年的轉折(中)」、《『近代史研究』》、2012年第6期

沈國威「關於清学部編《簡易識字課本》(1909)」、《『或問 WAKUMON』》第17号、2009年。

孫慧敏「『新式學校』觀念的形成及影響」、王汎森等著《『中國近代思想史的轉型時代』》、聯經出版事業股份有限公司、2007年。

沙培德「『利於君 利於民』：晚清官員對立憲之議論」、《『中央研究院近代史研究所集刊』》第42期、民國92年(2003年)12月。

童富勇「孫詒讓與瑞安學計館」、《『浙江學刊』》、1987年6月。

田正平「清末毀學風潮與鄉村教育早期現代化的受挫」、《『教育學』》2007年第8期。

王笛「清末新政與近代學堂的興起」、《『近代史研究』》、1987年第3期。

王海燕「劉大鵬的科舉情結」(《『中國考試(研究版)』》、2007年4月。

汪婉「近代中國的國民教育與日本模式」、《『共立女子大學綜合文化研究所紀要』》第11号、2005年。

王振忠「『朱峙三日記』所見晚清武昌縣民俗及其變遷」、《『民俗研究』》、2001年3月 No.1。

徐承煌「瑞安學計館與瑞安天算學社」、《『溫州大學學報』》、2003年9月。

行龍「懷才不遇——內地鄉紳劉大鵬的生活軌跡」、《『清史研究』》、2005年第2期。

薛玉琴、劉正偉「清末地方自治與近代義務教育的興起」、《『教育學』》、2003年第3期。

楊天平「民國初年的教育宗旨」、《『師資培訓研究』》、2002年第2期。

蔭山雅博「中國教育近代化過程中日中兩國的知的交流」《『專修商學論集』》第67期、1998年。

蔭山雅博「日本明治時代對中國教育近代化之影響——中國近代化的事例研究——」《『專修大學人文社會研究所人文科學年報』》第25期、1995年。

尤育号「清末民初社會教育及其特點初探」、《『廣西社會科學』》、2003年第8期。

尤育号「在舊學與新知之間：一個鄉村士紳的閱讀世界——以張桐『杜隱園日記』為中心」、《『歷史教學問題』》、2011年第4期。

余英時「試說科舉在中國史上的功能與意義」、《『二十一世紀』》、2005年6月。

于瀟「全國臨時教育會議與民初教育改革」、田正平·程斯輝主編《『辛亥革命與中國近代教育——第五屆海峽兩岸教育史論壇論文集』》浙江大學出版社、2012年。



張彬「浙江教育近代化的先驅者孫詒讓」、《浙江大學學報》第 29 卷第 1 期、1999 年 2 月。

周東怡「清末赴日視察風潮中知識份子的活動——以嚴修的教育活動及其貢獻為探討中心」、《台灣師大歷史學報》第 46 期、2011 年 12 月。

周谷平·章亮「蔡元培和民初學制改革——紀念蔡元培誕辰 130 周年」、《杭州大學學報》第 28 卷第 4 期、1998 年 10 月。

周慧梅·王炳照「沿革與流變：從古代社會教化到近代民衆教育」、《河北師範大學學報（教育科學版）》第 7 卷第 4 期、2005 年 7 月。

趙建民「吳汝綸赴日考察與中國學制近代化」《中國近代史》、2000 年第 2 期。

朱鵬「晚清教育宗旨奏摺試析」、《雲南社會科學》、1996 年第 5 期。

張蓉「江蘇教育總會與清末新教育」、《江蘇教育學院學報（社會科學版）》第 19 卷第 2 期、2003 年 3 月。

周文佳「民國初年“壬子癸丑學制”述評」、《河北師範大學學報》（教育科學版）第 13 卷第 11 期、2011 年 11 月。

朱貞「清季學制改革下的學堂與經學」、《中山大學學報（社會科學版）》第 51 卷、2011 年。

周振鶴「官紳新一輪默契的成立——論清末的廢科舉興學堂的社会文化背景」、《復旦學報》（社科版）、1998 年第 4 期。

Henrietta Harrison. *The Man Awakened from Dreams: One Man's Life in a North China Village 1857-1942*. Stanford: Stanford University Press, 2005.

Peter Zarrow, "Constitutionalism and the Imagination of the State: Official Views of Political Reform in the Late Qing," Peter Zarrow ed., *Creating Chinese Modernity: Knowledge and Everyday Life, 1900-1940*. New York: Peter Lang, 2006.